

経済学史学会 大会報告集

第73回 全国大会

慶應義塾大学

2009年5月30日（土）～31日（日）

目次

第1日目 5月30日(土)

●【第1会場】(526 教室)

- (1) 10:00-「甦るチューネン—『自然労賃』の真意—」
土田和長(富士大学)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 11:10-「エドモンド・バークのポリティカル・エコノミー」
中澤信彦(関西大学)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (3) 14:10-「スミス労働価値論の再読—商品価値の認識と実在—」
渡辺恵一(京都学園大学)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (4) 15:20-「A. スミス生産的労働論の検証」
星野彰男(関東学院大学・名)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (5) 16:30-「アダム・スミスの共感論と公平な観察者論」
新村聡(岡山大学)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

●【第2会場】(527 教室)

- (1) 10:00-「J. S. ミルの労働費用・利潤相反論と株式会社論—ミル『経済学原理』における編別構成との関連で—」
前原直子(法政大学・院)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- (2) 11:10-「J. S. ミルと女子高等教育—フェミニズムの理論と実践—」
船木恵子(武蔵大学)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- (3) 14:10-「19世紀中葉期イギリスにおける経営管理の理論化の試み—C. バベッジとJ. モントゴメリーの所説を手がかりに—」
村田和博(埼玉学園大学)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- (4) 15:20-「レオン・ワルラスは父親の経済思想をどのように受け継いだか—フランス民法典とワルラス父子の経済思想—」
安藤金男(名古屋市立大学・名)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- (5) 16:30-「明治初期における神田孝平の税制改革案—税務行政簡略化の構

想を中心に—」

南森茂太 (関西学院大学・研究員) 55

●【第3会場】(528 教室)

(1) 10:00-「ナッシュ均衡の再検討」

杉本昌俊 61

(2) 11:10-「未完の著『正しい政策』—ホートリーの社会哲学をめぐって—」

平井俊顕 (上智大学) 67

(3) 14:10-「近代的パラダイムにおける L. ロビンズの方法論の再考」

田中啓太 (名古屋大学・院) 73

(4) 15:20-「日本におけるロビンズの導入過程—1930年代と1950年代」

小峯敦 (龍谷大学) 79

(5) 16:30-「経済危機と経済学—70年代大インフレ期の日本のマクロ経済政策をめぐって—」

片岡剛士 (三菱UFJリサーチ&コンサルティング) + 若田部昌澄 (早稲田大学) 85

第2日目 5月31日(日)

◎【第1会場】(526 教室)

(1) 9:30-「経済学史研究に社会科学的な意義はあるだろうか?—「経済学組織」の分析例によるその評価—」

神武庸四郎 (一橋大学) 91

(2) 10:40-「現代経済学の方法論的影響—戦後政治学における選択理論の展開—」

西本和見 (名古屋大学・院) 97

(3) 12:40- セッション「マルサス主義の国際的普及」

組織者: 永井義雄 103

報告者:

「フランス語圏におけるマルサス人口論の普及過程」

喜多見洋 (大阪産業大学) 104

「イタリアにおけるマルサス受容の一断面」

堀田誠三 (福山市立女子短期大学) 109

「19 世紀末フランスにおけるマルサス主義, 新マルサス主義, 反マルサス主義」 栗田啓子 (東京女子大学)	112
---	-----

◎【第 2 会場】(527 教室)

(1) 9:30-「トーマス・ヘップバーンと 18 世紀オークニー諸島」 古家弘幸 (徳島文理大学)	118
(2) 10:40-「エディンバラからケンブリッジへ—経済学の知られざる伝播の経路」 久保真 (嘉悦大学)	124
(3) 12:40- セッション「啓蒙と経済学の形成—フランス, イタリア, ドイツの事例」 組織者: 田中秀夫 (京都大学) 報告者: 「ジェノヴェージ〈エコノミーア・チヴィーレ〉の生成」 奥田敬 (甲南大学) 「ボワギルベールの自由主義経済学とその思想的源泉—ジャンセニズムとの関連をめぐって—」 米田昇平 (下関市立大学) 「ユストゥス・メーザーの国家・経済思想」 原田哲史 (四日市大学)	130 131 137 143

◎【第 3 会場】(528 教室)

(1) 9:30-「初期ピグーの保護関税批判論と厚生経済学の三命題」 山本崇史 (北海道大学・院)	149
(2) 11:10-「初期ピグーの慈善論と救貧法改革論」 本郷亮 (弘前学院大学)	155
(3) 14:10-「The Sources of Monopoly Power before Bain」 Manuela Mosca (Univ. of Salento, Italy)	161

標準時間: 報告 30 分、討論者のコメント 7 分、返答 3 分、議論 20 分

昼食: 522 教室 総会: 526 教室 懇親会: 中国飯店・三田店

甦るチューネン——『自然労賃』の真意——

“Reborn Thünen——Genuine Meaning of ‘Natural Wage’——”

土田 和長（富士大学）

I. 課題

チューネンは『孤立国』第 2 部分配論の研究において「自然労賃」概念を機軸として用いている。この概念の真の意味を掴むことが小稿の課題である。なぜ、それを、今、問題とするか。グローバル競争と戦後最大の不況下、雇用激減と労賃低下、労働分配率低下が進んでおり、改めて、労賃の適正水準とその形成メカニズムの再確認が求められているからである。

チューネンは、労働報酬、資本報酬、土地報酬、経営報酬が、各々の生産力とその効果実現までの時間 risk を基礎に形成されていることを明らかにしようとした。risk と保険の問題をひとまず後景に置き、報酬の源泉、基準が生産力、それも、限界生産力にあることを明らかにしようとした。その調整が、経済主体の最適化行動と市場評価 system によって行われることを明らかにしようとした。

小稿では、第 2 部の全体構成、各章の位置と役割、論理の流れに留意し、それらを活かす形でチューネンの論理を首尾一貫化することを目指す。チューネンは読み替えられ蘇る。ところで、第 2 部全体の簡にして要をえたまとめは、これまで、なかったように思われる。マーシャルの残した言葉は示唆的である。

「フィッシャー教授がクールノーをケアしたように、私は、誰かがチューネンをケアしてくれることを望む。私は、チューネンは直訳されるべきでなく、彼の作品の要約が、第 2 部のこなれた翻訳とともに与えられるべきだと思う」。Pigou, *Memorial of Marshall*.

II. 『孤立国』梗概

チューネンは、第 2 部序論において、第 1 部の方法と内容を振り返り、第 2 部の企図を次のように説明している。スミスの経済学とテーアの農学に学び、新しい問題を提起する。農業経営の活動目的は純収益（賃料）最大化にある。賃料の大きさは、価格、生産力（土地、資本、労働の）、市場距離、企業規模と経営形態に依存する。

第 1 部では、賃料最大化視角から市場距離と経営形態の関係を集中的に考察した。財の価格は都市消費市場で決まるが、そこから遠く離れるほど輸送費が嵩むので、その分、農業経営が立地する地点での価格が低く抑えられる。この低価格に耐えられる低コスト経営を作らない限り、遠方での経営は成り立たない。この corollary から、消費都市を中心に同心円状に、自由式、林業、輪裁式、穀草式、三圃式、畜産という 6 つの経済圏域が広がる。

第 2 部では、生産力の限界変化と投資の最適規模の関係を分析し、自然合理に定まる均衡点での価格と投資規模、分配の法則を明らかにする。価格を所与とし、限界生産力逡減を前提したとき、賃料最大化を目指す企業家は投資をどのように最適調整するか、最適状

態、均衡状態において、要素価格（労働と資本の）、要素報酬、分配を規定しているものは何か。第2部が別名、分配論、均衡論、限界生産力説と呼ばれる所以はここにある。

第2部1編1章から5章では、自然労賃の概念が不明瞭であることを示し、研究の動機を開陳する。労賃は需給を通して生存費に決まる、多くの人々がそう思い込んでいる。資本家と地主が取り過ぎているため、労働者の取り分が割りを食っている、それが貧困の原因だ、そう思い込んでいる。いったい、分配問題に自然合理の法則はあるのか、あるなら、いかなるものか、この問題を科学的に探求する。

企業家と労働者の報酬格差は大きい。この事実を皆知っているのに、なぜ、労働者は企業家になろうとしないのか。学識・能力・リスクテイク心の不足ゆえ。早婚、浪費、教育軽視ゆえ。低労賃で教育を受ける機会に恵まれないゆえ。公費による初等教育の普及が必要である。

貧民階級の幸福のためとして、**Sozialiten** は相続権の否認を、**Kommuniten** は財産の分配を、**Egalitaires** は都市の破壊と富者の殺害を要求している。復讐の女神ネメシスの手に操られるままでは、悲惨な歴史が繰り返されるだけである。

労賃は労働者と雇用主の間で結ばれる契約によって定まる。市場競争と需給調整を通して、維持費+余剰、の水準に定まる。人為でなく自然に形成される労賃の大きさを規定するものは何か。生産力と価格比で決まる利率と労賃の法則的関連に注目すべきだ。

6章から7章では、定義と前提を明らかにする。価値測定物として貨幣とライ麦を併用する。1年労働の報酬を1年労賃Aとして、維持費aと余剰yの計で表す。1年労働で製作される資本を1年労働資本と呼び、その価値をAと評価する。資本を製作、装備する理由は生産性上昇による純収益アップにある。労働生産物=付加価値=労賃+資本賃料（純収益）であり、純収益=利子+経営利潤である。スミスは、利子と経営利潤の区別を曖昧にしたが、本研究では重視する。

8章では、資本の本源的創出過程を扱う。**Tropen Länder** を仮想的に設定し、**primitive** な社会で、自然の恵みと協働し、資本装備0の裸労働で生活維持の必要分を超える生産物を獲得する事情を明らかにする。1年生活維持分をa、1年労働が産出する生産物量をA、 $A - a = y$ を労働余剰、 $y / a = s$ を労働利率とする。

生産と生活の繰り返しの中でyが貯蓄され、積立てられる。知識・技術・文化を前提として、この積立yを基に資本製作が始められる。資本を製作し装備して労働すると、生産力が著しく増幅され、生産量が著増し、余剰が飛躍的に増加するからだ。1年労働で製作される資本を1年労働資本と呼べば、その価値は1年労賃Aに等しいとみなされる。資本による労働の生産力増幅効果を、その償却分を控除した後に残る資本賃料 α で表すと、1年労働資本の利率 $z = \alpha / A$ 、労働生産物（付加価値） $p = A + \alpha$ となる。

資本が製作・装備される条件は $s \leq z$ で表せる。このとき、資本装備したほうが有利だからである。この採算条件式を変形すると、 $a + y \leq \sqrt{a p}$ が導ける。

9、10章では、採算条件が満たされたと前提して、次に、資本の加配はどこまでなされるかを問う。採算条件が満たされなくなるまでである。限界生産力逡減を前提すれば、資本

加配とともに限界 z は逡減し、いつか s に等しくなるときが来る。そのとき、資本は飽和 saturation し、合理的に稼得される純収益が最大化され、資本装備が最適となる。

注目すべきは、限界 z に対応する限界賃料が標準賃料となり、それ以前に加配された先行資本に超過賃料が発生することである。チューネンは、これを労賃に組入れ、労賃上昇に合わせて資本価値の評価替を行う。1年労賃が上昇した以上、1年労賃で製作される1年労働資本の価値も同額に引き上げられると考える。 α が逡減し、資本価値が逡増するのであるから、限界 z の低落は加速され、資本加配の最適数は減少する。

11章では、資本の最適装備数の問題を、配当 Die Rente des kapitalerzeugenden Arbeiters, Auf 1 Mann fällt eine Rente von 最大化視角から問い直す。資本製作コストをその製作に必要な年貯蓄 y の数で表し、その上で、資本加配数 q に応じ、配当 $r = y z$ がどのように変化するかを追い、その最大化が果たされるときの q を最適装備数とする。合理的な労働者は「自利」Das eigene Interesse により装備を最適調整する。

12章では、本源的資本と高度資本の関係を、母国と植民地との関係の中で明らかにする。本源的資本 das ursprüngliche Kapital、das uranfängliche Kapital の蓄積→富増進→人口過剰→土地不足と貧困→新天地→高度資本 das Kapitale der höhern Grade 創出→母国より豊かな暮らし、と Schema 化される。

13章では、資本の高い生産力を労働の生産力に還元、換算する。限界 $z > s$ である限り、資本加配は続けられ、限界生産力逡減によりほどなく資本飽和し、 $z = s$ となる。資本加配過程でボトルネックが生じ、資本調達がままならぬ状態のときは、資本価格が上昇し、そちらのルートから $z = s$ となる。man-power 当たり、human capital power 当たりの限界生産力を base に報酬が決まる。capital の原義が人頭であることを思い出されたい。よって、均衡において、人当たり、労働時間当たり、労賃（貨幣、ライ麦表示併用）当たりで生産性を算出することは有意である。投入労働 energy 量と生産効果との関連を問うことは有意である。しかし、取引数量と価格を調整するのは博愛的統治者ではない。人為統制ではなく自然客体の市場法則、自由競争法則による。投入要素価格と産出物価格はともに市場において需要側からの効用評価と供給側からの費用評価との間の闘ぎあい、クロスを通して形成される。その際の衡平、バランスは何かと問われれば、統一価値表示、換算、利率均等、と答えられるだろう。公正な労賃は、市場評価を浴びながら労働の限界生産力水準に照応する大きさに収斂する。

14章では、自然労賃が辺境地における独立自営生産者の報酬に照応する額に調整されることを、市場労賃の騰落→限界耕作境の縮拡、のプロセスを通して明らかにする。

15章、16章では、 q 一定、分配率可変として自然労賃が公式 $\sqrt{a p}$ で与えられることを示す。

$$r = \{p - (a + y)\} y / q (a + y)$$

$$d r / d y = \{[\{p - (a + y)\} y]'\} q (a + y) - \{p - (a + y)\} y \{q (a + y)\}' / \{q (a + y)\}^2 = 0$$

$$\therefore a^2 + 2 a y + y^2 - a p = 0$$

$$\therefore a + y = \sqrt{a p}$$

r を最大化する y、そして A が、これにより求められる。しかし、待て。1 階の微分で、

$$d r / d y = \left[\left\{ p - (a + y) \right\} y \right]' q (a + y) - \left\{ p - (a + y) \right\} y \left\{ q (a + y) \right\}'$$

$$/ \left\{ q (a + y) \right\}^2$$

$$= - \left\{ q (a + y)^2 - a p \right\} / \left\{ q (a + y) \right\}^2$$

となり、 $q (a + y)^2 < a p$ でないと、 $d r / d y > 0$ 、r が y の増加関数にならない。
 $q = 1$ と仮定して、 $a + y < \sqrt{a p}$ になる態である。2 階の微分で、

$$d^2 r / d y^2 = -2 q (a + y) \left\{ q (a + y) \right\}^2 + \left\{ q (a + y)^2 - a p \right\} 2 q^2 (a + y)$$

$$/ \left\{ q (a + y) \right\}^4$$

となり、 $q (a + y)^2 < a p$ でないと、 $d^2 r / d y^2 < 0$ とならない。 $q = 1$ と仮定して、
 $a + y < \sqrt{a p}$ となる態である。

17 章では、資本による労働代替の合理的限界を $k = 1 / z$ と与える。ここで、k は 1 年労働と置換される年労働資本数を表す。

18 章では、q 可変として限界生産力労賃 $p - \alpha q$ と自然労賃 $\sqrt{a p}$ の変化を追い、両者を一致させる q を探索する。q を 2 つの労賃が一致するように調整する主体は r 最大化を追求する連帯労働者である。r 最大化が果たされる時、2 労賃は一致する。注意すべきは、r 最大化時、 $s = q z$ となってしまうことだ。利率均等が自然均衡の base であるから、 $\sqrt{a p}$ はここに難点を抱え込んでいる。

19 章では、労賃所与として労働の限界生産力価値による雇用量の最適決定を説明する。所与の労賃の下で、雇用主は労働をどの程度念入り sorgfältig に行くか。労働投入するか。雇用主は、労賃 \leq 労働の限界生産力価値、の範囲で雇用を追加する。雇用追加によって労働の限界生産力価値が逡減し、労賃と一致するに至るまで採用し続ける。その結果、労賃 = 労働の限界生産力価値、となる。

20、21 章では、資本と労働の均衡価格は過去労働の結晶（資本）と現在労働とが均等な率で報われる価格であると概括する。beide Gattungen von Arbeit, nämlich die im Kapital enthaltene und die für Lohn geleistete, sollen (gleich Qualität vorausgesetzt) auch gleich Renten liefern. 1 年労働と 1 年労働資本の自然均衡価格は $\sqrt{a p}$ になる。

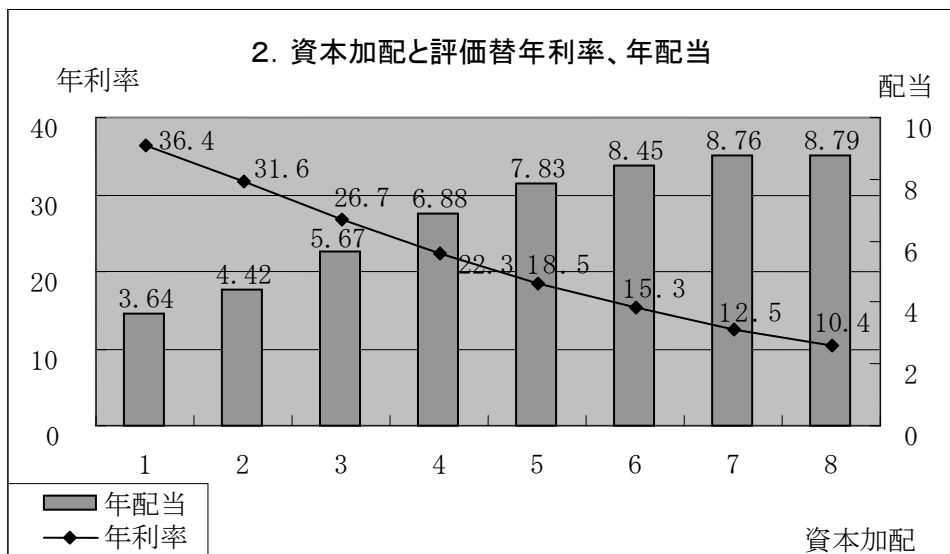
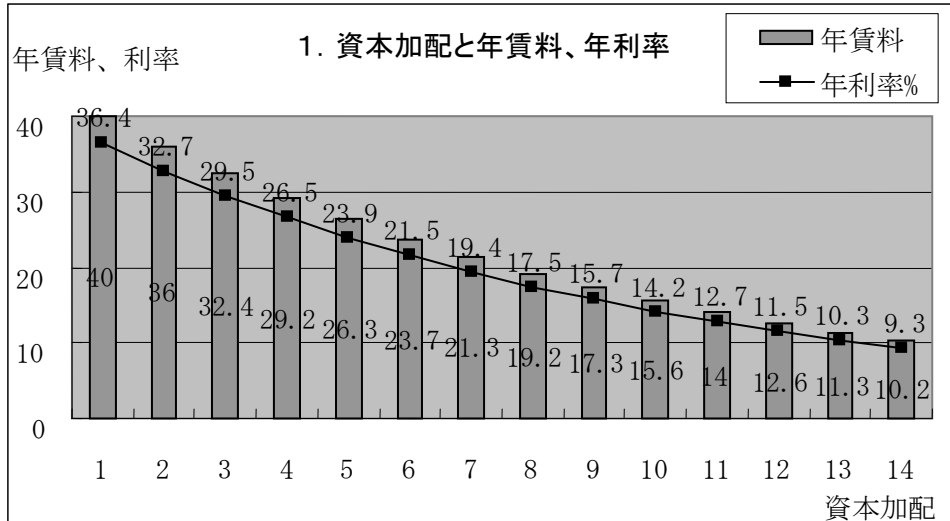
22 章では、土壌の生産力は労賃と資本利率に影響を与えるが、ヨーロッパでは無主未耕の土地がすでにないため $\sqrt{a p}$ 労賃が形成できず、分配をめぐる階級闘争が絶えないと説明する。しかし、北アメリカではまだ豊沃な土地が廉価に取得できるため $\sqrt{a p}$ 労賃が成立し、そのため険悪な階級闘争が生じず、初等教育が行き渡り、福祉拡大余力を残し、和合と平和が支配していると推論する。

最終 23 章では、ロストック市郊外にあるチューネン経営のテロー農場で、 $\sqrt{a p}$ を base とする利潤共益制農場を実施した事情を報告する。1848 年春、ヨーロッパに革命騒擾が広がり、マルクスの『共産党宣言』が発表されるなど、ヨーロッパを共産主義という名の妖怪が徘徊した。チューネンは騒擾でなく自分の農場で利潤共益制を実施する道を選んだ。利潤共益制農場は堅実に management され、チューネンの孫、アレクサンダー・フォン・チューネンの代まで維持された。1896 年、農場は他者に譲渡され、新しい所有者がやって

きた。新しい所有者が利潤共益制の廃止を提案したとき、反対する労働者は 1 人もいなかった、そのように伝えられている。

III. 剔抉

論点を剔抉しよう。



チューネンにしたがって、 $a = 100$ 、 $y = 10$ 、 $\alpha = 40$ 、 α は公比 0.9 で遞減、と仮定する。すると、13 番目の資本加配で限界 $z = s = 10\%$ となるので、そこで資本飽和する。13 番目の α である 11.3 が標準賃料となれば、それと先行加配資本の限界賃料との間で差額が発生する。超過賃料である。この超過賃料計を、チューネンは労賃に組入れる。労賃が上がるのに対応して資本価値も評価替される。限界 z 遞減が加速され、資本飽和点が 8 番目にシフトする。このとき、 $\sqrt{a p}$ も最大化されている。利率均等 q (採算ライン $s = z$) と配

当最大化 q は一致している（説明の限りでは）。チューネンのメイン視角は後者である。

しかし、もう一步踏み込んで検算すると、 $\sqrt{a p}$ が成立するとき、 $s = q z$ となっていることに気づく。付加価値を分配するとき、1年労賃と q 年労働資本との間で幾何平均の分配をしたためである。よって、利率均等化視角と配当最大化視角とは両立しえない。2つの労賃が一致することはない。ここで、チューネンの基本視角を利率均等化であったと理解すれば、主体最適化と市場調整による人為統制を排した自然な均衡価格形成という basic logic は蘇り、甦る。チューネンは、限界生産力 base での主体最適化と市場による需給調整を利率均等化視角から考察することにより、最適投資、労働余剰率＝資本利率＝経営利率での自然均衡、自然分配率を明らかにしたのである。

Samuelson は、 r 最大化を absurd purpose とし、 $\sqrt{a p}$ を normative economics、positivistic economics、logic にたいする crime、felony と断じた。Dorfman と根岸は、 $\sqrt{a p}$ は意外に robust と宥めた。 $\sqrt{a p}$ は妥当しないが、それが自然均衡を問題とし、人為統制を主張したのでないことは明瞭であろう。Samuelson はいった。”Having taken measure of the chaff and the kernel of his analysis, posterity can cherish his heritage.” “Genius is to be judged by its best performance : Johan Heinrich von Thünen was a genius, a neoclassicist before there was neoclassicism.” チューネンは偉哲であった。「情は他人のためならず」である。アメリカ経済学会会長を務めた Seligman は、1925 年に、Some Neglected Economists について書いた。小稿は、Left out Economic Equilibrium について論じたことになる。

配当最大化視角を利率均等化視角に移し、超過賃料を労賃に組み込まず経営利潤の源泉とすれば、logic は甦る。労働余剰率＝資本利率＝経営余剰率、とし、超過賃料に残余がある場合（経営者の資質・能力・職務難易度が労働者のそれを変わらないと仮定して）、企業に内部留保される。Niehans が論点整理し、Helmstädter が問題を visual 化し、Kurz が新たに論じているが、基本線は変わらない。

IV. 展開

一般に、純収益＝収入－費用

$$= (\text{生産量} - \text{売れ残り}) \times \text{販価} - (\text{投入量} / \text{耐用年数}) \times \text{購価}$$

$$= \{ (\text{生産性} - \text{売れ残り率}) \times \text{交易条件} - (1 / \text{耐用年数}) \} \times \text{購価} \times \text{投入量}$$

である。上式において、生産性、耐用年数、購入価格は意思決定時に確定しているが、売れ残り率、交易条件（＝販売価格に依存）は不確定である。予測判断し risk をとることなしに業を企むことはできない。限界生産力逓減を前提し、純収益最大化行動をとるとすれば、企業者の仕事、手腕発揮の場は、投入量を目的達成のための戦略変数とし、これを最適調整することとなる。限界投入量が採算ラインに達するまで追加投資を続け、ラインに達した所、資本飽和 saturation した所を限界純収益率の下限とし、そこで停止する。下限は、他部門の純収益率、利子率、損益 0、変動費以上、等によって与えられる。

エドモンド・バークのポリティカル・エコノミー

中澤信彦（関西大学）

I

報告者は今年 2 月末に『イギリス保守主義の政治経済学——バークとマルサス——』（ミネルヴァ書房）と題する初めての単著を公刊した。この拙い書物は、18 世紀末から 19 世紀はじめにかけてのイギリスを代表する 2 人の思想家、エドモンド・バーク（Edmund Burke, 1729/30-97）とトマス・ロバート・マルサス（Thomas Robert Malthus, 1766-1834）の政治・経済思想を「保守主義の政治経済学」という観点から一体的に考究しようとしている。拙著の目的は、これまで保守主義と呼び習わされてきた思想潮流の中に、両者の政治経済学を歴史的に再構成して位置付け、その作業を通して保守主義という思想潮流それ自体を豊饒化させることにある。

30 歳以上の年齢差にもかかわらず、バークとマルサスは共通してその主著である『フランス革命の省察』（1790）と『人口論』（1798）においてフランス革命への批判的態度を明確に表明しており、そればかりでなく、両者は生涯にわたってアダム・スミスへの好意的な態度を保持し、政治経済学という学問分野を重要視し、その発展に寄与しよう努めていた。拙著は、「保守主義の成立」を、フランス革命の衝撃という観点からのみならず、『国富論』の衝撃（経済思想史上のスミスの導入・継承・変容）という観点からも考究しようとしている。

具体的作業としては、すぐれて政治思想家と目されてきたバークの経済思想を歴史的に再構成し、それをバークの政治思想と有機的に接合しようとした。同時に、すぐれて経済思想家と目されてきたマルサスの政治思想を歴史的に再構成し、それをマルサスの経済思想と有機的に接合しようとした。このような作業を通じて、両者を同一平面上で対話させることを可能にし、経済学と保守主義がその生誕の時空をほぼ同じくしていたことの意味を明確化しようとした。

拙著が到達した結論をまとめるならば、以下のようなになる。バークとマルサスの思想的保守性は、そのフランス革命批判や階層秩序観に典型的に表現されているけれども、両者の間には無視できない差異も看取される。それは、両者が構想した政治経済学の基本構造上の差異を反映するものであって、そうした差異の根底には慎慮観（慎慮の徳の性質およびその担い手）の差異が横たわっている。バークの保守思想の歴史的特質は、広い意味での同時代人と言ってよいマルサスのそれとの対比によって、しかもスミスの導入・継承・修正のあり様の違いによって、いっそう明確に包括的に把握される。この意味において、「保守主義の成立」問題は「経済学の成立」問題と密接な関係を有していた。経済学と保守主

義がその生誕の時空をほぼ同じくしていたのは偶然どころではなく、歴史的な必然性を有していた。近代思想としての保守主義は啓蒙思想の一変種（ヴァリエント）であり、その生誕時から政治経済学的な思考を自らの体内に宿していた。バークもマルサスも近代社会としての商業社会（あるいは文明社会）を政治経済学的思考に基づいて擁護し保守しようとしたのだ。

おおよそ以上のような内容を示す拙著は（「まえがき」を兼ねた序章を除くと）全 10 章から構成されており、バークとマルサスの政治経済学観の性格的差異の解明を主題とする第 9 章「慎慮の政治経済学——「エコノミストの時代」と「純潔の徳」——」が中核章にあたる。今回はその第 9 章の内容を報告する。なお、報告時間の制約のため、第 9 章の全体ではなく、バークの政治経済学観を扱った前半部分のみの報告となってしまうことを、あらかじめお断りしておく。

II

議論の出発点として、バークの最晩年（死去の前年）の著作『ある貴族への手紙』（1796）の一節を紹介することにしたい。

私は議会に席を占めた最初の会期に、大ブリテンおよびその帝国の商業的・財政的・国制的・外交的諸利害全体（the whole commercial, financial, constitutional and foreign interests）を分析する必要を感じました。当時、私は多くのことをなしましたし、もし当時の事情が許したならば、はるかにもっと多くのことをなしたでしょう。当時は男盛りの年齢でありながら、私の身体全体はこの仕事で痛めつけられました。もし私がこの時に死んでいたら（事実、私は死期が極めて近いと思いました）、私はこの時すでに、ベッドフォード（Francis Russell, 5th Duke of Bedford, 1765-1802）流の報国の観念をもってしても評価できないほどの高い評価を、私の親族のために獲得していたはずです。・・・私の政界引退を容易にするよう国王陛下に進言した者たちの見なすところでは、私は単なるエコノミストにすぎない（only as an oeconomist）わけですが、閣下〔＝バークの友人かつパトロンであったフィリッツウィリアム伯爵（William Wentworth Fitzwilliam, 4th Earl of Fitzwilliam, 1748-1833）〕もそのようにお考えなのではないでしょうか？ しかし、よくよく考えてみるならば、それは大したことなのです。もし私が政治経済学に何の価値も認めていなかったら、それを青年期のごく早い時期から議会活動の最後近くまで、ささやかな研究の対象にし続けることはなかったでしょう。（少なくとも私の知る限りでは）ヨーロッパの他の国々でこの学問が理論家たちの研究対象となったのは、それが私の研究対象となった後のことです。この学問が前世紀に誕生したここイングランドでも、当時は未熟な状態でした。高位の

学識のある人々が、私の研究の全てが無駄なのではないと考え、それら不滅の業績 (immortal works) の詳細について、時々意見交換を求めてこられました。これらの研究の一部は、最も早い時期に公にされた私の仕事のいくつかの中に付随的に盛り込まれているでしょう。議会は 28 年以上にわたって、それらの効果を目撃してきたし、それらから多少の利益を得てきたのです。

自分の議員としての一番の貢献はインド問題にあるけれども、もし自分がエコノミストとしてのみ評価されたとしても、引退後に与えられた年金は正当である、というのがここでバークがいちばん言おうとしていることである。彼は自らの長年にわたる「政治経済学」の研究を「不滅の業績」と自画自賛し、「エコノミスト」たることを誇っている。それにもかかわらず、彼は市場の諸法則を主題とした著作を残していない¹。実際、この学問は前世紀 (17 世紀) にイングランドで誕生した、と彼自身がはっきりと述べているので、「(市場の諸法則を研究する新しい学問領域としての) 政治経済学はアダム・スミス (あるいはサー・ジェームズ・ステュアート) によって生み出された」とする今日の経済学史上の常識をバークの政治経済学観にそのまま投影することはできないはずである。それでは、バークは政治経済学という言葉をごどのような意味で用いていたのだろうか？

III

バークの言葉を文字通りに受け取るならば、政治経済学とは「大ブリテンおよびその帝国の商業的・財政的・国制的・外交的諸利害全体を分析する」学問領域のようである。しかし、彼の言葉をもう少し詳細に検討すれば、その政治経済学の内容をいっそう明確に規定できる。政治経済学の「研究の一部は、最も早い時期に公にされた私の仕事のいくつかの中に付随的に盛り込まれている」と彼自身が述べていることが、大きなヒントになる。「最も早い時期に公にされた私の仕事」とは、おそらく、彼が政界進出後に公刊した最初の本格的著作『「現在の国情」論』(1769) を指すように思われる。この著作は、植民地課税政策のプロパガンディストであるウィリアム・ノックス (William Knox, 1732-1819) の『現在の国情』(1768) の主張——英仏七年戦争後のイギリスの国家財政は危機的な状態にあり、

¹ 確かに、穀物市場と労働市場の自由放任を説くメモランダム『穀物不足に関する思索と詳論』(1795) は、大半のバーク研究者たちの間で彼の経済思想の集約的表現と目されている (拙著第 2 章)。しかし、彼は穀物市場と労働市場における自由放任を主張する際に政治経済学という言葉を用いていない。『穀物不足に関する思索と詳論』には政治経済学という言葉が登場しない。しかも、それは彼の仲間内で私的に回覧されただけで彼の生前に公刊されず、このメモランダム以外に真正面から市場を理論的に考察した著作は見当たらない。以上を考慮すると、彼は政治経済学という言葉で市場の諸法則を研究する学問領域という意味で用いていなかった、と考えるほうが妥当であろう。具体的な根拠を欠いたままで彼の市場への言及を彼の政治経済学と等号で結ぶことはできない。

戦勝国イギリスよりも敗戦国フランスのほうがはるかに暮らし向きが良い——を反駁するために書かれた。バークは、『「現在の国情」論』の約 60 パーセントを財政問題に費やして、統計を最大限に活用しつつ、ノックスの主張が誤りであることを立証しようとしている。この事実に加えて、バークが多大なエネルギーを投じた「経済改革」(1779-82)の実質的内容が「財政改革」であったことも考慮するなら、彼自身は、政治経済学という言葉、主として「国家に関する収支(釣り合い)の賢明な管理運営」——今日「財政学」と呼ばれる学問分野——の意味で用いていた、と考えるのが妥当であるだろう²。

財政学を中核とするバークの政治経済学は、彼の^{ブルーデンス}慎慮³の政治学(拙著第5章)の最も重要な領域を占める。慎慮の徳の有無・多寡こそが、「真の政治経済学」「真のエコノミー」「真のエコノミスト」と「偽の政治経済学」「偽のエコノミー」「偽のエコノミスト」とを隔てる分水嶺となる⁴。バークは真の文明社会と偽の文明社会(拙著第3章)、真の改革と偽の改革(拙著第4章)真の人間の権利と偽の人間の権利(拙著第5章)を峻別していたが、同様の峻別が政治経済学の領域でも行われていた。慎慮の徳を体得した真のエコノミストであることを自負するバークと、革命フランスにおける偽のエコノミストの精神の蔓延(慎慮の徳の欠如)を論難するバークの間には、何の矛盾も存在しない。従って、以下に引用する『フランス革命の省察』の最も有名な一節は、偽のエコノミストに対する告発として、読まれるべきである。

騎士道の時代は過ぎ去りました。詭弁家、エコノミスト、計算機の時代がそれに続

² 『「現在の国情」論』には、アメリカ植民地政策(課税・貿易など)に関する数多くの議論が含まれており、それらもバークの政治経済学のカヴァーすべき領域に含まれているように推察される。それらを「財政学」と呼ぶことは、今日の用語法から多少ずれてしまうけれども、財政収支も貿易収支も「国家に関する収支(釣り合い)」であることに変わりないから、バークにとって両者はほとんど無差別であったように思われる。

³ 「慎慮」は「時効(prescription)」と並ぶバーク思想の最重要概念の一つである。彼にとって慎慮は「あらゆる美德の中でも第一の美德」である。慎慮以外に美德のリストの中に数え上げられているものとして、「勤勉、礼節、誠実、規律」などがある。これらの美德を育むことは、「交換的正義」への習慣的な顧慮を育むことであり、成功を収めた商人ならそれらの美德を必ず身につけているはずである、とバークは述べる。しかし、これらの美德だけでは、政治家としての任務を遂行するに十分でない。真の政治家には「澁刺たつ精神、着実に忍耐強い注意力、比較総合する様々の力、機略に富んだ理解力・・・状況把握能力や用心」³が、すなわち、慎慮の徳が必要とされる。もちろん、それは無原則な日和見と同じでない。複雑きわまりない状況の中に身を置きながら、現存社会に諸徳を維持・涵養するべく、正しい目的と適切な手段をともに考慮するような、実践知らないし実践的能力のことである。実際、政治家が慎慮の徳を欠いているような国では社会はアナキーに陥ってしまう——革命後のフランスの混乱がそれを例証している——から、「勤勉、礼節、誠実、規律」などの下級の諸徳は、発揮の前提条件を失ってしまうことになる。慎慮があらゆる美德の中でも第一の美德とみなされるゆえんである。

⁴ バークは、本来「家産の賢明な管理運営」を意味する「エコノミー」の語を、しばしば「ポリティカル・エコノミー(政治経済学)」と同義で用いており、おそらくその関係で、国家に関する収支(釣り合い)の管理運営者をしばしば単に「エコノミスト」と呼んでいる。

きます。ヨーロッパの栄光は永遠に消え失せました。身分と女性に対するあの寛大な忠誠、あの誇り高い服従、あの威厳のある従順、奴隷身分にあつてすら昂然たる自由の精神を保持させたあの恭順は、もはや決して見られないでしょう。金銭に換えがたい人生の優美さ、諸国民の安価な防衛、男らしい感情と英雄的な行動の揺籃も過ぎ去りました。・・・貴方がたの革命の成就した日、ヨーロッパは、全体として見れば疑いもなく繁栄状態にありました。その繁栄状態のうちどれだけが我々の古い習俗（作法）と思想の精神に負っていたのか、簡単には申せません。・・・我々の習俗、我々の文明、そして文明や習俗と結びついた全ての価値ある事どもは、我がこのヨーロッパ世界においては、幾世紀にもわたり 2 つの原則の上に立脚して来ました。いやその 2 つが結合した結果でもありました。これにも勝って確実なことはありません。私が申しているのは紳士の精神と宗教の精神です。

ここでの「エコノミスト」が公収入の管理者（財政家）を意味することは、すぐ後に「諸国民の安価な防衛」という言葉が登場することからも容易に理解できる。フランスの政治家たちが、真のエコノミストとしての資質（慎慮）を備えていたならば、今日の「ヨーロッパの栄光」の源である「我々の古い習俗と思想」「紳士の精神と宗教の精神」を保存しながら、公収入の改革も実行できたはずである。しかし、彼らは、前者を根こそぎ破壊したあげくの果てに、国家を破産へと追いやった。彼らは偽のエコノミストなのだ。

それでは、以上のようなバークの政治経済学観・エコノミー観・エコノミスト観と、彼のレッセ・フェールの経済思想との関係は、どのように統一的に把握されるのだろうか？

IV

バークの政治経済学の究極の目的は、慎慮の徳に基づいて国家に関する収支の賢明な管理を行い、統治から腐敗（恣意的な権力）を取り除くことによって、公共の利益（公共善）を達成することにある。政治学と政治経済学の関係からしても、経済（財政）改革による「真のエコノミー」の実現は、公共の利益（公共善）達成という政治学の大的目的に対して「二次的・従属的・道具的」な小目的にすぎない。それと同様に、レッセ・フェールという一般的通則も、腐敗の除去というより高次の目的を達成するための一つの指針にすぎない。彼の政治経済学が市場の諸法則に関する原理的な考察をその領域内にまったく含まないわけではないけれども、それらは大ブリテンとその帝国の諸利害をめぐる政策との関連において考察されるにすぎず、政治経済学という領域のかなり外側（周縁）に位置するように思われる。従って、「商業の法則は、自然〔の〕法〔則〕であり、したがって神の法なのである」という『穀物不足に関する思索と詳論』の有名な一節も、彼がレッセ・フェールの絶対性を一面的に唱道したのものとして受け取られるべきでない。慎慮に基づいて、つ

まり、便宜や裁量に基づいて、そうした一般的通則には例外や修正が認められうるのだ。

このように考えると、バークの経済政策観は、ハイエクおよびフリードマン流のルール主義よりもケインズ流の裁量主義にむしろ近い、と理解されるべきであろう。ハイエクは、自らが擁護に努める「自生的秩序」「真の個人主義」の哲学者としてバークをしばしば賞賛しているが、その理解には過度の単純化が見られる。ハイエクはケインズ流の裁量主義を「理性の濫用」として厳しく批判するが、バークの慎慮の政治経済学は、裁量主義と「理性の濫用」を単純に等号で結ぶことを許さない。教条主義的なレッセ・フェールや機械的な財政削減の主張に対しては、慎慮に基づく例外や修正が認められうるるのであって、このような基本的性格を有するバークの政治経済学は、公共の利益（公共善）という大目的を達成するための手段についての深い洞察を彼の政治学に提供しているという意味においても、彼の慎慮の政治学の最も重要な領域を占めているのである。

V

マルサスの慎慮観および政治経済学観と対比させつつ、これまでの議論をまとめたい。バークにとって慎慮は、中流身分が上流身分へと上昇転化していくために必要な、すぐれて政治的な徳であったのに対して、マルサスにとって慎慮は、下層階級が中層階級へ上昇転化していくために必要な、すぐれて経済的・社会的な徳であった。バークの政治経済学においては、慎慮の徳を体得したエコノミスト（財政家）による政治的腐敗（恣意的権力）の除去が重視されているのに対して、マルサスの政治経済学においては、貧民の境遇を改善するために、彼らに慎慮の徳を涵養し、早期の結婚を思いとどまらせるような政策（特に教育政策）が重視されている。バークにとって政治経済学という学問領域は、その中核部分に「国家に関する収支（釣り合い）の賢明な管理運営」の学としての財政学が据えられ、それを大ブリテンとその帝国の諸利害をめぐる政策の分析が取り囲む、という基本構造を呈している。それに対して、マルサスにとって政治経済学という学問領域は、その中核部分に人口原理によって影響を受ける実質賃金（労働市場）の理論的分析と、そのような市場分析に基づく貧民の境遇改善のための政策論（政策の限界も含む）が据えられ、それを関連する理論的・政策的分析が取り囲む、という基本構造を呈している。このようにして、はっきりと異なる 2 つのタイプの「イギリス保守主義の政治経済学」が、我々の眼前に立ち現われている。

※参考文献については、お手数ですが、拙著をご参照ください。

スミス労働価値論の再読——商品価値の認識と実在

渡辺 恵一（京都学園大学）

本報告の課題は、『国富論』第5章の冒頭二文節を再読し、スミス労働価値論の基本構造を解明することである。再読のポイントは以下の三点に絞られる。第一に、『国富論』第5章の冒頭二文節では、「商品交換の規制原理」が他人の生産物との交換を望む商品所有者の内面意識にどのように認識されるかという分析視点から、議論が展開されていること。第二に、『国富論』第5章の第2パラグラフに出てくる「労働」労苦説と本源的購買貨幣説を、スミス自身の労働把握の本質規定と解釈することの問題点を指摘する。そして最後に、スミスの遺稿『哲学論文集』に収められた論考に示されているスミスの「認識と実在」についての二元論的把握を手がかりとして、スミス労働価値論の全体構想について展望を述べることで、本報告の結びとしたい。

1. 支配労働＝価値尺度規定と「真実価格」論

(1) 価値尺度としての「支配労働」の存在形態

スミスの労働価値論について最初に議論が集中するのは、『国富論』第1編第5章の冒頭二文節である。リカードウとマルサスやマルクス以来の過去の幾多の研究においては、スミスにおける支配労働と投下労働の二規定の並存や混在を指摘することが支配的であったが、今日では『国富論』第5章の主題は支配労働＝価値尺度論であると解釈する点において、内外の多くの研究者の意見は一致している。しかし、その細部の議論を見てみると、論者のなかに大きな争点があることも、これまた事実である。

【引用文 I】「ある商品の価値は、その商品を所有し、かつそれを自分で使用するつもりも消費するつもりもなく、他の商品と交換しようと思っている人にとっては、それによって彼が購買または支配しうる労働の量に等しい。したがって、労働がすべての商品の交換価値の真の尺度である」(WN, p.47, [1]63 頁 [ゴチック強調は報告者のもの、以下同じ])。

ここでスミスが「商品の交換価値の真の尺度」と主張する「支配労働」とは何かについて、多くの論者は、「他人の生産物（商品）に含まれる労働」と解釈する（稲村:1976; 2003, 新村:1988, O'Donnell:1990）。しかし、このような「読み替え」がはたして可能かどうかについては、羽鳥(1990)から有力な異論が提起されている。

『国富論』第三版(1784)で追加された第5章・第3パラグラフの文章：「富の所有が即時かつ直接に富の所有者にもたらす力は、購買力、すなわち市場におけるすべての労働、あるいは労働の全生産物にたいする一定の支配力である」(WN, p.48, [1]64 頁) や、また市場における労働の質の調整を論じたその直後の第5パラグラフ：「すべての商品は、労働とよりも他の商品と交換されることが多く、したがって労働とよりも他の商品と比較されるほうが多い。だから、その交換価値を評価するのに、それが購買しうる労働の量よりも、ある他の商品の量によるほうがはるかに自然である」(WN, p.49, [1]66 頁) を素直に読めば、ミーク (Meek:1956) や羽鳥 (1990) が指摘したように、【引用文 1】の「支配労働」が、「生きている（他人の）労働」（＝商品としての労働）を意味することは明らかである。

しかし他方、「他人の生産物に含まれる（対象化された）労働」を「真の価値尺度」と解釈する論者は、スミスが「他人の労働」と「他人の労働の生産物」とを事実上同一視して

いる、と主張する。この見解も、マルクス（『剰余価値学説史』）に遡ることができるのであるが、例えば、「労働は価値の源泉、起源、あるいは原因であるから、『他人の労働』の量は『他人の労働の生産物』と同じものである」という Dooley(2005)の見解は、その典型的な解釈を示している。議論のポイントは、スミスに「労働」と「労働の生産物」の混同があるのかどうかである。

『国富論』第 5 章の冒頭は、「分業が徹底的に行われた」社会では、「自分の労働でまかなうのは、これらのうちのごくわずかな部分にすぎず」、「その圧倒的大部分を他の人びとの労働に待たなければならない」から、「彼の貧富は彼が支配しうる労働の量、つまり購買しうる労働の量に対応する」(WN, p.47, [1]63 頁) という議論で始まる。スミスによれば、個人の富裕度（経済的厚生）は、彼が享受する「人間生活の必需品、便益品、娯楽品」の量に求められる。しかし、これらの生活財は「労働の生産物」と把握されているのであるから、個人が購買しうる「他人の労働の生産物（に含まれる労働）」と、それを生産する「他人の労働」とは、スミスのばあい事実上同じものを意味する、と解釈することは可能である。これはリカードやマルクスが指摘した、スミスにおける「富」視点と「価値」視点の「混同」ということに他ならない。とはいえ、『国富論』第 5 章の記述を厳密に読むかぎり、スミスが「富」と「価値」を「同一視」していると理解することはできない。たとえば、ある個人の購買しうる生産物量が 2 倍になっても、分業の進展によりその生産物を生産するのに必要な「労働」量が半減したとすれば、相変わらずその個人が「支配しうる（他人の）労働」量は同一だからである。したがって、スミスが富裕の基準と考えているのは、厳密に言えば、ある個人が購買しうる「他人の生産物」量ではなく、その時点で、それを生産するのに必要とされる「他人の労働」量である。

スミスが「生きている（他人の）労働」（労働商品）を価値尺度として選らんだことについて、なお次の三点を指摘しておきたい。

第一に、【引用文 I】では、商品（A）と商品（B）との交換関係（価値の等値関係）はまだ成立していない。まず、商品（A）の所有者（X）は、他人（Y）が所有する商品（B）との交換願望を語るが、しかしこの段階ではまだ、商品（A）の交換価値、すなわち商品所有者（X）が自分の商品（A）によって購買しうる商品（B）の量は不確定である。商品（A）の真実価格が、それと交換される商品（B）の生産者（Y）の「労働」量によって評価され、それによって商品（A）と商品（B）の交換比率が決定されるのである。

第二に、価値尺度自体は「価値物」でなくても構わないということである。商品交換の当事者にとって「労働の量」が、時間あるいは雇用者数で測定できれば、価値尺度としてはそれでよいからである。マルクスのいう「抽象的人間労働(die abstrakt menschliche Arbeit)」も、「価値の実体」であるが、「価値」ではない。したがって、「生きた（他人の）労働」（社会的労働）を、スミスが「商品の交換価値の真の尺度」として選んだとしても、とくに批判すべき問題は生じないはずである。（一方、「他の商品に含まれる（対象化された）労働」が価値尺度だというのであれば、「対象化された労働」は「価値物」であるから、これは商品（A）の価値を商品（B）の価値で評価する、という議論になる。）

第三に、ここでスミスが価値尺度として選らんだ「支配労働」は、「賃金」ではないということである。なぜなら、「賃金」については、「労働の真実（実質）価格は、労働と交換に与えられる生活の必需品と便益品の量であり、その名目価格は、労働と交換に与えられる貨幣の量である」(WN, p.51, [1]69 頁) と別途定義があたえられており、したがってスミスは、価値尺度としての「労働」と、「この普通の意味での(in this popular sense)労働」（＝実質賃金）とを明確に区別しているからである(Cf. Dooley:2005)。

(2) 「真実価格(real price)」の定義

『国富論』第5章のタイトルが示すように、スミスは、商品の「真実価格」を「労働価格(price in labour)」とし、「名目価格」を「貨幣価格(price in money)」と同義と考えている。したがって、商品の「真実価格」とは、その商品が「支配しうる他人の労働」量で評価された「(交換) 価値」と定義することができる。この点を確認したうえで、『国富論』第5章・第2パラグラフの最初の部分を、以下に掲げる。

【引用文Ⅱ】「①あらゆるもの(B・A)の真実価格、すなわち、あらゆるものが**それ(B)を獲得したいと思う人(X)**に真に負担させるものは、それ(B)を獲得する上での労苦と手間(toil and trouble)である。②それ(A)をすでに獲得して、それを処分しあるいは何か他のもの(B)と交換したいと思う人(X)にとって、すべてのものも持っている真の値うちは、それによって彼(X)自身が省くことができ、またそれによって他人(Y)に賦課することができる労苦と手間である」(WN,p.47, [1]63頁)。

【①】は、スミスが投下労働説を論じていると解釈されてきた箇所である。つまり、商品(A)の真実価格は、その商品が支配しうる他人(Y)の労働量によって評価されるのであるが、その商品(A)の真実価格(支配労働量)を究極的に規定する要因は、その商品自体に投下された生産者(X)の労働量だということである。しかし、ここで真実価格が定義される「もの(財)を、商品(A)と読む通説的解釈には問題がある。というのは、【引用文Ⅰ】で見たように、商品(A)はすでに生産されたものとして所有者(X)の手元にあるのだから、彼(X)が「獲得したいと思う」「もの」とは、商品(A)以外の生産物(B, C, D, …)でなければならないからである。

この点を最初に指摘したのは、入江(1953a:1953b)である。入江は、これから生産される「未獲得財(B)の真実価格論を【①】とし、【②】を「既獲得財(A)の真実価格論だと解釈する。したがって、最初の「未獲得財(B)を「獲得したいと思う人」とは、商品所有者(X)ではなく、「未獲得財(B)の生産者(Y)だということである(飯塚:2005a)。

【引用文Ⅰ】との関連で、【引用文Ⅱ-①】の「もの(財)を、商品(A)以外の財(B)とした点で、入江説は正しい解釈を提示したが、しかし、商品(B)を「未獲得財」とするのは妥当ではない。というのは、その前段の【引用文Ⅰ】で示された商品(A)の真実価格の定義は、それと交換される商品(B)がすでに生産されて市場に存在していることを前提しなければ成立しないからである。さらに、通説と入江説とに共通する疑問点は、商品(A)であれ、商品(B)であれ、その真実価格を定義するのに、なぜスミスがここで、「それを獲得するうえでの(労働ではなくて)労苦と手間」という、労働の負効用を意味する「主観的表現」を用いるのかについて、説明がなされていないことである。通説も入江説も、労働を「ただ休息や自由や幸福の犠牲と考えているだけで、正常な生命活動だとは考えていない」(『資本論』)というマルクスの指摘を、無批判的に受け入れているように思われる。真実価格論におけるスミスの労働把握については、次節で言及することにして、【引用文Ⅱ-①】は次のように読まれるべきである。

商品(A)の所有者(X)が、交換によって他人(Y)の商品(B)を「獲得しようと思う」とき、(想像上で立場を転換して自分が)商品(B)を生産するときの「労苦」と、商品(A)を生産したときの「労苦」を「等価」と判断したばあいに、商品(A)と商品(B)との交換が成立するのである(関:1995)。ここでスミスが語るのは、商品所有者(X)が、自分の商品(A)と他人の商品(B)との交換を行うさいの行動の動機(内面意識に

現象してくる「商品交換の規制原理」)である。この解釈の妥当性は、商品(A)と交換される商品(B)の真実価格が、商品(A)のばあいと同様に、その商品(B)が支配しうる他人(X)の労働量として定義されることによって、裏づけられるであろう。なぜなら、【引用文I】で確認したように、これこそがスミスの支配労働による真実価格の定義だからである。また、【②】の文意は次のとおりである。すなわち、商品所有者(X)は、自分の「既得財」(A)との交換を通して、自分がほしいと思う商品(B)を生産するための自己労働(労苦)を「節約」し、それを他人(Y)に「賦課」することができるのである。

2. 「真実価格」論とスミスの労働把握 —— 「労苦」説と「本源的購買貨幣」説

商品(A)の所有者(X)が、商品(B)を「獲得しようと思うとき真に負担させるもの」を、スミスが「労働」ではなくて、「労苦と手間」と主観的に表現したのは、実際には商品所有者(X)は、商品(B)を生産するための「労働」をしなくてよいからである。したがって、ここで論じられているのは、商品所有者(X)が、(想像上で)商品(B)の生産をする労働をしたと思うときに感じる「労苦」である。そして、実際には行わない生産者(Y)の労働を商品所有者(X)に「労苦」として感じさせるものは、商品所有者(X)が、自分の商品(A)を「獲得した」ときの「労苦」体験である。このように、「労苦」(負効用)説は、商品所有者の意識に現象してくる「労働」観を表現したものであるから、それはスミスにおける労働把握の一側面にすぎない。

『国富論』は、「国民が年々消費するすべての生活の必需品や便益品・・・は、つねにその〔国民の年々の〕労働の直接の生産物(the immediate produce of that labour)である・・・」(WN, p.10, [1]19頁)という文章で始まっている。そして、これまた有名な分業論では、粗末な毛織物の上着でさえ、「多数の職人の結合労働の産物(the produce of the joint labour of great multitude of workmen)」(WN, p.22, [1]34頁)であると、スミスは言明している。スミスにとって労働は、なるほど商品を生産する当事者にとって「労苦」を意味するものであるが、それは同時に使用価値を形成する(マルクスの表現を用いれば)具体的有用労働と把握されていることは明らかである。また、『国富論』の後段では、この使用価値を形成する(生産的)労働が、同時に「価値形成＝増殖」の源泉として押さえられていることも周知の通りである。たとえば『国富論』第二編の生産的労働論では、「製造工の労働は、ある特定の対象あるいは販売できる商品に固定され実現される(the labour of the manufacturer fixes and realizes itself in some particular subject or vendible commodity)」とか、「製造工の労働が投下された対象の増加した価値(the improved value of the subject which his labour is bestowed)」(WN, p.331, [2]109頁)というように、「投下された労働」が、商品に対象化(固定化)される価値の形成＝増殖の原因と把握されている。もし、スミスの生産的労働論が「『労働の価値』を付加する労働」しか意味しないというのであれば、経済学的には、それは「純生産」を農業労働に限定したケネー以前の理論段階への退歩と見なければならぬ。

『国富論』第5章で論じられるもうひとつの労働把握は、「本源的購買貨幣」説とよばれるものである。

【引用文III】「①貨幣または財(A)で買われるもの(B)は、われわれが自分自身の身体の労苦によって獲得するもの(A)と同じく、労働によって購買される。事実、その貨幣またはそれらの財(A)はこの労苦をわれわれから省いてくれる。それらの貨幣または財は、一定量の労働の価値(the value of a certain quantity of labour)を含んでおり、それを

われわれは、そのときに等量の労働の価値(the value of an equal quantity)を含んでいると考えられるものと交換するのである。②労働こそ最初の価格、すなわちあらゆるものにしたして支払われた本源的な購買貨幣(the original purchase-money)であった。世界のすべての富がもともと購買されたのは、金によってでも銀によってでもなく、労働によってであった・・・。」(WN, pp.47-8, [1]63-4 頁)

【①】後半のゴチックの箇所は、マルクスをはじめとして、【引用文Ⅱ】を投下労働価値説の言明と解する多くの論者が、スミスにおける等価交換＝等労働量交換論として重視してきたところである。しかし、ここでの議論は、商品交換は(投下労働の意味での)「等労働量交換」でなければならない、という話ではない。「分業が徹底的に行われた」社会では、「初期未開の社会状態」(第6章)とは異なり、商品所有者は、交換を望む他人の商品にどれだけ労働が対象化されているかを認識できないし、また、現実に投下労働量を基準にして交換が行われるわけではないからである。スミスはメタレベルにおいて、商品交換を投下された労働量の交換と考えているけれども、ここで論じられていることは、商品所有者は同じ「真実価格」(＝「労働の価値」)をもつ商品を「等価」と認めたときに、商品を交換する、ということである。

さて、「本源的購買貨幣」説を体系的に論じた時永(1982)は、前掲【②】の部分について、「スミスにおいては、労働過程そのものが、『労働』を『本源的購買貨幣』に擬制化して把握する観点から考察対象にされており、・・・社会生活の物質的基礎の再生産を可能にする労働過程が、その根底から商品交換過程化されてしまっていた」と説明している。要するに、スミスは「労働」を「購買貨幣」と同一視しているということであるが、「本源的購買貨幣」説の最大の問題点は、スミスは「労働」を「貨幣」視することによって、労働過程の把握が困難になっているということなのか、それとも貨幣に「擬制化」して労働過程を把握しているといっているのか、明確でないことである。この「擬制化」の意味について時永は、「スミス自身が、労働過程を、意識的に商品交換過程化して把握していたという意味ではない」(同上)と、かなり微妙な指摘を残している。

報告者は、「労働」＝本源的購買貨幣説も、商品所有者の意識に現象してくるものとしてスミスが描写する「労働」観であって、「労苦」説のばあいと同様に、これをスミスの労働把握の本質規定と解釈することに否定的な立場をとる。本源的購買貨幣説は、商品交換の当事者(読者)にたいして、(生産的)労働が本源的に有する使用価値および価値形成的側面を説明するための修辭的表現だと考えるからである。その理由を指摘しておきたい。第一に、「労働」＝本源的購買貨幣という用語は、ヒューム『政治論集』(1752)の巻頭に収められた論考「商業について」から借用されたものである。しかし、ヒュームの用法は、論者のいう「労働の財視」や「労働の貨幣視」という意味ではなく、労働(勤労)が「生活必需品」や「剰余生産物(superfluity)」の生産要素であることの、修辭的な表現にすぎない。第二に、スミスは「労働」＝本源的購買貨幣という表現を、『国富論』第5章の当該箇所以外ではほとんど使用しておらず、したがって、それを『国富論』全体の労働観と断定することには問題がある。第三に、「商業的社会」は、それ以前の社会段階とは異なり、独自の生産様式をもたない唯一の、その意味では「だれもが交換によって生活する」特殊な社会である。「商業的社会」の生産基盤は「農業」および「工業」労働であるから、スミス自身が「労働」を、「交換」と同一視しているとか、「貨幣」視していたという議論は、そもそも成り立たないと思われる。

3. スミスにおける商品価値の認識と実在

スミスは、『哲学論文集』の論考「古代論理学と古代形而上学の歴史」のなかで、次のように書いている。「科学の諸対象、知性のあらゆる堅実な判断の諸対象は、永続的で普遍でつねに存在しており、生成や消滅、あるいはどんな変化も被らないものでなければならぬ。そういうものとは、諸事物の種、または種の本質(the species or specific essences)のことである。・・・感覚の諸対象が、感覚像の作用とは独立する外的存在をもつと理解されていたように、知性のこれらの対象も、それ以上に知性の作用から独立する外的存在(an external existence independent of the act of understanding)をもつと想定されていた。」

(EPS, p.121, 134-35 頁) —これは、プラトンの『ティマイオス』の記述に関するコメントである。中世のいわゆる「普遍論争」では、「アリストテレスは、[プラトンの] イデア論を批判し、普遍は実在するが、個物に内在するのであって(*in re*)、個物と離れては存在しない、と考えた」(『イギリス哲学・思想辞典』、研究社、2007年、458頁)とされている。しかし、スミスの見解の特長は、プラトンのイデア論と、アリストテレスの形而上学との間に根本的な対立を認めない点にある (Ibid, pp.121-23: original note, 137-40 頁)。つまりスミスは、プラトン＝アリストテレスの伝統にしたがって、〈個物＝感覚の対象〉〈普遍(種の本質)＝知性の対象〉と理解し、「個物」と「普遍(種の本質)」双方の外的存在(実在)を認めたくえで、認識論(あるいは言語表現の方法)としてアリストテレスやペイコンの「個物」→「普遍」という経験論＝帰納的方法を採用したのである。

この認識＝存在の二元論的把握がスミスの労働価値論の理解にも適用できるとすれば、スミス自身、商品の使用価値と価値の双方が労働の対象物として、「外的存在」をもつと認識していたことが方法論的に裏づけられるはずである。

報告者は、旧稿(1984:1987)で、スミス労働価値論の基本構造を、投下労働量が支配労働量を長期的あるいは究極的に規制する関係にあるものとして提示した。『国富論』第5章冒頭二文節の「真の価値尺度」を「他の商品に投下された労働」と解釈したのは誤りであったが、『国富論』体系全体を通して投下労働説は堅持されているという主張は、いまなお妥当なものと考えている(星野:2002)。本報告で検討したように、『国富論』第5章冒頭文節の「分業が徹底して行われる」「商業的社会」では、投下労働量によって交換が行われる「初期未開の社会状態」とは違って、商品(A)の価値は、他の商品(B)の生産に必要とされる「他人の労働」量という「回り道」によってしか認識されないのであるが、そこでの商品交換論は、交換される諸商品それ自体の価値に変動が生じない短期ミクロの分析であった。しかし、諸商品の価値変動(労働生産性の変化)が想定される長期の分析では、商品(A)と商品(B)のどちらの商品に労働生産性の変化が生じたかを確定するうえで、支配労働量の究極的な規制原理としての投下労働説が必要となる(O'Donnell:1990)。それゆえ、第5章・第7パラグラフ以降に頻出してくる、「それらの金属[金銀]を市場へ運ぶのにより少ない労働しかからなかったから、それらが市場に運ばれたとき、より少ない労働しか購買または支配しえなかった」とか、「いつでもどこでも、手に入れにくいもの、つまり獲得するのに多くの労働を要するものは高価である・・・」(WN, pp.49-51, [1]67-8 頁)といった記述は、やはりスミスにおける投下労働説の言明と認めてよいと思われる。

* 『国富論』(WN)と『哲学論文集』(EPS)はグラスゴウ版の当該頁を示す。翻訳は、それぞれ水田監訳(岩波文庫版)と水田他訳(名古屋大学出版会)を参照している。その他の参考文献や注記・図表については、当日配布するフル・ペーパーで補う予定である。

A. スミス生産的労働論の検証

星野彰男（関東学院大学・名）

1 A. スミス生産的労働論の検証

A. スミス『国富論』においては、その序論等に示されたように、「生産的労働」論が理論体系の基軸になっている。ところが、この理解をめぐる諸説混交して未だ定説が確立されず、スミス理論体系についても同様である。拙著（『アダム・スミスの経済思想』）でこの論点整理を試みたが、それに対しても反論が寄せられている。そこで、改めてこれを検証してみたい。先ず、それに係る周知の1パラグラフを引用する。

「(I) 労働(labour)のうちである種類のものは、それが投下された対象の価値を増加させるが、もう一つ別の種類の労働があって、それはそのような効果を持たない。前者は価値を生産するのだから、生産的と呼び、後者は不生産的と呼んでよいだろう。こうして製造工の労働は、一般に、彼が働きかける原料の価値に対して、彼自身の維持費の価値と彼の雇主の利潤の価値とを付加する。これに反して、家事使用人の労働は何の価値も付加しない。製造工は彼の賃金を前払いしてもらおうとはいえ、実際には雇主にとって何の費用もかからない。その賃金の価値は、一般に、製造工の労働が投下された対象の増大した価値の中に利潤とともに回収されるからである。ところが、家事使用人の維持費は決して回収されない。……(II) 製造工の労働はある特定の対象あるいは販売できる商品の中に自らを固定化し実現するのであり、この商品はその労働が済んでしまった後でも、少なくともしばらくは存続する。それはいわば一定量の労働が、いつか他の場合に必要に応じて使用されるために、貯えられ蓄蔵されている。……その対象の価格は後で最初にそれを生産したのと等量の労働を必要に応じて活動させることができる。反対に家事使用人の労働は、どんな特定の対象または販売できる商品の中にも自らを固定化し実現することがない。」(WN, Glasgow Ed., p. 330. 邦訳、岩波文庫(2), 109-10頁。丸括弧内は引用者。)

この「生産的労働」論をめぐるのは、これまで様々な議論が行われてきた。とくに、それらの議論の基準とされてきたのは、マルクスの遺稿『剰余価値学説史』(1905年)の観点であった。しかしここでは、スミスの労働概念とマルクスのそれとの間に峻別されるべき重要な観点(用語法)の相違があったにもかかわらず、マルクスは自己の観点だけからスミスの労働概念を理解した。また、スミス生産的労働論についての研究蓄積が飛び抜けて豊富であった日本でも、その労働概念はもっぱらマルクスの観点によって受け止められてきた。周知のように、マルクスの労働概念はドイツ古典哲学者ヘーゲルに由来する。ヘーゲルは『精神現象学』(1806年)において主体的な精神が客体(対象)に現象するという観点から、労働が客体に外在化するという捉え方をした。初期のマルクスはこれを受け止めて「疎外」とも表現したが、『資本論』(1867年)では、主に「対象化」と表現している。この対象化された労働の中で、「必要労働」(労働力価値)と「剰

余労働（剰余価値）とを区別した。マルクスはこのような観点から、スミスの「生産的労働」概念を検討した。その結果、引用文Ⅱに示された、いわゆる「第2規定」の労働概念に剰余価値が含まれないことをもって、スミス価値論の破綻の証しだと論難した。

確かに、「労働」を指すドイツ語の Arbeit には、労作とか作品という労働対象化の含意がある。しかし英語でそれに相当するのは work であって、labour にその含意はなく、むしろ労働主体の側の活動力 (activity) というニュアンスが強い。この言語上の微妙な差異をわきまえた理解が十分でなかった。しかも、スミスはイギリス経験論哲学の系譜の中にあつた。したがって、その労働概念の論じ方も前述のドイツ哲学的観点と異なり、それは主体の側に限定される。そうすると、それは労働を行う能力という意味に重なり、その主体的能力の行使としての活動力という意味に限定して用いられることになる。ちなみに、「労働生産力の改良」についても、Arbeit の場合は労働対象化（結果）の改良を、labour の場合はこれに加えて労働能力（原因）の改良をも含意することになるが、これも前者の意味でしか受け止められてこなかった。

したがって、スミスには労働対象化の一環としての剰余労働という概念は存在しない。彼の労働観によれば、労働（主体）がそれと区別される客体としての対象（原料）に「投下され」、「働きかける」ことによって、加工された「対象の価値を増加させる」だけである。つまり、労働はその加工生産物において「対象の価値」に新たな「価値を付加する」にすぎず、この付加価値部分が賃金と利潤に分解すると言う。これが引用文Ⅰに示された、いわゆる「第1規定」の観点であるが、それがスミス流の労働対象化論だと言うことはできる。そしてこの第1規定の延長線上に「第2規定」の議論がある。

この第1規定は、労働者の雇主が何を目的としてその労働者に労働能力を行使させるのか、に答えたものである。それはつまり、その生産物において対象（原料）の価値に新たな価値を付加させることによって、賃金を含む投下資本価値の再生産を維持し、また、資本の利潤を得るためである。この付加価値の中に「賃金の価値」と「利潤の価値」とが含まれるが、これを生産する労働を「生産的労働」と規定した。それに対して、この付加価値を生産しない労働もある。これを「不生産的労働」と名付けて、生産的労働と区別した。スミスはこの区別を分かりやすく示すために、製造工と家事使用人との各「労働」の比較を行った。その際、それらが利潤価値を生産するか否かという基準よりは、賃金価値を再生産するか否かを基準として比較した方がはるかに分かりやすい。賃金価値は付加価値の分解部分であるから、賃金価値の再生産の有無が論証されれば、自ずと利潤価値の生産の有無も論証されたことになる。また、両者の労働の比較は「労働」という共通項の中で、より明晰に行われうる。そこで、スミスは双方の「労働」が賃金価値を再生産するか否かに焦点を絞った。

「製造工の労働は……商品の中に自ら（＝労働）を固定化し、実現する」というのはそういう意味である。この場合の「労働」は主体の側の活動力を意味する。したがって、この一文はマルクス流の労働すべて (Arbeit) の対象化を意味するものではなく、単に労働能力 (labour) の自己実現の存在形態を意味しているにすぎない。それは賃金価値部分を表すにすぎず、そこに剰

余価値部分が含まれないのは当然のことである。これに対して、マルクスはそこに剰余価値部分が含まれないことをもって、二つの規定間で投下労働価値論と支配労働価値論の矛盾（私見では矛盾しない。）と同じ矛盾を冒したとみなし、これによりスミス価値論体系の破綻を示していると論難した。しかし、これはマルクス固有の労働対象化の見方をスミスに求めるいささか性急な臆断であって、イギリス経験論（用語法）の独自性を無視したその「第2規定」批判は、妥当性を欠くものと言わざるをえない。そのため、そこに何か釈然としない疑問を懐いた論者も少なからずいたようだ。とくに日本のスミス研究におけるかつての通説（旧説）は、この第2規定を独立商品生産者の規定と解することによって、マルクスによる破綻説を回避しようとした。その旧説を踏まえつつこれを克服しようとして試みたのが、内田義彦『経済学の生誕』である。

内田はスミスの第2規定を価値の存続論と受け止めた上で、ケネーの再生産論を援用して、その価値存続論の中に利潤価値（剰余価値）を含む資本価値の存続論を読み込んだ。その観点からマルクスの言う「第2規定」破綻説に応答し、それによって、スミスをマルクスの批判から擁護しようとした。その場合に第1規定の問題が残るが、これについて内田はマルクス説を踏襲した。しかしマルクスのこの理解についても、先の拙著で指摘したように、自らの誤訳に基づく誤読がある。つまり、引用文 I にある「雇主の利潤の価値」から、マルクスは「の価値」を除いた独訳文により、これを利潤形態規定と解して詳論した。そして旧説も内田もその誤訳に気付かぬままこれを受け入れてしまった。

その結果、内田はスミス生産的労働論について、単なる利潤形態規定と解された第1規定よりは、独自に実質的価値規定と解した第2規定の方を優越させる見方を採ることになった。しかし第1規定がスミス本来の付加「価値」規定であるとすれば、この内田説はそのスミス擁護とは裏腹に、あらぬ方向にスミス理論を曲げてしまうことになりはしまいか？つまり、第1規定と並立する意味での第2規定なるものは、元来、存在しえないと解されるからだ。それはマルクスの草稿内でスミス価値論体系の破綻を強調するために、無理やり仕立て上げられたものと見なされるからだ。

このマルクスの理不尽なスミス批判に対する適切な反論が皆無の時代にあって、内田説はその批判からスミスを救ったものとして、少なからぬ学界関係者から刮目され、その卓越した思想史論と相俟って、主にスミス市民社会論研究の新展開として受け止められた。こうして、内田の「第2規定」解釈の問題点が十分には精査されないまま黙過されてしまった。これに対して、若干の人たちがマルクス説に対してだけでなくこの内田説に対しても懐疑的スタンスを示してきた。例えば、藤塚知義は内田説以前に第2規定＝賃金価値説を採り、それは第1規定に包摂されると解した。小林昇は第1規定についてのマルクス説には囚われず、これを原典のまま淡々と捉えて、第2規定には一切論及しなかった。また、田添京二も独立商品生産者論としてだが、第1規定による能力向上論を含めた J. ステュアート→スミス剰余価値論を提起していた。

その後この二つの規定をめぐる論争は長らく不問に付されてきた。そしてこの論争もはるかに過去のものとなり、風化しつつあった最中に、先の拙著がスミス生産的労働論をめぐる内田説等

の本格的検証に着手し、前述のような問題点を指摘するに至った訳である。しかし最近、拙著をめぐる羽鳥卓也との論争（2008年）の過程で、同書では十分に意を尽くせなかった新たな論点が浮上してきた。それはケネーとスミスの関係をめぐる問題である。そこで、これについて改めて検証してみよう。

2 生産的労働論におけるケネーとスミス

スミスは『国富論』第4編第9章において、ケネー等の重農主義体系を批判的に考察した冒頭部分で次のように概括した。

(Ⅲ)「この体系の主要な間違いは、工匠と製造業者と商人の階級をまったく不妊で不生産的だとしている点にあるように思われる。次の考察はこの説明が不適切であることを示すのに役立つだろう。／第一に、この階級がそれ自身の年々の消費の価値を年々再生産し、この階級を維持し雇用する貯えあるいは資本の存在を、少なくとも存続させるということは認められている。しかしこの理由だけからも、不妊とか不生産的とかいう名称をこの階級に適用することは極めて不適切と思われる。ある結婚が1人の息子と1人の娘を生んで父と母を更新するだけであり、人類の数を増加させず、ただ従来通り存続させるだけであるとしても、我々はその結婚を不妊とか不生産的とか呼ぶべきではない。なるほど (indeed)、農業者と農村労働者は自分たちを維持し雇用する貯えを超えて、純生産物すなわち地主への不労地代を年々再生産する。3人の子を生む結婚の方が、2人の子しか生まない結婚よりも確かに生産的であるように、農業者と農村労働者の労働の方が、商人や工匠や製造業者の労働よりも確かに生産的である。だが、一方の階級のより多い産出が他方を不妊とか不生産的にさせはしない。」(WN, pp. 674-75. 前掲訳(3), 318-19頁。)

この引用文Ⅲを集約する「2人の子」と「3人の子」の例がケネー(『経済表』)の観点を表すことは、「認められている」とか「なるほど (indeed)」という用語からも明らかである。後者の文章は、「ケネーはそう言っているが、しかし…」という相手への譲歩文であって、執筆者スミスの立場を表わすものではない。つまりここでは、事実上ケネーがそのような再生産認識をしていたにもかかわらず、製造業者等の「階級」に対して「不生産的という名称を適用」したケネーの用語上の齟齬を指摘することが唯一の目的だったはずだ。また、「農業者は……地代を年々再生産する」とあるが、スミス自身は地代価値を「再生産する」とは一言も言わず、その「再生産を引き起こさせる (occasion)」と一貫して表現していた。さらに、『国富論』序論等で「3人の子」をめぐるケネー視点を退けていた。これらの理由により、引用文Ⅲの子供の例はスミス自身の観点でなく、スミスの捉えたケネーの観点であることは明白である。

ところが、マルクスは先の遺稿でこの引用文Ⅲをケネー＝スミスの枠組みと解し、「第2規定」成立の論拠と見なした上で、そこでの製造工の労働生産物に剰余価値が含まれない(2人の子)ことをもって、第2規定は第1規定と矛盾すると批判した。しかし実際には、スミスは第2規定(＝賃金価値説)と同趣旨の議論を引用文Ⅲの次のパラグラフで再論し、そこで完結させている。

したがって、農・工各部門の生産物価値を論じた引用文Ⅲに第2規定（賃金価値）は適用できないはずだ。にもかかわらず、マルクスはそこに第2規定を拡大適用し、賃金価値の論題を生産物価値に振り替えた上で、後者に剰余価値が含まれないことを論難した。ここには、引用文Ⅲをスミス説と見なしことに加えて、第2規定の論拠にしたという二重の事実誤認があると言えよう。

内外の学界はこのマルクス説を不問に付することによって、事実上それを容認してきた。その場合、製造業と農業との価値再生産上の位置付けについて、ケネーとスミスは大局的には同様の観点だったことになるから、スミスはケネー重農主義理論を克服できなかったことになる。そうすると、それは引用文Ⅲの部分の解説だけでは済まされぬ、『国富論』全体の理解に関わる大問題になってしまう。だが、かつて平田清明はこのマルクス説を敷衍し、内田説の第2規定論もその延長線上に位置付けられる。すなわち、内田説は引用文Ⅲの製造業者における「資本の存在を…存続させる」という文言に立脚して、これをスミスの第2規定論と重ね合わせ、第2規定で言う価値の存続を、剰余価値を含む資本価値の存続に読み替えたからである。それにより内田説はマルクスのスミス矛盾説に応答したが、その結果、製造工 → 「二人の子」の例が同時にスミスのものと解さざるをえなくなった。マルクス説を前提して議論した内田説の立場がそのような解説を余儀なくさせた。

しかし前述のように、第1規定だけがスミス本来の付加価値規定だとすれば、それは、既存価値を上回る付加価値形成論だから、製造工の労働生産物は「3人の子」の例に相当する。それによって「2人の子」に譬えるケネーの製造工との相違が歴然とする。ところが、内田説のように第2規定を正当化し優越させる立場を採れば、それは既存価値の存続論だから、「2人の子」に相当する。そうすると、それはケネーの製造工と同じになり、その点でのスミスの独自性が見失われる。また、3人目の子についても、それを地代と見なすケネーと同じ観点になってしまう。なるほど内田説にあっては、独立商品生産者社会での分業の効果によって、「2人の子」の中に含まれる相対的剰余価値部分が新たな支配（雇用）労働を実現させ、それが資本制生産社会に転化させると想定した。その意味で、原理的には第2規定だけに依拠する立場を採っていた。しかし、いわゆる第2規定も資本蓄積論の中での議論だから、資本制社会を前提にすべきだ。

それらの意味で、内田説の「第2規定」正当化・優越論は事実と違っている。そうすると、それは単なる学風の独自性と言うだけでは済まされぬ、『国富論』全体の理解に係る問題を孕んでいたことになる。その問題点は、第一に、スミスの第1規定に並立する第2規定なるものの存在根拠に疑義があることである。スミス生産的労働論は第1規定の付加価値生産論で尽くされており、第2規定では賃金価値の実物根拠を提起しただけだから、それは第1規定の中に包含される。第二に、このような存在根拠のない第2規定を正当化し優越させるために、そこにケネー的解釈を施すことによって、スミスの製造工の生産物価値をケネーと同じ「2人の子」に譬えることになる。また、3人目の子としての地代についても、スミスはケネーのその観点を克服できなかったことになる。第三に、これの帰結として、分業に伴う労働能力改良論に内包される価値（→付加価値）増加論も見失われる。そして、これらに伴うスミスのケネー化は、同時にリカードによ

るスミス批判の全面的正当化に帰着する。

これらの問題点のうち、拙著で十分には論及できなかつた重要論点は第二の問題である。内田説は引用文Ⅲのケネーの枠組みを事実上スミス自身の枠組みでもあると見なし、そこに相対的剰余価値を読み込んで、マルクスの批判からスミスを救おうとした。この理不尽な批判に抗した内田のその構えは十分に了解できるとしても、遺憾ながらその対応は逆コースを辿ってしまった。つまり前述のように、マルクスの草稿内での多重のスミス誤読を事実上即して一括払拭すればそれで済んだはずだ。ところが、内田説はそれらの誤読によるスミス批判を前提した上で、そこからスミスを免れさせようとしたために、無理やりスミスをケネー化するという大きな代償を支払わざるをえなくなった。

そのため、内田説を含む『国富論』理解が、市民社会論や物的再生産構造分析に極端に一面化したかたわら、スミス本来の付加価値論や労働生産力（労働能力）改良論による分析視角と、その価値法則論に基づく重商主義的貨幣増加策批判という基本テーマが、見失われることになった。また、スミス地代論もケネー・レベルのもの（重農主義の残滓）と解され、スミス生産的労働論を正統的に継承したリカードと比べて、スミス理論体系の内実が不当に過小評価されてきた状況を変えるには至らなかった。

前述の検証により、スミスにおける価値論体系の意義を唱えたはずの内田説が、その意図とは裏腹にスミス価値論理解の混迷を整理できずじまいになり、他方、スミスにおける価値論放棄説を提起したはずの小林説が、内実的には付加価値論説に帰着するという皮肉な結果を招来することになった。また、藤塚説は早くから第2規定＝賃金価値説を唱え、田添説は本来の生産的労働論を J. スチュアートのの中から発掘していた。私たちはこれらの成果を踏まえて、スミス価値論体系と経済学史の抜本的な見直しを求められている。

[主要参考文献]

藤塚知義『アダム・スミス革命』東京大学出版会、1952年

内田義彦『経済学の生誕』未来社、1953年

小林昇『国富論体系の成立』未来社、1973年

田添京二『サー・ジェイムズ・スチュアートの経済学』八朔社、1990年（初出1958年他）

星野彰男『アダム・スミスの経済思想』関東学院大学出版会、2002年

平田清明「ケネーとスミス」、高島善哉編著『スミス国富論講義』4、春秋社、1951年

羽鳥卓也「A. スミスの資本用途論」、『経済系』第235集、2008年4月

星野彰男「A. スミスと重農主義の相違」、『経済系』第236集、2008年7月

アダム・スミスの共感論と公平な観察者論

新村 聡 (岡山大学)

- 1 はじめに / 2 共感と是認 / 3 公平な観察者と「見知らぬ人」「第三者」 /
4 公平な観察者と「良心」 / 5 むすび

1 はじめに

アダム・スミスの『道徳感情論』においてもっとも重要な概念が「共感(sympathy)」と「公平な観察者(the impartial spectator)」であることについてスミス研究者の意見はほぼ一致している。しかしそれぞれの概念が何を意味するかについてはさまざまな解釈があり議論が続いている。

スミスの「共感」については、これが利他心かどうかという問題が19世紀から議論されてきた。いわゆる「アダム・スミス問題」をめぐる論争では、『道徳感情論』の基本原則である共感が利他心として理解され、これと『国富論』の基本原則である利己心(自愛心)とが矛盾すると主張された。この解釈に対しては、『道徳感情論』の共感とは利他心ではなく道徳判断の能力であり、利己心とは矛盾しないという見解が広く主張されてきた。行為者の動機としての利己心と利他心は対立することはありうるが、行為者の利己心に対して観察者が共感し是認するという関係においては、利己心と共感との間に直接の対立や矛盾はないからである。

実際、『道徳感情論』に登場する共感の多くは道徳能力としての共感であり、利他心ではない。しかし他方でスミスは、利他心としての共感にも言及している。スミスは『道徳感情論』の冒頭において、人間がどれほど利己的であっても、人間本性には他人の幸福を必要とする原理があると述べて、哀れみ、同情とともに共感をあげている。この共感とは、他人のあらゆる情念に対する同胞感情を意味しており、この同胞感情としての共感とは、他人の幸福を必要とする原理という意味で一種の利他的感情である。『道徳感情論』には、この利他的感情ないし同胞感情としての共感と、行為を是認する道徳能力としての共感とが共存しているのである。したがって、スミスの共感とは利他心か道徳能力かという二者択一の問題設定は誤りであって、同胞感情としての共感と是認としての共感という2種類の共感の区別と相互関係こそが問われなければならない。

問題の焦点となるのは共感と是認との関係である。スミスはしばしば共感と是認を一体のものとして述べているけれども、スミスがつねに共感と是認を同一視しているわけではないことに注意しなければならない。上に述べた同胞感情としての共感とはそれ自体としては是認とは無関係なたんなる感情である。他方でスミスは、是認について、共感を必要とする是認と共感を必要としない是認とを区別して論じている。本報告では、スミスにおける共感と是認の関係を理解するために、次の3概念の区別と関連について考える。3概念とは、(1)是認と無関係な共感(=同胞感情としての共感)、(2)是認としての共感(=共感をともなう是認)、(3)共感をともなわない是認、である。

スミスの「公平な観察者」概念についてもこれまでさまざまに論じられ、「見知らぬ人」「第三者」「良心」「道徳の一般規則の体現者」などとして解釈されてきた。これらの解釈は相互に対立するというよりもむしろ補完的であるように思われる。というのは、スミス自身は『道徳感

情論』の第1部から第3部において「公平な観察者」について異なった観点から論じており、『道徳感情論』の理論構成が重層的であるように、「公平な観察者」概念も重層的・複合的に理解される必要があるからである。本報告では、『道徳感情論』の編別構成に即して「公平な観察者」について考察する。

以下では、まず第2節で共感と是認の関係について考察する。第3節では『道徳感情論』第1部の「見知らぬ人」としての公平な観察者と第2部の「第三者」としての公平な観察者について検討し、第4節では第3部における「良心」としての公平な観察者について検討する。最後に第5節で、スミスの共感論と公平な観察者論の関連について考察する。

2 共感と是認

スミスは、『道徳感情論』において2種類の共感をはっきりと区別して論じている。『道徳感情論』初版第1編（6版第1編第1章）に登場するのは是認をとみなわかない共感つまり同胞感情としての共感だけであり、第2編（6版第3章）になって初めて是認としての共感が説明されている。

スミスは、第1編で、拷問されている兄弟への同情を例としながら、同胞感情としての共感が想像上の境遇（立場）の交換から生ずることを説明している。注意しなければならないのは、この同胞感情としての共感が観察者のいわば一方的な感情であり、当事者感情との一致は前提とされていないことである。スミスによれば、観察者の共感感情は当事者の感情と比べて「程度は弱い」が「まったく似ないのではないもの」にすぎず、死者に対する共感のように、当事者の感情が実在しない場合にすら観察者の共感感情は存在しうる。

これに対して、観察者の共感感情が当事者の感情と一致する場合には、是認としての共感が成立する。スミスは、第2編で、是認としての共感を次のように説明している。

「当事者の本源的情念と観察者の共感感情とが完全に一致するときに、その本源的情念は、この観察者にとって正当、適正であり、対象にふさわしいものと必然的に思われる。……他人の情念をその対象にふさわしいものとして是認することは、われわれがその情念に完全に共感することを観察するのと同じである。」（TMS, Oxford. ed., 16）

この是認としての共感、観察者が自分の感じている共感感情と当事者の感情とを比較して、両者の一致を知覚するときに成立する。この是認としての共感において比較される2つの感情のうち、一方の観察者の共感感情はすでに述べた同胞感情としての共感である。つまり同胞感情としての共感と是認としての共感、前者が後者の一構成部分をなすという形で関係しているのである。

スミスは、是認としての共感について説明したあと、是認と共感との関係を詳しく論じている。スミスは、観察者の感情と当事者の感情を比較して後者の適正を判断する2種類の方法を区別している。第1は、感情を引き起こす対象が、自然の景観や芸術作品の美、数学や物理学の体系のように、観察者にも当事者にも特別の関係なしに考察される場合である。こうした美や科学によって引き起こされる感情の適正を判断する場合には、観察者の感情と当事者の感情とが直接に比較可能なので、共感が必要ではない。「科学と趣味のすべての一般的主題は、われわれと仲間のいずれにも特別の関係を持たないとみなせるものである。われわれ双方は同じ観点から見るのであり、これらについての感情と情動のもっとも完全な調和を生み出すために、共感あるいはそれか

ら共感が生ずる想像上の境遇の交換を必要としない。」(TMS, 19)

第2は、観察者と当事者のどちらか一方に特別に作用する対象の場合である（例えば当事者の幸運や不運）。この場合には、観察者と当事者は境遇が異なるので、自然に感じる感情は大きく異なっており、両者の感情の一致を実現するためには、観察者の共感が必ず必要とされるのである。

スミスにとって、是認の根本原理は観察者と当事者の感情の一致であって、共感ではないことに注意しなければならない。もし観察者と当事者の境遇が一致していれば、共感がなくても感情の一致による是認は可能である。そして二人の境遇が異なっている場合にのみ、想像上の境遇の交換によって現実には異なる二人の境遇をいわば想像上において一致させ、それを通じて二人の感情の比較と一致を可能にすることが必要になるのである。

是認としての共感が観察者の共感感情と当事者の感情との比較に基づくことから、さまざまな観察者による道徳判断の違いが2種類の原因によって生ずることになる。第1は、観察者が感じる共感感情の程度が観察者によって異なることであり、第2は、観察者が認識する当事者の境遇、行為、感情の内容が観察者によって異なることである。共感に内在するこうした限界が、以下に述べる公平な観察者の概念と深く関わっている。

3 公平な観察者と「見知らぬ人」「第三者」

スミスの公平な観察者の概念は、『道徳感情論』第1部から第3部へ重層的に発展している。本節では、第1部の「見知らぬ人」としての公平な観察者と、第2部の「第三者」として公平な観察者について考察する。

第1部では、「公平な観察者」の用語はわずか3回しか登場しない。第1部で共感の主体とされているのは大部分が「われわれ」であり、「人類」やたんなる「観察者」もしばしば使われている。共感の主体がたんなる「観察者」であって「公平な観察者」ではないのはなぜだろうか。その理由として考えられるのは、スミスが、第1部ではさまざまな観察者の比較を1つの重要なテーマとしていることである。それゆえ、観察者が公平な観察者だけに限定されなければならない理由は存在しないのである。

スミスによれば、観察者が共感する程度はさまざまであり、観察者と当事者が感情を完全に一致させるためには、観察者の共感の程度に応じて当事者が自制しなければならない。スミスは、当事者が自分の境遇を観察者の「率直で公平な見方」(candid and impartial light)(TMS, 29)で見ると、本源的な情念の激しさが和らげられると指摘する。そして観察者として「友人」「たんなる知人」「見知らぬ人(strangers)の集団」の3者を比較し、後者ほど共感の水準が低いので、当事者はより多く自制しなければならないことを次のように述べている。「もしわれわれがいやしくも自制心があるならば、友人がいるよりもたんなる知人がいるほうがいっそう実際に心を和らげられるし、たんなる知人がいるよりも見知らぬ人の集団がいるほうがなおいっそうそうである。」(TMS, 23)

かつて水田洋はこの「見知らぬ人」こそがスミスの公平な観察者であると解釈した。たしかにスミスは、公平な観察者について、「われわれ自身にも、われわれの行動によって利害が影響を受ける人々にも何も特別の関係を持たない人物、……父でも兄弟でも友人でもなく、たんなる人間一般、公平な観察者」(TMS, 129)と述べており、この公平な観察者は「見知らぬ人」にほぼ重な

ると考えてよいだろう。

スミスが第1部で公平な観察者にほとんど言及しないのは、上に述べたように、適正の判断ではさまざまな観察者が存在しており、観察者がつねに公平な観察者でなければならない理由は存在しないからである。家族同士や友人同士で行為の適正を判断する場合には、家族や知人として判断することが期待されるのであって、見知らぬ人あるいは公平な観察者の視点から見る必要はない。それどころか、家族や友人の行為の適正を判断するときにあえて見知らぬ人のように冷淡に見るとすれば、その態度自体が否認されることにもなるであろう。家族や友人の行為の適正を判断する場合は、観察者がつねに公平な観察者でなければならない理由は存在しないのである。

たとえば喜びや悲しみのように行為または感情が当事者本人だけに関係する場合は、適正の判断は観察者と当事者の二者関係において行われる。そして二者関係における道徳判断では、観察者は必ずしも公平な観察者である必要はなく、家族や友人は見知らぬ人よりもいっそう共感的な観察者であることが期待される。またスミスが述べているように、慈愛、人間愛などの「愛すべき徳」は、観察者が当事者にできるだけ共感しようと努力するところに成立するのである。

スミスは、『道徳感情論』第1部で「公平な観察者」に3カ所で言及している(TMS, 24, 26, 38)。そのいずれもが、上の述べた「見知らぬ人」の場合と同様に当事者の自制の努力を強調する文脈の中に登場している。当事者の自制がどうあるべきかが問題となる場合には、観察者は家族や友人や愛すべき徳を有する人のようにやさしく共感的な観察者であってはならず、無関心で冷淡な見知らぬ人または公平な観察者であることが求められる。

「公平な観察者」の3つの用例のうちとくに第1と第3は当事者の「怒り」「憤慨」に対する共感の場合である。他の情念とは異なり「怒り」「憤慨」のような反社会的情念の場合には、観察者は当事者だけでなくその情念の対象となっている人にも共感する。たとえば、観察者が憤慨する人と憤慨される人の両方に共感する場合には、観察者は両者のいずれにも特別の関係を持たない「第三者」の視点から共感しなければならない。道徳判断が、観察者と一人の当事者との二者関係においてなされる場合には、観察者は公平な観察者である必要はない。しかし観察者が複数の当事者と向かい合う三者関係においては、観察者は両当事者と特別の関係を持たない「第三者」としての公平な観察者でなければならないのである。この「第三者」としての公平な観察者は、第2部で正義の徳が論じられるときにいっそう重要な役割を果たすことになる。

第2部では、共感の主体は、第1部と同様に「われわれ」や「人類」が多く用いられているが、「公平な観察者」が登場する頻度もかなり増えている。そして大きな変化は、第1部に登場した家族、友人、知人のように当事者と特別の関係を持っている共感的な観察者が登場しないことである。第2部では、道徳判断を行う観察者はつねに公平な観察者でなければならないと考えられている。その理由は、慈恵と正義の徳が行為者本人だけではなく受益者や被害者など他の利害関係者に関係する徳だからである。慈恵は利益提供者と受益者、正義は加害者と被害者の関係において成立する徳であり、これらの徳の道徳判断では、観察者と行為者と利害関係者の三者関係が問題になる。その場合には、観察者は行為者と利害関係者のいずれに対しても特別の関係を持たない「第三者」すなわち公平な観察者でなければならないのである。

4 公平な観察者と「良心」

公平な観察者は、『道徳感情論』第3部でさらなる発展をとげる。第3部は第2版と第6版で

大きく改訂されるが、以下では主として初版を素材としながら、公平な観察者の基本的性格について考察する。

第3部の公平な観察者概念の大きな特徴は、スミスが、「現実の公平な観察者(the real and impartial spectator)」(TMS, 156, Cf. 131)と「想像上の公平な観察者(the supposed impartial spectator)」とを区別したことである。この区別は世論と良心の区別に対応している。以下では、2つの問題について検討する。第1は、スミスがなぜ「想像上の公平な観察者」の概念を示す必要があったのか、第2は、スミスが「想像上の公平で事情をよく知っている観察者(the supposed impartial and well-informed spectator)」(TMS, 130)という場合に、「事情をよく知っている」とは何を意味するのか、である。

スミスが、「想像上の公平な観察者」の概念に到達した理由は、初版第3部第1編「称賛または非難に値するという意識について」に示されている。そこでスミスは、「称賛(praise)」と「称賛に値すること(praise-worthiness)」の区別を論じながら、「想像上の公平な観察者」の考え方を明確に述べているからである(ただし用語は6版から)。

スミスの最大のねらいは、マンデヴィルに対する批判であった。その点を最初に説明しておこう。スミスは『道徳感情論』第6部で道徳哲学の歴史を考察したさいに、有徳な行為の動機を「虚栄心」に帰着させたマンデヴィルをきびしく批判している。スミスによれば、有徳な行為の動機として、(1)根拠のない喝采を喜ぶ「虚栄心」と、(2)根拠のある名声と評判を求める「真の栄光への愛」と、(3)徳をそれ自体のために求める「徳への愛」の3情念がはっきり区別されるべきである。しかしこれら3情念は類似しており、そのことがマンデヴィルによって誇張されて、有徳な行為の動機が「虚栄心」だけであるという誤った見解が主張されたのである。スミスによれば、「虚栄心」と「真の栄光への愛」の類似点は「称賛」を求めることであり、「真の栄光への愛」と「徳への愛」の類似点は「称賛に値すること」を求めることである。したがってマンデヴィルへの理論的批判は、結局のところ「称賛」と「称賛に値すること」の区別に帰着する。そしてこの区別を理論的に考察したのが、初版第3部第1編である。

では、「称賛」と「称賛に値すること」は何によって区別されるのだろうか。この点は、「根拠のない喝采」と「根拠のある名声」というスミスの表現によく示されている。つまりスミスは、「称賛」と「称賛に値すること」の決定的な違いは、判断に「根拠」があるかどうか、言い換えれば、道徳判断を行う観察者が判断の対象となる行為者の境遇、行為、動機を十分正確に認識しているかどうかにあると考えた。しかし現実の観察者が行為者の境遇、行為、動機についてすべてを正確に認識することはそもそも不可能なことである。行為者の境遇と行為は、観察者が注意深く観察すればかなりの程度まで正確に認識できるかもしれない。しかし行為者の真の動機については、現実の観察者は直接に認識することができず、行為や表情などからの推測に頼らざるをえないから、完全な認識は不可能である。現実の観察者による行為者の境遇、行為、動機についての認識は多かれ少なかれ不十分不正確であり、現実の観察者の判断が、根拠のない称賛や非難を多少なりとも含むことは避けがたいのである。

これに対して、行為者自身は、自分自身の境遇、行為、真の動機について、通常はだれよりもよく認識できる立場にある。したがって、行為者自身が自分自身の行為や動機を道徳的に判断する場合には、確実な根拠に基づいて判断することが可能となる。これが「称賛に値すること」の意味である。

では、それはいかにして可能だろうか。スミスによれば、行為者自身が自分自身を判断するこ

とは、想像上で現実の公平な観察者の視点から自分を判断することによって可能となる。スミスは言う。「人間が、公平な観察者が見るであろうような見方で自分自身の行動を見ると、かれは自分自身の行動に影響したすべての動機に完全に入り込む。かれは、自分の行動のあらゆる部分を喜びと是認をもって振り返り、人類はかれが行ったことを知らないにもかかわらず、かれは、人類がかれを実際に見るような見方ではなく、人類が事情をもっとよく知ったならば(were better informed)かれを見るであろうような見方にしたがって、自分自身を見るのである。」(TMS, 116)

このように、「称賛」は「現実の公平な観察者」によって判断され、「称賛に値すること」は「想像上の公平な観察者」によって、つまり行為者自身が想像上で公平な観察者の見方で自分自身を見ることによって判断されるのである。

スミスは、「想像上の公平で事情をよく知っている観察者」という表現をしばしば用いている(とくに6版)。この「事情をよく知っている」とは、観察者が、価値判断の対象となる行為者の境遇、行為、動機についてよく知っているという意味である。そして「想像上の公平な観察者」は行為者自身であり、事情をよく知らないということはあるから、「想像上の公平な観察者」と「想像上の公平で事情をよく知っている観察者」は、事実上同じ概念なのである。

5 むすび

最後に、スミスの共感論と公平な観察者論の関係についてまとめておこう。第2節で述べたように、スミスの共感論では、観察者が自分自身の共感感情と当事者の感情とを比較して両者の一致を知覚するときに、後者を適正として判断する。したがって観察者の道徳判断の違いは、2つの原因から生ずることになる。一つは、道徳判断の基準となる観察者の共感感情の違いであり、もう一つは、道徳判断の対象となる当事者の境遇、行為、感情についての観察者の事実認識の違いである。

スミスは、道徳判断の違いを生み出すこれら2種類の原因について十分に認識していた。かれは『道徳感情論』第1部で、第1の原因すなわち価値判断の基準となる観察者の共感感情が、家族、友人、知人、見知らぬ人で異なることについて論じた。そして第3部では、第2の原因すなわち価値判断の対象となる行為者の境遇、行為、感情についての観察者の事実認識の正確さが、現実の観察者と想像上の観察者(つまり行為者自身)とは異なることについて論じたのである。

J.S.ミルの労働費用・利潤相反論と株式会社論 —ミル『経済学原理』における編別構成との関連で—

前原 直子（法政大学大学院経済学研究科 博士後期課程）

はじめに

本報告の目的は、J. S. ミル（John Stuart Mill, 1806-1873）の主著『経済学原理』（以下『原理』）全体を貫く経済理論装置が労働費用・利潤相反論（以下、相反論）である、ということ考察することにある。すなわち本報告では、『原理』第1編から第5編におけるミル相反論の具体的内容の検討によって、各編のミルの主要論点を浮き彫りにし、あわせてミル『原理』における理想的私有財産制度と理想的「停止状態」の実現可能性と、その実現のために必要不可欠な政策を相反論にもとづいて導出し、株式会社の社会的普及・発展の必要性を明らかにし、人間の成長というミル独自の視点を浮き彫りにする。それによって逆に本報告では、ミル『原理』の主張論点が相反論に基礎づけられていることが明らかにされる。

本報告では、ミル相反論を『原理』第1編から第5編に至るまで各編ごとに考察するが、従来の研究では、ミル『原理』の全体像をミル相反論にもとづいて考察する試みはほとんどなかった（とりわけ第1編における相反論の考察はない）。その意味で本報告は、独自の研究成果である。

1 『原理』第1編におけるミル相反論

第1編「生産」論でミルは、最先進国イギリスでは、資本蓄積の進展によって自然法則の作用（土地収穫逓減法則や人口法則の作用）が著しく速まり、それによって不生産的階級たる地主階級はますます経済的に豊かになってゆくが、生産的階級たる資本家階級の利潤と労働者階級の生活水準はともに低下してゆくことになる、と主張した。その結果、イギリスは経済的・政治的矛盾に満ちた不完全な社会状態としての「停止状態」へと到達してゆかざるをえない、とミルは主張した。

要するにミルによれば、資本蓄積の進展につれて労働人口は増加傾向を辿り、食糧供給量が増加するため、劣等地耕作の進展が余儀なくされてゆく。しかし土地には収穫逓減法則が作用するため、土地の生産力は低下してゆく。したがって労働者の実質賃金を一定とすれば、食糧価格が高騰した分だけ貨幣賃金は増大する。

貨幣賃金の増大は、当然、資本家にとっては「労働費用」の増大→利潤率の低下を意味する。したがって土地の自然法則の作用に伴って、労働者階級の生活水準は低下し資本家階級の資本蓄積は停滞するため、労資対立が激化してゆく。それに対して不生産的階級たる地主階級は、地代の増大によってますます富裕になってゆく。

[1] このことは当然、『原理』第4編 動態論で再び考察されることになるが、しかしミルは、第1編「生産」論ですでに、最先進国イギリスは資本蓄積の進展につれて一国の利潤率は低下し必然的に「停止状態」に到達する、というプロセスを論じているのである。

[2] それはなぜかといえば、第1編「生産」論では、イギリスでは資本蓄積の進展の結果、国富は増進したが、しかし最下層の労働者階級にまで富がゆき渡らなかった、という原因の考察にミルの主眼が置かれているからである。いいかえればミルは、第1編「生産」論においては、国家が何の政策も施行しなければ、不生産的階級たる地主階級のみが経済的に豊かになり、生産的階級たる資本家階級の利潤と労働者階級の生活水準がともに低下してゆく、という富の生産法則＝富の自然法則の作用の結果として辿り着く「停止状態」への到達を危惧し、国家政策の必要性を主張した。

[3] こうしてミルは、第1編「生産」論においてすでに第2編と第4編および第5編に連なる

問題を提起しているのである。ミルによれば、国家は、貴族的大土地所有制度や「労働と報酬とが反比例する」現行の不完全な分配制度を手直しし、新たな資本蓄積の余地を創出し、一国の利潤率を押しあげ、その間に株式会社を中軸とした資本主義的企業とそれとは異なる経営形態であるアソシエーションとが自由に競争できる理想的私有制度を構築し、さらにはそれを制度的土台として理想的な「停止状態」へ移行してゆかなければならない。

[4] そのためにミルは、第1編最終章において、すでに株式会社論を展開し、株式会社がイギリスの利潤率を高め、必然的に辿り着く直前にある「停止状態」への到達を遠くへ押しやる重要な役割を果たす、と主張したのである。

[5] 『原理』第4編「停止状態」論では、ミルの理想的「停止状態」論＝理想的市民社会論が展開される。それに対して第1編「生産」論で展開される利潤率低下論→「停止状態」論では、むしろ地主階級対労資同盟という階級構図のもとに、富の生産法則＝富の自然法則の作用によって辿り着く経済的・政治的矛盾に満ちた最先進国イギリスのディズマルな「停止状態」への到達という必然的帰結を導出している。それによってミルは、かえって逆に現行の私有財産制度の社会改良の必然性を浮き彫りにするのである。このことは、ミル『原理』の編別構成を考えると極めて重要な視点である、といわねばならない。

要するにミルは、第1編「生産」論において、最先進国イギリスでは、資本蓄積の進展によって土地の生産力は低下し、したがってまた客体的要因としての「労働能率」は低下するため、労働者の実質賃金を一定に保持すれば、食糧価格の騰貴（また地代の上昇）→「労働費用」の増大→資本家の利潤低下というプロセスで資本家の資本蓄積は著しく低下してゆくということ、そしてまた労働者が人口増加を続けてゆけば、労働者の実質賃金は低下し、かれらの生活水準もまた低下してゆくこと、を主張するのである。

それゆえミルは、『原理』第1編「生産」論において、明らかに賃金・利潤相反論を展開している。ミル第1編「生産」論における相反論の主張点は、①土地収穫逓減法則の作用によって土地の生産力が低下するため、「労働能率」の客体的要因の改善が必要になること、②労働者の実質賃金を高め、資本家の「労働費用」低下→利潤率増大を実現するためには、労働者の知的・道徳的水準の向上に伴う人間的成長によって「労働能率」の主体的要因の改善が必要となること、という点にある。

裏を返せばミルは、①第一に、土地収穫逓減法則の作用を緩和せしめる国家政策の施行によって土地の生産力を高め、「労働能率」の客体的要因の改善が実現されてゆかなければならない、と主張した。そして同時にミルは、国家政策として貴族的大土地所有制度の解体に伴う土地の細分化・商品化などによって分配制度の改善を促進し、株式会社の社会的普及・発展を実現し、さらに株式会社に内在する労働疎外を改善する組織内改革を実現してゆかなければならないことを相反論にもとづいて論証するのである。

さらにミルは、②第二に、相反論に立脚して労働人口の増加率の低下のためには、労働者階級自身の自発的な人口抑制が不可欠である、という視点を導出し、労働者の知的・道徳的水準の向上＝人間的成長の必要性を主張し、したがってまた「労働能率」の主体的要因の改善の必要性を主張した。

それだけではない。前述の如くミルは、土地収穫逓減法則の作用→一国の利潤率低下論を展開し、最先進国イギリスが「停止状態」に到達する、という帰結を導出する。いいかえればミルは、第1編「生産」論において、すでに富の生産法則＝富の自然法則の作用に伴って最先進国イギリスは「停止状態」へと到達する、と結論づけるのである。このことは第4編との関連で極めて重要である。

しかし留意すべきは、第1編「生産」論における「停止状態」論と第4編 動態論における「停止状態」論とでは、その主張点が明らかに異なる、ということである。

第1編「生産」論においては、以下のようなプロセスを経て、利潤率低下に伴いディズマル

な（不完全な）「停止状態」に到達することが導出されている。すなわち、①最先進国イギリスにおいては、資本蓄積の著しい進展につれて土地の生産力＝客体的要因としての「労働能率」は著しく低下するため、不生産的階級たる地主階級のみは食糧価格騰貴に伴う地代上昇によって富裕になってゆく。②したがって「生産上の改良」によって土地の生産力が向上し、「労働能率」の客体的要因の改善がなされないかぎり、資本蓄積の余地が創出されてゆかないので、富裕の全般化が促進されえず、労働者の貧困問題や労資対立の問題が改善・解決されてゆかない。③同時に「労働能率」の主体的要因の改善、すなわち労働者階級の知的・道徳的水準の向上に伴う人間的成長が実現されないかぎり、労働者階級の自発的人口制限は実現されえず、そのゆえに労働者の実質賃金は低下する。④「労働能率」の客体的要因の改善（「生産上の改良」や分配制度の改善）とその主体的要因の改善（労働者階級の人間的成長）とが実現しなければ、食糧価格の高騰が余儀なくされて劣等地耕作がさらに進展し、貨幣賃金は増大するため、資本家の利潤率も労働者階級の生活水準もともに低下する。⑤しかもイギリスは、そうした問題をかかえたまま「停止状態」に到達する。

したがって第1編「生産」論における利潤率低下論→「停止状態」論では、ミルは最先進国イギリスが現実に到達しつつある「停止状態」を不完全な社会状態である、と結論づけている。

2 『原理』第2編におけるミル相反論

『原理』第2編第15章でミルは、「労働費用」を、「労働能率と労働賃金（労働者の実質的報酬）、この実質的報酬を構成する各種の物品を生産あるいは獲得するための費用の大小と、この3変数の関数である」（Ⅱp. 414, ②416頁）として、労働費用・利潤相反論という理論装置を提示する。

ミルは、「労働費用」は3変数の関数であるという規定にもとづき、3変数の「各種の実情の組み合わせ」が「労働費用」の変動を規定し、そのゆえに利潤率の変動も規定する、という見解を「一般的な形」（Ⅱp. 415, ②417頁）で提示した。

第2編におけるミル相反論の主要論点は、実質賃金増大と「労働費用」低下とが実現すれば、労資両階級の調和的關係が長期的に成立するという実現可能性を論証し、「一般的な形」での相反論を提示することにあつた。ミルは、その実現可能性を、以下の論理に従って提示する。

〔1〕労働者の生活水準を規定する要因は、貨幣賃金ではなく、実質賃金である。このことは、たとえば労働者の一人当たりの貨幣賃金が低下する場合でさえ、それ以上に食糧価格（あるいは生活必需品価格）が低下すれば、その実質賃金が増大することを考えれば、明らかとなる。

〔2〕これに対し資本家の利潤率を規定する要因は、「労働費用」である。「労働費用」とは資本家が自分の雇用する労働者全体に支出する経費である。つまりそれは貨幣賃金の総額である。資本家にすれば、「労働費用」が低下するほど利潤率は高まるのである。その意味で「労働費用」と利潤率は相反関係にある。

〔3〕したがって実質賃金と利潤率とが同時に増大すれば、労働者の生活水準の向上と資本家の資本蓄積の増大はともに実現し、両者の利害は一致しうるのである。

かくてミルは、労働費用・利潤相反論を理論装置として、労働者の生活水準向上と資本家の資本蓄積の増大という点で労資協調関係は実現しうる、と結論づけるのである。

しかしミルは、その実現のためには、「労働費用」の3変数が最善の「組み合わせ」を示す必要がある、と主張した。ミルによれば、「労働費用」とは、そもそも「労働能率」、実質賃金、食糧価格（生活必需品価格）という3変数の関数であり、その3変数が、「労働能率」向上、食糧価格低下、実質賃金増大という内容となるとき、その最善の「組み合わせ」が実現する。そしてそのとき、実質賃金増大と「労働費用」低下＝利潤率増大が同時に実現しうる。

「労働費用」の3変数のなかで、最も重要な変数は、「労働能率」である。労働者の「労働能率」が増進するには、「労働能率」客体的要因の改善、すなわち分配改善政策を通じての理想的

私有財産制度の確立が不可欠となる。

たとえば国家政策によって貴族的大土地所有制度が解体されてゆけば、資本家は従来よりも土地の生産力の高い優等地での土地使用が可能となる。こうして資本家は、「労働能率」の客体的要因の改善に伴い、従来よりも少ない雇用労働量によって従来以上の農業生産物総量を生産することが可能となるだろう。したがって資本家の「労働費用」は低下し、利潤率は高まるだろう。

この場合、土地の生産力の向上を通じて労働生産力は高まるので、食糧価格は著しく低下し、たとえ労働者階級の貨幣賃金がこれまでと同じであるとしても、食糧価格が低下した分だけ労働者の生活水準は向上することが可能となる。こうして労働者一人当たりの貨幣賃金が一定のままであれば、あるいはそれが低下したとしても、実質賃金は増大しうるのである。

しかしながら「労働能率」の客体的要因が改善した場合でも、「労働能率」の主体的要因の改善、すなわち人間的成長が不可欠となる。なぜなら労働者の知的・道徳的水準の向上＝人間的成長がみられないかぎり、労働者は自発的な人口制限の重要性を認識しえず、労働者の人口は増加し続けるからである。その結果、資本家の「労働費用」は増大し、利潤率は著しく低下するだろう。

3 『原理』第3編におけるミル相反論

第3編における相反論の主眼は、「労働費用」の具体的な機能分析にもとづいた労資両階級における調和的關係の実現可能性を論証することにある。第3編においてミルは、「労働費用」の3変数のうち、実質賃金と「労働費用」の変動は異なる、という点を主張する。

ミルによれば、「労働費用」と利潤率とは逆の方向に変動する。つまり「労働費用」と利潤は相反するので労働費用・利潤相反論と呼ばれる（Ⅲp. 700, ③472 頁）。

ミルは、第3編においては、相反論の「理論の正しさ」（Ⅲp. 701, ③474 頁）を主張し、「具体的な姿における利潤の法則」についての議論を展開する。

ミルは、労働者の生活水準の向上をもたらす例、労資対立関係をもたらす例、労資敵対関係をもたらす例、労資協調関係が成立する例という具体例から、「労働費用」の3変数の最善の「組み合わせ」を導出してゆくのである。こうした分析を基礎として、「労働費用」と「実質賃金」との組み合わせによっては労資両階級の調和的關係が成立可能であるという重要な結論が導出される。

ミルは、「実質賃金は『労働費用』とは全く相異なった事柄」であることを指摘する。「労働費用」が低く、貨幣賃金の減少が「労働費用」の真の減少を表す場合、利潤率の上昇を同時に達成するとして、現実における「資本家階級と労働者階級のあいだの金銭的利害の対立は、大部分はたんに外見的なもの」と結論づける（Ⅲpp. 699-700, ③470-472 頁）。いいかえればミルは、相反論にもとづいて労資両階級の調和的關係の成立が実現可能であることを論証する。

イギリスでは、土地収穫逓減法則の作用によって劣等地耕作が進展し、資本家の「労働費用」が増大していた。だからこそイギリスにおいては、土地改良の必然性がでてくる。と同時にミルは、土地改良を実現する主体として、株式会社の社会的普及・発展が急務である、と主張した。

ミルによれば株式会社では、その資本力によって大型の機械と最新の技術の導入が可能であるため、土地改良と大規模生産が実現可能である。また株式会社においては、労働者は大型の機械を使えるような技能を身につけ、分業・協業体制のもとで協力して高い「労働能率」をあげてゆくようになる。労働者は、仕事を通じて知的・道徳的成長を遂げるにつれて、自発的な人口制限を行うようになる。したがって株式会社が社会的普及・発展を遂げるにつれて①人口増加が阻止され、②土地改良が進展し、③「労働能率」の客体的要因の改善と主体的要因の改善によって労働生産性も上がる。

このような経路で、イギリスは、アメリカ合衆国とは異なる形で「労働費用」の3変数の「組

み合わせ」を最善の状態にすることが可能となる。

したがってイギリスにおける「労働費用」の3変数の最善の「組み合わせ」を実現するには、株式会社の社会的普及・発展と土地の生産力の向上＝「労働能率」の客体的要因の改善が不可欠である、とミルは主張した。

4 『原理』第4編におけるミル相反論

『原理』第4編第4章「利潤率低下」論においてミルは、利潤率低下→「停止状態」の到来に対する「反対要因」を分析し、ディズマルな「停止状態」を遠くへ押しやる具体的方法を、①「生産上の改良」、②「低廉な必需品の輸入」、③「資本の輸出」の3点に見いだした。これらの政策は、「利潤率低下傾向」に対する「反作用的諸事情」である。とりわけミルは、「生産上の改良」が二重の意味で重要である、と捉えた。

ミルにとっては、「生産上の改良」は、たんに利潤率低下傾向の反対要因となりディズマルな「停止状態」を遠くへ押しやるだけでなく、労働者階級の知的・道徳的成長＝人間的成長を実現させる政策となるからである。「労働能率」の客体的要因の改善とその主体的要因の改善という二重の「生産上の改良」がなされれば、利潤率の低下が阻止され、ディズマルな「停止状態」の到来を遠くへ押しやるのが可能となる、とミルは考えた。以下、この点を検討してみよう。

[1] ミルによれば、「生産上の改良」は、二つの意味に理解できる。第一に「自然に対する人間の支配力の増大」(Ⅲp. 706, ④11 頁) という意味である。この意味の「生産上の改良」は、主として機械の発明・改良や土地耕作の改良などに代表される生産技術の改善を通じて労働生産力を向上させ、「労働能率」の客体的要因の改善という意味に解釈できる。

[2] ミルによれば、「生産上の改良」のもうひとつの意味は、「各個人に対してかれら自身の労働および制欲が生む果実を保障する」(Ⅱp. 208, ②30 頁) 公平な分配制度の確立という意味である。

したがって「生産上の改良」は、現存の不完全な分配制度の改良を通じて、労働者階級の人間的成長を実現せしめ、「労働能率」の客体的要因の改善とその主体的要因の改善を促進する、という二重の意味に解釈できる。

こうしてミルは、相反論にもとづいて理想的「停止状態」論とアソシエーション論を展開した。

5 『原理』第5編におけるミル相反論

第5編では、第2編において展開された理想的私有財産制度を実現するために、具体的な国家政策論がミル相反論にもとづいて展開される。ミルは、「労働費用」の3変数の組み合わせにもとづき、労資協調論が成立するための国家政策論を具体的に展開する。その内容は以下のとおりである。

ミルによれば、①貴族の大土地所有制度の解体によって土地の生産力が向上し、「労働能率」の客体的要因の改善が実現すれば、資本の社会的解放が著しく促進し、したがってまた労働の社会的解放が著しく促進して、一国の資本蓄積は順調に進展してゆく。しかも土地の細分化・商品化の促進などによって土地移転の自由が促進されて株式会社の土地使用の高度化が促進されてゆけば、従来よりも優等地での土地使用が実現可能となる。その結果、労働者階級は、貨幣賃金が一定のままに保持されるならば、食糧価格が低下した分だけ実質賃金は増大し、生活水準は向上する。さらにいえば労働者階級は、貨幣賃金がやや低下しても（したがって資本家階級にすれば「労働費用」低下→利潤率増大となる）、食糧価格がそれ以上に低下すれば、実質賃金は増大し、生活水準は向上するのである。②いいかえればミルは、貴族的大土地所有制度の解体→従来よりも優等地での土地の生産的使用の実現→土地の生産力の向上＝「労働能率」の客体的要因の改善→食糧価格の低下＝貨幣賃金の低下→「労働費用」の低下→資本家の利潤率増大→資本蓄積の増大を実現する。

社会的視点に立脚すれば、貴族的大土地所有制度の解体→従来よりも優等地での土地の生産的使用の実現→土地法則の作用の緩和→一国の利潤率の増大→労働者の貧困問題や労資対立の問題をかかえた状態での不完全な形での「停止状態」への到達への回避、という論点を導出させる。

こうしてミルは、相反論にもとづいて貴族的大土地所有制度の解体の必要性を浮き彫りにし、同時にまた相反論にもとづいて労働者の貧困問題や労資対立問題の改善のためには、何よりもまず「労働能率」の客体的要因の改善（現行私有財産制度の改良・改善→貴族的大土地所有制度の改善、資本主義的雇用労働制度の改善）による土地の生産力の向上が極めて急務な国家政策となる、という論点を導出するのである。

したがってミルの考えでは、株式会社の社会的普及・発展の必要性が主張されることになる。

ミルによれば、①株式会社の社会的普及・発展は、土地の生産力の向上＝「労働能率」の客体的要因の改善→食糧価格低下→貨幣賃金低下→「労働費用」の低下→資本家の利潤率と労働者の生活水準の向上をとともに実現する。②さらにいえば株式会社の社会的普及・発展は、「生産上の改良」の促進→資本蓄積の順調な進展→一国の利潤率向上→不完全な「停止状態」への到達の回避を実現する。

しかしながら、株式会社の社会的普及・発展によって、資本蓄積が順調に進展し、労働者の生活水準が向上したとしても、労働者自身の知的・道徳的水準が高まり、自発的人口制限を実施してゆかないかぎり、労資間の利害調和は短期的にしか持続しないであろう。労働人口が増加の一途を辿り、生産能力の増大に対し、生産物に対する需要が着実に歩調を合わせているときには、食糧は低廉とならないし、また労働者たちは一時的にすら利益を得られないからである。

それゆえミルは、労働者が知的・道徳的水準を高め、自発的に人口制限を実施してゆくためには、資本家自身の人間的成長に伴う意識革命によって資本主義的企業それ自体の組織内改革が必要である、と考えるのである。こうした考えがミルの労働疎外の存在しないアソシエーション論に結実してゆくのである。要するにミルの理想的私有財産制度の内容は、株式会社を中軸とした資本主義的企業とそれとは異なる経営形態である労働者同志のアソシエーションとの混合体制となるのである。そしてミルは、こうした内容の理想的私有財産制度の構築によって、イギリスは理想的「停止状態」を実現してゆくであろう、と予想した。

そのためにこそミルは、理想的私有財産制度の構築が急務であることを相反論にもとづいて論証し、あわせてさまざまな国家政策の必要性を相反論にもとづいて論証しえたのである。

従来、貴族的大土地所有制度の解体の必然性を相反論にもとづいて主張した研究はほとんどなかった。またミル『原理』における株式会社の社会的普及・発展の必要性を相反論にもとづいて経済理論的に説明した研究はなかった、といえよう。

おわりに

従来の研究では、ミル相反論は『原理』全体を貫く理論装置である、という指摘がなされてこなかった。しかしミルは、『原理』第1編から相反論を展開し、第1編から第5編において、相反論にもとづいて各編における主要論点を導出させているのである。

本報告では、ミル相反論は、ミル『原理』全体を貫く理論装置であることを論証した。この指摘は本報告の最大の独創的な研究成果である、といえるだろう。

主要文献

Mill, J.S., *Principles of Political Economy*, with some of their applications to social philosophy, 1848, in *Collected Works of John Stuart Mill*, Vol. I-XXI, ed. by Routledge & K. Paul, 1965-74 (末永茂喜訳『経済学原理』岩波文庫, 第1・5分冊, 1959-63年)

(※参考文献に関しては学会当日に配布いたします。)

J.S.ミルと女子高等教育—フェミニズムの理論と実践—

J. S. Mill and the Higher Education of Women

Theory and Practice on Feminism.

武蔵大学総合研究所 研究員
船木 恵子

1. はじめに

ミル全集の中にミル自身が作成した 14 問の経済学の問題が記載されている¹。これは 1872 年に、ミルがヒッチンのレディース・カレッジ（その後ケンブリッジ ガートン・カレッジ）の女子学生の経済学の講座のために書いたものである。校長エミリー・デーヴィスの強い意向で、当時カレッジでは「ポリティカル・エコノミー」の講座を開設し、ケンブリッジ大学からジョン・ベン（John Venn）教授を頼んで授業をしていた。しかしテキストの『経済学原理』（以後『原理』とする）3巻の交換論のところまで授業は止まっていた²。デーヴィスは、著者であるミルに学生の試験を依頼した。ミルが亡くなる 1 年前のことである。ミルは快く引き受け、14 問の問題作成に加え女子学生の解答の添削までおこない、もう一回試験を実施したいとデーヴィスに手紙を送っている。しかし 1873 年にミルは亡くなったためそれは実施できなかった。

本報告では、J.S.ミルのフェミニズムを、ミルを取り巻く当時の状況を把握し、『原理』や『女性の解放』（以後『解放』とする）という著作が、ヴィクトリア後期の多様な女性運動とどのように関係したのか、またミル自身について、1860 年には出版できなかった『解放』が 1869 年に出版できたのにはどのような理由が考えられるかを考察する。また、ミルだけでなく、イングリッシュ・ウーマンズ・ジャーナル（以後EWJとする）³、ランガム・プレイス・グループ（サークル）⁴、さらにケンジントン・ソサエティ⁵などのフェミニストグループを含めた全体像を考察することにより、ミルのフェミニズムの理解を深めることを目的とする。また、本報告では、従来のミル研究ではあまり踏み込まなかったイギリス女性史とミルのフェミニズムの「実践」の部分を並立させ、あらためてミルのフェミニズムの多様性や可能性を検証する。

2. イングリッシュ・ウーマンズ・ジャーナルとミル『経済学原理』

EWJはイギリスの女性問題をはじめ社会問題として取り上げたフェミニスト雑誌であると考えられる。この雑誌社はランガム・プレイス・グループ（Langham Place Group）のリーダー、ラファエル前派の画家バーバラ・ボディション（Barbara Leigh Smith Bodichon）が 1000 ポンドを投じて、ベドフォード・カレッジの同級生ベッシー・レイナー・パークス（Bessie Rayner Parks）と協力し設立した。系列組織の女性雇用促進協会と共に、リージェント通り、ランガム・プレイス 19 番地に会社をおき、当時としては画期的な図書館、リーディング・ルーム・談話室など、女性のための施設を併設した。ランガム・プレイス・グループとはここに集ったEWJを中心としたフェミニスト集団のことであり、雇用促進、起業、就職教育も含めて、女性の経済的自立のための活動を行い、中産階級女性の現実問題の解決に対応する女性ネットワークだった。設立当初の目的は「ガヴァネス問題」の解決であり、1858 年 3 月 1 日の創刊号⁶は、第一面で「ガヴァネス慈恵協

会年次報告書」を分析している。これは 1843 年に設立されたガヴァネスの困窮に対処する慈恵協会の 13 年間にわたる活動を記載したもので、編集長ベッシー・レイナー・パークスの記事は、19 世紀イングランドの女性の職種は拡大しつつあるが、中産階級の女性に許された唯一の職業が家庭教師であることが「ガヴァネス問題」の根本原因であり、この状況の改善を世間に訴えるものである。パークスはいきすぎた市場の原理によって、ガヴァネスの過剰と低賃金が促進されたと分析する。今までに独身女性の老後の問題を解決するためにガヴァネスの年金制度、ガヴァネス用宿舎などがガヴァネス自身と慈恵協会の双方の努力で整えられてきたにも関わらず、いまだに老齢になったガヴァネスや、家族のために働かなければならない若い女性たちの窮乏にかわりがないのは、まさにこれが「社会問題」であるからだとして分析する。パークスは若いうちは家族を背負い、老齢になれば人の世話になることを嫌い、キリスト教倫理とミドルクラスの自尊心の中でストイックに窮乏生活に耐えようとする老ガヴァネスたちの過酷な現状を訴える。パークスは救貧法を批判する経済学者の正義 (justice) や、ビジネスの世界の市場主義だけでは真に窮乏する彼女たちを救うことはできず、また政府の救貧法行政すら、まったく血の通ったものではないと批判する。これを今までのように単なる女性問題として無視するのならば、それは罪悪であるという。社会はこの問題を「社会問題」として取り組むこと、そして今まで以上に慈善活動の重要性を理解すること、また一番の解決方法は、自分たちの手であたらしい道を切り開くことが必要だと訴えている。このようにEWJは中産階級の女性たちの深刻な経済問題、「ガヴァネス問題」を個人の問題ではなく社会問題として訴えるために創刊したわけである。

1860 年 9 月号と 11 月号のEWJの特集記事Opinion of John Stuart Mill⁷では、現在の自分たちの窮乏を救うのはミルの経済学を学ぶことであるという大々的なアピールをしている。記事によればミルの『原理』は大衆の意見を読み取り、ジャーナルと同じ側面があるという。またミルが『原理』生産論の中で人間に関する労働を述べる時、人間を育てる労働は生産の一条件ではあるが、ミルが経済学大體として考えるときに、この人間を育てる労働は経済学の領域外におくとしていることを高く評価している(『原理』1 篇 1 章と思われる)。この考え方は、おそらく 19 世紀の中産階級の女性特有のものではないかと考える。現代の経済学では、家事・育児などのケア労働を経済学の領域外から領域内に捉えなおし、経済学の領域内で適正に評価しようとする視点にたつが、この時代のパークスは、現代とはまったく逆に、ミルが価値は存在するが経済学の範囲外だと定義した人間を育てる労働は、経済学ではなく、まさにフィランソロピーや慈善事業が適性に評価するものであることを主張する。パークスは 1857 年の社会科学協会のチャールズ・ブレイのコベントリーにおけるリボンメーカーの報告事例をあげて、女性たちが精一杯働いても生きていけないほど低賃金なのは、慣習によって女性の賃金が男性のそれよりも低く抑えられているためとしか考えられないと主張する。さらに市場競争によって価格はどんどん引き下げられていると述べる。パークスは確かに物理的自然の観点からは市場競争は是認されると考える。しかし雇用者と被雇用者との内部的な関係においては実際問題、市場経済とは切り離れた価格決定が行われているはずだと分析する。そしてパークスの結論は、価格の決定要因は二つあるというものである。第一は市場で形成される市場価格、そして第 2 はキリスト教原理に基づく価格であるという。パークスは一例として「たとえばガヴァネスの給料は年間 50 英鎊が市場価格だとしても、もし彼女が母を養っていることを理解したならば、

二枚のシルクの上着を一枚にして彼女の給料を年間 60£ に引き上げるだろう」と述べる。そしてこの考え方を理解するにはミルの『経済学原理』の協働の原理を学ぶべきであり、それが「女性の協働の原理」(Principle of co-operation to women)なのだと強調する。パークスはポリティカル・エコノミーとクリスチャニティーを共に作用させることが理想的な国家なのかもしれないと述べ、当時コミティーや、ソサエティなどの形でボランティアに行われていた慈善組織や協働体の論拠を、ミル『原理』4 篇の協同組合論から引き出そうとしている。これはミル『原理』がEWJの活動の理論的支えとなっているとも考えられる。パークスは『論理学体系』を学ぶことは女性らしくないかもしれないが、『原理』は女性に役立つものだと推奨する。「経済学というものは慈善的な行動をもたらすものである」と述べた上で、経済発展によって市民社会の安寧が保たれ、女性の境遇もしだいに改善されるとして、「女性の協働の原理」を強調する。

3. 1860 年代の J.S.ミルとケンジントン・ソサエティ

ミルの議会生活には、中産階級の淑女たちの絶大な理解と支援があった。それはミルが世間から揶揄されるひとつの原因でもあったがミルの議会活動には必要なものだった⁸。女性たちには参政権も財産権もなかったため、ミルの議会活動には直接的な影響がないのではと考えられがちだが、ランガム・プレイス・グループ、ケンジントン・ソサエティの人々が、第二回選挙法改正案のさ中での、ミルの修正案の提出に大きな力を与え、これにより女性参政権運動が全国的に広がるきっかけとなった。しかしこれはミルの力というよりも、実際は女性たちの組織的な活動がなければできないことだったので、ミルは『自伝』の中で、メンバーの 1 人だったヘレン・テイラーを大変評価している。

1858 年の冬、ハリエットの死後、舞台俳優として独立していた娘のヘレン・テイラーが呼び戻され、ヘレンはミル家の女主人に、1865 年以後は下院議員となったミルの秘書となる。ヘレンは母ハリエットとミルの思想を受け継いでいたが、女性参政権運動家ではなかった。彼女はバーバラ・ボディションからさそわれ、ランガム・プレイス・グループの討論クラブ、1865 年 3 月設立のケンジントン・ソサエティに加わっている。ミルの秘書ヘレンは、ミルの側をはなれることがなかったが、アヴィニオンからの論文でソサエティに参加している。ミルが当選する 7 月まで、ソサエティは J.S.ミルの選挙委員会を設立し選挙活動をおこなった。1865 年 11 月 21 日の会合でヘレン・テイラーが書いた女性参政権についての論文が討議されると、ソサエティは社会問題の討議から、参政権運動へと傾く⁹。1866 年 4 月にグラッドストーンの選挙法改正案が提出されると、5 月 9 日バーバラ・ボディションとヘレン・テイラーはまったく同時に請願書運動に着手する手紙を出している¹⁰。

1866 年 5 月 9 日、ボディションのヘレン・テイラー宛ての手紙の意図は、自分たちの運動に対してミルが実際に議会で政治活動を起すかどうかにあった。「私はあなた(ヘレン)と J.S.ミル氏がこの時期を適切だとお考えかを知ることなしにいかなる請願も、(女性)参政権運動もしたくはありません」と述べながらも、活動資金が集められつつあり、準備はできていることを述べている。

ヘレン・テイラーは、ロンドン、ブラック・ヒースの自宅から、この手紙をまだ読んでいないうちに、ボディションに対して、議会内では様々な請願運動が始まりつつあり、我々も請願書を提出する絶好のチャンスだとする内容の手紙を送っている。その手紙には最低

でも「100名の署名」の確保が必要であること、もし確保できれば「私の父はよろこんで受け取るだろう」という記述があることから、ヘレンの手紙の中にミルの決断を見ることができる¹¹。今、請願運動を行えばミルが議会で取り上げてくれるという確証を得たボディションは5月11日付の手紙で請願運動の署名を集める委員会を設立したことを知らせている。ボディションの指揮のもと、エミリー・デーヴィスら、ランガム・プレイス・グループの人々がエリザベス・ガレットの家を集まり、過激な内容のヘレン・テイラーが書いた請願文を添削し、世間の同意が得られるように修正した。6月6日に当初ミルと行動を共にするはずだったラッセル・ガーニーが怖気づいてミル1人で演説をする予定であるとヘレンからボディションに知らされているが、それでもヘレンの段取りで6月7日、1499名の署名と請願文がウエストミンスター・ホールでミルに直接手渡された。それを議会に提出した時のミルの演説については『自伝』で述べられているとおりである。しかしそこに至るまでのケンジントン・ソサエティがミルに託した思いは、署名の数としては決して多くない1499人分の署名の筒にこめられ、ミルはそれを受けて「manをpersonに変更する」修正案を議会で主張した。

4. J.S.ミルとガートン・カレッジ

エミリー・デーヴィス、バーバラ・ボディションをはじめランガム・プレイス・グループの人々はミリセント・フォーセットの姉エリザベスの医師免許取得のために、1862年ロンドン大学入学の挑戦以来、その認可の支援運動をしていた。EWJは女性の自立のために、女性の専門職を推奨しており、そのなかでも医師免許はひとつの大きな目標だった。しかし医師になるにはどうしても男性だけに許可された大学入学が必要であり、大学地方試験の女子の受験許可が必要だった。参政権への道のりは険しく長い、男女平等の女子高等教育は早急に達成する必要があると考えたボディションとデーヴィスは、ヒッチンに女子カレッジを設立した。その1869年に『女性の解放』は出版されている¹²。

『解放』の出版される前の、1866年デーヴィスはその著書*The Higher Education of Women*¹³の中で、女子と男子の教育の相違によって、両者の性格形成がなされることを主張し、男女平等教育の重要性を指摘している。これについて編者ジャネット・ホワースはデーヴィスがその論拠としてミル『解放』の主張を繰り返し主張していることを述べている¹⁴。そしてミルは、デーヴィスが言いたくてもいえなかったことを『解放』では述べている。政治や経済の学説がこのように進んだ今日、人類の半数を占める女性を多くの報酬の良い職業や、高い社会的職務などから除外し、男性の独占のままにさせておくのは正義なのかと¹⁵。1866年に出版されたデーヴィスの著作は『解放』の内容と酷似し、ミルの女子教育論が展開されている。これは編者ホワースも主張しているように、このテーマは、ランガム・プレイス・グループのメンバーだったデーヴィスが、かつてケンジントン・ソサエティで議論した内容に他ならなかったからであり、『女性の解放』は1869年の出版以前にケンジントン・ソサエティの人々に理解され、討議され、彼女たちの理論となり、出版を待ち望まれていた著作だったといえるだろう。

1869年の第1期(10月)からヒッチンのベンスロー・ハウスでカレッジはあわただしく開校した。すでにリバプールでは、ジョセフィーヌ・バトラーを中心に「女性のためのケンブリッジ大学講座」が開講しており、ケンブリッジ大学からの出張講義がはじまり女子学生向きの特別試験が1869年から認可されることになっていた。ミルの「完全なる同

権の原理」の教育を主張するデーヴィスたちはこの流れが主流にならないように開校を急がなければならず、『女性の解放』の目的である「完全なる同権の原理」のためにも、ケンブリッジ大学学位の取得を最終目標に男子学生と同じカリキュラムで学習し、同一の大学試験を受験することを課した。1869年に入学した5人は、順調に2年後の予備試験を突破し、ボディションはガートンへの大学移転準備に奔走し、デーヴィスは学生の教育に没頭する中で、1872年4月26日デーヴィスはミルにポリティカル・エコノミーのクラスを設けたので、来期に実施する試験問題を作成してほしいと依頼する。デーヴィスによれば、学生のうち二人が道徳科学のトライポスを目指しているという。これから大学がガートンに移転したのち、ポリティカル・エコノミーのクラスを大きくしたいとミルに伝えている¹⁶。その返事は1872年5月6日に送られている。ヘレンからよろしくと書かれた手紙にはデーヴィスの希望通り、14問の問題を記した用紙が同封されていた¹⁷。その内訳は、問1,2が生産論から、生産的労働と不生産的労働の違いと、生産的消費と不生産的消費の違いを問うものと生産的労働は不変の富を増加させるかと問う。3問は、労働の生産力を増加させる、あるいは減少させる作用因はなにかと問う、4問目は商品の価値が需要と供給に依存する意味について説明せよというもの。4から6問は交換論からの出題、7,8は分配論から、9から12は交換論から、13、14は分配論から出題され、確かにデーヴィスが『原理』3篇までしか終了できていないとのことを考慮しての出題となっている。デーヴィスが送った学生の答案をミルが確認し、1872年7月18日付の手紙でミルは、各学生の成績評価とアドバイスを丁寧に加え、デーヴィスに対し学生に伝えるように指示している。そしてその手紙で、もう一度試験を作成して実施したいと述べている。おそらく『原理』の講義終了後に全範囲からの出題を考えていたのではないだろうか。

デーヴィスはミルのセント・アンドリュース大学の名誉学長就任演説で主張されたのと同様に終始人間の陶冶性を高める教養教育を重視した。男子とは別の女子向けのカリキュラムを実施したシジウィックのニューナム・カレッジとは異なり、古典語中心の伝統的カリキュラムにこだわり続けた。その一方で、前述のようにあたらしい学問体系ポリティカル・エコノミーのカリキュラムを重視している点で、先のEWJ同様、女子教育における経済学の効果を期待していると思われることができるだろう。

5. おわりに

ミル『女性の解放』は、「完全なる同権の原理」を主張しつつも1860年には出版されなかった。それは「古い制度と慣習が守っている」最も根深い感情ゆえに野蛮でたちが悪いから、女性解放はいまだ困難であるというミルの考えからである。女性を無能力にしておくことで、従属関係を維持しようとする世間の考え方に対して、女性が男性と競争して職務につくことが許されないのは社会に対する損害であると主張するミルの考え方は、そのままランガム・プレイス・グループの考え方でもあり、その特徴は『原理』における協働の原理に活動の論拠を求め、女性が経済的自立を達成するところにあった。またミル同様に一般教養教育を重視するデーヴィスが新分野の経済学教育をミルに頼んで熱心に学生に施すのも同様の理由からであろう。ケンジントン・ソサエティの最年少会員だったミリセント・フォーセットもまた、著書*Political Economy for beginners*の中でミルの『原理』の要約を行いつつ、動態論における協働の原理については時代に即したものとするために増補改訂している。彼女たちのフェミニズムは現実問題の解決のために『原理』のアソシ

ーション論のもと、協働による社会的利益を市場原理の外に想定することによって、自分たちの活動に価値を与え、ミルの『女性の解放』を借りて理論的裏づけとしたものであると考える。そしてその意味で、『解放』の理論は、当時すでにメンバー共通の主張になっており、ミルは 1869 年という女性の進出の第一歩を期して、将来の「完全なる同権の原理」のため、あえて『解放』を出版したのではないだろうか。

¹ CW.V. Essay on Economics and Society :Appendix C.pp.764-765, Examination paper set by JSM,1872.

² JH.ALSJSMILL HUT4 (ジョンホプキンス大学所蔵) *Emily Davies Collected Letters 1861-1875*.Edited by Ann B.Murphy and Deirdre Raftery. University of Virginia Press

³ *The English Woman's Journal* (1858-64) Published by The English Woman's Journal Company Limited.

⁴ Lamgham Place Group (Circle) イングリッシュ・ウーマンズ・ジャーナル社がその傘下の組織として女性雇用促進協会を設立し、共同の事務所に付属する女性のためのリーディング・ルームやサロンを開放していた。そこを中心として集まった人々のグループで、リージェント通の一級の間所にあつたためと、J.S.ミルの選挙では選挙用の馬車を使った派手な応援をしたため注目された。

⁵ イングリッシュ・ウーマンズ・ジャーナルによって意志のよりどころを見つけた女性の政治経済的な討論組織。最終的に女性参政権のための請願書をミルに託することで団結するが、ヘレン・テイラーも加入している。

⁶ Profession of the Teacher. *The English Woman's Journal*. Vol.I.March.1858.English Woman's Journal Company.London.

⁷ The Opinion of John Stuart Mill *The English Woman's Journal*. Vol.VI.Sep.I,Nov.XXIX.1860.

⁸ *Mid-Victorian Feminism, Barbara Leigh Smith Bodichon* Sheilar Harstein. Yale University Press. 1985. p.134.

⁹ Parliamentary Suffrage for Women's Helen Taylor.

Sexual Equality writing by John Stuart Mill, Harriet Taylor Mill, and Helen Taylor. University of Toronto Press. Edited by Ann P. Lobson and John M. Robson. 1994.

pp.211-212.ケンジントン・ソサエティの事務局長だったエミリー・デーヴィスは内容が過激すぎると批判している。ケンブリッジ、ガートン・カレッジ・アーカイヴ所蔵エミリー・デーヴィス書簡 GC:ALS ED B1.

¹⁰ Mill-Taylor correspondence LSE., Helen Taylor to Barbara Bdichon, 9.May 1866. London Metropolitan University, Women's Library. Box.FL646.7BMC/B/1.Barbara Bodichon to Helen Talor, 9.May 1866.

¹¹ "Helen Taylor suffragist" Barbara McCrimmon. *Manuscripts* 1978. Spring. P.99.

¹² 但しミルはガートンには宗教的理由から寄付を申し入れていない。 *Emily Davies and Girton Coliege* Barbara Stephen.1927.Hyperion Press ,INC.p.246.

¹³ *The Higher Education of Women* Emily Davies 1866.The Hambleton Press.

¹⁴ *Ibid.*,Editors introduction.XXXV.

¹⁵ The Subjection of women. 'Collected works of John Stuart Mill'.邦訳『女性の解放』岩波文庫 1857.第3章

¹⁶ ジョン・ホプキンス大学所蔵書簡 *Emily Davies Collected Letters 1861-1875*.Edited by Ann B.Murphy and Deirdre Raftery. University of Virginia Press

¹⁷ 手稿はガートン・カレッジ・アーカイヴ、CW.V.AppendixC.pp.764-765.

(本報告は科研課題 19510280「19 世紀経済学におけるジェンダー意識」研究の一部である)

19世紀中葉期イギリスにおける経営管理の理論化の試み

—C. バベッジと J. モントゴメリーの所説を手がかりに—

埼玉学園大学 経営学部 村田 和博

1. はじめに

19世紀中葉期のイギリスでは、産業革命を契機にして、企業の大規模化と機械化、工場労働者の増加、国際的な市場環境の変化、さらに会社制度の法的整備が、漸次的に進行した。こうした企業環境の変化を考慮すれば、企業に着目する研究者が当時のイギリスにいたとしても不思議なことではなく、その典型ともいえる人物がチャールズ・バベッジ (Charles Babbage) とジェイムズ・モントゴメリー (James Montgomery) である。彼らの主張は多岐にわたっているが、本稿では経営管理に関する考察を試みる。

2. バベッジによる経営管理の科学化の試み

バベッジは多くの計算プログラミングを可能にする解析装置の詳細な設計図を残したことから、コンピュータ開発に関する彼の先駆的業績が評価されることが多かった。だが、彼の関心は数学や工学分野に留まることなく、経済学や経営学にも向けられ、その詳細を『機械と製造業に関する経済』(Babbage, 1832) で窺い知ることができる。

経営学の分野において、バベッジは「科学的管理運動の先駆者」(Witzel, 2003, p.16) と評価されてきた。A.マーシャル (Alfred Marshall) が『産業と商業』(Marshall, 1919) の中で、「科学的管理の主要な構想の一つは、前世紀の中葉にバベッジによってかなりの程度まで考え出された」(Marshall, 1919, p.375 : 訳[2]252頁) と述べていることから、経営学史だけでなく経済学史の研究者においても、バベッジから科学的管理を想起する人は多いことだろう。F.W.テイラー (Frederic Winslow Taylor) の経営理論がバベッジから直接的な影響を受けたかどうかについては評価が分かれているが、ここでは、バベッジの経営管理を内在的に吟味することにする。

バベッジの経営管理について指摘すべきこととして、まず、工場調査の重視がある。バベッジは、工場調査の際に、素早くかつ大量の情報を正確に書き留めるために、事前に質問項目を作り、そこに記入する調査法を示した。彼は時計を使って労働者の一定時間内の作業量を計測する方法を提示したが、その際、調査が被験者に対して与えるホーソン効果についても気づいていた。そこで、労働者の作業を調査するときには、調査していること

を被験者に悟られないようにすべきであると教示する。さらに、注目すべきは、『1851年の万国博覧会』（Babbage, 1851）で記述される疲労に関する研究で、ショベルと手押し車を用いた土の運搬にともなう疲労度の大きさが、ショベルと手押し車の形状・大きさ、積荷の重量、土を持ち上げる高さによって違うので、疲労度を最小にして作業量を最大にする道具と作業方法を作業調査により見つけることができるという主張である（Babbage, 1851, pp.2-3）。これは、テイラーが『科学的管理法の原理』（Taylor, 1911）で提示するショベル作業の研究に酷似している（Taylor, 1911, pp.64-77：訳 272-281頁）。これらバベッジの言説がテイラーの時間研究と動作研究に類似していることから、バベッジ経営学が持つ科学的管理の特質がこれまで指摘されてきたのである。

バベッジにとって、正確な工場調査はコストの低下に役立つからこそ意味を持つのであった。すなわち疲労度の低下は同一時間内における作業量を増加させることができるし、各作業工程における作業時間の計測は、どの生産工程に技術改良を優先的に導入するかを決定する上での指針となる。また、計測された作業量を基準にして労働者の賃金額を客観的に決めることも可能になる。バベッジが賃金形態として利潤分配制度を重視したことは、J.S.ミル（John Stuart Mill）が『経済学原理』（Mill, 1848）の中でそれを取り上げたことから広く知られている。だが、実のところは、バベッジの提示する賃金形態は、労使間での利潤の分配だけではなかった。というのも、バベッジは、工場内規則を作る上で留意すべき一般原則として、以下の二点を提示していたからである。「第一に、雇用されている各々の労働者によって受け取られる賃金の大部分は、その工場によって作られた利潤に依存すべきである。第二に、その工場に所属する全ての人々は、彼が発見した何らかの改良が、彼が雇用されている工場で採用されたときには、彼が他の方法で獲得することができるよりも多くの利益をそれから獲得すべきである」（Babbage, 1832, p.177）。すなわち、第一の原則は利潤分配制度を意味し、第二の原則は個々の労働者の利潤に対する貢献度を反映する賃金形態を意味する。

賃金額の客観的な決定は、労働者に対する動機づけとして賃金によるインセンティブを重視するバベッジにとって企業経営上の重要な施策であって、彼は労働者の貢献度と企業利潤をリンクさせることにより、労使協調を実現しようとした。バベッジにとって、労働者の福利は労働運動によって決して手に入れられるものではなく、労使が協調してこそ実現可能なことだった。

経営組織に関しては、その後の企業分析に大きな影響を与えることになる「バベッジの原理」を提示した。バベッジの原理とは、簡潔に言えば、分業を導入する際に、労働者の

能力別配置を導入すべきだということだ。つまり、高賃金支払わなければ雇用できない有能な労働者に、低賃金の労働者にでもできる仕事を担当させれば、コストに無駄が発生するから、労働者が特定に職務に専念できるように仕事を分割すべきで、全ての労働者にそれが適用できない場合には、高賃金の労働者が特定の職務にだけ専念できることを優先すべきである、という組織上の原則である。バベッジが大規模生産の優位性を主張する場合の根拠の一つが、生産規模の大きい企業の方がバベッジの原理を導入しやすいからである。バベッジの原理は、J.S.ミルや A.マーシャルといった後世の偉大な経済学者たちに注目されるとともに、現代経営学においても、「今でも十分実用的」（沼上、2002、187 頁）と評価されている。

こうした管理手法を主張する背景には、バベッジのコスト意識の高さがある。つまり、企業は激しい価格競争に直面しており、価格競争に勝ち残るためにはコストの低下に絶えず努力しなければならず、コストの低下に役立つ経営管理法をバベッジは企業に対して提言したのである。

3. モントゴメリーにおける管理者の役割

モントゴメリーは、19 世紀中葉期のイギリスとアメリカ両国で綿製造業の管理に携わった経験を持つ実務家で、両国の比較経営分析を試みた『イギリスとアメリカの綿製造業に関する対照と比較』（Montgomery, 1840）は、レンにより「異なる経済社会の分析を通じた最初のマネジメント研究」（Wren, 2005, p.51 : 訳 49 頁）と評されている。彼の著書出版は、その後、その内容の真偽をめぐる論争をアメリカ新聞紙上で生み出すことになる。このことから、『イギリスとアメリカの綿製造業に関する対照と比較』は、当時の人々にとって無視できない資料であったことがわかるが、現代の我々が 19 世紀中葉期におけるイギリスとアメリカ両国の綿製造業の置かれた環境やその実像を理解する上でも、決して軽視されてはならない資料であることは確かであろう。

だが、経営理論として見た場合、『イギリスとアメリカの綿製造業に関する対照と比較』よりも前に出版された『梳綿と紡績のための手引書』（Montgomery, 1832）が重要で、それは綿製造業に従事する管理者のためのテキストとあってよい著書である。『梳綿と紡績のための手引書』は三版を数えたことから、それに対する一定の社会的ニーズがあったことがわかる。『梳綿と紡績のための手引書』が一定の評価を得た理由としては、当時の管理者たちに秘密裏に独占されていた経営管理上のノウハウや知識を著書で公開した点にあるといえる。つまり、企業で管理技術や知識を身につけた管理者たちは、それらを他人に教え

ることなく独占しようとしたために、経営管理に携わろうとする者が適切な経営管理法を事前に学ぶことができなかつた、という問題に対して、『梳綿と紡績のための手引書』は解決の糸口を与えたのである。モントゴメリーによれば、優れた経営管理には「理論 (theory) と実践 (practice) の結びつき」(Montgomery, 1832, p.ii) が不可欠であつて、彼は従来の経営管理に欠けていた理論を『梳綿と紡績のための手引書』において詳細に提示したのである。

『梳綿と紡績のための手引書』では、綿製造業において管理職能を遂行する管理者として経営者と雇主が示される。工場所有者がすべき職務は、工場の設計と設置、および経営管理を担当する有能な経営者の雇用であるとされているから、所有と経営が分離していることを前提に、管理職能を担う中核として経営者が位置づけられる。経営者と雇主に関しては、その職務内容の違いが明確に指摘されるわけではなく、経営者は企業全体の管理に従事し、雇主は特定部門の管理に従事するという職務範囲にかかわる違いがあるだけである。そこで、経営者と雇主が共に管理者として必要になる経営管理法と身につけるべき能力や資質が提示されることになる。

管理者として身につけるべき管理能力として、第一に、機械を調整する能力がある。モントゴメリーが機械に対して高い関心を寄せたことは、19 世紀中葉期のイギリスという時代性、つまり工場制度の確立とともに技術革新の波が徐々に打ち寄せる中であつて当然だといえ、モントゴメリーのみならず、同時代人のバベッジや A.ユア (Andrew Ure) の著作の中にも、機械の構造や使い方に関する詳細な言及が見出される。しかし、管理の理論を普及させるという目的に照らして、機械を担当する際に必要となる知識の一般化を試みたことにモントゴメリー独自の特徴がある。つまり、使用される原綿の種類や作られる糸の品質に応じて、機械の速度やドラフトの大きさをなど適宜調整する必要があつたが、その調整法を計算式として示したのである。その計算式に照らして機械を調整すれば、誰もが機械を適宜調整することができるようになる。第二に、コストの計算能力を身につける必要がある。というのも、正確な計算によって利潤をはじき出さない限り、見込まれる利潤が思い込み過ぎない可能性が残るからである。利潤は原価と販売価格との差額部分だから、利潤額を正確に知るためには原価の正確な計算が不可欠になり、これもまた計算式として提示されている。

こうしたコストや品質管理を管理者に対して強く求めた背景としては、綿製造国としてのアメリカの台頭があつた。アメリカの台頭を意識した点ではユアも同じだが、モントゴメリーはイギリスとアメリカ両国における 1 ヤードの綿布の製造コストをそれぞれ綿密に

試算して、粗目の商品についてはアメリカがイギリスよりもコスト的に優位であることを示し、イギリスの綿製造業者に対して、国際市場におけるアメリカの台頭を警鐘していた。つまり、予想される激しい国際市場競争に立ち向かうためには、品質とコスト管理が不可欠だったのだ。

最後に、労務管理法について指摘しておきたい。労務管理法については、理論と呼べる段階にまで成熟していないが、モントゴメリーは管理の目的を秩序の維持と捉え、工場内の秩序の保持に不可欠となる良好な労使関係を築き上げる方策を以下の四点として示している。

- ① 経営者は、労働者に対して、慈父深くなりすぎても厳しすぎてもいけない。また、愛想よくすることは必要だが、馴れ馴れしくなりすぎてもいけない。つまり、良識が命じるであろうような高貴な態度をいつも保持することが必要である。
- ② 経営者の出した命令や指示に従って労働者をただちに行動に移させるためには、その命令や指示が労働者に受け入れられることが必要である。そのためには、命令や指示を受ける側に不快さを感じさせないようにするとともに、できるだけ少ない言葉で命令や指示を与えて、その内容を労働者に理解させることが不可欠である。
- ③ 処遇が公平であることを労働者に理解させることが必要である。
- ④ 労使間の対立を解消するためには、労働者の不満の原因を取り除くことが必要である。

以上の指摘は、主に、リーダーとして身につけるべき資質と能力に関する指摘であって、モントゴメリーはリーダーシップを資質論的に把握していたことがわかる。ただし、男性労働者で構成され、かつ彼らの賃金が作業量と質に依存する紡績部門と違って、女性労働者で構成され、かつ彼女たちの賃金が固定給で支払われる梳綿部門では、かなり専制的なリーダーシップが必要になるという彼の指摘も見出されるので、状況論的にリーダーシップを把握していた可能性もぬぐいきれない。

むすびにかえて：イギリス経営学史研究の現状とその可能性

バベッジとモントゴメリーの企業分析の特質を理論化という観点から取り上げて考察を加えてきた。バベッジは科学的管理に類似した管理法を、またモントゴメリーは綿製造業における経営管理の理論と実践の融合をはかるために、管理者のための経営管理法を提示していた。むろん、彼らの経営管理法は、現代経営学から見れば不十分な内容であって、管理過程や意思決定に関する詳細な分析は行われていない。しかし、少なくとも、彼らが経営管理の理論化を試みたことと主張することに問題はないだろうから、その意味において彼

らは成り行き管理から脱却しつつあったと言ってよいだろう。

経営組織については、バベッジの分業論を取り上げて考察したが、19世紀中葉期頃のイギリスにおいて、分業論はバベッジの言説だけに見られるのではなく、バベッジはアダム・スミス（Adam Smith）の分業論から影響を受け、J.S.ミルは彼らと共にウェイクフィールド（Gibbon E. Wakefield）から影響を受けつつ分業論と協働論を展開した。さらに、R.オウエン（Robert Owen）の協働論も加味すれば、当時のイギリスにおいて、分業論と協働論は経営組織分析における関心事であったといえよう。そうなれば、協働論の源流を C.I.バーナード（Chester I. Barnard）以前にさかのぼり、18世紀後半から19世紀前半期のイギリスに捜し求めることも可能であろう。

また、経営者に関する叙述も多く見られるようになり、モントゴメリーだけでなく、ユアや J.S.ミルも経営者に注目していた。これは、縁故関係だけに依存した管理方法に限界が生じるまでに発展した企業では、外から経営者を雇用せざるを得なくなってきたという時代的状况と関連しているのであろう。ところが、一方で、専門経営者による詐欺・横領が多発したし、アルコール中毒にかかる管理者もいた。また、アダム・スミスや J.S.ミルの主張に見られるように、専門経営者は利潤に対して無頓着であるという見解も流布していた。こうした状況を踏まえれば、経営者職能や責任と権限の委譲について不明確な部分は残っているが、経営者に対する認識度は大きくなってきたといえる。

こうした学史的考察が成り立ち得るにも関わらず、19世紀のイギリスでは、経済学は発展したが、経営学に関しては注目すべきものがないと理解されてきた。そのため、経営学史研究は、一般的に20世紀初頭頃に活躍したテイラーと H.ファヨール（Henri Fayol）から始まり、考察の対象となる主要な国はアメリカとドイツであった。しかし、当時のイギリスにおいて企業分析がなかったわけではなく、広い関心の中の一つとして企業分析を試みる者はいた。その意味において、今後の研究の進展次第では、19世紀中葉期頃のイギリスの企業分析の一般的特質とともに、現代経営学から見たときの限界も明確になってくるはずである。

*文献リストは、学会当日に配布します。

レオン・ワルラスは父親の経済思想をどのように受け継いだか

——フランス民法典とワルラス父子の経済思想——

安藤 金男（名古屋市立大学・名）

はじめに——報告の主題

限界革命の担い手の一人であり一般均衡理論の創始者レオン・ワルラス（以下、レオンと略記）は、父親オーギュスト・ワルラス（以下、オーギュストと略記）の強い勧めに従って経済学の研究を始めていた。そして、レオンは父親の強い勧めに従ったばかりでなく、父親の経済思想を彼の経済学体系の基本に据えたのである。したがって、彼の「純粋経済学」を理解する場合にも、父親の経済思想の全体像を把握しておく必要がある。

そこで、本報告においては、Ⅰにおいて、オーギュストの経済思想の全体像を彼の『社会的富の理論—経済学の基本原理の要約—』（1849）に読み取り、Ⅱにおいて、レオンがこの父親の経済思想をどのように継承し、純粋経済学を始めとする彼の経済学体系の建設に取り入れたかを『純粋経済学要論』初版出版（1874-1877）までの時期に限定して検討する。

そして最後のⅢにおいて、ワルラス父子の経済学説がフランス革命の偉大な所産であり、近代私法の典型でもある「フランス民法典」とどのような関連があるかを考えてみたい。

Ⅰ オーギュスト・ワルラスの経済思想

オーギュストの経済思想—「経済学の基本原理」—は「稀少性」と「耐久性」という2つの概念を中心に構築されている。

（Ⅰ-1）「稀少性」による富一般の分類

人間は感覚的存在として、生涯にわたり1) 肉体的、2) 知的、3) 道徳的な「欲求」に支配されている。この3つの欲求の支配に従うことに対して、人間は「人格」(person)として神の摂理により自然界から豊穡で多様な諸力と素材、すなわち「もの」(choses)を与えられている。「人格」の「もの」に対する支配をめぐる、「人格」相互間に権利・義務の法的関係が成立する。

あらゆる有用な「もの」、すなわち「富一般」は我々の主観的な欲求を満足させるものとして「効用」をもつ。この「富一般」は、①量に制限のない富と②量に制限があり人間全体の欲求をすべては満たし得ない富に分類することができる。前者は「稀少性」のない富であり、後者は「稀少性」のある富である。この分類はローマ法以来の伝統である。

空気や太陽エネルギーのような「稀少性」のない富はi) 占有（合法的な占有が所有）、ii) 交換、iii) 生産の対象とはならないが、「稀少性」のある「富」は、i) 占有の対象となり、さらに「稀少性」を克服するためにii) 交換の対象となり、iii) 生産による「変形」と「増加」の対象となる。

交換は「もの」をめぐる諸「人格」相互間の権利・義務関係としての社会を内包しているので、富一般のうち後者②は「社会的富」と名付けられる。「社会的富」は交換の対象となり「交換価値」を与えられるので「経済学」の研究対象となり、同時に占有の対象となるので「所有の理論」の対

象となる。「経済学」と「所有の理論」は「社会的富」という共通の対象を研究する学問であるから、相互に補完的でなければならない。

(I-2) 「耐久性」による「社会的富」の分類

富の存在量における制限の有無によって、「効用」をもつ「富一般」から「効用」と「交換価値」の両方をもつ「社会的富」が区別された。後者の「社会的富」は更に「耐久性」の程度の大小によって「資本」と「収入」に分類される。

1回の使用によってすべて消費されてしまう非耐久的な「社会的富」は「収入」であり、贈与、交換、売買、「消費貸借」の対象となる。他方、1回の使用によってすべて消費されず、複数回の使用に耐える耐久的な「社会的富」は「資本」である。これは「有償」の「使用貸借」あるいは「貸借」の対象となることができる。

量における制限、耐久性における制限、この2重の制限に経済学のすべてが結びついている。これがオーギュストの経済学的認識の核心をなすものである。

(I-3) 貴金属の2つの役割—価値尺度機能と貨幣機能—

「社会的富」の「効用」は量として測定することはできないが、「交換価値」はその大きさを「価格」において計量することができる。ただし、「交換価値」の大きさは、生産技術の革新と文明化による欲求の多様化、高度化によって絶えざる動揺にさらされている。一定不変の「交換価値」をもつ「社会的富」は存在しない。

「社会的富」は、その絶えず変動する「交換価値」自体を直接に外部に表示することはできない。そこで、価値変動が比較的安定していて、かつ誰からも普遍的有用性、したがって普遍的価値性格を承認されている「社会的富」である貴金属を価値尺度財（「比較標識」）として選び、「相対的価値」である「交換価値」の大きさを「価格」として「相対的に」表示するのである。「社会的富」の1つである「貴金属」が価値尺度機能を果たす。

ところで、「社会的富」は「効用」と「交換価値」という2面性をもつ。社会的分業の進展とともに、効用をもたらす富の「消費」は多様化され、交換価値の「占有」は一様化される。言い換えれば、各人は多様なものを消費できるようになるとともに、通常ただ1種類の財産しか占有していないようになる。

彼らは自分が占有するものの消費にとどまることもできるが、他者の占有物との交換によって「効用」（主観的満足）をより大きくすることができれば交換を望むであろう。ここから、より大きな「効用」を獲得するために「交換の必要性」が生まれる。ただし、オーギュストは、交換による総効用の増大を考えたが、息子レオンのように、交換者による総効用の最大化という問題にまでは到達することができなかった。

「社会的富」の交換が物々交換として頻繁に行われなければならないとしたら、交換当事者間における欲望の一致の困難などの理由により、交換そのものが不可能になる場合が生じる。ここから、交換の一般的仲介物として「貨幣」が必要になってくる。「交換手段の必要性」が生まれてくるのである。貴金属がその自然的特性により「貨幣」の機能を担う。

(I-4) 資本と収入、ならびに、各収入の特殊法則

「富一般」のうち「社会的富」は、その耐久性の程度の大小により「資本」と「収入」に分類された。資本と収入の具体例としてオーギュストは、リンゴの樹とリンゴ、雌牛と牛乳などを挙げている。これは、ローマ法以来の伝統的な法律概念である「元物」と「果実」の区別に照応している。また、「資本」と「収入」の区別は医者と患者の治療や弁護士と弁論のように、人間とその活動に対しても適用される。これは、フランス民法典が雇用や請負の契約を物の賃貸借と同様に捉えていたローマ法以来の伝統を継受しているからだ。

さて、資本には①「土地」ならびに人間の②「個人的能力」という本源的な自然的資本と、人間が労働によって自然素材を加工して作った派生的な③「人為的資本」がある。

それらの資本（元物）から生まれる収入（果実）が、資本の生産的用役、すなわち資本の一定時間当たりの非物質的な生産機能である土地用役、労働用役、資本用役である。

資本も収入も社会的富であるから、それらは「交換価値」したがって「価格」をもつ。

このうち、資本からの収入の価格、すなわち資本用役価格（地代、賃金、利子）は次の3つの要素から構成される。①資本の使用によって生まれる用役自体の価格、すなわち「純収入」、②資本の消耗後に資本を置換するための費用である「減価償却費」、③資本の偶然な損失に備える「保険料」である。かくして、次式が成立する。

$$\text{収入の価格} = \text{純収入} + \text{減価償却費} + \text{保険料}$$

息子のレオンは、収入の価格＝租収入；純収入＝租収入－（減価償却費＋保険料）とする。

資本の収入と同様に、資本自体も価格をもつが、それでは資本の価格と収入の価格の間にはどのような関係が成立しているか。オーギュストは人口が増加しつつあり、技術進歩を伴う資本形成が絶えず行われている進歩しつつある社会においては、次のような法則が成立するという。

各収入の価格に対する各資本の価格の比率、すなわち各収入率（地代率、賃金率、利子率）は傾向的に低下する。しかし、各収入の社会的総和（総地代、総賃金、総利子）はそれぞれに増大する。したがって、社会全体の総収入（地代、賃金、利子の社会的総和）も増大する。名目的な国民総所得は増大する。

（I—5）産業または生産—変形する生産と増加させる生産—

「社会的富」には自然素材のように「間接的効用」しか持たない「もの」が多い。

この第1の不便を克服するために「間接的効用」を「直接的効用」に変化させる「変形する生産」が行われる。例えば、山林の原木→製材所の木材→木工所の机、椅子

また「社会的富」には「稀少性」という第2の本質的な不便がある。この不便を克服するために「社会的富」の数量を増大させる「増加させる生産」が行われる。

投入される生産的諸用役が所与で技術進歩もなく「変形する生産」のみが行われる場合、この生産は「交換の理論」によって説明することができる。この場合の「生産」は、生産的諸用役が生産物に変換される「交換」と見ることができるからである。そして、商品交換において等価物同士が交換されるように、競争的市場経済における「生産」においても、生産的諸用役と生産物の間の等価交換が行われる。すなわち、生産物価格＝生産的諸用役の価格＝地代＋賃金＋利子の等式が成り立つ。不等式が成立するならば「利益」又は「損失」が発生し、「企業者」間の自由競争によっ

て生産量が自由に調整されるからである。

流通過程における単純な商品交換が「社会的富」の総価値を増加も減少もさせない本質的に不毛で、不生産的な活動であるように、「変形する生産」も「増加させる生産」を伴わない場合は、「社会的富」の総価値を増加も減少もさせない不生産的な活動にとどまる。

「社会的富」の数量と総価値をともに増大させる方法が「増加させる生産」に他ならない。その方法には2つある。

第1の方法は、収入の現在消費への支出を節約して「貯蓄」し、これを新資本財の生産に投資するという方法である。すなわち、収入を資本化するという方法である。

第2の方法は、生産技術を絶えず進歩させ、「同一の資本からより多大な収入を引き出すこと、あるいは同じことだが、より少ない資本から同一の収入を引き出すことである。」

すなわち、技術革新によって資本の生産性を可能な限り高め、「社会的富」の数量を「増加させる生産」を行うことである。このとき、個々の「社会的富」の交換価値は低下しても、「社会的富」の総量が交換価値の低下率を上回る率で増加するので、「社会的富」の総価値は増大していく。市場均衡のメカニズム（生産物価格＝総収入）によって、この増大する「社会的富」の総価値は、先の社会的総収入の絶えざる増大と均衡し続けるのである。

このような技術進歩を伴う「増加させる生産」こそ、「真の生産」であり、産業の「最高目標」である。

価値尺度財としての貴金属の価値が一定期間安定的と仮定すれば、個々の「社会的富」の価格は低下し、「社会的富」の総生産量は増大するので、「安価と豊富」が実現する。

「あらゆるものが安価なのは富と文明の進歩の徴しであり、このことは、可能な限り最大多数の人びとに余裕と安楽を保障する裏づけとなる。」

II レオン・ワルラスは父親の経済思想をどのように受け継いだか

(II-1) レオンは父親の経済思想—「経済学の基本原理」—の枠組みを継承した

レオンが父親の経済思想の枠組みを継承したことは、彼の経済学体系のうち科学としての経済学の樹立を目指した『純粋経済学要論』初版(1874-77)の以下のような「目次」を一瞥するだけで十分であろう。

第1編 経済学と社会経済学の目的および区分

第2編 交換の数学的理論

第3編 価値尺度と貨幣

第4編 富の生産と消費の自然的理論

第5編 経済的進歩の条件と結果

第6編 社会の様々な経済組織の自然必然的作用

第1編は、有用ではあるが量に制限のある「社会的富」が「交換」と「生産」と「所有」の対象となり、その研究は「科学」、「技術」、「道徳」の問題として、それぞれ「純粋経済学」、「応用経済学」、「社会経済学」として行われることを論じている。

第2編は、レオンの経済学説の核心部分をなしており、2商品相互間の交換理論とその発展として多数商品相互間の交換理論を展開している。ここでは、父親が提唱した「稀少性」概念を「交換の後に満足された最後の欲望の強度」として捉え直し、「価格は2商品間の稀少性の比に等しい」、あるいは、価格と区別された「交換価値は稀少性に比例する」という命題を「主張」ではなく「証明」している。

第3編は、ズバリ、父親の行った貴金属のもつ2つの機能—価値尺度機能と貨幣機能—に関する議論に対応する。

第4編は、「社会的富」を耐久性の程度により「資本」と「収入」に分類し、「生産」を生産的諸用役の生産物への「変形」または「交換」として捉える父親の立場を継承し、父親のいう生産的諸用役が所与で技術進歩がなく「変形する生産」のみが行われる場合を「交換と生産の一般均衡」として論じている。生産は交換理論に包摂される。

ここでレオンは、父親による「社会的富」の「資本」と「収入」への分類を更に発展させて、「生産機構」を次のように捉えている。すなわち、①「企業者」による「生産的用役市場」における諸資本家（地主、労働者、資本家）からの「間接的効用」しかもたない生産的諸用役の「賃借」と、②これらの生産物への「変形」、ならびに、③「生産物市場」における諸資本家への「直接的効用」をもつ生産物の「販売」という「生産機構」である。

生産を担う「企業者」に対して、消費者としての諸資本家（地主、労働者、資本家）は自己の所有する資本から直接・間接に得られることになる総効用を最大化するように、価格の需給調整作用に媒介されて、生産的用役の供給量と生産物の需要量を定める。

第5編は、父親のいう「社会的富」の総量と総価値をとともに増大させる「増加する生産」のうち、技術進歩は行われぬが収入が資本化されて経済が成長する第1の場合（レオンはこの場合を「経済的進歩」と呼び、技術進歩を伴う資本形成による経済成長の場合を「技術的進歩」と呼んで、区別している。）を、次の2つの場合に分けて論じている。すなわち、

- 1) 消費財と並んで、収入の消費超過額（「貯蓄」）により新資本財が生産されるが、まだ再生産過程へ投下されず、人口や生産量の増大が始まっていない段階を「交換と生産の一般均衡」の単なる拡張である「資本形成と信用の方程式」として論じている。
- 2) 技術進歩は行われぬが、人口が増大し、新資本財が再生産過程へ投下され、「社会的富」の総生産量が増大していく経済成長の段階を、「生産量の増大」、「発展する社会における価格の変化の法則」として論じている。ただし、この部分は数理的分析による「証明」ではなく、簡単な数値例による直観的な見通しを「主張」しているに過ぎない。またレオンは、父親が「真の生産」、産業の「最高目標」と考えた技術進歩を伴う資本形成による経済成長（レオンのいう「技術的進歩」）については、終生、なにも理論的研究を試みなかった。

第6編は、独占や租税などについて論じている。

以上のように、レオンは父親の経済思想を大枠において継承しているのである。

（Ⅱ—2）レオンは父親の経済思想をどの点において超えたか

- 1] レオン・ワルラスが父親の経済思想を超えて独自に成し遂げた理論的貢献とは何か。

それは端的に言って、2商品相互間の交換の数学的理論を構築し、これを「交換の数学的理論の原理」として据え、i) 多数商品相互間の交換の理論、ii) 消費財ならびにiii) 新資本財の「生産」（「変形する生産」）を包摂する多数商品および多数生産的諸用役の「交換」の理論にまで拡大して適用したことであると言えよう。

2) 2商品相互間の交換の数学的理論において、レオンは(1) 父親が量として測定不可能とした「効用」を、物理学における「質量」のように理論上測定可能なものとして想定し、(2) 「効用方程式あるいは欲望方程式」を定式化して、(3) アントワーヌ・ポール・ピカールの援助によって総効用の最大化の必要条件から個別的需要関数を導出した。

すなわち、商品交換者たちの個別的需要関数は、したがってまた個別的供給関数も同様に、彼らの商品に対する主観的な「効用」と客観的な商品の「所有量」という2つの要素を前提に、市場における2商品相互の交換比率としての価格を交換の与件として、効用を最大化する彼らの行為から、すべての価格の関数として導出されることを「証明」した。

そして、個別的需給関数の集計による市場需給関数の導出と市場における需給の一致から均衡価格と均衡数量が理論的に決定される。さらに、この均衡解が現実の市場においても交換の自由競争制度により経験的に成立することが論証される。

こうして、父親には到達することができなかった、不可視の「交換価値」の比である「価格」は「稀少性」の比に等しく、「交換価値」は「稀少性」に比例するという「命題」が科学的に「証明」されたのである。

3) 多数商品相互間の交換においては、間接的交換（「裁定」）が行われる可能性があることから、ここに初めて「価値尺度財」の導入が説明される。また、消費財と新資本財の「生産」も生産的諸用役の生産物への「変形する生産」に過ぎず、交換と生産の均衡において、生産物の価格＝生産的諸用役の価格＝生産費が成立するので、財の生産理論は結局「交換の理論」に包摂されてしまうことが「生産方程式」、「資本形成と信用の方程式」として示される。これら一連の理論もまた、すべて父親の経済学的認識を超えるものであった。

Ⅲ ワルラス父子の経済思想とフランス民法典

父親の経済思想を支える「稀少性」と「耐久性」の概念は、ともに古代ローマ法を継受するフランス民法典における「物」や「権利」の分類基準に対応物を求めることができる。

息子のレオンはさらに、商品交換者たちの効用最大化をすべて満たす市場均衡における価格の決定のうちに、「社会的富」の所有者による「所有権」の3権能、「使用・収益・処分」の最大限の行使が実現されていることを読み取っていると、報告者は考える。

明治初期における神田孝平の税制改革案

—税務行政簡略化の構想を中心に—

関西学院大学研究員 南森 茂太

I. はじめに

欧米列強のアジア侵略という国防上の問題に直面していた明治政府は、政府が主導する「近代化」政策の実施によってこれに対処しようとした。欧米諸国への留学生の派遣、お雇い外国人の採用、工部省や内務省による官営事業の経営などは欧米からの新知識・新技術の導入の具体策の一例に挙げられる。ところで、このような政策のためには多額の資金が必要となったが、成立当初の明治政府は徳川幕藩体制のもとでの租税制度をそのまま引き継いでおり、その歳入は安定的なものではなかった。というのは、旧政権下での主たる租税収入は米納年貢であり、同制度のもとでは、毎年の米の収穫量と売却時の米価に歳入が左右されたからである。加えて、米価は徳川幕藩体制期を通じて低落傾向にあり、これに起因して幕府・諸藩は財政赤字を慢性化させていた。このため、明治政府にとって税制改革は重要な課題となっていた。

このような中、神田孝平（天保元〈1830〉—明治 31〈1898〉）は「税法改革ノ議」（明治 2〈1869〉）、「田税改革議」（明治 3〈1870〉）を著し、自らの税制改革案を建議した。これらの建議では、これまで禁止されてきた土地売買を許可し、地主が申告した売買価格を課税標準額とし、これに過去の収穫量を基準としてあらかじめ算出した税率を賦課し、租税を貨幣で納めさせるという構想が提示された。彼の改革案は財政収入の安定化を図る明治政府の要望に沿ったものであると解釈され、その後に行われた地租改正事業の嚆矢として当時から高く評価されてきた¹。

ところが、明治政府は米納年貢制度に起因する歳入の不安定さを問題視していたのに対して、神田はこの制度のもとでの税務行政の煩雑さとこれに伴って生じる徴税費用とを問題視していた。それゆえに、地租改正事業の方針が固まり、新たな租税制度にもこれを維持するために多くの費用が必要となることが判明すると、神田は「地券税法」をより徴税費用を軽減できる「所得税法」導入のための「階梯」と位置づけるようになっていった。

¹ たとえば、地租事業を実際に指揮した松方正義が「地租ヲ改正スル原由ヲ太政官ニ稟明ス」（明治 7〈1874〉）において、「此際ニ当り神田孝平ノ地価ニ税ヲ賦スルノ議アリ。改正論ノ嚆矢トモ称スベシ」（松方[1874]1933, 343）と評しているのはその一例である。

本報告は、神田孝平の明治初期における税制改革にかんする著作である『田税新法²』（明治5（1872））と「税法私言」（明治6（1873））とについて考察をおこない、彼の税制改革案の展開を明らかにしていくことを目的とする。具体的には、2節では『田税新法』、3節では「税法私言」での神田の税制改革案の内容を明らかにする。そして、結びとなる4節では、この2つの建議で彼の税務行政の簡略化構想がどのように展開していったかを考察し、これらの改革案が彼の思想の中でどのように位置づけられるかを明らかにする。

II. 『田税新法』における地租改正案

『田税新法』では「我邦従来ノ田税ノ法」、すなわち米納年貢制度の概要が次のように述べられる。神田によれば、この租税制度のもとでは、まず「検地」により土地の面積が測量され、「石盛」により土地ごとの収穫量が見積もられる。そして、税率は「検見」により年ごとに算定され、納税方法は現物、すなわち「米」による（神田1872, 1）、と。そのうえで、神田はこれらに「皆其弊アリ」（同上）と断じ、それぞれの問題点を詳述していく。

第一に、神田は「検地」の問題点を次のように指摘した。彼によれば、土地ごとに「検地」の実施時期が異なり、測量がおこなわれていない土地も存在している。また、時間の経過による土地の「自然伸縮」が十分に反映されていない。加えて、測量時期が異なればその技術の相違があり、さらには測量に際して役人による不正がおこなわれている可能性もある。これらの問題は新たに「検地」を実施することで解決できるが、「民」はこれが重税の手段になると考えるので、現時点の情勢では実施が困難である（同上1-2）、と。

第二に、「石盛」についても、「検地」と同様に、時代による測量技術の相違、役人の不正、地形の変化にともなう地質の変化が十分に反映されていないことを問題とし、「検地」と同様にこれを再度実施することが困難である（同上2-3）、と神田は論じた。

第三に、「検見」について、役人が「眼分量」でその年の「豊凶」を判断するため、彼らが不正をおこなったとしても、この発見が困難になることを問題視した（同上）。

第四に、「米」による納税について、神田は納税側と徴税側の双方に弊害があると指摘した。前者について、「山林田畑等」からの収穫物に対する租税は米で納める必要があるために、「田畑」の少ない地域では、農民が収穫した米はほとんど租税として納入することになる。そのため、彼らは山林などからの収穫物を売却して購入した米を食用にしている（同

² 「税法改革ノ議」と『田税新法』との神田の改革案の修正・追加については奥田（2001）を参照のこと。

上3)、と。他方、後者については、「貢米民ノ手ヲ出テヨリ、官倉ニ入ルマテ」に、「斗量、津出シ、廻送」などで「官民」双方の「労費」は多大なものとなる。その間に「虫喰鼠喰難船等」で減耗が生じ、これらに見せかける不正もある。すなわち、「中間ノ耗減」が発生することで「民ヨリ出テシ丈」が「官」に納入されない。加えて、「官倉」に米が収納された後、これを売却して歳出にあてるまでの間には、米価の変動があるために、「翌年ノ經濟」を「今年ヨリ預算スルコト」が不可能となり、財政政策は「所謂成行次第」となる。また、「倉内」での減耗、「米商ノ姦」などの恐れもある（同上3-4）、と。

以上のように米納年貢制度の弊害を論じた神田は、次のような改革案を提言する。まず、これまで禁止されてきた土地の売買を許可し、田ごとに「沽券」を発行する。そして、課税対象を農業生産物を収穫する土地から売買が許可された土地へと、課税標準額を農業生産物の収穫量から「地主ノ定メ次第³⁾」による土地の売買価格へと改めることを提言した（同上5-6）。また、役人が「眼分量」で年ごとに決定していた税率は、「五村若クハ十村ヲ管シ、管内田地ノ事ヲ掌」る「小役所」が決定する。具体的には「小役所」の管轄地域内の「沽券高」の合計、および、過去20年間の年貢米の平均納入高を平均相場から「金高」に改めたものを算出し、後者を前者で除することで決定する（同上6-7）。

課税対象、課税標準額、そして税率を上述のように変更することによって、納税方法は米納から金納に改めることができる。神田によれば、「田主」は「自ラノ税金ヲ懐ニシ小役所ニ届」け、「小役所」は沽券高と収税額が記された「田券張」とこの額とを照合し、「総括シテ上庁ニ納」める。そして、「上庁」では「管内緒小役所ノ沽券合帳」と、「大蔵省」では「國中府県ノ沽券総計帳」と収税額を照合する（同上8-9）。

上述の神田の改革案を実施することによって、旧来の租税制度の問題点は次のように解決される。「検地」は土地の境界を決定するために残るが、「上中下田ノ別ヲ立」てることや「検見」は廃止できる。また、金納化の実施により、農民は「凶年」の際には「別年ノ貯へ」で、「米作少クシテ他産多キ地」では「他産ヲ賣」ることで納税ができるようになり、「自作ノ米ヲ食フ」ことが可能になる。他方、「升改メ津出シ運送等ノ勞費」や、「鼠喰破船等ノ耗減」、これを装った「奸贓ヲ為ス患」もなくなり、「民ノ出タセシ丈」が「悉ク官ニ納」まる徴税制度が構築できるようになる。また、「小役所」・「廳」・「大蔵省」は、それぞれの段階で収税額を「帳

³⁾ このような地価の申告制を採用した場合、地主が地価を「廉価ニ申立テ税ヲ免」れる可能性が生じる（神田1872, 6）。神田はこの対策として、「地主ノ定ムル所ヨリ高価ニ買ハント云モノアラバ之ヲ賣ルヘシ。賣ルコトヲ欲セサレハ附直段通りニ沽券直段ヲ改メ、且其直段ノ一割ヲ与ヘテ之ヲ謝ス」という制度を設けることで（同上6）、地価をある程度高く設定させるようにした。

面」と照合するので、これに差異が生じることがなくなり、仮に、生じた場合は「長官」が「帳面」を吟味することで、その原因は即座にあきらかになる。さらに、「政府歳入ノ高年々同一」となり予算制度の導入が可能になる。加えて、この租税制度は「田地」だけではなく「畑野山町在人家土蔵渡場物揚場等」の「一切地着」にかんする租税として適用することができる（同上9-11）、と。

Ⅲ. 「税法私言」による「所得税」導入案

神田が地租改正にかんする建議を提出したのち、明治政府による米納年貢制度の改革は本格化することになる。しかしながら、政府による改革案は土地の価格を政府の指揮下で算定するもの、すなわち大規模な改正事業を必要とするものであり、税務行政を簡略化しようとする神田の構想は十分に反映されたものではなかった。そのため、明治6（1873）年9月26日に彼は兵庫県令として、大蔵省三等出仕であった陸奥宗光に宛てに建議書を送付し、のちにこれを『日新眞事誌』と『東京日日新聞』に「税法私言」として公表した。

「税法私言」で、神田は政府による地租改正を次のように論じている。彼によれば、「地ノ税ノ法」は「所得税法」が最善ではあるものの、これを即座に実施できないので「地券税法」が導入されている（神田1873、2）、と。すなわち、彼は「地券税法」を時弊救済措置としては「良法」とするも、「所得税法」への「階梯」であると評価したのである（同上）。

では、神田の構想する「所得税法」とはどのようなものであろうか。この税法では課税対象となる所得の把握が重要になるが、神田によると、「地主」が「所有ノ地」を他人に貸して得た「貸賃」が「所得」として捉えられる（同上）。それゆえ、彼は「専ラ耕地ニ就ヒテ云フトキハ作徳税ト称スルモ妨ゲナシ」（同上）と論じていたのであった。また、この租税制度の導入によって、「地價」を算出しなくとも「小作証文」を見るだけで課税標準額が把握できるようになる（同上）。神田によれば、「賃借ノ約」は「貸賃」を多く求める「地主」と少なくすませようとする「借主」の協議で決定されるために、「税官検査ノ法」は簡易なもので十分であり、「非情ノ狡法」を設置する必要がなくなるのである⁴。税率については、「地主取上高ノ四割内外」（同上）とされる。これは、「地租改正条例」施行によって得られる租税収入を維持するものであった。

⁴ ただし、神田による「所得税法」の導入構想は、当時の経済の実態が十分には反映されたものではなかったことを付記しておく必要がある。というのは、彼の構想は、小作料は現物ではなく貨幣で支払われている、および、「地主」と「借主」が平等な契約関係にあるという二つの前提によって成立しているからである。

さらに「所得税法」の導入時期についても次のように述べている。神田によれば、現状の農村では、「小作ノ徒」の数はたいへん多いが、他方において、「自田自耕ノ徒」も少なくはない。このような状況が生じたのは、「我邦従来ノ經濟家」の多くが「均田ノ説」を主張し、「豪富ヲ殺ギ、貧民ヲ助クルノ政」を実施してきたことで、「地主」が没落したためである。しかしながら、現在の政府の方針は「勤勉ノ士ヲ薦メ昏愚懶惰ノ徒ヲ斥ク」ものであり、「地主」は今後増加していくと考えられる。そこで「地主」が増加して、「七八分ノ度」になったときに「所得税法」を施行すべきである（同上）、と。

もちろん、「小作」が多く存在する地域もある。そのため、地域ごとに「所得税法」を実施していくことの是非を神田は論じる必要があった。このことについて彼は、度重なる税法の変更は民心を惑わすので、全国的に「地券税法」を施行し、そののちに「所得税法」へと改正することが望ましい（同上）、と否定した。

IV. おわりに

では、『田税新法』から「税法私言」へと展開した神田の税制改革案はどのように捉えることができるのであろうか。前者では、米納年貢制度における税務行政の煩雑さが問題視されており、神田の改革案はこれを解決しようとするものであったと評価できる。その中において、課税標準額を米の収穫量から土地の売買価格へと、税率の決定を「眼分量」から過去の収穫高を基準にあらかじめ算出する方法へと変更することは、租税収入の安定化という効果を生じさせた。それゆえに、前述の松方のような評価が出現するようになった。また、神田の改革案では、これまでの租税収入を維持する税率が提示されており、このことは政府の税制改革案に沿ったものであった。それゆえに、地租改正にかんする研究では、神田案をより現実的なものに政府が修正したとの評価が生まれる⁵。

しかしながら、従来の租税収入を当面維持したままで、歳入を安定化させようとする政府の目的と、「民」の租税負担の軽減を最終的な目的とし、この実現にむけて税務行政を簡略化しようとする神田の目的とは全く異なるものであった。政府が公布した「地租改正条例」（明治6〈1873〉）は3%の税率で従来の租税収入を確保できるような地価算定式が提示された。他方、土地の面積や肥沃度は時間の経過によって変化すると考えていた神田は、政府が地価算定に介入することで、同様の改正事業が将来にも必要になると予想した。このことは税務行政にかんする費用を削減しようとする彼の構想と異なるものであり、それ

⁵ たとえば、大島・加藤・大内（1972）。

ゆえに行政の介入がなくとも課税標準額を把握する新たな方法として「所得税法」の導入を提言することになった。

最後に、神田の税務行政の簡略化構想は、彼の思想の中でどのように位置づけられるかについてみていくことにする。租税負担と民心の関係を重視した神田は、幕末に執筆した『農商辨』（文久元〈1861〉）で、「利」の少ない「農ノ産物」への租税賦課が農民の民心離散の原因であることを論じ、課税対象を「商ノ利」へと変更すべきことを主張した⁶。このような思想は、幕末から明治への政治体制の変化を超えて継承され、徴税費を最小化することで歳出を削減し間接的に租税を軽減できる徴税制度を構想して『田税新法』や「税法私言」が執筆された。他方、これらの改革案での税率は旧来の租税収入から算出されたものであり、民の直接的な租税を軽減することについては課題が残された。そして、神田はこの解決を政治体制の変革に求めるのであった。すなわち、「財政變革ノ説」（明治7〈1874〉）では、民選議院を前提とした予算制度を導入し、納税者が納得して租税を納付できる制度の整備を主張したのであった。もちろん、神田の民選議院論と租税思想との関係について論じることは本稿の目的を超えるものであり、この点は別の機会で明らかにしたい。

【参考文献】

- 奥田晴樹. 2001. 『日本の近代的土地所有』 弘文堂.
- 大島清・加藤俊彦・大内力. 1972. 『地租改正』 東京大学出版会.
- 神田孝平. 1861. 『農商辨』 土居光華編『評点經世餘論』 正榮堂, 1879 : 1-27.
- 1869. 「税法改革ノ義」 吉野作造編, 『明治文化全集』 第4巻, 憲政編, 日本評論社, 1928 : 149.
- 1870. 「田税改革議」 土居光華編, 前掲書, 35-52.
- 1872. 『田税新法』 紀伊國屋.
- 1873. 「税法私言」 『日新眞事誌』 第2周年第127号 : 2.
- 1874. 「財政變革ノ説」 『明六雜誌』 第17号 : 1-5.
- 松方正義. 1874. 「地租ヲ改正スル原由ヲ太政官ニ稟明ス」 大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政經濟史料集成』 第7巻, 改造社, 1933 : 343-344.
- 南森茂太. 2008. 「神田孝平『農商辨』における商の『利』—税制改革論を中心に—」 『經濟学史研究』 50-1 : 62-78.

⁶『農商辨』における神田の税制改革案の具体的内容については南森（2008）を参照のこと。

ナッシュ均衡の再検討

杉本 昌俊

1. 基数的効用理論再説

オーストリア学派が、貨幣の限界効用をエージェント間で一定と仮定し、効用は可測的だとする基数的効用理論を効用価値説の手法としたのに対して、ロビンズは「『富んだ人の所得の限界効用は貧しい人の所得の限界効用よりも小さい』とし「貨幣の限界効用一定と仮定せずに序数的選好が与えられることによって消費者の需要曲線が描ける」（木村，2008.pp.7-9）と序数的効用理論を主張したが、期待効用説によって基数的効用理論は復権した。

「統計的論法が進化する間、妥当な選択とは、期待貨幣価値の最大化を意味することが、当然のこととされていた。セントペテルスブルグのパラドックスに誘発され、ダニエルベルヌーイ Bernoulli は 1738 年に貨幣の凹関数相当を最大化することを提案し、結果的に金銭の逓減的限界価値を示した。期待効用理論が生まれた。ほぼ 200 年後、フォンノイマン及びモルゲンシュテルン von Neumann and Morgenstern.1944.Theory of games and economic behavior, (以下 Theory) は、ゲーム理論の研究途上で、選好が公理の一つの特定の集合に従うならば、それらの選好は、それが相当する効用関数で表わされ得ることを示した。...期待効用説は、当時、さし迫って必要とされていた『可測効用』を確立するための一つの当然の途だった。...Theory の出版は、ずいぶん大騒ぎになった。それまで、経済学者たちは、単調的転化を十分に活かすというただそれだけで、序数的効用説に満足し、序数的効用だけを示す選好を用いて、どれ程多くの分析が可能なのかは知り尽くしていた。Edwards.1954.The theory of decision making, Psychological Bulletin, vol.51, は Hicks and Allen.1934.A reconsideration of the theory of value, I.II., Econometrica, vol.1, が『経済学者にとっては、心理学における行動主義者革命の様なものだった』ことを指摘した。それは、現代の経済学者たちが、調査証拠あるいは内観に、そして行動理論構築のためのデータとして実際の選択にほぼ専一の信頼を置くことに不審の種を蒔いた。すなわち、経済学者たちが、基数的効用説は不要だということを確認していたちょうどその時に、フォンノイマンとモルゲンシュテルンは、基数的効用を導出するための一つの簡単な方法を発見したのだった。(ナッシュ、Nash.J.,1950.The Bargaining Problem, Econometrica, vol.18, pp.155-162. は随意科目「国際経済学」の講義ノートを出版したものだが、そこでの線形基数効用理論の説明に彼らは影響した。(Leonard,1994.p.497 及び n.14))

Xが $pH + (1-p)L$ と無差別(そして任意に $u(H) = 1$ 、 $u(L) = 0$ である時、 $u(X) = p$) (Camerer.1995.pp.617-619 及び n.24)。p を確率、u を効用関数そして一選好における無差別を標記するものとし、数量タームの無差別選好関係 $X \sim pH + (1-p)L$ を効用タームに直した $u(x) = pu(H) + (1-p)u(L)$ が $u(H) = 1$ 及び $u(L) = 0$ より $u(X) = p$ という証明で、数量の組み合わせ (H, L) が一つ与えられれば、任意の数量Xの効用に一意に対応する確率pが決まる。対称ゲームであればエージェント間で選好すなわち無差別線の形状が同じなので、得られた確率pは全てのエージェントにあてはまるから、効用が比較可能で基数的効用説が期待効用理論を用いて成り立つ理屈だ。単に対称ゲームを仮定するだけでは、無差別線がエージェント間でホモセティックなことを意味するだけであり、序数的効用説に陥るので、組み合わせ (H, L, X) でもたらされる確率pによる証明で効用の可測性は確実なものとなった。

ここで、基数的効用復権のための期待効用理論とは別の方法を模索してみたい。「序数的効用関数が得られ...間接効用関数が定義される。...それは、標準化された諸価格の一関数として最大効用を与える。直接効用関数は、市場現象から独立した選好を説明する。間接効用関数は、最適化と市場諸価格を僅かに再現する。」(Henderson and Quandt.1980. p.41)。そのミクロ経済学の教科書は、間接効用のツールとしてのメリットを説いた上で、ロイの恒等式 Roy's identity を挙げて、「最適商品需要は、間接効用関数の導関数とラグランジュ乗数の最適値(すなわち所得の限界効用)に関連づけられる」(Ibid.,pp.41-42) ことを説明する。間接効用関数の導関数とは、所得制約条件を伴う一般均衡体系における各商品の限界効用のことであり、各商品の逆需要関数に他ならない。序数的効用理論が不動の地位を確立していることを見てとれる。

ロビンズが効用可測性を批判した拠所である「所得」がまさに理論体系のマイルストーンになっている。さて、所得を構成する成分をエージェント自身の労働の賃金と継承資産がエージェントにもたらす利子とし、単純化のために継承資産を除くと、労働の賃金が残る。賃金率が労働時間の貨幣による表現であるとすれば、所得を構成する賃金は労働市場を通じて抽象的労働に還元される。抽象的労働は、エージェント間で比較が可能なので、所得の効用の可測性は担保され、基数効用説から商品の需要関数が導き出される。

この様に、期待効用理論では「確率」でエージェント間の比較を実効させ、間接効用説では「抽象的労働」でそれを行わせて、各々、基数的効用理論を復権させると思われる。

2. フォンノイマンとモルゲンシュテルンのゲーム理論

Theory に対し、「サミュエルソンは、その本の論点は、ゼミ演習でのその筆者たちの対

立で救われはしないと感じた。モルゲンシュテルンは無愛想に『とてもナポレオンの』と表現され、『偉大な主張』にもかかわらず、それを立証するための数学的手段を彼自身に欠いている。それ以上に、彼は常に、何人かの物理学者あるいは他者の権威を誘発するという厄介な習慣をもっていた」(Leonard,1994,p.494)と懐疑的だった。「フォンノイマンとモルゲンシュテルンが、ともに、経済学で微分を使用することに大いに批判的だったことは、『経済分析の基礎』の筆者をして、彼らに慕わせることに助力することは、まず、あり得なかった。序章で、彼らは、経済行為者間の相互依存を強調し、『経済数学の主たるツールとして、算術、微分方程式等の使用が、今、過度に強調されていること』を批判して、彼らの新しいアプローチを促している。モルゲンシュテルンは、1947年10月8日けの日記に『[サミュエルソンは、]安定性についての説が曖昧だと[ジョニーは]言う。彼は数学者ではないし、人は彼の分析を信用すべきではない。そして、30年経っても、彼はゲーム理論を理解しないだろう。』」(Ibid.,p.494,n.3)

「プリンストンの経済学部では、警告が、公然の敵意へ途を与えて久しかった、そしてジャコブヴァイナーは、全くもって不人気なモルゲンシュテルンの上に、軽蔑を積み上げて位を上げた。...『経済学部は、全くオスカーを嫌悪した、起きつつあることを彼らが理解出来なかったからとばかりも言い切れず、オスカーにある種、貴族的性質を感じていた、そして、かなりの程度、大衆的な経済学部だったことが嫌悪のための理由を付け加えた。』そして、ゲーム理論に関して、『彼らは関心がなかっただけでなく、否、彼らには否定的な関心があった。』」(Ibid.,p.494及びn.4)

「モルゲンシュテルンよりも大きな程度に、フォンノイマンの存在は、学界の領域を十分に越えて影響し、軍の高官としての彼の地位を通じて、ゲーム理論へのかなりの注目を集めた。第二次大戦中と同じく、プリンストンで彼は、軍事関係の数学研究を続け、彼の承認で線形プログラミング及び関連学説の開発のために、海軍研究局 O.N.R.の補助金が用意された。アルバートタッカーによれば、1947年後半に、線形プログラミングの単純な方法を開発していた George Dantzig が研究についてフォンノイマンの意見を聴くために空軍によってワシントン D.C.に送り込まれた。機敏な性格で、フォンノイマンは即座にミニマックス定理と線形プログラミングの間の概念形成の連鎖を観て、研究の可能性に熱中した。これが、プリンストンでの線形プログラミングとゲーム理論の研究への O.N.R. 試行プロジェクトからの補助につながった。タッカー主導のこのプロジェクト開始は、彼の学生であった David Gale とハロルドクーンを巻き込んだ。...経済学の一人の大学院生として、Martin Shubic は O.N.R. 資金のモルゲンシュテルン兵站学研究プロジェクトから援助された。」(Ibid.,pp.494-495 及び n.6)

線形プログラミングが、ミニマックス問題、2人ゼロサムゲームと理論的に同方向にあ

ったことが、以後のプリンストンでの研究を Theory の中心課題であった n 人協力ゲームから逸脱させ、Gale、クーン、タッカー等の研究成果はコールズ委員会 Cowles Commission によって公刊された (Ibid.,p.495)。コールズ委員会については、1950 年代前半の同じ時期に、一般均衡理論で Gerald Debreu がシカゴ大学の経済学研究として参画していたことは見逃せない (Starr.1997.p.8.n.2)。

2 人ゼロサムゲームのためのミニマックス解の存在は、von Neumann,1928.Zur Theorie der Gesellschaftsspiele, 英訳、On the Theory of Games of Strategy in Tucker and Luce eds.,1959.Contributions to the Theory of Games, が証明しているが、一般 n 人ゲームのための解として開発される安定集合は、当時は一般的存在の証明が未だなされず、Lucas,1969.The proof that a game may not have a solution,Transactions of the American Mathematical Society.vol.137,pp.219-229 で安定集合が空で n 人ゲームが構築出来ることが明らかにされるまで待つことになる (Leonard,1994,pp.496-497)。

ミニマックス定理は、非協力ゲームに対応する一方、協力ゲームの解としての安定集合に対しては、ナッシュ等にとって、均衡ではゲーム参加者数と戦略の数は同じだ (Ibid., p.496,pp.498-499) と、あたかも一般均衡理論の初期に、解の存在に方程式の数を数え上げる方法 (Starr.1997.p.7) が採られていたのと実情は変わっていなかったようだ。ある種の協力ゲームが現象として認められたのが、1950 年 1 月にランド研究所 Rand Corporation で Melvin Dresher 及び Merill Flood が行った実験においてであり、Dresher の黒板でそれを偶然見つけたタッカーは、プリズナーのジレンマという名をそのゲームに与えて話を組み立て (Roth,1995.pp.8-9 及び n.12)、協力ゲームがようやく理論的端緒を開いた段階だったようだ。ランド研究所では John Williams 主導の数学グループがゲーム理論やサイバネティクスを新分野として研究し、彼がフォンノイマン等プリンストンとの人脈を築いていた、もっともランドのフォンノイマンへの関心はコンピューター分野が主だが (Leonard, 1994.p.495)。プリンストンで Ph.D を得たナッシュが博士論文を学会誌に発表、Nash,1951. Non-corporative games,Annals of Mathematics,vol.54,pp.286-295、する準備に一夏を過ごしたのもランドだった (Ibid.,p.499,n.17)。

3. ナッシュ登壇

1948 年にプリンストンの大学院に進学したナッシュは、タッカーの指導の下で Ph.D を仕上げた。ナッシュは 2 人交渉問題公理を説明し、効用関数の転化に関する不変性、パレート最適、相互非関連代替肢の独立性そして対称性という合理的要件を所与に、実現可能な唯一の解は、プレイヤーの効用の積を最大にするものだと論じた。彼が言う「解」とは、達成可能な事柄についてのプレイヤーたちの期待を所与に、合理的プレイヤーが合意を期

待出来る分配のことだ (Ibid.p.497 及び n.14)。

ナッシュが、非協力ゲームと呼んだコミュニケーション、従って、連携の機会を持たないゲームの結合的均衡点、すなわち、ナッシュ均衡は、一般均衡論者たちにとっては、フォンノイマンの 1937 年の拡大経済モデル (英訳、A Model of General Economic Equilibrium,1945-1946,Review of Economic Studies,vol.13) からカクタニの固定点定理 Kakutani.1941.A generalization of Brouwer's Fixed point theorem,Duke Mathematical Journal,vol.8,pp.457-459 を経て彼に至ったものに映り、ナッシュ均衡とは、経済エージェント等が合理的で、彼らが同時に彼らの効用を最大にするように行動するという学説の形象化とされる (Leonard,1994,pp.497-498)。ナッシュは口頭では有限 n 人ゲームで、極大値を保証する関数の閉鎖性と期待値を担保する集合の凸性を与件に、カクタニ定理で、写像が固定点を持つこと、すなわち、均衡の存在を報告している (Ibid.,p.499,n.16)。

1950 年の博士論文でナッシュは、フォンノイマンとモルゲンシュテルンの Theory は『私たちが協力的と呼ぶ理屈のタイプの n 人ゲームを内容としている。この理論は、ゲームのプレイヤーたちによって形成され得る種々の連携の相互関係の分析に基づく。それに対して、我々の理論は連携がないことに基づく、というのは誰であれ他者との共同ないしコミュニケーションなしに、各ゲーム参加者が独立的に行動することを仮定しているからだ。均衡点の概念は、私たちの理論の基本要素だ。この概念が 2 人ゼロサムゲームの解の概念の一般化をもたらす。』とそれらの区別を初めて明確にさせた。」 (Ibid.,pp.499-500)

均衡点の証明は、博士論文の中でブルーワーカーの固定点定理 Brouwer's Fixed point theorem に基づいて与えられている。s = (S1,S2,...,Sn) を n 個の混合戦略が一組になったものとせよ。ナッシュは $s \rightarrow s' (s, \lambda)$ 、ゲームの反復回数 $\lambda = 1, 2, \dots$ 、の連続写像の数列を定義し、この数列の固定点群が均衡点である極限点を持つことを示す。その写像において $s' (s, \lambda) = (S'1,S'2,\dots,S'n)$ 、但、

$S'i (s, \lambda) = \sum \alpha \pi i \alpha C'i \alpha (s, \lambda)$ 。この写像の構成体は、s の三つの連続関数に基づく。(1). $\rho i (s) = \text{Max} \alpha \pi i \alpha (s)$ 、但、 $\pi i \alpha (s)$ は、他の n-1 プレイヤーたちが s の中の混合戦略を使うことを与件に、純粋戦略 α を使うプレイヤー i の報酬。

$$(2).\ln \phi i \alpha (s, \lambda) = \ln \pi i \alpha (s) - \ln \rho i (s) + \ln 1 / \lambda$$

$$(3).\phi *i \alpha (s, \lambda) = \text{Max} [0, \phi i \alpha (s, \lambda)]、これらを組み合わせて$$

$$C'i \alpha (s, \lambda) = [\phi *i \alpha (s, \lambda)] / [\sum \beta \phi *i \beta (s, \lambda)]$$

C'の連続性を与件に、写像 $s \rightarrow s' (s, \lambda)$ 、 $\lambda = 1, 2, \dots$ 、は連続だ。s は集合的な一つの区画だから、ブルーワーカーの定理によって s* に収斂する一続きの固定点群が存在する。それが均衡点であることをナッシュは証明する (Ibid.,p.500,n.18)。C'i α は、プレイヤー i が採り得る戦略を β で標記して、それを全て合算した報酬で戦略 α の報酬を除しており、

総戦略の報酬総額に占める戦略 α の報酬のシェアを示すので、プレイヤー i の戦略選択の頻度がそれに従うとすれば、戦略 α の採用される確率を意味する。そうすると S^i がプレイヤー i の期待報酬だということがわかる。但、(2) はプレイヤー i の努力水準最大を仮定するものと解釈する。

ナッシュはマス行動として、ゲーム参加者がゲームの全体像を把握することなく、ゲームの反復で実行可能な種々の純粋戦略の中の相対優位に関する経験的情報を蓄積し、各純粋戦略が使われる安定的頻度が存在すると仮定し、時間を通じて各プレイヤーは各純粋戦略に結合される期待報酬を学び、最適な純粋戦略を採ると説明する。

エージェントが実際にどのように行動するか分析は説明的ないし経済的であり、一方、ゲームで合理的予知は唯一だとして、ある目的の達成を求めているエージェントが採るべき行動を考察する数学的ないし規範的研究があり、それらの間での緊張は、経済学方法論の一課題だ (Ibid., pp.501-502 及び n.20)。

引用及び参考文献

- Camerer, C. 1995, Individual Decision Making, in Kagel and Roth ed. Handbook of Experimental Economics, Princeton University Press.
- Henderson, J. and Quandt, R. 1980, Microeconomic Theory A Mathematical Approach 3rd. ed., McGraw-Hill.
- Leonard, R. 1994, Reading Cournot, Reading Nash: The Creation and Stabilization of the Nash Equilibrium, Economic Journal, vol.104, pp.492-511.
- Roth, A. 1995, Introduction to Experimental Economics, in Kagel and Roth ed., op.cit.
- Starr, R. 1997, General Equilibrium Theory, Cambridge University Press.
- 大阪市立大学経済研究所編、1992、『経済学辞典第3版』、岩波書店
- 木村雄一、2008、ライオネルロビンズと効用の個人間比較、経済学史学会関東部会資料
- 杉本昌俊、1999、期待効用理論と共通率効果、『ファッションビジネス学会論文誌』、vol.5、pp.137-142

未完の著『正しい政策』*

— ホートリーの社会哲学をめぐって

平井 俊顕（上智大学）

1. はじめに

ホートリー (Ralph Hawtrey, 1879–1975) は、貨幣的な景気変動論を展開したエコノミストとして知られる。また、いわゆる「大蔵省見解」の理論的根拠の提供者としても — したがってケインズと反対の論陣を張った人物としても — 知られる。さらに、ホートリーは『貨幣論』のケインズにたいし、自らのスタンスから厳しい批判を展開した論者でもある。こうした比較的良好に知られている経済学者としての側面は別の機会に譲り、本報告では、今日忘却のかなたにある彼の社会哲学に焦点を合わせたい。

ホートリーはケンブリッジの知的環境下で育った — とりわけ、アポッスルであったという点が重要である — が、ケンブリッジで研究生活を送ったわけではない。卒業後、大蔵省に入省し、以降、退官するまでのほとんどを省内唯一のエコノミストとして活動した人物である。彼は社会哲学の著作を2点公刊している（1点は『経済問題』 (Hawtrey[1926]。以下、*EP*と略記)、もう1点は『経済的命運』 (Hawtrey[1944]。以下、*ED*と略記) が、本報告では最晩年の未刊の著『正しい政策 – 政治学における価値判断の位置』 (Hawtrey Papers、12/2。全18章、タイプ刷りで528枚。以下、*RP*と略記) に焦点を合わせてる。

『正しい政策』は、ムーア倫理学、とりわけ「善の定義不可能性」を根底にすえつつ、経済学・社会学・政治学の領域を批判的に検討した著作である。副題にいう「価値判断」とは、「真の目的」に照らしての判断を意味している。

『正しい政策』の全体は次のような構成になっている。第1章「目的」、第2章「善」、第3章「哲学的宗教」では倫理学的領域、第4章「政府」、第5章「自由」、第10章「階級」では政治学・社会学的領域、そして第6章「経済的ファンダメンタルズ」、第8章「労働」、第9章「分配の問題」では経済学的領域が扱われている。第7章「資本主義と集産主義」では比較体制の問題、第11章「バランス・オブ・

パワー」から第17章「大国の結合」では国際政治学の領域が扱われている(第12章「植民地」、第13章「戦争問題」、第14章「共産主義と国民性」、第15章「パワー・ポリティクスとイデオロギー」、第16章「平和共存の条件」)。そして第18章として「結論」がくる。

本報告は、第2節で『正しい政策』の主題に言及し、第3節ではその基礎にある「アスペクトの理論」をみる。第4節でムーア主義倫理学を一瞥した後、ホートリーの社会認識(第5節)、経済認識(第6節)、世界平和論(第7節)、ケンブリッジの哲学的展開(第8節)を論じることとする。

2. 主題

題名「正しい政策」は、道徳律のうち、(諸個人との関係の、ではなく)「共同体との関係での」人の行動を示唆している。ここでいう「人」は、公衆ではなく指導者であり、そのはたすべき義務に重点がおかれている。公共政策に責任のある指導者は一市民とは異なる存在であり、一市民がその生活を導くところの「中間的な目的」— それは手段でしかなく、「状況や帰結に制約を加えることを気にせずに行動の支配が許されるとき」(p.528)「偽りの目的」になる— に甘んじるべきではなく、その行動のすべてを「善」という究極の評価のもとにおくべき、とされる。

純粋な理性が認める唯一の目的(究極的目的)は善である。「正しい」政策は、指導者が目指さねばならない「正しい」目的(「中間的な目的」の対峙語)とは「善い目的」のことである。それゆえ、この意味が正確になるためには、「善」とは何かが示される必要がある。

「善」の問題に行き着くとき、ホートリーはムーアの「善の定義不可能性」に従う。善は定義不可能であるというのは、それがマインドにより直覚的に知られるもの、という見解である。ホートリーはこの善を彼の社会哲学の根底に位置づける。

ホートリーは、「正しい目的」(したがって「正しい政策」)の定義は行わない、と宣言しているが、注意すべきは、人は正しい政策を識別できる、と考えている点である。善は「すべての人間の知性の範囲内」(RP, p.136)にあり、しかもそれは客観的なもの、と考えられている。善を見つけるのに、哲学からの導きは不要である。日常行っている判断に訴えればよい。ホートリーはそう考えている。

彼は『正しい政策』の序で、本書の目的を、政治的・社会的問題について、人間の意識に内在する価

直観に訴えることで明確な思考を助けること、と述べる。だが、「正しい政策」の「正しさ」、「善さ」が定義できず（といいつつも、「善」という属性は、「審美的快楽」、「知的快楽」、および「人的価値」という感情の状態にまで拡張される、と主張されている）、人はそれを（モラル・コードなどを通じた基盤に基づき）直観を通じて得る、というのであれば、出発点から目的が読者任せにされているという印象が拭えない。

第3節 アスペクトの理論

ホートリーの哲学である「アスペクトの理論」についての説明。『正しい政策』、pp.32-53でも論及されているが、本格的な検討は、彼の唯一の哲学書で、これまた未刊の『思考と事物』でなされている。

第4節 ムーア主義倫理学

ムーア主義倫理学のホートリーにおける受容の状況についての説明

5. 社会認識

それではこうした哲学的スタンスからホートリーは社会をどのようにとらえているのだろうか。そのさいのキー・ワードとして「指導者」、「進化論」が重視されていることが、容易に認められる。

5.1 指導者（支配者）

ホートリーは、社会を語る時、それがどのような形態であろうと、そこには権力が存在する、と考える。そして、社会には権力を掌握しそれを行使する指導者とそれに従う従者が存在する。とりわけ、ホートリーは社会が存立していくうえで、指導者（ならびに「指導者階級」）を重視する。「権威」、「権力」というタームはそれに関連して登場してくる。

これは社会の形態にかかわらず、然りである。民主主義社会といえども異なるところはない。大衆

が選挙を通じて「権力」の行使を議会に委ねる。議会は権威をもち、さまざまな命令を下す。大衆は、それらの命令がその時点での、社会に通底する規範・慣習から逸脱していないかぎり、権力の移譲を容認する。それが民主主義である。

「社会は ... その手綱さばきにおいて意識的な指図を必要とする」(RP, p.20)というのは、ホートリーの社会認識の基本である。社会においてグループが指導者を承認し、そして指導者によって意識的な指図がなされ、人々がそれに忠誠と服従を示すという状況が実現することで、グループの行為が合理化されていく道が開けるが、そうした指導者を頂かない社会は混乱に陥る傾向がみられる、という認識である。

こうした認識は、彼がコレクティヴィズムを論じるとき(第6節で扱う)、また世界全体をみるとき(第7節で扱う)の根底に存在する。20世紀の初頭、ヨーロッパでは「エリート理論」(「指導者社会学」)が流行していたが、ホートリーがそれらから影響を受けているのか、うかがい知ることはできないが、その可能性は大いにある。

ホートリーは、人々が慣習的に遵守している道徳律、そしてこれなくしては秩序の維持が不可能となる道徳律が存在する、ということを強調している。指導者であっても、その道徳律を遵守していることが、指導者としての地位を維持するためには必要である、とされる。

5.2 進化論

ホートリーの社会認識にあつて、進化論的発想はかなり明瞭に表明されている。人間のマインドは、当初から思考と知識の完全な道具であったわけではない。それは、有機体の行動をその環境に適応させる手段としての自然淘汰の圧力のもとで進化してきた。人間のマインドの、そこでの主要な働きは、物的環境についての印象を記憶し、「本能的性向」を通じて適切な行動を起こすことであつた。そして「マインドがひとたび十分な発展を遂げると、それはずっと早い社会的進化 - そこでは、本能的反応は「意識的な計画化」によって補完される - への道を開いた」(RP, p.4)と主張される。人間は動物的本性に合理性が加わった存在なのである。

現在の人間のマインドは、本能的性向を通じた自然淘汰的進化および社会的進化の過程を通じて醸成されてきた。マインド自体、進化するものであり、そして進化したマインドは体系的な思考ができ

るため、社会のなかに「意識的な計画化」の導入が可能となり、社会の進化はその速度を増すことになった、とホートリーは考えている。

以上が、人類の有史段階以前での進化の説明とすれば、有史段階での人間のマインドの進化を説明するために用いられているのが、「合理化」である。これは、宗教的教義が、「理性」によって説明可能なものにされていく過程としてとらえられている。そのことで、宗教から神秘的要素が消え、理性により理解可能となる領域が増えていく。それまで人々が理解できないため崇拝していた事象・現象にたいし、理性がそれを合理的に説明できるようになる傾向のことである。それゆえ、「合理化」とは一種の合理主義哲学の進展であり、啓蒙主義思想の浸透である。

人間社会が進化を遂げ、意識が進化することで、人は「善」の問題に目覚め、そのことで倫理的価値とは何かという問題に関心をもつようになる。

6. 経済認識

本節では、「[善という] 究極目的を経済問題に適用すること」を主題とする第6章・第10章を対象とする。そこでは、とりわけ「経済的目的」と「経済的正義」が問題にされている。ホートリーの経済認識の一番の特徴は、「究極的目的」たる「善」の重視が、ここでも顕著に認められる点である。本節ではもう1点、2つの体制（資本主義と集産主義）比較という論点を取り上げることにする。

7. 世界平和

ホートリーが世界を語る時、中枢的概念として用いられているのは「バランス・オブ・パワー」である。文字通り、それは独立した国家間の権力の均衡を意味しており、世界平和達成の一手段である。ホートリーは、どのような形態であれ、社会にはかならず権力が存在すると考えている。

8. ケンブリッジの哲学的展開

ケンブリッジを襲った哲学的展開の激流を説明し、そのなかでホートリーがいかなる対処を行ったのか。これが本節での課題である。

9. むすび

ホートリーはケンブリッジにあって、自らの思考を体系的に展開しようとした唯一の人物であった。周知の貨幣的景気変動論は彼の体系にとって一角を占めたにすぎない。彼の目指した体系は、人間社会を包括的に把握しようとするものである。そのさい、根底をなす考え方として、ムーアの「善」が重視される(この点で、ホートリーはムーア主義者のなかでも異彩を放っている)。「真の目的」はムーアの意味での「善」と関連しており、指導者はその推進を専一に心がけることが肝要である。これに対し、公衆は「中間的な目的」を目指して日常生活を送る存在である。

ホートリーにとって、「正しい政策」を定義することはできないが、それがどのようなものであり、そして目的と手段を識別し、目的として善いもののみを直接的判断の対象にするということは、十分に現実的に可能なことである。「善」に基づく「正しい政策」の遂行にとって重要なのは、「正しさ」を直覚的に認識できる人間の力である。それを人間が有するに至ったことを、彼は、進化論的視点ならびに合理化思考の進展から説明する。

指導者は「中間的な目的」が「偽りの目的」に転じないように、絶えず「中間的な目的」を「真の目的」の視点からチェックすべきである。この意味で、「正しい政策」は、「真の目的」の見地からの価値判断が要請されるところのすぐれて哲学的・倫理学的問題である。こうした視点に立ち、さまざまな社会・経済現象を批判的に分析する体系、これが『正しい政策』でホートリーが目指したものである。

* 本報告のフル・ペーパーについては経済学史学会のサイトを参照。本稿はその抜粋版である。

近代的パラダイムにおける L. ロビンズの方法論の再考

名古屋大学経済学研究科 博士後期課程
田中 啓太

I 序文

1870年代における限界革命は、限界概念の導入のみではなく、経済学を中心問題を、生産と分配から交換という個人の行為へ移項させた契機とされる。限界革命から現代の経済学へ向かう学問の潮流（近代的パラダイム）は、「方法論的個人主義」、「(近代的)主観主義」、「限界主義」およびそれらを基礎付ける「希少性システム」の経済把握に特徴付けられている（松嶋 1996）。その中で L. ロビンズ (Lionel Robbins, 1898-1984) は、これらの方法論的特質を特徴とする経済学者として位置付けられている。

ロビンズが述べるように、効用の個人間比較は本質的に規範的な価値判断の要素を含むものである。このために、A. C. ピグーなどの厚生経済学に見られる「限界効用の大小に基づく、富者から貧者への所得移転」問題の経済学的な正当性は否定された。ロビンズの経済学は、価値判断を問題とする倫理学とは区別され、L. ワルラスや V. パレート等の純粋経済学と同様な方向性を示すことになり、現代の新古典派経済学へ向かう潮流、近代的パラダイムの発端として位置づけられている。

本報告では、ロビンズが経済学から全ての価値判断を排除していない点を指摘した上で、彼の経済学は価値判断（心理的psychological あるいは精神的psychical 要素¹）を含むために、社会科学に属する学問であることを明らかにする。第 1 に『経済学の本質と意義』（Robbins 1st 1932 / 2nd 1935 / 3rd 1984 / 訳 1957）の中で用いられる価値判断（心理的要素）を、経済学から排除される倫理的な価値判断と、経済学に内在する価値評価relative valuationsに区別する。その上でrelative valuationsは目的と手段の選択を行う個人に仮定される心理的要素の一形態であり、この仮定が個人間の異質性を明確化していることを論じる。第 2 に、「目的を持つpurposive」行動と定義されるロビンズの合理性概念を取り上げ、ロビンズの考える経済主体は、自己の効用最大化を目指す個人（ホモ・エコノミクス）ではなく、利己主義に限定されない多様な価値基準に基づいて選択を行う個人であることを明らかにする。また前述のrelative valuationsの仮定と共に考察し、ロビンズが効用概念を本質的に採用していないことを論じる。最後に、本報告のロビンズ像と経済学の潮流との関わりについて考察する。本報告におけるロビンズは、個人間の同一性よりも異質性を重視し、これまでの理解と比較してより広い範囲の意味での合理性概念を保持している。このために個人間で何らかの同一性を仮定する効用概念の想定がその意義を持ち得なくなることから、ロビンズを純粋経済学への系譜に当てはめる理解が適切でない可能性を検討する。

II 経済学から排除される価値判断

先行研究に明らかであるが、ロビンズが経済学から排除した価値判断について、今一度

確認しておきたい ii。限界効用逓減の法則の拡張から導かれる効用の個人間比較は非論理的であり、科学的根拠に欠けるものであるという彼の主張は次の文に現れている。

Aの選好は、重要さ順序においてBのそれよりも上位にたつ、と述べることは、Aはmよりもnを選好しBはmとnを異なった順序で選好する、と述べることは全く違う。前者は慣例的な価値判断の分子を含んでいる。したがってそれは本質的に規範的である。それは純粋科学の中に全くあり場所をもっていない。(Robbins 1932, 123 / 1935, 139 / 訳 209)

限界効用逓減の法則を用いることで、個人AとBの選好順序に関する客観的な尺度を想定すること、またAとBの効用を客観的に比較することはできない。「満足能力の同等性の仮定」や効用の個人間比較は、限界効用逓減の法則を「全く非論理的であるような領域へ拡張したもの」である。それは「必然的にいかなる実証科学の範囲にも属しない比較」である。(Robbins 1932, 121-124 / 1935, 137-140 / 訳 206-210)

更にロビンズは、仮に効用の個人間比較が可能であり、ある社会政策が社会的な効用を増加させると証明されたとしても、「これらの政策が実施されるべきである」と論ずることは非論理的であると述べる。この種の推論は「社会的な効用の増加が、社会的に必要なことであるか否か」という問題自体を暗黙の内に仮定している iii。この問題を決定する何らかの規範は、経済学の一般法則の中には見いだされない。このようにして「べき」を含む倫理的な命題は、「である」を含む事実命題とは全く異なった平面にある」こととなる iv (Robbins 1932, 126 / 1935, 142-143 / 訳 214)。

III 経済学に内在する価値評価 relative valuations

一方、ロビンズは全ての主観的な価値判断が経済学から排除されるとは主張していない。彼は、経済主体の主観的な価値評価について以下のように述べる。

価値論の基礎が、個人がなしたいと思う種々さまざまなことがらは、彼にとって異なった重要さを持ち、したがってある一定の順序にならべることができる、という仮定であることを理解するためには、現代経済分析の多くの知識を必要としない。…結局それは次のことに帰着する。すなわち、われわれは、種々さまざまな可能な経験がわれわれにとって同等に重要であるか、より重要であるか、あるいはより重要でないか、を判断することができるということ、これである。(Robbins 1932, 75 / 1935, 75 / 訳 114-115)

ロビンズは、価値論の基礎として選好の推移性の仮定を挙げ、この仮定が経験的事実から導かれるものであると論じる v。選好の推移性は、個人が主観的に価値判断を行い、選好を相対的に順序付ける事が出来る、という意味のみを持つ。この仮定は、経済主体が選好を行う際に用いられる相対的な価値評価relative valuations^{vi}を意味する仮定である。

relative valuations の尺度は一義的に定められたものではない。経済学の主体としての個人は、純粋な利己主義者や利他主義者、禁欲主義者、官能主義者等であり、またそれら全てが混在している可能性を持つ。(Robbins 1932, 87 / 1935, 95 / 訳 144-145)。この relative valuations の想定から、ロビンズは個人間の異質性を重要視していたことが伺える。

ロビンズによれば、経済主体の心理的要素である relative valuations の仮定を用いずに経済分析を行う事は不可能である。ある経済主体が、同等な重要性を持つ二つの目的と、それらを充足する一つの手段を持っている際、relative valuations が仮定されず目的の重要性の順序が付けられないのであれば、この経済主体は選択行為を行い得ない。従ってこの経済主体が行う行為は、経済学の分析対象として成立しないことになる (Robbins 1935, 13-14 / 訳 21-22)。このように、経済主体が目的を順序付けるために、relative valuations の仮定が必要となる。

ロビンズは、M. ウェーバーが没価値的な行動と説明する意味は、物質的な性質のものではない予見、つまり個人の価値判断 (relative valuations) を考慮することであると述べている。relative valuations は客観的な観察者によるものではなく、個人の主観的な価値判断の一形態であり、社会科学に直接関連する「因果的な説明において欠くことのできない環」である (Robbins 1935, 90 / 訳 137)。ロビンズは、relative valuations を考察する事で「社会科学と自然科学の本質的な相違の一つに逢着したかのようである」 (Robbins 1935, 89 / 訳 136) と述べている。このことから、relative valuations という心理的仮定を必要とする経済学は、少なくとも自然科学の領域に含まれないことが伺える。

IV 目的と「合理性」概念

上に述べたように、ロビンズが扱う経済主体は利己主義者のみではない。従って、自己の効用極大化傾向を合理的行動として定義した際には、全ての経済主体の合理性を説明する事が出来なくなる。そこでロビンズは、行動の合理性を「目的を持つpurposive^{vii}」という意味で定義する。

人間の行動が経済的側面をもつ前に少なくともなにかの合理性が仮定される、と正当に論じうる意味——すなわち合理性が「目的を持つ」ことと等しい意味——があり、合理性という言葉はこの意味に用いられることができる。(Robbins 1935, 93 / 訳 141 [引用者訳])

仮に、「行動は目的を持つもの」と考えられていなければ、「目的—手段」の関係自体が崩壊する。従って、「もし目的を持つ行動が存在しないとすれば、経済現象は存在しない」と論じることができる (Robbins 1935, 93 / 訳 141 [引用者訳])^{viii}。換言すれば、経済学の分析対象は全ての「目的を持った行動」である。経済主体に「目的を持つpurposive」ことが仮定されて初めて、経済学は合理的な行動を取り扱うと言い得るようになる。

ロビンズは「なんらかの意味において目的のある行動を取扱う社会科学の手順は、自然科学の手順と決して完全には一様にされえないものである」 (Robbins 1935, 89 / 訳 136)

と述べる。「目的を持つ **purposive**」ことが経済主体の根本的性質として仮定される以上、ロビンズの経済学が社会科学に属することは明らかである。

ここで、ロビンズが扱う「目的」の内容に関する重要な記述を引用する。

ここで用いられた目的—最終消費行為における特殊の行動方向の終点—という概念と、活動にはただ一つの目的—満足、効用等々の極大化—があるにすぎない、といわれる時に意味せられる概念との間にはなんらの矛盾もないことは明らかでなければならぬ。われわれのいう「目的」は、この究極の目的達成のすぐ前にあるものと考えられるべきである。(Robbins 1935, 15 / 訳 24)

経済主体は、**relative valuations** の仮定に含意されているように利己主義・利他主義・禁欲主義等の様々な動機に基づいて目的を選択する。行動の結果として究極的には個人の満足を満たすと言う意味で、論理の上では効用の極大化を目指していると考えることが出来る。しかし、ロビンズが取り上げる目的とは、単一かつ究極的な目的と考えられる効用の極大化ではなく、利他主義・禁欲主義など様々な動機に直接結びついている目的（上記引用文中では、特殊の行動方向の終点）である。換言すれば、合理的経済人の目的は効用関数 U の最大化であるのに対し、ロビンズの経済主体が持つ目的は効用関数 U を構成する内生変数そのものである。ただし、このように述べたとしても、両者の概念の相違は「目的」概念の着目点の問題に過ぎず、いわば同一直線上の概念であることに変わりはない。

しかし、合理的経済人である「利己主義者」による効用の極大化と、「利己主義者以外も含む」経済主体による効用（満足）の極大化は、効用の性質について相違する。合理的経済人の概念においては、効用の追求という「同質性」を想定することで、効用の個人間比較が可能となる。これが経済学分析に効用概念を用いる意義である。他方、ロビンズの経済主体における重要な想定とは、個人間の「異質性」である。仮に、ロビンズの経済主体が持つ様々な主観的価値評価に基づいた「効用あるいは満足の指標（以下、満足と表記）」が算出されたとしても、個人間で基準が異なる指標であるに過ぎず、ひいては「満足」の個人間比較はその意味を成し得ない。仮に、外部からの観察によって「満足」の個人間比較が可能であったとしても、その比較分析は意義のあるものではないであろう ix。

以上より、ロビンズの経済学は本質的に効用概念を採用していないと論じる事が出来る。この理解は、「経済学は諸目的と代替的かつ稀少な諸手段との関係としての人間行動を研究する科学である」という彼の経済学の希少性定義と矛盾するものではない。

V ロビンズ「経済人」像を用いた考察

本節では、ロビンズの主張に基づいた合理的な「経済人」像を想定し x、その特徴を明らかにしたい。彼の「経済人」像は、「目的を持つ **purposive**」ことで合理的に行動し、それらの目的は **relative valuations** の仮定によって序数的に順序付けられている。その上で、稀少な諸手段をもって目的を達成するものとする。

純粋経済学における行為の類型の一つに、パレートの「論理的行為」を取上げたい。パ

レートの論理的行為の定義は、(i) 「行為をなす主体の観点からだけではなく、ヨリ広い知識をもつ人々にとっても、彼らの目的と論理的に結びつけられている行為」、(ii) 「客観的目的と主観的目的とが一致している」行為、の二つの条件を満たすものである(松嶋 1985, 241.)。論理的行為の(i)条件において客観的適合性が考慮されていること、及び(ii)条件では主観と客観の一致が考慮されていることから、論理的行為はM. ウェーバーの目的合理的行為^{xii}と異なる概念だと理解出来る^{xiii}。

パレートの論理的行為の概念を、ロビンズの「経済人」像の行為と単純に比較する限りでは、「経済人」像の行為は、論理的行為よりもウェーバーの目的合理的行為に近い^{xiii}。目的合理的行為と同様に、ロビンズの「経済人」像の行動は、客観的な適合性を問題にしないためである。他方、論理的行為は客観的適合性を考慮しつつ、同時に主観的適合性との一致を定義に含める。従って、パレートの論理的行為は、ロビンズの「経済人」像の行為と比較し、より限定的な範囲の経済主体を取り扱うと考えられる。

パレートとロビンズの合理的な行為に関する相違は、経済学的分析の段階においても明確に現れる。パレートの経済学的分析のレベルでは、経済主体は「社会にとってのオフェリミテの極大」を目的として行為する。オフェリミテとは一般に経済学で扱われて来た「効用」を意味しているが(松嶋 1985, 246-249)、ロビンズの「経済人」像は、「効用」や「満足」のような単一の指標ではなく、**relative valuations** と直接に関わる様々な目的を追求する。また仮に「経済人」像に基づく2人の個人の無差別曲線群をそれぞれ導出したとしても、彼らは **relative valuations** の仮定によって「異質」であるが故に、2種の無差別曲線を同一平面上において比較することは(「効用」や「満足」の比較と同様に)無意味である。従って、「経済人」像に基づく分析では、パレート最適点を見いだす事が出来ない。

VI 結語

relative valuationsの仮定によって、ロビンズが取り扱う主体は、彼らの「目的」概念において「異質」であり、また効用概念の想定を必要としない。このことはロビンズが純粋な功利主義者では無い事を意味している^{xiv}。またパレート最適点が導出され得ないことから、新厚生経済学の基礎としてロビンズを理解することは困難となる。同様に、効用極大化傾向を問題としないために、新古典派経済学へ向かう潮流の発端としての理解にも問題が多く残る。また、本報告で扱ったロビンズの方法論は、近代的パラダイムの特質である「限界主義」、「(近代的)主観主義」、「方法論的个人主義^{xv}」の要素を広義に満たしてはいる。しかしロビンズの経済学方法論の特徴である、**relative valuations**に基づく「目的」概念の異質性、効用概念およびパレート最適概念の欠如などを踏まえると、ロビンズに近代的パラダイムの発端という中心的役割を求めることで、近代的パラダイムそのものを変質させてしまう可能性があると考えられる。

(尚、レジュメ及び参考文献一覧は報告当日に配布致します)

注

- i 客観的な観察が不可能であるような主観的な価値判断は、心理的 **psychological** あるいは精神的 **psychical** な要素と位置づけられている。(Robbins 1935, 86 / 訳 131)
- ii 松嶋 (2005)、木村 (2004) などを参照。木村 (2004) は効用の個人間比較が政治経済学 **Political Economy** (応用経済学 **applied Economics**) に用いられると指摘している。
- iii 松嶋 (2005, 116-117) に述べられているが、ロビンズによれば倫理的な価値判断は経済学に不可避なものではない。
- iv ただし、倫理的価値判断を含む仮定は、経済学の実践段階である応用経済学 **applied Economics** (政治経済学) において用いられる可能性がある。(Robbins 1935, 149 / 訳 225.)
- v ロビンズは、選好の順序付けに関する想定が、「メンガー及び初期オーストリア学派の欲望体系や、ウィックステッド・シェンフェルトの相対的価値判断の尺度、パレート及びヒックスらの無差別体系などから表現出来る」(Robbins 1935, 75 / 訳 115 [引用者訳]) と述べる。
- vi 『経済学の本質と意義』(辻六兵衛訳 1957) では、**relative valuation** は相対的価値判断と訳されている。ロビンズは同著の中で、頻繁に相対的価値判断 **relative valuation** という語を使用している。
- vii **Purposive** という語句は一般的に「目的のある」と訳されるが、本報告では「個人が目的を意識的に保持している」という意味を持たせるために「目的を持つ」と訳す。
- viii 「目的を持つ」という意味の合理性概念は L. ミーゼスによると述べられている (Robbins 1935, 93 / 訳 142)。ロビンズの用いた「目的を持つ」という表現は、ミーゼスによる「植物的な反作用と対立する」概念を言い換えたものと考えられる。
- ix ロビンズの論じた効用の個人間比較の不可能性の論拠は、客観的に観測が出来ないという点に置かれていたが、より本質的には「個人は主観的に判断し、それ故に異質である」という個人の心理的 (精神的) 要素から説明出来る。
- x ロビンズは自らの主張に基づく「経済人」像を積極的に構築しては居ない。それはホモ・エコノミクスと同様に、説明のための形式的な近似に過ぎないものとしている。(Robbins 1935, 97-98 / 訳 147-148) 本報告では議論を明確化するため、あえてこの定式化を行っている。
- xi ウェーバーの目的合理的行為とは、「(主観的に) 一義的かつ明瞭に把握された目的の達成のために、一義的に適合的であると (主観的に) 見なされた手段に従って行われる行為」(Weber [1912] 1922, 訳 20.) と定義されている
- xii ただし、松嶋は以上の相違を踏まえた上で、「目的合理的行為はパレートの論理的行為とほぼ対応する」(松嶋 1985, 329.) と述べている。
- xiii ロビンズの「経済人」像の行動と、ウェーバーの目的合理的行為は同義ではない。目的合理的行為は合理性の定義のために手段の適合性を考慮するというプロセスを置いており、「目的を持つ」段階で合理性を満たすロビンズの合理性概念とは決定的に相違する。
- xiv 「政治的活動の問題における私の姿勢は、暫定的功利主義者と呼べるようなものの一つであった。」(Robbins [1938]1997, 199 [引用者訳]) このことから、政治経済学の段階においては効用概念が用いられる可能性を読み取る事が出来る。
- xv ただし、「近代的パラダイムは、各人が自己の効用の極大化を目標として目的合理的に行動している、という命題を第一の公準としている」(松嶋 1996, 246) とも述べられており、この命題に則る限りでは、ロビンズは近代的パラダイムの中に位置付けられない。

日本におけるロビンズの導入過程

——1930年代と1950年代——

小峯 敦

●目的

本報告の目的はライオネル・ロビンズ (Lionel Robbins 1898–1984) の経済思想が、どのように日本に受け入れられたかを探ることである。

●従来のロビンズ像

ロビンズは経済学史家のみならず、経済理論家でも著名な LSE の経済学者である。その名を最も高めたのは『経済科学の本質と意義』(1932年初版、1935年二版)であった。そこで彼は科学たりうる経済学の対象を、<代替的で稀少な手段と、いくつかの目的との関係に関する人間行動>と限定した。この稀少性定義は徐々に強力に広範に受け入れられ、現在では(提唱者の名も知らずに)多くの経済学者が自己規定する概念となっている。それゆえ、ロビンズはその後に永続する主流派の経済学方法論を最も明確・簡略に述べた人物として、そしてその面だけで記憶されることになった。

●多元的ロビンズ

しかしながら既に田中真(1986: 285)、根井(1989: 第4章)、松嶋(2005: 56–57)も指摘しているように、ロビンズの思想は上記の側面だけで判断すべきではない。小峯(2007: 第14章)でわかるように、例えば連邦主義(国際的自由主義)という側面で、ロビンズは同僚兼上司のウィリアム・ベヴァリッジと協働していた。あるいは1935年頃から最晩年の論文(1981)まで、経済科学と政治経済学(または応用経済学)の峻別を説きつつ、後者を用いて総合的な政策判断をするのが経済学者の役割であると主張していた。この思想的コアがあったからこそ、次の二例のような政策関与者としてロビンズは活躍し、しかも貴族の称号を与えられるほど畏敬されたのである。その第1は、第二次世界大戦中に、内閣経済部 Economic Section で<経済参謀>として社会保障・雇用・国際通貨という各政策を主導したことである。第2は、『ロビンズ報告書』(1963)の発表である。能力ある者に高等教育の機会平等を、市民権の共通基準の伝達をという理念に支えられ、イギリスおよび西洋諸国の高等教育拡大政策に大きな影響をもたらした。

●範囲と方法

このような多層性・多元性をもつロビンズは、日本の経済学界にどのように受容され、批判され、行き渡っていったのか。本報告の範囲（1930年代と50年代）・方法（翻訳と書評）を次のように明らかにしておこう。

●翻訳と書評

まずロビンズの著作および論文がいつ・どのように翻訳されたかを明らかにする。背景には、日本における学術雑誌の黎明があるので、杉原（1980）などを参考にしつつ、それをまず概観する。第1期（1900－1920）、第2期（1920－1945）、第3期（1945－1950）、第4期（1950－1970）である。次にロビンズに対する書評および紹介論文を確定し、どのような特徴があるかを確定する。予備的な調査では4冊の著作および3編の論文が翻訳されている。記者解説などにも気配りする。また早坂（1971: 47）に従い、安井（1933）および中山（1933）による最も初期の『本質と意義』紹介が考察される。ロビンズ導入にとって重要なのは1930年代と1950年代であったことが、既に判明している。

●各国伝播の一環

本報告は大まかには Coats 以来の〈経済思想の各国伝播〉というプロジェクトに則っている。一般均衡論については Ikeo（1993）、戦後については八木（1999）、あるいは明治期については井上（2007）など多くの蓄積がある。しかし方法論上・経済政策上に大事なロビンズについては、あるいは戦間期については、考察が手薄であった。ロビンズは単に稀少性定義を流布させただけでなく、ケインズ・ハイエク・ベヴァリッジ等との知的交流を果たしている。また LSE いう（他方の極であるケンブリッジと対置されるべき）学問的環境の中心人物であった。その人物の経済思想を、日本の学問環境との関係で深く考察するのは意義深いことであろう。

●1930年代（安井と中山）

Robbins（1932）（1933）の出現で代表されるように、LSE で「ロビンズ・サークル」が急速に力をつけていた。池尾（2006: 12）が明らかにしているように、日本の経済学者は様々なルート（海外雑誌・交流教官・外留）によって、最新の動向を掴む努力を重ねていた。ゆえにロビンズの名もすぐに日本に周知されることとなった。ここでは4つの事例を挙げ、その導入の作用様式を代表させておこう。

第1は安井琢磨（1909－95）である。安井（1933）は確認される限り、最も早い『経済学の本質と意義』の紹介文である。本文の8割程度はその要約紹介であるが、残りにはロ

ロビンズ受容の態度が示されている。「方法論…は哲学的思惟一般とともに殆どドイツの學界に委ねられてゐる」(安井 1933: 124)。マーシャルの経済学定義はあまりに「常識的にして安直」であり、メンガー、ウェーバー、アモンといった「一聯の思索」と比べるべくもない。その中で「ロビンズ教授の標題の著書の出現はその「稀少性」の故にだけでも十分に我々の興味の対象となり得る」(ibid.,: 125)。そして「限界効用學説による理論經濟學の基礎づけがロビンズの立場である」(ibid.,: 125-126)。以上の行間から、ドイツに比してイギリス思想を軽んじる基調を前提に、それでも合理的な選択行為、稀少性というロビンズの方法論を重視する立場がはっきりとわかる。実際、1973年に安井がロビンズ本人に東京で会ったとき、1930年代初期のLSEはイギリスに新風を吹き込み、『本質と意義』に「非常に大きな感銘を受けた」(安井 1980: 212)。なぜなら「ロビンズの本の中心テーマは資源の合理的配分を経済学の基本問題とみた」(ibid.,: 52)からである。

第2は中山伊知郎(1898-1980)である。『純粹經濟學』(1933)は最も成功した本であり、多くの一般的読者をも獲得した(中山 1958: 1035)。そこで短いながら『本質と意義』に言及された箇所がある。「この意味の均衡理論の性質については、Robbins, *The Nature and Significance of Economic Science*, 1932を見よ」(中山 1933: 18)という注釈である。中山(1933)は静態と動態という通常の違いではなく、次のような2つの均衡理論の峻別を重視した。すなわち第1を經濟現象の理解・分析のための手段、第2を經濟の相互依存関係の理解そのものである。上記の「この意味」は第1を指す。静態と動態という「両者が純粹經濟學として共に均衡理論を基礎として成立する」から「その間に何等の相違も存しない」と判断されたのである。この判断は『本質と意義』の翻訳における序文(1957)でより明瞭となる。シュンペーターの『理論經濟學の本質と主要内容』(1908)よりも『本質と意義』の方が、「より本質的」とされた。なぜならば、ロビンズの本は「稀少性原理によって貫かれた一本」があり、「静態理論と動態理論の本質的な区別はない」(中山 1957: iv)からである。中山はこの確信をロビンズから得たというよりは、自らの正当性を支持する文献の1つとして挙げたのであろう。

●1930年代(気賀と野村)

第3の気賀健三(1908-2002)はミーゼス、ハイエク、ホブハウス等に魅せられた慶應義塾大学教授であった。『經濟計画と國際秩序』(1937)への書評が重要である。これは「典型的な英国正統学派の特徴を備えた書物」であり、「徹底的な自由主義の主張が全篇に亘って溢れて居る」(気賀 1937: 131)。戦争や貧困に直面した国民国家の縮小的な防衛に対して、ロビンズは「國際自由主義」(市場による制御と分権化)を唱えることで対抗しようとした。気賀はむしろそのユートピア的性格を咎める筆致を残している。國際的自由主義は「正反

対の方向に進む滔々たる世界の大勢に対して如何に役立つであろうか」(ibid.,: 135)。「自由主義が戦争を確実に回避し得る理由を説明することが出来ない」(ibid.,: 136)。気賀の自由主義はロビンズに部分的に共鳴した。

第4の野村兼太郎(1896-1960)はクラパム教授の下で学び、イギリスと日本の経済史、および日本の経済思想史という3つの分野で大きな足跡を残した。その中で「理論と実践：最近イギリスにおける経済学方法論争」という論文は、当時の最も詳細な論評である。ロビンズは「英米の学界に経済学の本質について大きな問題を提出した」(野村 1939: 3)。「最近における経済学界の混沌たる状況が理論と実践の間隙から生じたのだった」(ibid.,: 5)。野村はロビンズに触発された議論で、経済学を科学化するという目標に賛成する。ただしその手続きには反対する。歴史家である野村にとって「対象たる人間の経済行為は1つの歴史的、集団的なものであり、歴史は1つの総合的現象」(ibid.,: 29)であり、「歴史は1つの総合的現象」(ibid.,: 32)だからである。歴史家・野村の特長が窺える。

●1950年代

1940年代に入り、ゴットル流の政治経済学のみが学界を完全に圧倒した。終戦後の数年は経済雑誌が乱立するなど、混乱期であった。1950年代初頭から混乱は徐々に沈静化し、学会設立や学内紀要の再出発など学術体制も安定してきた。ロビンズの本や論文の翻訳がこのころから出版されることになる。

●1950年代(末永と杉本)

富田重夫(1925-)、馬場啓之助(1908-88)、辻六兵衛(1916-?)などの例は割愛し、ここでは末永隆甫(1918-2004)と杉本栄一(1901-50)を取り上げよう。末永は杉本に最も影響を受け、いわゆる近代経済学の方法論を得意とした。特に『大恐慌』(1933)の所説を取り上げ、「ロンドン学派経済学の統率者」(末永 1950: 4)であるロビンズの思想が批判される。ロビンズは「金利生活者層や貿易資本の利益を客観的には保証」し、「極めて保守的な性格をもつ」。「[中立的] 均衡理論のインプリシットな価値判断が示された」(ibid.,: 36-37)。「ロビンズが経済科学においては価値判断の導入を終始拒否しつつ…現実の経済問題について極端な自由主義の立場をとった」(末永 1953: 420)。杉本の表現はここまで批判的ではないが、基本線は同一方向である。まず「ロンドン学派は…イギリスにおけるローザンヌ学派化されたウィーン学派」(杉本 1950: 74)と規定された。一般均衡という理論を武器に、「封建的残滓をもつウィーンの貴族的な高踏的な社会の濃い経済学」(ibid.,: 75)となる。金融勢力とつながりがある。「経済学は…実践的な価値判断をする科学ではない」(ibid.,: 154)として、ウェーバー流の没価値論を経済学に応用したとなる。

ケンブリッジ学派が市民社会における独立した個人を経済学に登場する主体とみなしているのに対して、「ロビンズは、主観的に思う主体を市民社会的な個人と考えていませんから、その経済学も単純に個人主義的であって、社会的な要素を欠いています」(ibid.: 208)。

長い紹介文である檜原(1953: 1, 4)が上記の表現いくつかをそのまま用いており、また宇沢(1970)や熊谷・大石(1970)で同様の評価がなされていることからわかるように、両者の影響力は非常に大きかったと推測される。特に杉本の『近代経済学の解明』は現在でも多くの人々を魅了する古典である。杉本は末永ほど批判的な表現をせず、「理論経済学においては」と限定を付けて、「あらゆる意味において価値判断を外におかなければならない」と述べ、価値判断の働く経済学の領域まで否定していない。しかしロビンズの広範な関心は明示されず、学習者が「単純なロビンズ像」に陥る危険性を回避できなかつた。

●1950年代(その他の翻訳など)

次のような翻訳がこれまでの調査で判明した。『戦時及び平時における経済問題: 経済の目標と機構に関する若干の反省』(1957、防衛研修所)、「経済危機に関する若干の考察」(1958、日本銀行調査局)、『古典経済学の経済政策理論』(1964)、「資本主義という環境のなかでの個人の行動」(1966、リーマン編『比較経済体制論』)、『経済発展の学説』(1971)、「インフレ予想できなかったブレトン・ウッズ体制: 特別講義」(1973、『日本経済研究センター会報』)。訳者の主体を見ればわかるように、自衛隊・中央銀行・財界を始め、経済学説家、経済思想家から注目を集めていることがわかる。これらは1950年代後半から1970年代前半の翻訳であり、1957年の『本質と意義』翻訳を皮切りとしたことがわかる。

●まとめ

いずれの時期も一橋大学や慶應義塾大学の人脈がロビンズ導入に活躍していた(もちろん少ないながら東京大学・京都大学の人脈も流れている)。この理由は、ドイツ経済思想(歴史学派、哲学、先見主義、ウェーバーなど)と一般均衡理論の融合という場面でロビンズが語られたからである。福田徳三、そして中山伊知郎の影響力も大きかった。

1930年代は独自の観点を当初から持っていた指導的な経済学者が、ロビンズの議論に新風を認めつつ、ドイツ思想との比較を秘め、彼の思想を包括的に理解し、紹介に努めていた。そのため、ロビンズの多様な議論(方法論、一般均衡理論、国際的自由主義、政策論など)の各断面について、極めて選別的に同意したり拒絶したりした。大熊信行(1893-1977)など、ロビンズとは独立・独自に「配分原理」の優位性を説いた者、Neil Skene Smith(1901-?)のように最新のLSE情報を日本にもたらしていた者も存在した。しかし戦争の近傍になれば、経済のみならず思想も統制され、戦時経済に利用されたゴットル学派しか生

き残れなくなった。

1950年代から1970年代初頭まで、再びロビンズが持続的に注目された。重田や馬場が典型であるように、ここでも多様なロビンズが掘り下げられていたが、ここに末永—杉本という影響力のある解説書が登場した。それが宇沢（1970）も踏襲する「単純化されたロビンズ」（価値中立を説くにもかかわらず、保守的な言説者）に道を開く可能性である。この状況がマルクス派・新古典派・ケインズ派の三つ巴で生じた可能性も指摘したい。すべての陣営が「経済学の科学性」を競っていた。マルクス派はロビンズを批判し、新古典派は受容した。この単純化された藁人形に対する対立は、ケインズ派が有力だった時期には目立たなかった。しかしその勢力が1980年代に入って力を落とすにつれ、逆に藁人形であったロビンズの再評価が生まれてくることになる。

経済危機と経済学:

70年代大インフレ期の日本のマクロ経済政策をめぐって*

Economic Crisis and Economics: The Case of the Great Inflation during the 1970s Japan

片岡 剛士 (三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング)

若田部昌澄 (早稲田大学政治経済学術院)

I. 序論—問題と視角

本報告は、1970年代の大インフレ (Great Inflation) 期を例にとりて、現実経済、経済思想と経済政策との関連について検討を行う。この時代は、とくにアメリカのマクロ経済学者・経済史家によって大不況期に次いで盛んに研究がされており、マクロ経済政策思想史研究における一つの焦点となりつつある。¹しかしこれらの研究は基本的に欧米を対象としており日本についての研究は少ない。²重要な例外として、Nelson 2007 がある。この研究は 70年代中葉における日本のマクロ経済政策の転換を検討しているが、日本語ソースを用いておらずこの欠落を埋めるのが本研究の課題の一つである。Cargill et al. 1997、岡崎 1999 は大インフレ研究を目的としたものではないが、当時の日本銀行の政策決定過程に言及しておりきわめて有益である。ただし日銀の独立性の有無などに関して意見の相違がみられる。なお竹森 2006 は、第一次石油ショック時の政策転換における政治の役割、とくに福田赳夫大蔵大臣の指導力を強調している。

次のような課題がある。

(1) その時代の経済動向、経済思想および経済政策の相互連関。これまで提示されてきた仮説のうちどれが日本においてはもっとも妥当するか。

(2) 政治家、官庁 (旧大蔵省)・日本銀行といった実務家の経済政策思想。経済政策思想の担い手としての日本のマクロ経済政策当局は、経済状況をどのように理解しどのように政策を行ったか。彼らの「実践知」(Furner and Supple 1990) とは何か。それと学界経済

* 本報告については 2008 年度東京経済研究センター研究助成を受けた。記して感謝したい。
連絡先: wakatabe@waseda.jp

¹ Mayer 1999, Nelson 2005a, 2005b, 2006, 2007, Sargent 1999, Orphanides 2003 などを参照のこと。また 2005 年の Federal Reserve Bank of St. Louis *Review*, Vol.87, No.2, Part 2 が特集を組んでいる。これらを踏まえた一般向け書籍としては Samuelson 2008 がある。詳しい文献展望については若田部 2007 を参照のこと。

² 日本銀行についての経済史研究展望石井編 2001 は戦後復興期 (1945-1954 年) で終わっている。

学との関係はどうか。

(3) 国際比較。大インフレの克服にもっとも時間がかかったのはアメリカであった。他方の極として旧西ドイツ（ドイツ連邦共和国）では大インフレそのものが起きていない。それに対して日本の特徴は何か。政策対応の違いをもたらしたのは何か。

本報告は、これらの広範な課題と疑問に答えるための準備作業である。本報告の構成は以下のとおりである。第Ⅱ節では70年代大インフレ期日本経済を概観する。第Ⅲ節では現時点から見た大インフレ期の研究合意について述べる。第Ⅳ節は当時のマクロ経済政策をとりまく政策思想を検討する。第Ⅴ節は結論である。

Ⅱ. 日本経済

70年代は日本のマクロ経済にとって大きな変化の時代であった。

(1) 変動相場制への移行。ブレトン・ウッズ体制が1971年8月15日に終焉を迎え、変動相場制の時代への移行が始まった。マクロ経済政策の拘束条件が変化しマクロ経済政策の自由度が増すと同時に運営も難しくなった。ことに71年8月から73年2月までのスミソニアン期は変動相場制への圧力に対して政策当局が円切り上げを阻止する構えを見せた。

(2) 激しいインフレ。マイナス成長を記録した1974年には、生鮮食品の価格変化を除いたコアCPIで32.9%、卸売物価指数で27.2%、GDPデフレーターで21.9%という急激なインフレーションを経験した。

(3) 実質GDP成長率の鈍化。1970年代の実質GDP成長率は平均で5.2%であり、1960年代と比較して半減している。しかしその変化は突然生じたわけではない。大まかにいえば、これまでの長期好況に陰りがさし景気の後退期に突入していく1970—1971年、急激な回復を果たした1972—73年、第一次石油ショックに伴う経済停滞（戦後初のマイナス成長）を経験した1974年、第一次石油ショック以降の停滞期からの回復過程である1975—78年、第二次石油ショックを経験した1979年と整理できる。

(4) 財政政策。1970年後半から72年までの財政拡張期、73年4月以降の財政引き締め局面の二つに大きく分けることができる。前半は円切り上げへの不況対策、日本列島改造計画、福祉国家建設による拡張、後半は物価対策で引き締めがとられた。

(5) 金融政策。1970年10月から73年3月まで断続的に続けられた金融緩和、急激なインフレーションを抑制するために行われた1973年3月から75年3月までの金融引き締め、1975年3月から78年4月までの段階的な金融緩和、1979年3月以降の金融引き締めという形で行われた。70年10月から73年3月まで続けられた公定歩合の引き下げ、71年6月から73年10月に至る長期間に渡って20%以上の水準を続けたマネーサプライ(M2+CD)の

上昇が 72 年 8 月以降顕在化したインフレーションの進展の基本的な原因であった（小宮 1988、岡崎 1999）。

Ⅲ. 大インフレ

70 年代マクロ経済研究における現代の合意事項は次のとおりである。

(1) 大インフレ期といえば二次にわたる石油ショックの役割が強調される。しかしアメリカ、日本をはじめ大インフレは時期的には石油ショックの前に始まっているし、西ドイツのように大インフレを経験していない国もある。むしろ最近では石油ショックよりも金融政策の役割が強調されている（Hamilton 2008）。

(2) インフレの主因としてはマクロ経済政策運営が問題である。その主因として合意があるのはすでにみたように金融緩和政策である。アメリカや日本のように拡張的財政政策は一時的にはともかくインフレの主因とみなすことはできない。日本では財政政策が引き締めで転換した後もインフレは継続し、金融政策が引き締めで転じてのちインフレは終わった。大インフレが終わるためには金融引き締め政策が必要だった。

(3) 金融引き締め政策への転換においては、中央銀行のマネーサプライへの注目が増した。日銀の場合、78 年 7 月から 4 半期ごとのマネーサプライの見通しの発表を行うようになる。そこに至る過程では「日本におけるマネー・サプライの重要性について」（日銀『調査月報』75 年 7 月号）が書かれている。けれども F R B も日本銀行も貨幣供給量ターゲットを採用したわけではなかった（Cargill et al. 1997）。アメリカの場合、政策転換が行われた 1979 年 10 月以降のヴォルカーの政策運営をミルトン・フリードマンは十分にマネーサプライについて注意を払っていないという理由で批判していた。もっとも同じフリードマンが「日本銀行は制度上は最も非マネタリスト的な中央銀行だが、政策では最もマネタリスト的である」と称賛したことが事態を複雑にしている（Friedman 1983）。しかし、最近の研究が明らかにするように実際には日銀のマネーサプライの見通しはマネーサプライ管理目標値としては機能していなかった。前掲論文は「政策運営に際し、あらかじめ特定の M_2 残高の伸び率を目標にかかげ、これを機械的に実現しようという態度は適切ではない」としている。また政策手段の中心は金利であり、何らかの貨幣供給量の一定率へのコミットメント（k%ルール）は採用されていなかった。しかし「物価安定という最終目標は、金利政策あるいはマネー重視政策のいずれかを通じて達成できるものである」から、日銀は「広い意味で物価安定という目的を非マネタリスト的手法で達成した」という評価が下されている（Cargill 1997）。

IV. 経済政策思想

経済政策について論じる際の難問は、政策決定過程の相互依存関係の確定である。具体的には政治家、官僚とくに大蔵省（財政政策）、日本銀行（金融政策）が重要であるものの、それぞれの関係についてはまだ不明な点が多い。特に当時の日本銀行に度の程度の独立性が存在したかどうかは今でも決着していない。大蔵省と日本銀行の関係には政治経済学の要素が濃厚である。

（１）政治家の役割として、まず挙げるべきは 1972 年 7 月 7 日に首相に就任した田中角栄である。彼の経済政策は、「日本列島改造論」、福祉国家建設、円再切り上げ反対の三つからなっていた。このうち前二者についての国民の支持は圧倒的であり、円再切り上げ反対のための「調整インフレ論」もかなり根強くあった。政策転換の起点として 73 年 11 月愛知揆一の急死に伴う福田赳夫の大蔵大臣就任がとりあげられるが、すでに 73 年 4 月には財政は拡張から緊縮に転換していた。

（２）財政の大拡張に大蔵省は反対しなかった。むしろ歓迎した節が見受けられる。

（３）70 年代初頭の日銀は政府・大蔵省に対して協調的であった。一つの理由は、佐々木直総裁が円切り上げを恐れていたからであった。日銀の政策思想は「物価の安定」であるといわれる。確かに日銀のインフレ忌避観には強いものがある。しかし、その思想がいつの時代でも同じように保持されていると考えるのは単純だろう。むしろ同じ組織においても時代において思想が変化し、思想間競争、「せめぎあい」が行われうるという観点が重要である。物価、為替レート、経済成長のどれを重視するかは時代によって異なりうる。たとえば、呉文二（1966 年から日銀調査局次長、局長 1970 年 2 月—71 年 10 月）は次長として調査局に戻ったときに若手は物価安定よりも経済成長を重視していたという印象を語っている（呉 1981、31 頁）。また、当時の日銀では「国内物価では、卸売物価に重点が置かれており、消費者物価はそれほど重視されていなかった」（呉 1981、188 頁）。そのため、消費者物価はすでに 5% 程度のインフレになっていても卸売物価がゼロ近傍である間、日銀は警戒をしなかった（岡崎 1999）。³

（４）当時の日本の学界は、いわゆる「近代経済学」とマルクス経済学が併存し、「近代経済学」のマクロ経済学ではケインズ派マクロ経済学の力が強く、日本ではマネタリズムの

³ 日銀が消費者物価ではなく卸売物価に固執した理由は判然としない。日銀の景気・経済見通しの核となっているのが短観であり、短観は企業に関するもの、そして日銀が公表している物価統計は企業価格指数、すなわち卸売物価という推測はありうるかもしれない。あるいは消費者物価統計が卸売物価と異なり同じ基準年で長期遡及されていないという「使い勝手の悪さ」があったかもしれない。

主張は弱かった。フリードマンがアメリカ経済学会会長（1967年）を務め、セントルイス連銀のように連銀に一定の影響力のあったアメリカと比較してそういえるだろう。インフレの説明はディマンド・プルとコスト・プッシュの両論併記であり、大インフレの説明要因として後者を挙げる議論も多かった。しかし、それ以上に一般世論と歩調を合わせて円再切り上げへの反対論、福祉国家建設への積極論が目立つ。円再切り上げについてはフロート制への移行は少数派であった。拡張的財政政策への支持は広範に見られた。

経済思想史の観点からは、「マネタリズム」の持つ意義を正確に理解すべきである。マネタリズムを貨幣供給量目標、k%ルール⁴の遵守として理解するならば、FRBも日銀も、そして西ドイツのブンデスバンクですらマネタリストではなかった。しかし結局のところ金融引き締めなくしてインフレ鎮圧は不可能であった。「マネーサプライの長期的成長率に注意を払わずに物価の安定を維持することは不可能である」とCargillらがいうとき、まさにこの時代にはこういう認識そのものが稀少であったことは想起しなくてはならない。

アメリカとは異なり、日本の学界においてはマネタリズムの存在はそれほど大きくなかった。ではなぜ日銀はマネーサプライを重視したのか。こうした認識のうちどの程度が政治的判断の結果であり、どの程度が実務家たちの「実践知」あるいは学界における経済知識の結果なのか。第一に日銀は継続的にマネタリズムを学習していた。学界だけでなく各国の中央銀行の動向にも注意が払われている。⁴しかし、すでにみたようにその受容は受容者側の事情に影響されていた。第二に、「物価安定」思想との親和性である。マネタリズムの基本思想が物価安定化を進めようとする日銀の人々にとって好都合であったことは間違いない。第三に窓口指導との結びつきである。日銀は「窓口指導によって銀行の貸出しを抑制することはマネーサプライの抑制でもある」（呉 1981、195-6頁）と理解していた。

V. 結語に代えて—70年代の遺産とは何か

(1) 日本の大インフレを考える上ではスミソニアン体制を無視できない。変動相場制への完全移行がまだ不確定だったこの時代のマクロ経済政策論議の多くは、「円切り上げ」「円再切り上げ」の是非をめぐる戦わされた。マクロ経済政策を為替レートに割り当てると

⁴ 63年夏に来日したミルトン・フリードマンは日銀と接触をもった。その成果は調査局・統計局合作論文「通貨と物価の関係について—メカニズムと現状判断—」『調査月報』63年10月号に表れている。ただし、フリードマンの名前はまったく言及されていない。なお鈴木淑夫はこの論文を自分の著作としている。しかし70年代になると「現代通貨数量説—その概要と米国における主要な論争点—」（70年6月号）、「マネー・サプライの増加について」（73年2月号）、「欧米主要国におけるマネー・サプライ残高重視の傾向とその背景」（75年3月号）と論考が続く。

き、それは国内均衡の達成を犠牲にせざるを得ない。政治が世論の支持を受けて強い意志で拡張的財政政策と為替調整（「円再切り上げ」）反対を掲げる場合、金融政策は緩和的に動かざるを得ない。その結果がこの時代の大インフレであった。

（２）この時代を経て日銀の政策思想では「物価の安定」重視が確立する。「物価安定」観は、大インフレ期直後に編集作業が開始された日銀正史『日本銀行百年史』に顕著に現れている。⁵日銀のいう「物価の安定」が正確に何を意味するかも重要である。前川春雄（1979年12月から1984年12月まで日銀総裁）は、1980年8月19日の公定歩合引下げで「物価安定については、どの辺に目途を置いているのか」と聞かれて「物価上昇率はゼロになるのが最終目標であり、またそういうように目標を定めて対処すべきものと思う。[略]インフレ率が1%とか2%とかであれば差し支えないというふうには考えるべきではない」と答えている（呉1981、168頁）。中川幸次（71年4月から総務部長、72年から営業局長）は「インフレは悪」、「なによりもまずインフレーションにだけは絶対にしないという覚悟」、そしてそのための「引き締めはできるだけ早めに、緩和は用心しながら慎重に」を教訓として引き出した（中川1981、207頁）。⁶

（３）実務家は経済学をそのまま利用することはなく、それを変形する。マネーサプライ目標値についての明示的コミットメントの回避が好例である。

こうした知見は、現代の日銀の金融政策を理解する上でも有益であると考えられる。

* 参考文献一覧は当日配布します

⁵ その編纂委員の一人石川通達は通貨価値の安定を日銀が達成できなかった例として4つのインフレを挙げ（その最後に70年代インフレは含まれている）、金解禁と昭和恐慌時のデフレは挙げていない。また専門の経済史家が指摘するように、第7代日銀総裁を務めた高橋是清については異端として評価が厳しい（日本銀行金融研究所1991）。

⁶ 中川の場合、結果として消費者物価指数でみて年率2-3%のインフレは許容範囲内としている。

経済学史研究に社会科学的な意義はあるだろうか

—「経済学組織」の分析例によるその評価—

神武庸四郎

I 課題の限定

かつて都留重人は日本の経済学者を「経済学学者」と揶揄したが、そのばあいの「経済学学」が当面の問題である（*）。なぜならば経済学史研究とはまさしく「経済学学」、つまり「経済学たちの歴史を対象とする社会科学」、そうした意味で「メタ経済学」にほかならないからである。

（*）もちろん都留重人はこの表現を批判的な、ネガティブな意味で使っている。内田義彦も「社会科学の視座」（『作品としての社会科学』所収）において都留の表現を同様の意味で用い、「社会科学学」といったその拡大された形を問題としている。内田はそこから彼独自の教養人＝読書人論を展開し、「読み」の深い能力を具えた読書の意味を展開している。それは、彼自身をその一員とする「読み」の達人のユートピア構築の試みであって、そこにもとめられている『作品としての社会科学』の担い手たちの世界である。しかし、彼のもとめる「読み」が可能な読者はきわめて限られた教養人に限られ、そこでは『作品』が骨董品の目利きのように解説されるべきことが説かれているにすぎない。つまり、「普通の読者」、たとえば大学生が想定されるような「読者論」は彼の立論からはぬけている。

この報告は、経済学史研究の社会科学の意義を示す「例題」として、第二次大戦後の日本の大学（とくに国立大学）における経済学者のありかたを知識社会学的視点から仮説的に提示しようとする「メタ経済学」的な試みである。その意味で歴史実証的な側面では多くの欠陥を含むが、私の主なねらいは問題提起にある。（なお、以下の「例題」はもっぱら「価値自由」な立場から、自戒の意味をも強くこめて選択されたことを申し添えておく。）

II 基礎となる視点：経済学の知識社会学的観察

ポジティブな意味での「メタ経済学」は社会学者ルーマン（Niklas Luhmann）のいう「観察の観察」という視点に依拠する。経済学史研究に限定していえば、それは経済を観察す

る経済学者集団（社会システム）の観察を意味する。このメタ観察を実行する概念装置として二通りの社会システムの捉え方を準備しよう：

- (1) 入力→オペレーター→出力という図式で機能する社会システム（以下「機能システム」と略称）
- (2) 「自己産出」する時間軸にそって存続する社会システム（以下「存続システム」と略称）

これらの社会システムは生命体システムからのアナロジーである。すなわち、「機能システム」に対応するのは「動的平衡」システムであり、また「存続システム」に対応するのはオートポイエーシス・システムである。生物学的には前者は代謝（metabolism）のシステムを、後者は成長と老化（growth with aging）のシステムを表現している。周知のように、オートポイエーシスの概念はチリの生物学者マトゥラーナ（Maturana）とヴァレラ（Varela）によって提案され、ルーマンによってその社会システム論への適用が試みられた。→その直感的な説明はパワーポイントで当日おこなう。また、数学的な用語法（morphism や functor）によるオートポイエーシス・システムの形式的な説明も可能だが、ここではそれにはふれない。（→関心のある方は＜主要参考文献＞中の私の論文（9）を見てください）

III 仮説的なシステム変換図式

第二次大戦後の日本では大学の自治にもとづいて「学問の自由」を実現しようとする専門的な教養人たち（以下の第一世代）の立場（大学内デモクラシー）はたしかに一定の社会的役割を果たすことができた。しかし、日米安保体制や高度成長という社会経済的枠組みが定着するなかでこのデモクラシーの理念と運動は徐々に形骸化し、「大学の自治」や「教授会自治」という言葉が独り歩きをはじめ、そうした運動の担い手として新たに多数の集団的「研究者」群が現れた。彼らは戦後のベビーブーム（「団塊」）世代に属していた（報告者も同類）。同じ世代のもう一方のグループは米国の大学院に留学して PhD を取得し「専門人」としてのお墨付きを得て日本に「凱旋」してきた。これら両グループの「研究者」が教員となって大学「行政」の経験を積み大学組織の運営に直接関与しうる立場にたった時期と国立大学の独立行政法人化が提案された時期（1990年代後半）とは重なっている。この「独法化」路線は官僚システムに主導された国立大学組織の官僚制化を推進した。こうした歴史的プロセスのなかで経済学者の世代類型と社会システムとしての経済学の研

究・教育組織（以下では「経済学組織」と略称）の変遷とを図式的に整理すると、以下のようになる：

（１） 経済学者の世代類型：→その補足説明はパワーポイントで当日おこなう）。

① 第一世代：

第二次大戦をくぐりぬけた「専門的教養人」を指す。すなわち、幅広い教養（個人文化*）を土台として専門研究書と教科書・啓蒙書を執筆する、個人としての知識人がその典型である。

* ここでいう個人文化＝教養はマシュー・アーノルド(Matthew Arnold)がカルチャーとよんでいるものを意味する。彼はカルチャーにアナーキーを対置しているが、この視点と関連させてアナーキズムについてすこしふれておく。その思想の前提となっているのはヨーロッパの個人主義である。日本のように個人主義の伝統のないところにアナーキズムは存立しにくく、たとえば大杉栄のような社会から浮き上がった孤立的個人（アウトサイダー）としての「自由人」がそれを担うほかはない。つまり、アナーキズムが一定の社会的基盤をもつようなところでは「教養」としてのカルチャーが伝統化されていなくてはならない。日本や中国、さらにはアジア圏のような集団主義（広い意味の全体主義）の土壌が定着している地域では、カルチャーの欠如と「集団的アナーキー（無秩序）」とが共生する。

② 第二世代：

中間形態（第一世代のタイプとつぎの第三世代のタイプとの混在）として特徴づけられる。

③ 第三世代：

米国帰りの「専門人」と「団塊」研究者群とがこの世代の主役である。いずれも教養がはなはだしく乏しいが、一部の者は「国際的」・「先端的」研究業績をあげている。こうした「専門人」は自己の知性（とりわけ教養）の乏しさを的確に「観察」できないにもかかわらず、みずからは知識人であると「信じている」点が特徴的である。そうした「専門人」の自己観察不能状況を私は「無知の無知」と名づけている（→<主要参考文献>（7）参照）。

（２） 社会システムとしての「経済学組織」変遷の時期区分→一橋大学の事例について、パワーポイントで説明予定

① 第1期(敗戦～1960年代)：

個人の「学問の自由」を名実ともに追求する第一世代の学者が経済学の研究と教育の担い手となった時期。すぐれた研究能力と高度の知性を具えた知識人（教養人）の運営する「機能システム」としての「経済学組織」が多様な展開を示した。学者たちの卓抜な個人研究とそれを踏まえた共同研究、および個性的教育を特色とする。

② 第2期(1960年代末～1980年代):

第二世代をおもな担い手として「機能システム」としての「経済学組織」はなんとか維持された。しかし同時に（とくに筑波大学を先駆とする国家的に管理された「国立大学」への動きを随伴して）「存続システム」としての大学が文部省（官僚制）のサブシステム化する傾向が顕在化してくる。他方、とくに60年代末～70年代には学生としての第三世代の集団主義的「自由」が学者個人の「学問の自由」を抑圧するにいたった。第三世代の学生たちは「大学闘争」とか「学内民主化」とかいったスローガンをかかげて、結果的にはもともと「弱者」である学者個人を攻撃対象あるいは選別対象（「民主的教員」と「反動的教員」）にしてなかば自己満足の「運動」を展開した（→その補足説明はパワーポイントで当日おこなう）。軍事力を頂点とする国家の暴力装置や巨大化した官僚システムにたいして彼らは手も足も出なかったのである。この世代の「活動家」やそれに類した「若手研究者」が専門的教養人としての個人的な能力について十分に吟味されることなく、「マル経」や歴史を「教える」「大学教官」に採用されたことは周知の事実であろう。当然ながら、彼らの一部の者は研究能力が著しく低いけれども、終身雇用・年功序列のもとで「民主的」権利（たとえば、教育する（！）自由）の実現には「組合」をつうじて「奮闘」してきたように見える。他方、同じ世代の「ノンポリ学生」の一部は英（米）会話能力を着々と高め、海外留学によって「経済学者」への「切符」を手に入れた。彼らはこの時期における専門研究集団を担い、丸山眞男が「国際的開国と国内的鎖国」と名づけた「タコツボ化」路線を定着させたが、さらにつぎの時期における大学の「経済学組織」の主流派となっていく（「タコツボ専門人」支配の成立）。

③ 第3期(1980年代末～):

第三世代を担い手とし、極端に専門化した領域での個人研究は存続するが、経済学の教科書執筆や教育における個性は衰退し「機能システム」としての「経済学組織」がいわば「集団化」する傾向が顕著となる。また第三世代の一部は大学の「行政幹部」として機能し「経済学組織」が「存続システム」としての傾向を全面的に示した。その根底には上述の「民主的」「大学教官」と米国产「タコツボ専門人」との利害共同関係が成立していたこ

とに注意する必要がある。ことに国立大学組織が文部科学省の下部機関（「部局化」をへて官僚制のサブシステムとしての「独立行政法人（国立大学法人）」へと転化したこと（2004年）によりこの傾向は加速された。もちろん、こうした動向の背後では、商品化可能なテクノロジーを開発することに強い利害関心をもって「産官学協同」に期待をかける「財界」（日本の資本主義システム）が暗躍していることは言うまでもない。

IV むすび：経済学史研究の社会科学的役割をもとめて

以上の仮説的分析例は経済学史研究の意義と課題を明らかにするための例証にすぎない。その一般的な意義を展望するための今後の課題として、（1）経済学史と経済学者の社会行動とを分析するメタ理論（「メタ経済学」）の構築、（2）（自然科学との対比による）多様な経済「科学」の観察と批判、および（3）（経済学史学会の「自己観察」を含む）経済学関係諸学会の組織（システム）の分析、などが考えられよう。

とくに（1）の方面では、内田義彦と平田清明が先駆的な業績をあげている。内田は、断片的ではあるが、興味深い「メタ経済学」的な論点をいくつか提起している。また、平田は「市民社会」論に収斂する「メタ経済学」的な問題提起を試みている。

<主要参考文献>

- （1）Matthew Arnold, *Culture and Anarchy and other writings*, Cambridge U. P., 1993.
（多田英次訳『教養と無秩序』、岩波文庫、1965年改版）
- （2）内田義彦『作品としての社会科学』 岩波現代文庫、1992年
- （3）内田義彦「方法としての思想史」（『学問への散策』岩波書店、1974年、所収）
- （4）A. S. Eichner ed., *Why Economics is not yet a Science*, New York, 1983.（百々和監訳『なぜ経済学は科学ではないのか』、日本経済評論社、1986年）
- （5）神武庸四郎『経済学の構造』未来社、1996年
- （6）神武庸四郎「経済システム論の基礎概念」（『一橋論叢』2005年4月号所収、<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/handle/10086/4/simple-search?query=kamitake&start=40>にてPDF化されたものを利用可能。）
- （7）神武庸四郎『経済史入門』（有斐閣）、2006年、とくに「第8講」。
- （8）神武庸四郎「『経済史入門』の意味するもの」（『書齋の窓』2007年4月号所収、有斐閣ホームページに全文掲載）。

- (9) Y. Kamitake, 'Preliminary Concepts for Economic Systems Analysis', in *Hitotsubashi Journal of Economics*, Vol.49 No.2, Dec. 2008.
- (10) 佐和隆光『経済学とは何だろうか』岩波新書, 1982年
- (11) 都留重人「学問としての経済学」(『都留重人著作集』第1巻, 1975年, 所収)
- (12) 一橋大学学園史刊行委員会編『一橋大学学問史』, 1986年
- (13) 平田清明『市民社会と社会主義』岩波書店, 1969年
- (14) 平田清明『経済学と歴史認識』岩波書店, 1971年
- (15) H. R. Maturana & F. J. Varela, *Autopoiesis and Cognition*, 1980. (川本英夫訳『オートポイエーシス』, 国文社, 1991年)
- (16) Robert K. Merton, 'Paradigm for the Sociology of Knowledge', in *The Sociology of Science*, 1973.
- (17)丸山眞男『日本の思想』岩波新書, 1961年
- (18) N. Luhmann, *Soziale Systeme*, 1984. (佐藤勉監訳『社会システム理論』上下2分冊, 恒星社厚生閣, 1993年)
- (19) N. Luhmann, *Die Wirtschaft der Gesellschaft*, 1988. (春日淳一訳『社会の経済』, 文眞堂, 1991年)

「現代経済学の方法論的影響—戦後政治学における選択理論の展開—」

名古屋大学大学院経済学研究科博士後期課程

西本 和見

1. はじめに

合理的選択論 rational choice theory は、人間は自らの行為を合理的に選択するという仮定を、社会科学の各分野に応用した選択理論の総称で、(1) 選択は目的合理的に行われると考えること、(2) 方法論的個人主義の立場を採ることなどを理論的柱として、特に合衆国を中心として1950年代以降社会学や人類学といった広範囲の社会科学分野で展開してきた。この合理的選択論は、経済学的なアプローチを政治学に取り入れたものであり、特に政治学においては公共選択論とも呼ばれている。そして現在非常に広範囲に及ぶ研究を射程に含んだ学際的分野を提供しており、政治学で現在に至るまで重要な位置を占め続けている。

G. J. ミラーは、戦後以降のこの学際的な動向は、経済学と政治学の研究プログラムが再び共通の方法を持つという新しい局面をもたらしていると述べる。というのも、1890年頃まで続くいわゆる限界革命以降、メインストリームの経済学と政治学が異なった研究計画と手法を維持するようになってからは、両者の距離は離れ、経済学でも政治学でもポリティカル・エコノミーは中心的に扱われなくなっていた。しかし1960年までにこの状況は変化した。今や経済学者が政治学の主題に経済学の方法を当てはめて研究することで、単に研究の対象が政治と経済に関わるというだけでなく、数学の使用を含んだ経済学の基本的な研究方法が双方で共有・応用され始めているのである (Miller 1997, 1173)。

そこで本稿は、戦後政治学における合理的選択論がどのように展開したかを通じて、経済学の分析方法である選択理論が、政治学に与えた影響を考察する。以下では、次のことを説明する。初期合理的選択論者と位置づけられるアロー、ブキャナンら経済学者が、政治学に大きなインパクトを与えた。そして政治学では選択理論は厳密な「科学的」研究方法として理解されている。

2. 初期における合理的選択論と経済学の役割

合理的選択論が政治学で広まったのには、初期における経済学者の役割が大きいと言われて¹いる。50 - 60年代を通じて、K. J.アローやJ. M.ブキャナンは政治学の分析方法に大きく影響

を与え、同じくブキャナンとG. タロックによる公共選択分野の開拓も、政治システムの効率化を目指した 60 年代の経済学的分析を端緒として展開した。著作としては、1951 年に書かれたアローの『社会的選択と個人的評価』が合理的選択論の嚆矢とされ、その後 1957 年 A. ダウンズの『民主主義の経済理論』、1962 年ブキャナン、タロックの『公共選択の理論：合意の経済論理』、1962 年 W. H. ライカーの『政治連合の理論』²、1965 年 M. オルソンの『集合的行為論：公共財と集団理論』と、経済学者を中心として重要な著作が次々と発表されている。また、ブキャナンはタロックとともに政治の場における非市場的意思決定 non-market decision making に関わる研究会を立ち上げ、1965 年に公共選択学会を結成しており、60 年代の後半にはすでに経済学的アプローチで政治分析をする場が整えられていた³。70 年代からは、すでにゲームの理論のように現在のミクロ経済学を牽引している理論が政治学の分析の対象に用いられて議論されてもいた。

右の図は、雑誌 *American Political Science Review* における合理的選択論関係の論文の増加を示しているが、60 - 70 年代にかけて大きな伸びを見せていることがわかる。これは、上で挙げた経済学者たちによって、合理的選択論に関するテキストが出版されたことや、学会が設立されたことで、関心が高まったためと考えられる。そして 80 年代以降も、合理的選択論に関わる論文が増えており、90 年代までには、30 - 40%

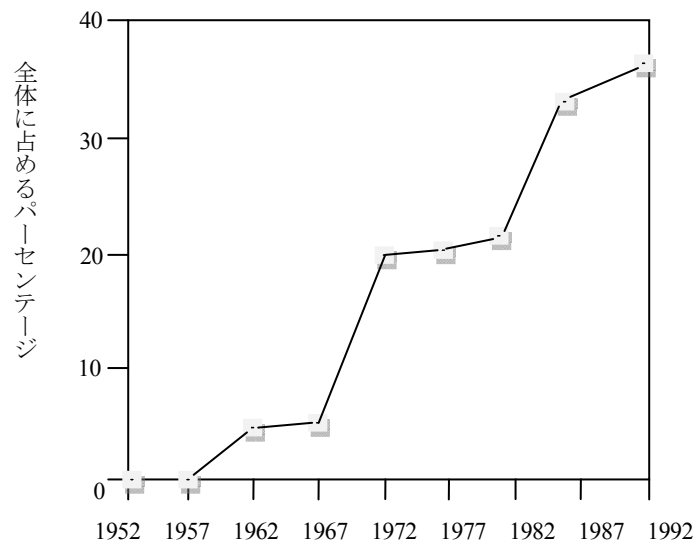


図1. *American Political Science Review* の合理的選択論に関する論文 (出典 D. Green and I. Shapiro[1994])

が合理的選択系の論文となっている。パーセンテージの増加に従って、合理的選択論で分析される主題も種類が増え、投票行動、政党などの利益団体の他、ログ・ローリングなど幅広く利用されている。

戦後政治学に特徴的なことは、経済と政治に共通する主題を取り上げるというより、分析方法が注目されていることだ。すでに挙げたミラーが述べるように、これは、選択理論を介して

経済学と政治学が方法を共有する新しい局面を示している。日本で比較的早い時期に合理的選択論を紹介した三宅一郎も、経済学は、財やサービスの生産や分配を扱うところに政治学と違いがあるが、戦後政治学において、合理的選択論を「経済学的」と呼ぶとき、経済学と主題を同じくしているという意味ではなく、その方法を共有している点に注目する、と強調する（三宅 1981, 2）。このように合理的選択論が戦後政治学で大きく扱われてきたことは、選択理論が経済学だけでなく、政治学にも応用可能な手法を与えたことを意味している。

3. 「科学的」アプローチとしての合理的選択論

政治学では、選択理論のアプローチが増大したことは、政治学の分析手法に大きな影響を与えたと言われている。政治学者 G. アーモンドは、60年代以降合理的選択論のアプローチを採った政治学者はより経済学に近づいてゆき、「クーンの科学革命に似たムーヴメント」を生み出すこととなったと表現して、政治学における合理的選択論のインパクトを主張している（Almond 1990, 123）。アーモンドは、科学革命に例えるほど合理的選択論が大きな影響を与えた理由として、合理的選択論が仮説 - 演繹的方法を政治学に導入したことで、それがそれまでの政治学の分析方法とは全く異なる方法を政治学にもたらした点を挙げている（Almond 1990, 123）。合理的選択理論は、多くの現代経済理論がそうであるように、多くの経験的事実を少数の理論的前提から、厳密な論理的推論によって導く手法を採っているところに1つの大きな特徴がある。この仮説 - 演繹的方法を持った合理的選択論が、導きだされた結果が正しければ仮説が適当であり、逆に誤りであれば仮説が不適当であるというような「科学的」分析手法を政治学に与えることで、政治学で新しいパラダイムを生み出すほどのインパクトを与えたという指摘である。同様に、ハルシャーニは、政治学における合理的選択論の方法を、社会学者 T. パーソンズに代表されるような機能主義モデルに対比させ、合理的選択論の仮説 - 演繹的方法を「科学的」と特徴づけている（Harsanyi 1969, 536）。

アーモンドの表現が妥当であるかは別にしても、戦後政治学において合理的選択論が受け入れられた背景には、選択理論が「科学的」アプローチとして捉えられたことが大きな意味を持っている。20世紀合衆国政治学は、一面で経験科学として政治学が立脚するための方法を追求してきたためだ。中谷義和は、「科学化」をキーワードにして合衆国政治学の歴史を（Ⅰ）草創期（1880年代まで）、（Ⅱ）形成期（1880年代-1910年代）、（Ⅲ）展開期（1910年代-1945年代）、（Ⅳ）戦後期（1945年代以降）に分けて整理し、選択理論を政治学の歴史の中に埋め込んでいる。中谷によれば、時期区分の（Ⅰ）期から（Ⅱ）期は、政治学が「言説 discourse」から

「学問 discipline」へシフトする変容期であり、それまでの伝統的な歴史学型政治学から現実政治の経験主義的説明に基づく政治学へと移行することで、科学的政治学を目指す傾向が強まった時期である。次に（Ⅲ）期は、戦間期に「アメリカ化」した政治学が成熟する過程で、多元主義的自由民主政論が登場し、心理学や統計学を駆使した科学的政治理論の生成ますます熱を持って議論されていた時期であった。そして合理的選択論の広がりには戦後の（Ⅳ）期に当たるが、従来の政治学と全く違う代替的な科学的アプローチを提供するものとして合理的選択論が見なされている（中谷 2005, 3）。

戦後政治学が、政治学内部の理論発展だけでなく、経済学理論を応用し始めたことは、政治学独自というより社会科学全体の趨勢として言えることである。合理的選択論が展開し始める前からすでに、社会科学全体で経済学の理論や方法は相対的に強い影響力を持っていた。表1はK. ドイツュラ（1971）による1900 - 65年の社会科学の分野別の貢献についての調査である。

分野	計	主要な貢献		理論への関心		方法への関心		成果への関心	
	1900-65	1900-29	1930-65	1900-29	1930-65	1900-29	1930-65	1900-29	1930-65
心理学	13	7	6	6	3	6	6	6	6
経済学	12	5	7	4	5	4	6	5	7
政治学	11	7	4	7	2	2	4	4	4
数理	11	4	7	2	5	4	7	4	6
統計学									
社会学	7	6	1	4	1	5	1	6	1
哲学	5	3	2	3	2	2	2	0	1
人類学	3	1	2	1	2	0	2	1	2
計	62	33	29	27	20	23	28	26	27

表1. 1900 - 65年における分野と関心の高さからみた主要社会科学の貢献

（出典）K. W. Deutsch, J. Platt and D. Senghass[1971]

調査によれば、社会科学に寄与したと考えられる62の研究のうち、経済学者によるものは心理学に次いで多く、全般的に経済学の影響力が比較的大きい。さらにリストの内訳をみると、総じて心理学や政治学は、1900 - 29年までに経済学よりもリストに挙げられている研究が多い

が、1930 - 65 年にかけては、心理学、政治学、社会学などに比べて、経済学と数理統計学が相対的に社会科学で影響力を持っている。また数理統計学の貢献は経済学よりも低い位置にあるが、数学や統計学の応用は経済学を含めて各社会科学分野にわたっており、社会科学全体に影響を与えていたと考えられる。この調査で分かることは、第 1 に 1930 - 65 年に傾向として社会科学全体で数学化と経済学の影響力が増したこと、第 2 に同時期に相対的に影響力を失った政治学と、逆に影響力を増した経済学の関係である。合理的選択論が広がる 50 - 60 年代までに、政治学と経済学にこのような相対的關係があったことは、選択理論の広がり要因のひとつと考えられる。

4. おわりに

本報告では、50 - 60 年代を中心に、合理的選択論の展開を概観することで、戦後政治学で経済学の選択理論が大きな影響を与えてきたことを示した。ミラーが述べるように、1960 年代以降、経済学と政治学は選択理論を通じて再び共通の方法で結びついている。選択理論が政治学で広がりを見せているのには、演繹的・数学的方法と経済モデルに依拠した合理的選択のアプローチが、政治学で「科学的」な研究アプローチとして見なされたことが大きい。しかし同時に、数学の使用や経済学が影響を与えたことは、政治学のみならず、社会科学全体の趨勢でもあった。このような点を踏まえると、戦後政治学での選択理論の広がりには、社会科学全体の傾向と歩調を合わせながら、政治学内部の学問的状況に影響している。

このような傾向は、本稿で扱わなかった 80 年代以降の合理的選択論の展開についても言える。図 1 によれば、50 年代に始まり、60 - 70 年代に広がりを見せた合理的選択論は、80 年代以降にも再び大きな伸びを見せている。しかし 80 年代以降の合理的選択論は、変容したと政治学内部でしばしば指摘される。そこでは、70 年代を中心とした国家論の復権ないし国家論の回帰と呼ばれる政治学における制度主義の復興などの政治学内部の新しい展開が、選択理論の方法に影響を与えるようになるのである（馬淵 1987; 宮本 2001）。

¹ D. C. ミュラーは政治学における合理的選択論の第 1 世代にアロー、ブキャナンら経済学者の名前を挙げている（Mueller 1997）。

² ライカーはこの著作をはじめ、現在まで 500 誌以上のジャーナルで 3700 回以上も引用されており、彼の在任したロチェスター大学を中心とするロチェスター学派と呼ばれる集団を形成するまでに至った（Maske and Durden 2003, 191）。

³ 彼らはヴァージニア工科大学内の公共選択研究センターを中心とした研究者たちで構成されたため、しばしばヴァージニア学派とも呼ばれる。

<参考文献>

- Almond, G. A. 1990. *A discipline divided: schools and sects in political science*. California: Sage Publications, Inc.
- Amadae, S. M. and B. B. de Mesquita. 1999. The Rochester School: The Origins of Positive Political Theory. *Annual Reviews of Political Science* 2: 269-95.
- Arrow, Kenneth J. [1951] 1963. *Social choice and individual values*. 2nd ed. New York: John Wiley & Sons, Inc. 長名寛明訳『社会的選択と個人的評価』日本経済新聞社, 1977.
- Buchanan, J. M. and G. Tullock. 1962. *The calculus of consent: logical foundations of constitutional democracy*. Ann Arbor: University of Michigan Press. 米原淳七郎ほか訳『公共選択の理論：合意の経済論理』東洋経済新聞社, 1979.
- Coats, A. W. B. 1992. *On the History of Economic Thought*. British and American Economic Essays, vol. I. London; New York: Routledge.
- Deutsch, K. W., J. Platt and D. Senghaas. 1971. Conditions Favoring Major Advances in Social Science. *Science*, New Series 171 (3970) : 450-459.
- Dorfman, J. 1946-1959. *The Economics Mind in American Civilization, 1606-1933*. 5 vols., New York: The Viking Press.
- Downs, A. 1957. *An Economic Theory of Democracy*. New York: Harper & Row. 古田精司訳『民主主義の経済理論』成文堂, 1980.
- Friedman, J. 1995. Economic Approaches to Politics. *Critical Review* 9 (1/2) : 1-24.
- Green, Donald P. and Ian Shapiro. 1994. *Pathologies of rational choice theory: a critique of applications in political science*. New Haven: Yale University Press.
- Harsanyi, J. C. 1969. Rational-Choice models of Political Behavior vs. Functionalist and Conformist Theories. *World Politics* 21: 513-538.
- March, J. G. and J. P. Olsen. 1984. The New Institutionalism: Organizational Factors in Political Life. *American Political Science Review* 78: 734-749.
- March, J. G. and J. P. Olsen. 1989. *Rediscovering Institutions: Organizational Basis of Politics*. New York: Free Press. 遠山雄志訳『やわらかな制度：あいまい理論からの提言』日刊工業新聞社, 1994.
- Maske, Kellie and Durden, Garey. 2003. The Contributions and Impact of Professor William H. Riker. *Public Choice* 117: 191-220.
- Miller, Gary J. 1997. The Impact of Economics on Contemporary Political Science. *Journal of Economic Literature* 35: 1173-1204.
- Mueller, D. C. (ed) 1997. *Perspective on Public Choice: A Handbook*. New York: Cambridge University Press. 関谷登・大岩雄次郎訳『ハンドブック公共選択の展望第1巻』多賀出版, 1997.
- Olsen, M. 1965. *The logic of collective action: Public goods and the theory of groups*. Cambridge: Harvard University Press. 依田博・森脇俊雅訳『集合行為論：公共財と集団理論』ミネルヴァ書房, 1983.
- Riker, W. H. 1990. Political Science and Rational Choice. In *Perspectives on Positive Political Economy*, edited by J. E. Art and K. A. Shepsle. Cambridge :Cambridge University Press.
- 中谷義和, 2005. 『アメリカ政治学史序説』ミネルヴァ書房.
- 馬淵勝, 1987. 「アメリカ政治学における「制度論」の復活」『思想』(761) : 126-151.
- 三宅一郎編, 1981. 『合理的選択の政治学』ミネルヴァ書房.
- 宮本太郎, 2001. 「比較政治学における新制度論の可能性」『政策科学』8(3) : 329-341.

マルサス主義の国際的普及

永井 義雄

昨年に引き続き、対象を変えて第二回目を試みる。昨年は国際波及と言いながら、ブリテンを含めた英語圏（ブリテンとアメリカ）を対象とした。今回は、ヨーロッパ大陸のうちで、ブリテンとの知的交流の深かったフランスとイタリアを対象とする。すなわちラテン系言語圏に限定した。またマルサス主義と言いながら、『人口の原理』の影響に限定している点は前回は踏襲する。

なお、組織者個人の考えであるから、本来は表にだすべきではないが、前回セッションにおいて、優生学思想との関連を問う質問があつたので触れておくと、この質問は進化論ともかかわる（ダーウィンにたいするマルサスの影響はダーウィン自身が語っている）けれども、すぐれて20世紀的問題だとわたくしは考えるため、波及の下限を20世紀初頭におき、われわれの今回の研究対象から意図的にはずしている。なぜならわたくしは第1次世界大戦の前後において、理論的思想的パラダイム転換があつたと考えるからである。フランス革命からロシア革命までを自由主義志向の時代（さまざまに規制・規則の導入があつたにせよ、規制・規則はかならずしも自由と対立するわけではない）と考え、20世紀を国家の市場介入による修正資本主義志向の時代と考えるからである。この点は参加者の方がたに了解をえているわけではない。

さて、フランスについては、お二人の報告でほぼフランス19世紀のマルサス問題は網羅され、イタリアについては堀田報告が基本の骨格を押さえてくださるはずである。マルサス人口論問題は、政治、経済、社会（運動）、宗教の各方面にわたる問題であるため、問題を網羅しつくすことは個人の力を超えるから、フロアのコメントにより論議を豊かにして頂けることを切にお願いしたい。そのことにより、マルサスが入って行った国ぐにの構造問題、理論的思想的課題が浮き彫りになるはずである。さらに前回の報告とあわせて考えて頂くと、前回の対象であったブリテンとアメリカの問題もさらに深まるはずである。この意味で、わたくしは、前回の三報告をごく短く紹介するところから、今回のセッションを開始したいと考えている。

このほかにもわれわれは、ドイツとスウェーデンのペーパーを用意しつつあるし、日本についてはわたくしが別のところに書いていることを、申し添えておきたい。

フランス語圏におけるマルサス人口論の普及過程

喜多見 洋（大阪産業大学）

1. はじめに

本報告ではこのセッションのテーマである「マルサス主義の国際的普及」の一側面としてフランス語圏におけるマルサス人口論の普及過程を取りあげる。時期的には、『人口の原理』が出版された18世紀末から19世紀中葉までを中心に検討するが、一般に、18世紀のフランスはポピュレーションイズムが支配的であったとされている。すなわちケネー、ミラボー、ネッケルといった18世紀の論者たちも、人口が生存資料に依存するので、雇用や所得に裏づけられない人口増大は、貧者の堆積に終わってしまうことを指摘し、むしろ雇用や所得の増大に心がけるべきだと説いたが、いずれの論者もやはり基本的には人口増大を望んでいたとされている。ところが、こうしたフランスの思潮は、19世紀に入ると変化する。マルサスの『人口の原理』初版が出版されたのが1798年であり、それが、フランスにおけるこの変化に少なからぬ影響を与えたのは間違いないが、ここではこの変化を、「フランスにおけるマルサス人口論の普及をめぐる動き」という視点から考えてみたい。そして、その場合、フランスだけでなく、今日ではフランスに属していないジュネーヴを中心としたフランス語圏スイスにも注目し、検討をくわえることにする。というのは、そもそもフランスにおけるマルサス人口論の普及に際しては、ジュネーヴのアカデミーの教授ピエール・プレヴォ *Pierre Prévost*（1751–1839）と彼の周辺にいた知識人達が、重大な役割を果たしているからである。彼がマルサス『人口の原理』の仏訳者として知られていることは、ここであらためて指摘するまでもないであろうが、彼をはじめフランス語圏スイスを共通の基盤とする知識人達の活動に目を向けないと、フランスにおけるマルサス人口論の普及過程を十分な形で把握できないということは間違いない。

そこで、以下においては、最初に、雑誌『ビブリオテック・ブリタニク』 *Bibliothèque britannique* を取りあげ、次にプレヴォによる『人口の原理』仏訳、さらにその後の動きという順序で論じることとする。なお、プレヴォという人物については、すでに第72回大会（愛媛大）の『大会報告集』で論じているので、詳しくはそちらを参照していただきたい。ここでは、プレヴォが、①D. Stewart と親しく、長年にわたり手紙をやり取りしていたこと、②スミスの『哲学論文集』をはじめ、いくつもの英語文献を翻訳し、英国の哲学、思

想、社会科学の大陸への伝播に貢献したこと、③マーセット家との姻戚関係に端的に示されるようにイギリスとの深いつながりがあったということ、④シスモンディと親しく、晩年まで知的交流が続いていたということ、の4点を確認しておく。

2. マルサス人口論と *Bibliothèque britannique*

そこで、まず取りあげるのは、『ビブリオテック・ブリタニク』である。プレヴォが『人口の原理』の仏訳を出版するのは、1809年のことであるが、それ以前にも、フランス語圏ではすでにマルサス人口論の普及に関連した動きが存在していた。そうした動きのうちでもとりわけ興味深いのが、この『ビブリオテック・ブリタニク』におけるマルサス人口論の紹介である。18世紀末から19世紀はじめにかけてジュネーヴで刊行されていたこの雑誌¹⁾は、イギリスの雑誌や著作からの抜粋、書評を中心に作られており、文学、哲学から、社会科学、自然科学さらには農学にいたるまで、たいへん幅広い領域にわたって当時のイギリスの新しい思想・文化・科学技術をフランス語世界に紹介していたのである。それにより、この雑誌は、フランスおよびフランス語圏において一定の影響力を持っていた。そして『人口の原理』出版後、イギリスの論壇で注目されたマルサス人口論もこの雑誌でかなり詳しく紹介されている。『ビブリオテック・ブリタニク』は、*Littérature*と*Sciences et arts*および*Agriculture anglaise*という3つのシリーズに分かれていたが、『人口の原理』が抜粋の形で分載されたのは、この雑誌のシリーズ*Littérature*の第28巻(1805)から第30巻(1805)にかけてであり、その際用いられたのは1803年に出た原著第2版である。しかも、さらに1806年の第31巻には、プレヴォが書いた「人口の原理についてのマルサスの著作によって示唆されたいくつかの考察」も掲載されている。

ここでのプレヴォの活動は、マルサス人口論の紹介であるが、プレヴォ自身『人口の原理』の翻訳について、第30巻に掲載された最後の抜粋の終わりの部分で次のように述べている。「残念なことだが、私はそれ [= 『人口の原理』] を全部翻訳するのをあきらめた。そして私は、その重要性を高く評価し、あらゆる時と場所において真理であるが、著者が賢明にも、彼の国に適するように気を配っている諸原理をフランスの土壤に適合させることができる人によって、この務めが果たされることを強く望む。」²⁾しかし、結果的にプレヴ

¹⁾ この雑誌を創刊したのは、3人のジュネーヴ人 Marc-Auguste Pictet (1752-1825)、Charles Pictet de Rochemont (1755-1824)、Frédéric-Guillaume Maurice (1750-1826) であり、プレヴォもこの雑誌に編集協力者として協力していた。

²⁾ *Bibliothèque britannique, littérature, Vol. 30, N° 4, 1805, p.430.*

オは、ここで彼自身が書いているように翻訳を他の人間に委ねることはなかった。実際に『人口の原理』を翻訳したのはやはりプレヴォであった。このあたりの事情について、1809年版仏訳につけられたプレヴォの「訳者のはしがき」によれば、マルサスがこの『ビブリオテック・ブリタニク』の紹介を見て、プレヴォに『人口の原理』のフランスへの翻訳を勧めたのだという。マルサスがこの雑誌を見たのには、プレヴォの息子やマーセット家などイギリスにおけるジュネーヴ人ネットワークが関与しているであろうが、これから見ても、マルサスの見解のフランス語圏における普及という点でこの雑誌の果たした役割が決して小さなものではなかったことがわかるであろう。

マルサス『人口の原理』

(原著)

(仏訳)

初版 (1798)

第2版 (1803) ……………→ 『ビブリオテック・ブリタニク』で
抜粋の形で紹介 (1805)

第3版 (1806)

第4版 (1807) ……………→ 仏訳初版 (1809)

第5版 (1817) ……………→ 仏訳第2版 (1823)

第6版 (1826)

3. プレヴォによる『人口の原理』仏訳

プレヴォによる『人口の原理』のフランス語訳は、こうした事情を背景として刊行される。彼の仏訳は、まず1809年に出る³。この版は、1807年に出た原著第4版の翻訳である。ただしこれは、厳密には『人口の原理』の全訳とは言いがたい。プレヴォ自身が「訳者のはしがき」⁴で書いているようにマルサスが、プレヴォに必要な変更を加える許可を与えたわけであるから、プレヴォが勝手に変更を加えたわけではないが、彼がイギリス的と判断した章を削除したり、救貧法にあてられた章を短縮したりしている。また、コンドルセや

³ T. R. Malthus, *Essai sur le Principe de Population, ou Exposé des effets passés et présents de l'action de cette cause sur le bonheur du genre humain*; suivi de quelques recherches relatives à l'espérance de guérir ou d'adoucir les maux qu'elle entraîne; traduit de l'Anglois par Pierre Prévost, A Paris, chez J.J. Paschoud, Libraire. A Genève, chez le même Libraire. 1809.

⁴ T. R. Malthus, *Ibid.*, p.vii.

ヤングについての件も削除されている。さらに、*principle of population*の訳に象徴されるようにマルサスによって用いられた用語のフランス語訳についても自分の見解を明示しているが、プレヴォにとっては、これも「あらゆる時と場所において真理であるが、著者が …………… 彼の国に適するように気を配っている諸原理をフランスの土壤に適合させる」ことになるのだろう。

結局、『人口の原理』の最初の全訳が現われるのは、1823年のことである⁵。それは、1817年に出た原著第5版の仏訳であり、訳者として1809年版仏訳の訳者ピエール・プレヴォに加え、彼の息子であるジュネーヴの法学博士ギョーム⁶も訳者に加わっている。題名は、1809年版と同じであり、4巻本の形で出る。この版の主要な再版としては、①1836年、パリのTreuttel et Wurtz出版社によるもの、②1845年、ロッシ、シャルル・コント、ジョゼフ・ガルニエの協力によってパリのGuillaumin社から出されたもの（『主要経済学者著作集』の第7巻）⁷、③1852年に、ほとんど変更を加えず、やはりGuillaumin社から出されたもの⁸などがあげられる。その他、1823年版をもとに1841年にベルギーで出版されたものなどもあるが、いずれにしてもこの1823年版が、以後かなりの期間『人口の原理』フランス語訳のスタンダードになるのは確かである⁹。

4. 人口論の普及

以上のような『人口の原理』の紹介やフランス語訳諸版の出版をめぐる動きから、19世

⁵ T. R. Malthus, *Essai sur le principe de Population, ou exposé des effets passés et présents de l'action de cette cause sur le bonheur du genre humain* ; suivi de quelques recherches relatives à l'espérance de guérir ou d'adoucir les maux qu'elle entraîne. Traduit de l'anglais sur la 5^e édition par Pierre Prévost et par son fils G.Prévost. Deuxième édition française. Genève, J.J. Paschoud, 1823, 4 vol.

⁶ Guillaume Prévost (1799-1883) . ピエール・プレヴォの3男。

⁷ T. R. Malthus, *Essai sur le principe de population*. Ttraduit de l'anglais par MM. Pierre et Guillaume Prévost (de Genève) . Précédé d'une introduction par P. Rossi, et d'une notice sur la vie et les ouvrages de l'auteur, par Charles Comte, avec les notes des traducteurs, et de nouvelles notes par M. Joseph Garnier, Première édition, Paris, Guillaumin, 1845. ドイツのZeller d'Ossnabrüuck社から1966年に出版されたのは、この版のリプリントである。

⁸ T. R. Malthus, *Essai sur le principe de population*. Ttraduit de l'anglais par MM. Pierre et Guillaume Prévost (de Genève) . Précédé d'une introduction par P. Rossi, et d'une notice sur la vie et les ouvrages de l'auteur, par Charles Comte, avec les notes des traducteurs, et de nouvelles notes par M. Joseph Garnier, 2^e édition, Paris, Guillaumin, 1852.

⁹ ちなみに1992年にFlammarion社からペーパーブックで出された『人口の原理』もこの訳を用いている。

紀前半のフランスで、人口は多ければ多いほど望ましいとして楽観的に人口増加を賛美するポピュレーションニズムの考え方が勢いを失い、マルサス人口論が受容され、普及していったことが、容易に推測できるであろう。この普及が比較的順調に進んだ背景には、一般に指摘されるように19世紀前半のフランスに見られる人口統計上の事情、すなわちフランスにおける人口の増加基調があったことは確かである。そして、ナポレオンの時代およびそれ以降、次第に実権がブルジョアジーの手に移ったフランスでは、ポピュレーションニズムよりもむしろ個人主義、自由主義的思考が浸透していったことも影響しているであろう。また、この時期、イギリス風の自由主義経済学が伝播し、J.-B.セー、P.ロッシ、ジョセフ・ガルニエといった経済学者たちの間でマルサス人口論が受け入れられていたことも指摘しておくべきであろう。さらに、これらに加え、ジュネーヴという特殊な場がマルサス人口論の普及に寄与したということも看過してはならない。「プロテスタントのローマ」と呼ばれることが多いこの都市は、新教国イギリスと人的、経済的に親密なつながりを持っており、プレヴォがマルサス人口論の紹介、翻訳を通じ、その普及に貢献できたのもそうしたつながりに立脚してのことである。ちなみにGuillaumin社の『人口の原理』に「序文」をつけているロッシにしても、「マルサスの生涯と業績」を載せているシャルル・コントにしてもいずれもジュネーヴへの亡命経験を有している¹⁰。その意味でも、この町はマルサス人口論の普及に深くかかわっているといえるであろう。

¹⁰ ペルグリノ・ロッシは、ジュネーヴのアカデミーで法学の教授であった。

イタリアにおけるマルサス受容の一断面

堀田 誠三（福山市立女子短期大学）

この報告では、イタリアにおける革命期から19世紀前半のイギリス古典経済学受容のなかでのマルサス人口論への反応をとりあげてみたい。その素材は、イタリア経済学史のなかでもよく知られた人物とはいいい難いカニャッツィ（Luca de Samuele Cagnazzi, 1764-1852）である。

カニャッツィは、1764年イタリア南部、ナポリ王国のアルタムーラ（現在プーリア州、人口は2007年で68,737人、1861年では17,499人）に生まれた。この年には、ベッカリアの『犯罪と刑罰』が刊行されるとともに、イタリア中南部をおそった飢饉はナポリ王国の旧体制の欠陥を明白なものとした。そして60年代はイタリア諸国における啓蒙的改革の動きが盛んとなった時代であった。

かれはバリで初等教育をうけたのち、故郷アルタムーラの大学で哲学、法学、自然科学をおさめ、ナポリに出て修業時代を終え、聖職者の道を歩みはじめる。この頃には経済学への関心はめばえていたようで、『自伝』（*La mia vita. Memorie inedite*, a cura di A. Cutolo, Milano, Hoepli, 1944.）によれば、すでに「スミス？（Smit）、ヤング？（Arturo Lunch）、ミラボー」を読んでいたとされる。そして経済学は総合科学であり、その研究のためには公法と自然科学の学識が必要なのだ（*Ibid.*, pp. 8-9. ー以下『自伝』からの引用にはpp. 8-9. のようにページ数のみしめす）。1785年、アルタムーラの数学物理学講座の教授に就任する。

そのアルタムーラで、1799年のナポリ革命にまきこまれることになる。カニャッツィは、フランス軍の協力下に設立された共和国臨時政府からの招聘には、態度を保留し、自由の樹を植えて自由と平等をさげぶ学生や民衆には、「真の自由と平等」は福音書と教会の教えにある、といさめていた（p. 17.）。しかし枢機卿ルッフオ（Fabrizio Ruffo di Bagnara, 1744-1827）のひきいる反革命軍がプーリアにも入ると、かれはナポリに避難し、それから放浪生活を余儀なくされる。シチリア、トリエステ、ヴェネツィア、グラーツ、ボローニャ、ミラノを經由して、1800年にフィレンツェにたどりついた。苦難の経験にもかかわらず、「トスカナ滞在は、わたくしにとって最高に喜ばしいものであったし、わたくしの生涯の幸い多き時期である」（p. 54.）といわれる。フィレンツェでは経済学講座の教授に任命され、「農学会（Accademia dei Georgofili）」をはじめ各種アカデミーの会員に推挙され、その地の文人や学者との交友をむすんだ。

1801年末、カニャッツィはナポリ王国にもどり、1806年にはフランス占領下にナポリ大学経済学教授に任命される。1808年、フランス軍の将軍ミュラ（Joachim Murat, 1767-1815）がナポリ王に即位し、その統治下でカニャッツィはいわゆる「ミュラ統計」の作成にかか

わった。このような行政経験にあわせて、『統計術要論』(*Elementi dell' arte statistica*, 2 voll. Napoli, Flautina, 1808-09.)によって、かれもイタリア経済学史における統計学の伝統の形成に貢献したといえる。経済と政治にとっての統計は、医学における解剖学・生理学と同様の役割をはたす、というのがカニャッツィの主張であった(p. 53.)。経済学の教科書『政治経済学要論』(*Elementi di economia politica*, Napoli, Sangiacomo, 1813.)の刊行もミュラの時代のことである。1815年のブルボン家の復帰後も、かれの公的地位は失われず、1816年に成立した両シチリア王国と教皇庁との政教条約の締結(1818年)をめぐる交渉では、主要な登場人物のひとりであった。

1819年にはナポリ王立科学アカデミーで、「人口の周期的増加について」(*Sul periodico aumento delle popolazioni*)という報告をおこない、それは『プーリア王国人口論』(*Saggio sulla popolazione del Regno di Puglia*, parte prima, Napoli, Trani, 1820, parte seconda, Napoli, Filomatica, 1839.)に序論として収録された。かれによれば、マルサスの人口原理は、人口増と食糧生産の両面にわたって承認できない。まず理論的には人口増加は出生数と死亡数の差によって決定されるというのがカニャッツィの主張である。また人口をささえる生活資料の生産は「公共のインダストリー (*pubblica industria*)」に比例するのであり、人口は生活資料だけでなく、「福祉 (*benessere*)」に比例して増大する。その「福祉」の意義は人間の能力の自由な使用というところにあり、「公共の生活資料 (*pubblica sussistenza*)」の基本的生産は、生産的労働、生産的土地と生産的資本との利用(*intelligenza*)、土壌と気候との有利な条件、これらの複合比で増大する。それから、自然的、政治的、道徳的障害に比例して減少する。そうであるなら、生活資料は等差級数どころか等比級数的に増加する、と推論できる」(pp. 134-135.)。

ここにみられるのは、ジェノヴェージ以来の啓蒙的改革の遺産である。カニャッツィは、聖職者として当然なことに実践道徳の基礎に宗教を置いたけれども、上にみた政教条約の締結交渉にあたって、「皇帝のものは皇帝に、神のものは神に」というという原則を採用したといっている(pp. 121 e 124.)。すなわち啓蒙的改革の前提として、教皇庁の世俗政治への介入を認めない国権主義(*giurisdizionalismo*)の立場をとったのである。

さら古代と近代の経済原則の相違にかんする論説では、古代と近代を区別する指標として1. 奴隷の廃止、2. キリスト教、3. 羅針盤の発明、をあげている。これらの3点が意味するのは、古代の経済は人類全体を視野に入れず、都市の市民を対象としていたにすぎないということである。「古代人は経済を、その本来の語義から家政(*economia familiar*)とのみとらえて、今日われわれが公共経済(*economia pubblica*)よぶ社会の福祉(*bebessere sociale*)にまで思いいたらなかった」(pp. 190-191 e 332)。

この古代と近代との比較からわかるのは、古代が経済を家政という狭い私的利益からのみとらえたのにたいして、経済問題を社会全体の、いいかえれば公共の、観点からあつかうところに、近代の優位性をみるというカニャッツィの立場である。ここから公法研究の

重要性への言及や、「公共のインダストリー」や「公共の生活資料」といったやや奇異にひびく用語が使用された理由も了解できるだろう。

人口の基礎をなす生活資料の生産という観点からは、イタリア啓蒙の子としてカニャッツィは、軍事的征服を原理とするローマに否定的である。すなわちローマ時代は前代の繁栄を浪費していたのであり、ノルマン建国以来人口は増加を開始し、諸王朝の交代の末、1734年にブルボン家のカルロがナポリ王となって以来、1804年までの70年間に人口は約300万人から500万人に増大したという。このことはブルボン家の統治の賢明さの証拠とされる(p. 148.)。ここにみられる歴史の時代区分は、国権主義から啓蒙へと受けつがれたものであるし、ブルボン時代は、同時に啓蒙的改革からナポリ革命への時代でもあった。カニャッツィが強調するのは、暴力と抑圧にたいする各人の権利の保障が人口増加の出発点となること(pp. 147-8.)だから、ノルマン建国による秩序回復が人口増大の根本的要因であるというのが、カニャッツィの歴史認識だといえるであろう。

こうした歴史認識を基礎に、経済学が組み立てられる。「労働が、あらゆる財産を獲得するための手段にして権原であると最初にのべた人は、ロックであった。ケネーは、知られるように自然的生産と経済的生産とを混同しつつ(わたくしの『政治経済学』をみよ)、富はすべて土地から生まれると主張した。スミスはロックの原則をひきつのだが、応用のさいには時折ケネーの体系に身をゆだね、両方のシステムのあいだで動揺をしめした。リカードは経済学を著し、土地はそれ自体ではどのような利潤も生まないと主張することで、ロックの体系に深く加担している」(p. 215-216.)。今はこの引用の詳しい検討をする余裕がないけれども、ロックの労働による所有とリカードの地代論を直結させるというカニャッツィの理解の基礎にあるのは、農民的土地所有の問題であろうという推測だけ、のべておきたい。

1820年から21年の立憲革命の終息後、公職と大学の教授職をともにしりぞいた。これ以降の研究と思索との暮らしのなかで注目すべきは、『福音書の道徳規律』(*I precetti della morale evangelica posti in ordine didascalico*, Napoli, Trani, 1823.)の刊行およびイタリア科学者会議への参加(1840年フィレンツェ大会出席、1845年ナポリ大会準備委員長)、であろう。ところが48年革命が発生すると、84歳の高齢のカニャッツィはまたも政治の表舞台にたたされることになる。革命運動の高揚におされて国王フェルディナンド2世は憲法を發布し、カニャッツィは最高齢のゆえに議会の議長に就任する。だが「5月15日」の混乱に乗じたフェルディナンド2世の反革命クーデタは成功し、扇動と国王退位勧告への署名という嫌疑をかけられたカニャッツィは、トスカナ大公国のリヴォルノへ逃亡した。けれども重病のためナポリへ帰国し、最後の日々を、かれは自宅拘禁のうちに過ごした。

19 世紀末フランスにおける マルサス主義、新マルサス主義、反マルサス主義

東京女子大学 栗田 啓子

はじめに

フランス語圏においては、喜多見報告が紹介するように、早くも 1809 年にジュネーヴでマルサス『人口の原理』のフランス語訳が出版され、やや遅れはしたものの、フランスにおいても、1823 年に『人口の原理』第 5 版（1817 年）の全訳が刊行されている。1845 年には、この翻訳にシャルル・コントの「マルサスの生涯と著作」とロッシの「序文」を付けた版が『主要経済学者叢書』の 1 冊として出版された。このような動きを受けて、経済学テキストが人口の理論にかなりのページを割くようになっただけでなく、経済学史の著作でマルサスが大きく取り上げられることも多くなった¹。このように、19 世紀前半においては、マルサス人口論がフランス古典派経済学者の理論的共有財産となっていたのである。

しかし、世紀半ば頃から事態は急変する²。第 2 帝政末期には、緩慢な人口増加が労働力不足を引き起こすことを懸念した経済学者たちは、プロシアとの対立やイギリスとの植民地争奪戦の激化につれて、マルサス理論への傾斜を弱めていった。喜多見報告が指摘するように、17、8 世紀のポピュレーションイズム (populationisme) からマルサス主義への転換が 19 世紀前半にあったとすれば、19 世紀末には、逆に、マルサス主義からポピュレーションイズムへの再転換が起こったといえる。

このような状況において、自由主義経済学者を中心として、人口減少の社会的分析とともに、人口動態の経済学的分析が開始されたことはすでに報告した通りである（第 7 1 回大会報告「世紀転換期フランスにおける人口問題と住宅政策」）。本報告では、それを受けて、以下の 3 点を検討することにした。1) 19 世紀半ばのマルサス批判を受けて立ったマルサス主義者デュ・ピュイノッド (Gustave du Puynode) の著作を中心として、時

¹ この事情は 20 世紀に入っても変わらない。例えば、あとで取り上げるジッド＝リストは、1909 年に出版した『経済学説史』において、マルサスの項目を人口論に絞って紹介している。Gide et Rist, 2000, pp.132-154.

² 1856 年の人口調査では、死亡率が高止まりする一方で、出生率が 26.1‰へと大幅に低下したことを報告している。当初は前者の事実をマルサス人口論の証明と見なしていた経済学者たちも、徐々に、後者の事実を重く受け止めるようになっていった。

代状況の変化に対応するために、どのようにマルサス主義が修正されたのか。2) 1896年に設立された「人類再生同盟」(Ligue de la Régénération humaine)の活動の分析を中心に、フランスにおいてどのような社会的役割を新マルサス主義が果たしたのか、3) 同じく1896年に創設された「フランスの人口増加のための国民連合」(Alliance nationale pour l'accroissement de la population française)に参加した自由主義経済学者の議論において、どのようにマルサス批判が展開され、ポピュレーショニズムが定着していったのか。

報告では、上の3点について、時代状況の変化に対する評価と、それへの対応としての理論的変容の2側面を検討するが、主要な検討点を以下の3点に置く予定である。すなわち、1) マルサス人口論に基づいた賃金基金説の再評価、2) 人口減少の一因とされた女性労働の増加に対する評価、3) 人口動態の要因の分析の3点である。もっとも、この報告集では、その前提として、マルサス主義、新マルサス主義、反マルサス主義の概要を紹介することにした。

1. マルサス主義の変容

第2帝政期におけるマルサス批判は、緩慢な人口増加と労働者階級の生活水準の上昇という事実を論拠にしており、人口の原理の理論的整合性自体を問題にしたわけではなかった。これに対して、シュペングラーが「あらゆるマルサス批判の批判者」³と評したデュ・ピュイノッドは、つぎのようにマルサス理論を擁護している。

「たとえマルサスが人類の再生産の力を過大評価し、自然の再生産力を過小評価しているとしても、それは少しも重要ではない。ひとたびこれらの力が人口に有利に働き、自然に不利に働くことを認めるならば、結果は同じことである。単に結果が現れるのに時間がかかるだけにすぎない」⁴、

デュ・ピュイノッドには、マルサスが前提とした二つの公準を認める限り、人口の理論は揺るぎないものに見えたのである⁵。むしろ彼にとって、労働者の生活水準の向上は、マ

³ Spengler, 1936, p. 596.

⁴ Du Puynode, 1860, tome 1, p. 307. 同様の議論はGide et Rist, 2000, p. 137にも見られる。

⁵ このデュ・ピュイノッドの主張に対して、ジッドとリストは、マルサスの二つの公準のうちの生殖本能と区別して、「子どもを持つとする欲求はとりわけ社会的あるいは宗教的理由によるものであり、時代や地域によって異なった形をとる」と批判している。この考え方は、19世紀末の社会・経済学的人口動態分析に共通するものである。Gide et Rist, 2000,

マルサスの真の目的が実現した証拠にほかならなかった。デュ・ピュイノッドによれば、「マルサスは人口が食糧の限界を必ず超えるにちがいない、あるいは必ず限界に達してしまうにちがいないと、一度たりとも言ったことはない。反対に、彼の本は人口がそういう状態に決して陥らないようにすることを目的としている」のであった⁶。このようなデュ・ピュイノッドのマルサス理解は、とりわけ労働者階級に「深慮」を求めた19世紀前半の自由主義経済学者たちにも共通するものである。それにとどまらず、彼は、つぎの時代の新マルサス主義の立場にかなり近づいているともいえるだろう。

2. 新マルサス主義

ルロワ＝ボーリユー (Paul Leroy-Beaulieu) によると、避妊と同義語のように使われる言葉になった新マルサス主義がフランスで台頭してきたのは、19世紀の第3四半世紀に入ってからだった⁷。中心人物は、第2帝政期から産児制限運動に取り組んでいた高校教師のロバン (Paul Robin) である。その過激な政治姿勢を理由に1870年に逮捕されたロバンは、その後の亡命生活のなかでドライスデール夫妻の知己を得、新マルサス主義に傾倒してゆくことになる。1878年にフランスに戻ったロバンは、1896年に「人類再生同盟」を設立し、第3共和制に入って影響力を強めてきたナタリスト (出生力主義者) に対抗しようとした。

この「人類再生同盟」には、アナーキストやフェミニストに加えて、1884年の離婚法の成立に尽力した上院議員のナケ (Nelly Naquet) も参加している。彼らは、人口減少を国家的危機と捉える支配層に対して、少子化を個人、とくに女性の自由の確立の結果として積極的な評価を与えている。フランスにおける新マルサス主義は産児制限を重視するという点で確かに第2版以降のマルサス人口論の系譜を引くものではあるが、「母性神話」からの女性の解放の強調は、出生率の大幅な低下というフランス独自の状況を映すものでもあった⁸。ここでは新マルサス主義の理論内容について十分に議論することはできないが、彼らが推進する人口抑制は「労働力人口を制限することによって賃金を高水準に保とうとする」ことにほかならないとして、多くの経済学者を新マルサス主義批判へと駆り立てることになった⁹。

p. 146.

⁶ Du Puynode, 1868, p. 279.

⁷ Leroy-Beaulieu, 1913, p. 323.

⁸ 新マルサス主義については、主に Cole, 1996, pp. 659-663 を参照した。コールは、子ども数よりも質を重視する新マルサス主義が優性思想と容易に結びつく危険性も指摘している。

⁹ Leroy-Beaulieu, 1913, p. 322. 同様の主張は Colson, 1917, p. 34 にも見られる。ベル

3. 反マルサス主義

新マルサス主義批判を展開し、マルサス人口原理を根本から見直そうとする経済学者たちは「フランスの人口増加のための国民連合」に結集した。その会長のベルティヨンが「何人かの子どもを育てるということは税金の一形態と考えられなければならない」というほどに、彼らは危機意識を募らせていたのである¹⁰。それゆえに、連合の目的は「人口減少がフランス国家にもたらすあらゆる危険性に注意を促し、出生率を向上させるための財政的あるいはその他の施策を要求する」ことに置かれた¹¹。この目的のもとに、彼らは積極的に政府への働きかけを行い、1902年には、内務省に人口減少に関する諮問会議を招集させることに成功した。この会議には歴史人口学のルバースール (Emile Levasseur) 等とともに、ジッドも委員として参加している。

彼らに共通しているのは、人口減少という現実の現象がマルサス人口原理の有効性を失わせたという認識である¹²。つぎのジッドの文章は、このことを余すことなく伝えている。

「今日においても、人口という大問題はその重要性を少しも減じてはいない。しかし、問題は、いわば逆転したのである。マルサスが予防的制限と呼んだことがあらゆる国で広く普及したので、社会学者や経済学者の頭を悩ませるのは、もはや無制限な増殖の危険性ではなくなった。それは今や、規則的かつ普遍的に減少している出生率の危険性なのである。今日の問題は、その原因を見いだすことにある」¹³

このような問題意識の変化を受けて、経済学者たちは、「子どもはもはや割に合わない。逆に、今や彼らは大きな負担になっている」と、現代的に言えば、少子化の費用便益分析に着手したのである¹⁴。そして、そのような経済学的分析を通じて、つぎのコルソン (Clément Colson) の宣言のように、伝統的にマルサス主義を支持してきた自由主義経済学者たちも

ティヨンは、あとで見るように、豊かさと人口減少との関連性を認めながらも、人口の抑制が労働者の生活水準を上昇させないこと、また逆に、人口増加が賃金水準を下げないことの論証に著作の1章分を割いている (Bertillon, 1911, pp. 34-7)。

¹⁰ Bertillon, 1910, p.55.

¹¹ Bertillon, 1910, p. 3.

¹² 例えば、「フランスの人口増加のための国民連合」の会長であり、パリ市統計局長でもあったベルティヨンは、フランスの全域で出生率の低下が見られるが、とりわけ豊かな地域における低下が甚だしく、パリ市に限定しても、豊かさと出生率との相反関係が観察されると指摘している (Bertillon, 1910, pp. 3-4)。

¹³ Gide et Rist, 2000, p. 151.

¹⁴ Leroy-Beaulieu, 1913, p. 257.

マルサスと決別し、ポピュレーションニズムを選択していったのである。

「マルサスの表現に数学的厳密性という見せかけを与えている等差級数が彼自身によって証明されたことは一度もない。それは、何らかの推論に基づいたものでもないし、何らかの観察に基づいたものでもないのである。

……むしろ反対に、福祉の増進と文明の進歩は一貫して出生率低下の原因であった」¹⁵

おわりに

これまで見てきたように、フランスにおけるマルサス主義は、人口動態の変化にともなうて強調点を変えながら、19世紀を生き延びてきた。しかし、20世紀を目前にして、状況はマルサス主義を保持する必然性を奪うほどの変化を見せたのである。このマルサス主義の放棄は新たな人口動態の経済学的分析に道を開く一方で、賃金や自由貿易といった伝統的な経済学上の課題との関連を弱める結果をもたらした。19世紀末からの人口問題は、国内的には、女性労働や住宅問題、パターナリズムに代表される企業経営の問題とも密接に関わるものとして意識されるようになったのである¹⁶。対外的には、自由貿易に代わって、植民地問題が大きく取り上げられることになる。本報告では、植民地問題までは取り扱えないものの、このような人口問題の広がり进行分析したいと考えている。

主要参考文献

Bertillon, Jacques (1897), *Alliance nationale pour l' accroissement de la population française*, Paris.

…… (1910), *Des causes de l' abaissement de la natalité en France & Des remèdes à*

¹⁵ Colson, 1917, p.24.

¹⁶ 後者のふたつの問題については、栗田啓子「世紀転換期フランスの企業パターナリズムと住宅政策-エミール・シェイソンの労働者都市と田園都市構想」、東京女子大学社会学会紀要『経済と社会』第34号、2006年、pp. 37-60 および「企業家の社会的責任-アンドレ・ゴダンとエミール・ガレのパターナリズム」、東京女子大学社会学会紀要『経済と社会』第36号、2008年、pp. 1-18を参照されたい。

y apporter, Paris.

…… (1911), *La dépopulation de la France. Ses conséquences- Ses causes. Mesures à prendre pour la combattre*, Paris.

Cole, Joshua H. (1996), ‘ ‘There Are Only Good Mothers” : The Ideological Work of Women’ s Fertility in France before World War I’ , *French Historical Studies*, vol.19 no. 3, pp.639-671.

Colson, Clément (1917), *Cours d’ économie politique, professé à l’ Ecole nationale des Ponts et Chaussées*, Livre Deuxième, Paris.

Du Puynode, Gustave (1860), *Lois du travail et de la population*, Paris.

…… (1868), *Etudes sur les principaux économistes*, Paris.

Gide, Charles et Charles Rist (2000), *Histoire des doctrines économiques depuis les physiocrates jusquu’ à nos jours* (première édition en 1909), Paris.

Leroy-Beaulieu, Paul (1913), *La question de la population*, Paris.

Spengler, Joseph J. (1936), “French population theory since 1800” , *Journal of Political Economy*, October 1936, pp.577-611 and December 1936, pp.743-766.

…… (1979), *France Faces Depopulation, Postlude edition, 1936-1976* (first edition 1938), Durham

トーマス・ヘップバーンと18世紀オークニー諸島

古家 弘幸 (徳島文理大学)

I はじめに

本報告の目的は、18世紀オークニー諸島の啓蒙思想家、トーマス・ヘップバーン (Thomas Hepburn, 1727? - 77) の『オークニー諸島の貧困』(Hepburn [1760] 1885 [以下、Letter と略記]) を題材に、スコットランド教会穏健派経済思想の多様な問題関心に光を当てることである。

リチャード・シャーは『スコットランド啓蒙における教会と大学』において、スコットランド啓蒙は18世紀後半の経済成長に対して、大きく分けて三種類の反応を示したと論じた (Sher 1985, 187)。

第一は、経済発展を積極的、意識的に擁護しようとしたいわゆる「改良」のイデオロギーである。進取の氣勢に富む地主階層による農業改良などを後押しし、生産性向上を積極的に推奨する立場である。

第二は、デイヴィッド・ヒュームやアダム・スミスのようにこれを描写し分析した「ポリティカル・エコノミー」の立場である。基本的には経済発展を是認するものの、より客観的な立場からその悪影響も含めて観察し評価しようとした。

第三は、シャーが提示したスコットランド教会穏健派に見られるように、徳や宗教、社会全体に対する経済成長の有害な影響を明らかにし対処しようとする立場である。「改良」による経済発展の結果広がった自己中心的で物欲的な、腐敗した価値観、派閥抗争、過剰な奢侈、疎外など、道徳的、社会的派生効果に関心を持った (Sher 1985, 187-8)。

本報告では、シャーの議論を踏まえて、ヘップバーンを取り上げながら穏健派経済思想を再検討することを課題とする。ヘップバーンは『オークニー諸島の貧困』(1757年執筆、1760年出版) で、イングランドとのユニオン体制下で富裕になっていくスコットランド本土とは対照的に、オークニー諸島が貧困に取り残されている様子を、現場での直接的な体験から活写している。

穏健派の経済思想では、富裕化する社会の中の「貧困」の描写など、より多様な問題関心が存在した。以下では、在野の思想史にも視野を広げ、制度や伝統の地域的特性に着目することで、スコットランド啓蒙の問題関心の拡がり的一端に光を当てたい。

II トーマス・ヘップバーンについて

ヘップバーンはイースト・ロジアン地方の借地農の長子として生まれた。エディンバラ大学で学んだ後、1751年にモートン伯爵によってオークニー諸島の所領のバーセイ教区に聖職者推薦され、翌1752年に聖職受任した。

ヘップバーンがオークニー諸島へ赴任した当時、スコットランドでは長老教会が国教としての地位をすでに確立し、1750年代には「穏健派」(Moderates) が勢力を拡大した (Allan 2002, 63-5)。文明化におけるキリスト教の積極的な役割を強調し、既存の宗教的、社会的、政治的構造に従いつつ、啓蒙の価値観の多くを擁護し、説教などを通じて普及しようとした。その教義は保守的ではあるが、啓蒙の原則と多くの部分で重なっていた (Sher 1985, 63-4; 89; 211; 328)。また穏健派は、1712年に成立した「任命法」(the law of patronage) を厳格に適用し、聖職者推薦の権限を、パトロンであった貴族やジェントリー階層に集中させることに努めた (Sher 1985, 44; 50)。教会内の牧師の同格性と、牧師を任命する総会への従属を原則とする長老教会組織を重視し、教会の秩序維持と公共善のためには毎年開催される総会の決定に最終的な権威を認め、それに対する厳格な従順が必要との立場を取った (Sher 1985, 50; 52-3)。ヘップバーンの聖職受任も、このような手続きによって穏健派主導で行われた。

ヘップバーンが聖職者推薦されたバーセイ (Birsay) は、元は教会領だったが、16世紀にオークニー伯爵領に入り、17世紀には先代のモートン伯爵の所領となった (Clouston

1927, 142-3)。ヘップバーンは在職中にバーセイ教会を改修し、牧師館 (manse) を新築した (Sinclair 1793, vol.14, 321-2)。

ヘップバーンは 1752 年から 71 年まで遠方のオークニー諸島に赴任していたものの、その経歴は穏健派の全盛時に重なるだけでなく、彼自身が穏健派の多数と同様にエディンバラ大学出身であり、晩年には生まれ故郷のアセルスタンフォードで聖職に就いたことから、アセルスタンフォードの前任者のジョン・ヒュームなどを通じて穏健派と接触を保ち、行動を共にしていたものと考えられる。ジョン・ヒュームはエディンバラ大学で学んだあと、アセルスタンフォードで 1747 年に聖職受任した。『ダグラス』(1757 年) などの劇作家として有名になり、首相になった第三代ビュート伯爵の秘書も務めた (Sher 1985, 13; 33; 74-92)。

ヘップバーンのようにオークニー諸島に赴任した長老教会の牧師は、総じて穏健派寄りであり、18 世紀末までには教区内で大きな影響力を得た。多くの牧師が生涯を通して一つの教区で任務を果たし、カルヴァン主義などの教義や共和主義などの政治思想には拘泥せず、ヘップバーンの『オークニー諸島の貧困』からもうかがわれる通り、農業改良や生活向上など教区民の現実的な経済問題に関心を寄せた (Thomson 1989, 77)。

パトロンだったモートン伯爵が死去した後、ヘップバーンは出生地のアセルスタンフォードへ牧師として移り、1777 年に死去した。

Ⅲ 『オークニー諸島の貧困』とスコットランド啓蒙

ヘップバーンの『オークニー諸島の貧困』は 1757 年に執筆され、1760 年に印刷・公刊された。1885 年にエディンバラで再版され、その復刻版が 2002 年に発行されている。

ヘップバーンはオークニー諸島の貧困を、「気候、土壌、位置、農業における改良の欠如、製造業と水産業の軽視、破壊的で違法な交易、奢侈、法律の効力を巧みにかいくぐって行われる圧制、そして最後に派閥抗争」の九つの原因に帰している (Letter, 13/訳 (1), 83)。オークニー諸島を貧困に陥れている責任を一貫して当地の在地地主層 (laird) に帰せつつ論じている点が、『オークニー諸島の貧困』の最大の特徴である。

1. 「農業における改良の欠如」

ヘップバーンは、オークニー諸島の大部分の地主には、農業の隆盛をもたらしているイングランドの地主階級に見られる慈愛が完全に欠けていると述べる。在地地主は、貨幣地代の代わりに現物地代、短期の借地契約や借地契約更新料、非常に多くの際限のない奉公、数々の辛苦を小作農に押し付け、改良への熱意を押しつぶし、農業は発展せず、住民の生計が貧しくなってしまう (Letter, 16/訳 (1), 85)。

オークニー諸島では農地の大部分が、旧来の土地配分法 (run-rig system) の下にあった。土地がばらばらの細長い小区画に分割され、複数の借地農に共同で貸借されていたため、個々の創意工夫が「改良」に活かされにくく、生産性が低かった (Thomson 2003, 94)。

対照的に 18 世紀のスコットランド本土では、ヘップバーンの出身地であるローランドを中心に、市場経済化の波に乗って農業の改良が進んだ。地主階層は土地を権力や軍事力の源泉としてではなく、利潤を生む資産と捉えるようになり、農業改良の推進に利益を見出した (Devine 2005, 17-8)。かつての共同作業での農業から、借地農同士の競争原理が働き個人の創意工夫が生かされるようになり、農業部門の市場経済化が進んだ。世紀後半には困り込みが進み、道路が整備され、単独で農地を経営する借地農が「改良家」の理想となっていた (Divine 2005, 76; 80)。

ヘップバーンが赴任していた頃のオークニー諸島は、ローランドより少なくとも半世紀は農地改良への試みが遅れていた。イングランドの地主階級とオークニー諸島の在地地主層を対照させたヘップバーンは、ユニオン体制の恩恵が遠方のオークニー諸島にはまだ及んでいないと見ていた。

2. 「製造業と水産業の軽視」

当時のオークニー諸島で営まれていた製造業は、亜麻糸の紡績業であった。ジャコバイ

トの反乱鎮圧後、英国政府はさらなる反乱防止のため、ハイランドに投資することで貧困に対処しようと、1746年に英国リンネル会社（British Linen Company）を設立した。オークニー諸島の上位土地所有者であったモートン伯爵はこの英国リンネル会社を通じて紡績業をオークニー諸島で興し、当地の安い賃金水準を活用してニューカッスルなどイングランド東岸やシェトランドに市場を開拓し、農業をしのぐほどの輸出産業に育てた（Thomson 1987, 214-5）。紡績業は在地地主層と商人層に多大の利潤をもたらしたが、ヘップバーンは多くのオークニー諸島の在地地主が、過度の耐え難い負担となるほどの紡績の業務を借地農に強要していた点を批判している（Letter, 21/訳（1）, 88）。オークニー諸島の製造業に関するヘップバーンの議論は、モートン伯爵による紡績業の導入をユニオン体制のオークニー諸島への恩恵として評価しつつ、紡績業を営む在地地主層による借地農や小作人の酷使、紡績業の乱用を批判する立場を取っている。

漁業に関しては、ヘップバーンはその経済的な有利さを高く評価していたが、オークニー諸島において最も軽視されている部門と見なしていた。オークニー諸島では在地地主層と借地農層の対立を始め、社会が極めて分裂しており、漁業など公共の利益となる立案を創立していくのに十分に必要な団結ができないため、英国における船乗りの最高の育成所のひとつとなり損ねているとヘップバーンは考えていた（Letter, 22/訳（1）, 89）。

3. 「破壊的で違法な交易」

ヘップバーンは社会の破滅のもととなる密輸、不法交易が、過去30年に渡ってオークニー諸島では急速に広がってきたと述べ、密輸が盛んになっている原因を在地地主層の指導力の欠如に求めている（Letter, 23/訳（1）, 89-90）。

18世紀のオークニー諸島では、農業が生存の最低限を提供する水準に止まっていた一方で、密輸を含めた交易は全般的に拡大した（Thomson 1987, 207）。しかし密輸は人々の精神を墮落させるだけでなく、不法に入手した奢侈品の消費で体力や気力をも奪うのであり、オークニー諸島の生来の病気である壊血病が昔よりも常習的になってしまったとヘップバーンは論じる。また住民が怠惰になり、多くの労働ができず、前世代ほど長生きでもない原因は、ひとえにこの密輸に帰せられるとヘップバーンは見ていた（Letter, 23-4/訳（1）, 90）。

4. 「奢侈」

ヘップバーンが奢侈をオークニー諸島の貧困の原因として挙げる理由は、それが住民の勤勉によって購入されているわけではないと考えていたからである。したがってオークニー諸島の奢侈は、交易が繁栄している場所よりも有害であるとヘップバーンは論じる（Letter, 24-5/訳（1）, 90-1）。実際に当時のオークニー諸島で奢侈を維持するために使われた最大の財源は、ケルプの生産であった。ケルプは貧困層に雇用を与えただけでなく、過去20年に渡って毎年英貨2,000ポンドの現金収入をオークニー諸島にもたらしたとヘップバーンは推定している（Letter, 26/訳（1）, 91-2）。

18世紀のケルプ生産は、濡れ手で粟とも言える高収益産業であり、原料の海藻が豊富なスコットランドのハイランド西部や諸島、特にヘブリディーズ諸島ではかつてないほどの富を地主層にもたらし、増大する人口を支えた。オークニー諸島ではケルプ生産が繁栄を極めた1770年代から1820年代までは「ケルプ時代」（Kelp Years）とも呼ばれ、この間にオークニー諸島の在地地主層は英貨100万ポンドを超える利潤を手にしたと見られている。他方で、低コストのケルプ生産は投資をほとんど必要としなかったため、農業とは異なり、その収益は「改良」に用いられることなく浪費された。こうして奢侈が広がり、オークニー諸島の在地地主層は支出を急増させた（Allan 2002, 96; Devine 2005, 86; 89; Shearer 1966, 38-9; Sinclair, vol.7, 455; 540-1; Thomson 1987, 207; 211-2; 228）。

ヘップバーンは当時のオークニー諸島の輸入と輸出を三対四と見積もり、輸出によってオークニー諸島の財貨が出て行き、引き換えに得られた貿易黒字が在地地主層による奢侈に浪費される結果、「この国は貧しいに違いない」という結論は避けられないと論じている（Letter, 26-7/訳（1）, 92）。

しかし実際には、ヘップバーンが任地を離れた 1770 年代からオークニー諸島は「ケルブ時代」に入った。しかもケルブ生産が衰退したのと入れ替わるように、蓄積された資本を活用して 1830 年代には農業の「改良」が本格化した (Shearer 1966, 39-40)。結果的には奢侈がオークニー諸島を貧困化したわけではなかったと見ることもできる。

5. 「法律の効力を巧みにかいくぐって行われる圧制」

ヘップバーンがあらゆる国にとって貧困の一つの大きな原因と述べる暴政と圧制は、当時のオークニー諸島でも広範に行われており、ヘップバーンによる在地地主層批判の焦眉であると同時に、『オークニー諸島の貧困』の主要論点である。ヘップバーンがやり玉に挙げる圧制は、古来からの慣習や既得権、貢租から、また貪欲や残酷さ、その他の原因から発生し、法律の効力を巧みにかいくぐって行われる種類の圧制である。具体的には、短期の借地権、あらゆる種類の現物地代、新規借地契約料や借地契約更新料、不明瞭なまま際限なく強要される奉公などであり、これらは絶えず「改良」を妨げ、借地農を貧困と従属状態に貶めるとヘップバーンは批判する (Letter, 27-8/訳 (1), 92-3)。

ヘップバーンはモートン伯爵と一部の在地地主層との間で当時進行中であつたいわゆる「パンドラー訴訟」と呼ばれる法廷闘争を取り上げ、モートン伯爵側に立って在地地主層への批判を展開していく。この訴訟で原告の在地地主側は、伯爵領では永代租借地に対する毎年の地代支払いを決める衡量単位が原初の基準から五分の三以上も次第に増加されてきたと訴えた (Letter, 34/訳 (2), 86-7)。

「パンドラー訴訟」を原告側で主導したバーレイ島の在地地主であつたジェイムズ・ステュアート卿の所領では、軽装備の木製の鋤を用いるなど、施肥、耕作法ともに未発達であり、牧畜でも家畜が放し飼いにされ、豚が鼻で地面を掘ったあとに作物を植え付けるなどと皮肉られていた (Letter, 19-20/訳 (1), 87; Shearer 1966, 27-9)。島内に市場がなく現金収入が得られなかったため、大部分の地代は現物で徴収され、加えて借地農は領主から奉公を要求されるなど、生活水準は低かつた (Shearer 1966, 29-30; Sinclair, vol.15, 301; 310)。農業収穫の上がない島であつたことから、航海や交易が重要であり、遠洋漁業や英国海軍、ハドソン湾会社などへ人材を取られる結果にもなつた (Shearer 1966, 40-2; Sinclair, vol.15, 311)。

またジェイムズ・ステュアート卿は、自身の所領の借地農や小作農に対する数々の圧制で悪名高い。所領内の住人の連れ去り、監禁、暴行、奉公の強要、伝統的に認められてきた泥炭の採取権に対する課徴金の導入、共同の放牧地の不法な囲い込み、借地農や小作農の住居への不法侵入、家畜や所持品・金銭の不法な押収、恣意的な科料、海岸に打ち上げられた難破貨物の占有などで責任を問われた (Fereday 1980, 38-40; Letter, 48/訳 (2), 95-6)。

在地地主層による圧制により、オークニー諸島では住民の勤勉さ、洞察力、団結力が欠如しており、農業、水産業、製造業を衰退から復興するのは、在地地主層が彼ら自身の利害を見極めてそれらを援助するよう尽力しない限り、ほとんど不可能であるとヘップバーンは述べている (Letter, 31/訳 (1), 95)。オークニー諸島の貧困は、在地地主層の圧制によって引き起こされてきたとヘップバーンは結論付ける (Letter, 44/訳 (2), 93)。

6. 「派閥抗争」

オークニー諸島の貧困の原因として最後にヘップバーンが取り上げるのが、派閥や党派の増大と拮抗である。派閥抗争は富に対してだけでなく人々の精神に対しても悪影響を及ぼし続けているとヘップバーンは見る (Letter, 45/訳 (2), 94)。

ただしヘップバーンによる派閥抗争への批判は、ヒュームのように派閥一般への批判ではなく、「パンドラー訴訟」の原告側に加勢したオークニー諸島の在地地主層への批判である点の特徴である。ジェイムズ・ステュアート卿と彼の派閥は、モートン伯爵と彼の前任者たちを、オークニー諸島の基準衡量単位を桁外れの高さにまで折に触れて増加させてきた暴君、圧制者だと申し立てた (Letter, 48-9/訳 (2), 96; Fereday 1980, 38; Thomson 1987, 231-2)。衡量単位に関する争いを、ユニオン体制下で拡張する新しい市場経済に相応しい

英国統一の基準を導入することで解決しようとしたモートン伯爵の対処法は、何であれ変更は在地地主側の不利になるとの信条から、広い範囲で反発を呼び、監督教会とジャコバイト派に連なる在地地主層の伝統は、彼らをしてジェイムズ・ステュアート卿に好意を向けさせた。他方でモートン伯爵は、ユニオン以降に上院議会に入った16人のスコットランド貴族の一人としてコート派のホイッグに属し、末期のウォルポール政権側に立ちつつアーガイル公爵やその弟のアイレー卿側とも行動を共にし、長老教会派でハノーヴァー王家支持であったため、必然的に在地地主層の敵対的な態度を招いた (Fereday 1980, 4; 23; 47)。

ヘップバーンは反ジャコバイトの立場から、オークニー諸島の在地地主層による暴政と圧制は「権力を目的とする軍事的な貴族制」であり、モートン伯爵がその一員であったホイッグ支配体制のような「金銭と富を唯一の動機とする貴族制」よりも高貴で気高く、それだけ一層、下層階層に対する圧制はひどくなりがちであると批判する (Letter, 27/訳 (1), 92)。ヘップバーンによるポレミックな在地地主層批判、ホイッグ支配体制支持が、『オークニー諸島の貧困』に表れるほとんど唯一の明確なスタンスであるが、そのポレミックが時に強過ぎたことから、パトロンだったモートン伯爵は、『オークニー諸島の貧困』の出版に反対していたほどである。もしこの小著が出版されれば、訴訟の時と同じように泥仕合になり、自然に消えていったはずの憎悪を残し続けるだけにしかならず、訴訟で広められた偏見を取り除き、オークニー諸島の社会に調和を取り戻すことで平和と繁栄を実現したいとの著者の目的が達せられないと考えていたからである。伯爵の忠告により、ヘップバーンの小著は広範に配られることはなかった。表紙にはロンドンにて印刷と記されているものの、実際にはエディンバラで印刷されたと伯爵は推察している。ヘップバーンも伯爵の忠告を受け入れて、著者名と印刷者名を出さずに少数のみを発行したようである (The Earl of Morton: Document)。

ジャコバイト派として捕らえられたジェイムズ・ステュアート卿は、裁判で反逆罪が確定されることなく、1746年にロンドンのサザークの拘留所で病死し、弟のアレクサンダーもカローデンで戦死したが、バーレイ島の所領は縁戚関係にあったギャロウェイ伯爵に相続された。ギャロウェイ伯爵は、ジェイムズ・ステュアート卿の後を受けて反モートン派の在地地主層の先頭に立ち、「パンドラー訴訟」を原告側で引き継いだ (Fereday 1980, 125)。

『オークニー諸島の貧困』の結びでヘップバーンは、「パンドラー訴訟」や法廷外での派閥抗争が長引いている結果、オークニー諸島の社会が分断され、モートン伯爵によって着手された亜麻糸の紡績業など、いくつかの貴重な「改良」が未完成のまま放置され、貧困からの脱却が困難になっていると懸念を表明している (Letter, 56-7/訳 (2), 102)。ヘップバーンの議論は『オークニー諸島の貧困』の全体を通じて、モートン伯爵による所領経営で生活水準が向上したことをオークニー諸島へのユニオン体制の恩恵として評価しつつ、農業や製造業の軽視、密輸や奢侈、圧制や派閥抗争など、在地地主層側の所業を貧困の原因として批判する立場で一貫していた。

IV おわりに

スコットランド教会穏健派の経済思想は、「改良」の先進地エディンバラ近辺を拠点とした中心的メンバーに関しては、シャーが論じた通り、イングランドとのユニオン体制下で拡大した市場経済がもたらした負の側面への関心で占められていたと言える。しかし同じ穏健派の内部でも、エディンバラから遠く離れた離島にいたヘップバーンのように、「改良」のイデオロギーの言語を用いた分だけヒュームやスミスほど客観的とは言えないまでも、富裕化する社会の中の「貧困」を「ポリティカル・エコノミー」に近いスタンスで描写した経済思想も存在した。

ヘップバーンの場合、在地地主層批判、モートン伯爵擁護というスタンスが、『オークニー諸島の貧困』の依拠するほとんど唯一の立ち位置であった。その結果、市場経済の拡張をイデオロギーや理論として支持するのではなく、特定の状況下での貧困問題の解決策として、富裕の増進の現実的方策として打ち出し、擁護する議論を貫くこととなった。そしてイングランドの地主階級とオークニー諸島の在地地主層を対照させた点などに表れているように、当時の新しいユニオン体制下における様々な利害対立と政治的抗争の中であえ

てユニオンを推し進める側に立った啓蒙の経済思想の特性を強く示すことにもなった。

この点は『オークニー諸島の貧困』の記述形式を継承している『スコットランド統計報告』(1791-99年)でも同様である。ジョン・シンクレア卿の呼びかけでスコットランド教会牧師による教区経済の記述を集めた『スコットランド統計報告』は、旧来の土地耕作法の廃止や共有地の分割・囲い込みなど、市場経済を活用した「改良」への方策が現場に即して実践的に論じられており、ヘップバーンの記述が一つの先駆的モデルとなっている。オークニー諸島の教区の記述が特に充実していることも、偶然ではない(Thomson 2003, 95)。スコットランド教会穏健派の経済思想は、シャーによる性格付けよりも多様な問題関心と全スコットランド的な広がりを持っていたのである。

主要参考文献

- Hepburn, Thomas [1760] 1885. *A Letter to a Gentleman from his Friend in Orkney, containing the True Causes of the Poverty of that Country*. Edinburgh: William Brown. 古家弘幸訳「トーマス・ヘップバーン『オークニー諸島の貧困』(1760年) (1)」『経済学論究』(関西学院大学) 60 (1): 77-97. 古家弘幸訳「トーマス・ヘップバーン『オークニー諸島の貧困』(1760年) (2)」『経済学論究』(関西学院大学) 60 (2): 85-103.
- MacKenzie, James [1836] (1750), *The General Grievances and Oppression of the Isles of Orkney and Shetland*, Second Edition. Edinburgh: Laing and Forbes.
- The Earl of Morton: Document. Handwritten 'Manuscript Transcription of comments apparently by the Earl of Morton on the proposed publication of "A Letter to a Gentleman from his Friend in Orkney, containing the True Causes of the Poverty of that Country"', c.1760. D1/375, Orkney Archives, Kirkwall.
- Pundlar Process: Earl of Galloway and Udallers of Orkney v Earl of Morton. Printed legal papers, 333Y, Orkney Library.
- Sinclair, Sir John 1793. *The Statistical Account of Scotland: Drawn up from the Communications of the Ministers of the Different Parishes*. Vols. 2, 7, 14 and 15. Edinburgh.
- Allan, David 2002. *Scotland in the Eighteenth Century: Union and Enlightenment*. London: Longman.
- Clouston, J. Storer. 1927. *The Orkney Parishes*. Kirkwall.
- Devine, Thomas M.; Lee, Clive H.; Peden, George C. (eds) 2005. *The Transformation of Scotland: The Economy since 1700*. Edinburgh: Edinburgh University Press.
- Fereday, R. P. 1980. *Orkney Feuds and the '45*. Kirkwall: Kirkwall Grammar School.
- Furuya, Hiroyuki 2003. The 'private vices, public benefits' controversy: the response of the Scottish Enlightenment to Bernard Mandeville. PhD Thesis, University of Edinburgh.
- 古家 弘幸 2007. 『人物で読む経済学史』ふくろう出版.
- 古家 弘幸 2008. 『物語 経済史』ふくろう出版.
- Murdoch, Alexander 1998. *British History, 1660-1832: National Identity and Local Culture*. London: Macmillan.
- Shearer, John W. 1966. South Ronaldsay and Burray: The Evolution of an Island Economy. Thesis presented for M. A. Honours Geography, University of Glasgow.
- Sher, Richard B. 1985. *Church and University in the Scottish Enlightenment: The Moderate Literati of Edinburgh*. Edinburgh: Edinburgh University Press.
- Thomson, William P. L. 1987. *History of Orkney*. Edinburgh: The Mercat Press.
- Thomson, William P. L. 1989. The Eighteenth-Century Church in Orkney. In *Light in the North: St Magnus Cathedral through the Centuries*. Harry William MacPhail Cant and Howie N. Firth (eds). Kirkwall: The Orkney Press: 57-79.
- Thomson, William P. L. 2003. Agricultural Improvement. In *The Orkney Book*. Donald Omand (ed). Edinburgh: Birlinn: 92-101.

エディンバラからケンブリッジへ —— 経済学の知られざる伝播の経路 —— *

久保 真 (嘉悦大学)

Keywords : G. プライム、D. ステュアート、A. スミス、J.-B. セー、シスモンディ、マルサス、リカードウ、ケンブリッジ大学、エディンバラ大学、経済学の範囲と方法、大学における経済学の制度化、トーリーとウィッグ

I. はじめに

19 世紀前半のオックスブリッジにおける経済学の展開を概観した開拓者的論文のなかで、碩学チェックランドが次のように問うたのは 50 年以上前のことであった。「いかなる要因が働くことによって、経済学 (political economy) がイングランドの大学においてこのような地位を占めることができるようになり、さらにはその後 60 年程のあいだにこれらの大学が経済学のメッカとなったのか」⁽¹⁾。しかしその後この問いに取り組んだ研究は少なく、この時代の両大学における経済学の有り様は未だよく分かっていない。本報告は、ケンブリッジ大学 —— すなわち、初代経済学教授 G. プライム (George Pryme 1781–1868) —— に焦点を絞りながら、上記の問いに取り組むものである。具体的には、第一に、プライムの講じた経済学を D. ステュアートやマルサス、リカードウらとの比較において考察する (3・4 節)。第二に、第一の考察を手掛かりにして、ケンブリッジにおける経済学を取り巻く当時の状況を描き出す (5 節)。導かれる結論は以下の通りである。プライムの経済学講義は、エディンバラ大学においてすでにステュアートが行っていた経済学講義を、基本的に踏襲するものであった。後者は、経済学をしてフランス革命から思想的に距離をとらせることを第一の特徴とした。その結果、前者はマルサスやリカードウらによる経済学の同時代的な発展を取り込むことができなかつた反面、守旧的な大学人から注がれた嫌疑の目を潜り抜けてケンブリッジ大学に然るべき地位を見出すことができた。以上の結論によって、経済学の制度化の歴史のみならず、イギリス学問史の一断面を照射することを狙いとする。

II. プライムの生涯と一次資料

(1) プライムの生涯 ⁽²⁾

1781 年 地方地主 (ユグノーの末裔) の次男としてヨークシャーで誕生

1799 年 ケンブリッジ、トリニティ・カレッジに入学

1803 年 ケンブリッジ大学から学士号 (第 6 位ラングラー) 取得、ロンドンにて法曹修行を開始

1805 年 トリニティ・カレッジのフェロー (非居住) に選出

1806 年 ロンドンにて弁護士として活動を開始

* 本報告は、リカードウ研究会 (2008 年 9 月 27 日) および近代経済学史研究会 (同年 11 月 30 日) において行った報告を発展させたものである。両研究会においてコメントならびに質問をして下さった方に対して、ここに記して謝意を表すものである。報告者はすでにプライムについて予備的調査の結果を論文として発表している (「ケンブリッジにおける経済学の黎明 —— G. プライムを中心にして」『マルサス学会年報』17: 87–117) が、本報告で見解を修正ないし留保している点もある。なお、報告前に学会公式ホームページ経由で、また報告当日にハードコピーにて、フルペーパーを配布する予定。

- 1808年 療養のためロンドンからケンブリッジに帰還
- 1816年 経済学講義開始
- 1826年 初代経済学教授に就任（ただし、給与・地所なし称号（title）のみ）
- 1832年 ケンブリッジのタウン選出下院議員に選出（ウィッグ、～1841年）
ほぼ同時期に経済学クラブ名誉会員へ選出（～1859年）
- 1848年 道徳科学トライポス導入により経済学講義がその受験資格と関連づけられる
- 1863年 経済学教授職が講座（chair）となったことを見届けて辞任（後任フォーセット）
- 1868年 ケンブリッジ郊外にて死去
- (2) プライムの一次資料（経済学関係のものに限定）
- 1816年 講義シラバス（*A Syllabus of a Course of Lectures on the Principles of Political Economy*）
- 1818年 学生による講義ノート（ランベスパレス図書館が所蔵）
- 1819年 講義シラバス（第2版）
- 1823年 初回講義のテキスト版（*An Introductory Lecture and Syllabus to a Course delivered in the University of Cambridge, on the Principles of Political Economy*）
- 1851年 経済学の試験問題（～1860年）
- 1852年 講義シラバス（第3版）
- 1859年 講義シラバス（第4版）
- 1870年 自伝（*Autobiographic Recollections of George Pryme*. セー、マカロクラからの書簡を収録）

Ⅲ. 経済学の範囲と方法 ——ケンブリッジ経済学講義とエディンバラ経済学講義

プライムは1816年に大学副総長から許可を得て経済学講義を開始したが、その目的はスミスの『国富論』から少数の誤謬を取り除きつつ理解しやすい形で学生たちに提示することであった。この目的のために、プライムは、マルサスのように『国富論』自体を教科書に用いそれに注釈を加えつつ講義を進めるという方法をとるのではなく、構成そのものから再考することとした。そのために彼が参考にすることができたのは、J.-B. セー、シスモンディ、ステュアートらいわゆる『国富論』体系の祖述者たちであった。すでに著作が公刊されていた前二者と異なり（セーの『経済学概論』は初版が1803年、第2版が1814年に、シスモンディの『商業的富について』は1803年に出版）、なぜプライムがステュアートを利用できたのかについては説明を要する。蓋し、ステュアートの『経済学講義』が公刊されたのは1855年のことであったからだ。ステュアートはすでに1800年から1809年にかけてエディンバラ大学で経済学の講義を行っており、ケンブリッジ大学はその評判を聞きつけスタッフを現地へ派遣し聴講させていた。プライムは、ステュアート経済学講義のノート（1809年の講義を記録、ノート執筆者は不明、ケンブリッジ大学図書館所蔵）を入手しそれを吟味することを通じて自らの講義準備を進めたのであった。

プライムは自らの初回講義で経済学の範囲と方法について論じているが、その内容は基本的にステュアートを踏襲したものであった。周知のように、ステュアートは政治学を狭義の政治学と経済学とに分離し、市民的自由を前提しさえすれば（政治的自由に関する議論を迂回することによって）統治形態に拘わらず適用可能であるという理由から前者（統治形態を考究する学問分野）よりも後者（人口と富+救貧と教育を主題とする学問分野）

を優先すべきものとした。他方、一般的原理の探求を個別的事実の観察に優先すべきだとして、経済学についてもその一般的原理の探求を優先すべきものとした。一見するところ、このような範囲と方法の規定がステュアートにおいてどのような関連にあるのかははっきりとしない。しかし、プライムの利用したステュアート講義ノートを検討すれば、フランス革命によって濫用された「哲学」をいかにしてその汚名から救うかという問題意識が両者を繋いでいたことがわかる。ステュアートの解答は、一般的原理から歴史的に思考すること（＝哲学的方法、推測的歴史）が必然的に統治形態の変更を求めることにはならない、というものであった。プライムがこの講義ノートを詳細に吟味した上で経済学の範囲と方法に関するステュアートの考えを踏襲したという事実は、この考えが経済学をしてフランス革命から思想的な距離を置かせる一助になること（経済学を政治的に中立化する意図がそれを非急進化することにあること）をプライムが了解していたことを意味する。

経済学の範囲や方法についてのプライムの論述は、セーの『経済学概論』（第 2/3 版）やシスモンディの『商業的富について』と用語上酷似している。このことから、ステュアートよりもむしろ彼らフランス語圏の経済学者たちの影響が決定的だったように思われるかもしれない。しかしこれは正確ではない。シスモンディは事実によって理論が反証されるはずだし、またそうあるべきだと考えていた。他方プライムは、ステュアートと同じくいかなる理論であれ都合のよい事実には訴えることが可能であって、したがってまずは然るべき理論を知ることが重要だと考えた。また、セーは『国富論』における歴史的な記述をまったく冗長なものだとしてこれを退けた。他方プライムは、ステュアートと同じく歴史的な接近方法を重要なものと考えて、自らの講義のなかで多くの歴史的事例に言及した。これらのことから、プライムが市民的自由を前提とした上で経済学の範囲設定を行い、さらに理論的かつ歴史的な方法を採用したのは、ステュアートの影響によるものだと考えてよいだろう。

ただし、このような範囲と方法の設定は、セーやシスモンディのそれと異なるのみならず、スミスのそれとも異なることは注意を要する。蓋し、市民的自由を前提とするという立場から人口と富の増進を歴史的に跡づけることは、商業の導入によってもたらされた自由の精神を政府がいかにして保障すべきか（または阻害してきたか）といったことを批判的に主題化すること——スミスが『国富論』で行った重要なことのひとつ——を不可能にさせるからである。

IV. プライムの経済学原理

(1) 人口と富

プライムは、以上のように初回講義で経済学の範囲と方法を明確にした上で、「富の起源」と題する第 2 回講義で狩猟・牧畜・農業という前近代的歴史段階を扱い、「商業の起源」と題する第 3 回講義で商業の生成・発展を論じた。この 2 回の講義を一体として考えるならば、プライムはシスモンディ同様『国富論』第 5 篇の四段階発展論を講義本編の冒頭に配置したと考えられるかもしれない。だが詳細に検討してみると、ここでもステュアートの影響が色濃く反映していることにわれわれは気付かされる。

ステュアートは、自らの経済学講義本編冒頭で上記のような四段階発展論は採らずに、農業者・製造業者・商業者（商人）といった各経済主体が継起的に登場する過程として人類史（＝人口と富の増進の歴史）を描いた。そして彼は、これら経済主体が完備された社

会として近代社会を論じた。さらに、近代社会と前近代社会の根本的な差異を強調した上で、近代社会では人類の飽くことのない欲望と人口の成長こそが経済成長の動因であると教えた。近代以前の社会では富の増進の結果であった人口増大がその原因となること、この逆転こそが近代社会構成上の顕著な特徴をよく表現するものと見なしたのである。このような楽観的な近代社会観は、ステュアート自身が述べているように、マルサスの「陰鬱な考え」に対立するものである。と同時に、彼自身は述べていないが、人口増大を富の増進の結果であるにとらえた『国富論』とも対立するものである。

プライムは自らの第3回講義冒頭で上のステュアートのテーゼ（＝「人類の欲望と人口の増大が経済成長をもたらす」）をほぼそのままの形で再現している。さらにその直前（第2回講義の最終部分）では、ステュアートと同様、人口が生活資料を上回ろうとすることが経済成長を促すのだという認識からマルサスを批判している。これらからして、ここでもプライムはステュアートの影響の下にあったと言ってよいだろう。ただし、自らが結果的に『国富論』の教えから逸脱してしまっていることに、プライムは気付いていないように思われる。

しかしながら、プライムは首尾一貫して「人口成長が経済成長をもたらす」と教えていたわけではない。「人口」と題された第11回講義では、「人口はまるで『バネ』のように振る舞う」という、先のテーゼと矛盾するかのような台詞に出会す。一見すると、マルサス『人口論』を巡る人口統計的な議論や神学的な議論とは異なる、「経済学の新学派」⁽³⁾的な賃金理論への接近であるかのように思われるかもしれない。しかしながら、プライムはこの講義の残りの部分では人口測定方法の議論に終始しており、また第7講「自然の、つまり最低の種の労働」においても、人口増加率と関連させるべき市場賃金率変動の中心としての自然賃金率にはまったく言及していない。結局のところ、人口が「バネ」のように振る舞うそのメカニズムについてはまったく説明されていないのだ。

プライムは、マルサス人口理論をJ. B. サムナー（同時代のカンタブリッジアン）のような神学的な方向に発展させることもなければ、「経済学の新学派」におけるような賃金理論に接続される方向に発展させることもなかった。プライムの人口理論についての理解はその程度のものでしかなかった。彼がマルサス人口論を理解しようとするとき、ステュアートの近代社会観やそこにおける経済成長観こそが障害となったのである。

(2) 価値（自然価格）論と経済的自由主義

プライムは、シラバス第2版の序文で自らがリカードウの労働価値論に独力で到達していたと述べている。しかしながら、講義ノートにおける、稀少性の強調・土地価値の労働への還元・交換価値（自然価格）の決定ではなく交換価値の測定や市場価格の決定への注目などからすると、その自己言及は疑わしい。むしろ、プライムはリカードウ価値論の方向性をまったく理解できていないように思われる。

この点で、ステュアートの講義ノートはプライムにとって参考になるものではなかった。というのは、ステュアートが『国富論』における価値（自然価格）論を展開・発展させることを自らの講義のなかで一切行っていないからである。にもかかわらず、他方で、政府の市場介入が意図せざる望ましくない結果をしばしばもたらすということステュアートは強調している。ある研究⁽⁴⁾は、このような二面性——価値（自然価格）論なき経済的自由主義——を、ステュアートの経済的自由主義の主張が非理論的でイデオロギー的な性格を有することの証左としている。これに従うならば、ステュアートの経済学講義はパラ

ドクスを抱えていたことになろう。蓋し、ステュアートは自らの講義の冒頭で経済学が理論的で政治的に中立な学問であることをあれほど強く主張していたのだから。

実のところ、このようなパラドクスはプライムにも継承されていた。上に述べたように、プライムは価値（自然価格）論を十分に展開することがなかった。その一方で、ステュアート同様、政府の市場介入が意図せざる望ましくない結果をしばしばもたらすことを教えているし、また、高利禁止法を営業の自由の原則に従って撤廃すべきであると主張している。『国富論』の政策的原則を無批判に信奉する点でも、プライムの講義は、ステュアートのそれとよく似た性格をもっていると言えよう。

V. ケンブリッジにおける「経済学」

今日の視点から見れば、ステュアート経済学講義を踏襲することはプライムに理論的な成果をもたらさなかった。それからすれば、彼がステュアート経済学講義を自らの講義の雛形に選んだのは奇妙に思えるかもしれない。ところで、ステュアートが上のような経済学の範囲と方法を採用したのは、エディンバラにおけるフランス革命後の超反動的な世相への対応であったという。だとすれば、ケンブリッジにおけるワーテルロー後の世相はどのようなものであったのだろうか。それを考えることによって、プライムの選択の理由が見えてくる。

ケンブリッジへの帰還後、プライムはトリニティ仕込みのウィッグ主義という政治信条から地方政治に積極的に関与していた。そんなプライムが、ケンブリッジ大学でも経済学を教えなければならないと確信するようになったのは、この地方で発生した農民暴動において政府の温情主義的市場介入を強く求める声が上がったのを目の当たりにしたことからだという。『国富論』の教えはもはや立法者や為政者に限られるべきものではなく、公衆に広く開かれるべきものであると思われた。彼が聴衆として念頭に置いていたのは、卒業後政治家としてのキャリアを歩む学生たちではなく、公衆の一部としての学生たちであった。

しかしながら、ウィッグという彼の政治的立場は大学教員としてのキャリアを積むに当たって好ましからざるものであった。すなわち、守旧的な大学首脳や同僚たちからウィッグ的な政治的偏向を学生たちに教え込むのではないかと疑われることとなったのだ。プライムは、自らの講義のなかからウィッグ的要素を排除する必要に迫られた。実際、「経済学の創始者スミス＝トーリー」というイメージに配慮しながら、注意深く経済学講義を進めていったという。そんなプライムにとって、『国富論』体系を政治的に中立的な形で提示するという戦略をもつステュアート経済学講義は恰好の雛形であったのだ。その結果、聴講者が講師のことをトーリーだかウィッグだか分からないだろうとプライム自身が自負できるほどのものとなった。してみれば、彼の選択は極めて戦略的なものであったと言えよう。

しかしながら、このような選択故に、プライムは他方で学内の若手改革派からも経済学を擁護する必要に迫られることとなる。彼らベーコン主義者を自認する自然科学者たち（A. セジウィック、J. ハーシェル、ヒューウェルら）からしてみれば、経済学は十分な観察を経ることなく拙速な一般化を基礎として演繹的な理論体系を構築した似非科学であった。プライムは「ロンドンの若い連中」と同じ思想信条をもつ輩に思われたのだ。彼らに対してプライムは、守旧的な大学首脳や同僚たちに対するものとは異なる態度をとっている。論争を恐れることなく、理論（＝一般的原理）重視の明言やリカードウへの積極的言及など挑発的な態度すらとりながら、自らの教える経済学を擁護していったのである。

これらの奮闘の甲斐もあって、プライムは1828年経済学教授に任命されることとなった。その後もプライムを除こうとする試みはあったものの、そのころには経済学自体はケンブリッジに学科目としてしっかりと定着するようになっていたのであった。

VI. 結び

理論的な観点からすれば、プライムにはまったく独創性が見られないばかりか、同時代の経済学の展開にキャッチアップすらできていない。その意味で一流の経済学者だとは言いがたい。しかし、ケンブリッジに経済学を制度的に定着させたのは彼の周到な戦略——ステュアートの講義を徹底的に利用しながら、経済学を政治的に中立的なものとして提示しようとする戦略——故という側面がある。その意味で彼は、ケンブリッジが後世「経済学のメッカ」となる礎石を築いたという榮譽の一部に浴することができるだろう。

- (1) Checkland, S. G. 1951. The Advent of Academic Economics in England. *Manchester School of Economic and Social Studies* 19.1: 47.
- (2) 経済学クラブ会員および下院議員となる以前から、多くの経済学徒（マルサス、ホーナー、マカロク、セー、ステュアート、T. P. トムソン）と交流した。また、1840年頃まで大量の経済学文献を渉猟している（現在、ケンブリッジ大学図書館がプライム文庫として所蔵）。
- (3) リカードウの『原理』を理論的な支柱として、マカロクやミルらからなるいわゆるリカードウ派の同時代的呼称。マルサス自身は留保を付していたものの、マルサス人口理論もその理論的支柱のひとつだと一般に考えられていた。
- (4) Milgate, M and Stimson, S. C. 1996. The Figure of Smith: Dugald Stewart and the Propagation of Smithian Economics. *European Journal for the History of Economic Thought* 3: 225-53.

セッション「啓蒙と経済学の形成——フランス、イタリア、ドイツの事例」

問題提起 組織者・田中 秀夫

昨年は 18 世紀のアイランド、アメリカ、ジュネーヴに関して「啓蒙と経済学」の形成の事例をセッションで取り上げた。今年はフランス、イタリア、ドイツを取り上げる。

18 世紀のヨーロッパは経済学 Political Economy という学問が、啓蒙の知の戦略的な役割を担って登場したのではないかという仮説を立て、我々（科学研究費基盤研究 A「啓蒙と経済学の形成—グローバルな視点から」）はその検証、具体的様相の展開を把握すべく研究を推進している。

セッションでまだ取り上げていないのはイングランド、スコットランドと日本における「啓蒙と経済学」の形成である。スコットランドの事例は多くの研究があるが、イングランドに関しては、両者の関係を問題として自覚的に追究している研究は目立たない。イングランド啓蒙の概念が未確立である事情も影響している。日本の場合は、時代が遅れるので、18 世紀の土着の啓蒙の萌芽時代と 19 世紀の西洋思想・学問の導入期を射程において、この主題に迫る必要があるが、それは非常に難しい課題となるので、そうした関連も意識しながら、福沢諭吉を象徴的事例に取り上げて、接近を試みることになるだろう。

18 世紀と 19 世紀の差異は様々にあるが、啓蒙のコスモポリタニズムが、19 世紀のナショナリズムの興隆のなかで、次第に失われていったということが、この主題を考えるときに決定的に大きい。ルネサンス以来培われてきた「学問共和国」は 18 世紀に頂点を極めた後、フランス革命後、国家主義＝ナショナリズムが急速に台頭してくるなかで、解体して行った。貿易の嫉妬は国家利害をかけた総動員戦争になっていく。

18 世紀の知識人はそれぞれの地域への郷土愛をもちながら、外部を敵視する排外主義的な傾向はもたず、コスモポリタニズムを継承していた。インターナショナリズムと言ってもよいが、18 世紀は閉鎖的な民族国家の時代ではなかった。学生は学問の栄える都市に国境を越えて留学するのが当然であった。知識人も国境にとらわれずに移動し、活動した。知識人は国民に語りかけたが、国民は地域的まとまり、単位であって、人種的・民族的実体ではなかった。

18 世紀はこのようにコスモポリタニズムがまだ息づいていた時代であるが、それぞれの地域国家、都市にはそれぞれの独自の文化的伝統と課題があったこともまた事実であり、国情の差異は新しく形成されつつあった経済学にも地域の特徴をもたらさずにはおかなかった。今年度は、こうした視野から、三つの地域における啓蒙のなかでいかなる特徴をもった経済学の形成が進んでいったか、ボワギルベール、ジェノヴェージ、メーザーを事例として、比較検討する。

ジェノヴェージ〈エコノミーア・チヴィーレ〉の生成

奥田 敬（甲南大学）

◆ 〈エコノミーア・チヴィーレ〉の現在

《形而上学者から商人へ》と韜晦しつつ1754年から開始されたアントニオ・ジェノヴェージ（1713-69）の「商業と機械学」の講義は、マキアヴェッリの天才をもっても時代の制約ゆえに説き及べなかった新たな《経済的理性の学校 scuola di ragion economica》として南イタリアの「勤勉な若者たち studiosa gioventù」を魅了し（cf.奥田 2006, p.396）、19世紀初頭まで一 当否はさておき一 「世界で最初の経済学講座」として全欧的にも認知されていた（奥田 2003a, p.12）。だが、啓蒙のコスモポリタニズムが屈折したナポレオン時代には「社会科学におけるガリレオ」にも擬えられたジェノヴェージも、《経済学 economia pubblica は祖国愛の科学》と標榜したりソルジメント期の反体制知識人たちからは偶像視され続けたものの、その主著『商業講義』の教科書としての命数はイタリア統一とともに尽き、《生まれながらに老衰した書物》（フェッラーラ）とさえ烙印を押された（cf.奥田 1986-87, p.60）。

それからほぼ一世紀を閲した20世紀半ばには、「経済学講座」創設200周年に際してジェノヴェージを顕彰する論文集（AA.VV. 1956）も刊行されたが、これは殆ど国内的な行事に留まった。ところが21世紀を迎えての250周年記念では様相が大きく変わった。英国・オランダ・スペイン・アルゼンチンからの報告者も交えたシンポジウム（AA.VV. 2007）の開催に合わせて、永らく待望された一 未刊の「講義録」草稿も含む一 『商業講義』の校訂版（Genovesi 2005）がついに上梓され、その対をなす一 大部分が従来未刊の一 ジェノヴェージ遺稿集（Genovesi 2008a）も追って出版された。

こうした復活の気運はまた、一方ではフランコ・ヴェントゥーリ（1914-94）に牽引された第二次大戦後のイタリアの啓蒙思想史研究が漸く英語圏でも本格的な反響（Robertson 1992）を呼ぶに至ったことによって、他方では近年興隆の目覚ましい進化経済学や行動経済学の潮流における「人的資本」「社会資本」といった視角からの関心の高まり（Perrotta 2004）とによって後押しされている。その具体的な事例を挙げよう。

一方の動向の代表格ともいえるロバートソンは、《ヒュームのおかげでスコットランド人たちはついに、相方のナポリ人たちに追いつき、近代エピクロス主義の挑戦に直面した》（Robertson 2005, p.145）と判定した上で、18世紀半ばのヨーロッパ世界の南北の両端に踵を接して到来した「経済学 political economy」に《国民的コンテクストを超えて》人間の条件の改善に努めたコスモポリタニ的な知的・政治的運動としての「啓蒙のアイデンティティの核心」を見定めようとする（Robertson 1997, p.672）。これは、ポーコックが主唱する「複数の啓蒙」観への果敢な挑戦でもある。

他方の経済学プロパーからの注目は、イタリア経済思想における「公共の福祉（幸福） pubblica felicità」の伝統の再評価につながる。その典型は、英語での発信にも精力的な新世代の研究者のうちでも異彩を放っているブルーニであろう。《19世紀の歴史家たちは、classical “happy” Italian Civil Economy を“wealthy” English Political Economy に対置するのが通例であった》（Bruni 2006, p.46）。ジェノヴェージは「信頼 trust」を「市場」の前提ととらえたが、スミスはそれを結果ととらえた。だが、両者とも人文主義の伝統に根ざして、徳のある人間関係（友情）こそ幸福と考え、その実現の場としての「市民社会」を市場に重ね合わせた点では共通する。違いはただ、友情が拡大して市場が形成されるか、市場があって初めてその外部に友情が生まれるかというだけに過ぎない（*Id.*, pp.87-88）。このように、幸福をなおざりにして富の追究に偏倚した、19世紀後半以降の功利主義的な主流派経済学に疑問が投げられる。ここには、「市場」での〈交換→効率〉や「政府」による〈再分配→公平〉に留まらない、NGOやNPO等の「第3セクター」に具現される〈互酬性→幸福〉の領域としての「市民社会（結社）」をも包括した〈経済学 economia civile〉の再生という企図（Bruni & Zamagni, 2004）も秘められている。

もちろん、ジェノヴェージとその経済思想だけが脚光を浴びているわけではない。ヴェントゥーリの最大の後継者と目されるフェッローネが《ヨーロッパ自然法思想を理論的発展の最高度にまでもたらした》とまで絶賛するのは、ガエターノ・フィランジェーリ（1752-88）の『立法の科学』（1780-91）である。18世紀ナポリの思想家たちは、やがて《個

人的自由を最優先する見えざる手のユートピア》としてイタリア北部にまで蔓延する《市民生活の露骨な功利主義的理解》に対抗して、《古代の自由と近代の自由との微妙な立憲的均衡への配慮を通じて、より公正で平等な社会への道を開こうする啓蒙のユートピア》を構想した。だが、ここでもまた、その真骨頂をなす「人間の権利」という理念の淵源は、《相互扶助の権利 *reciproco dritto ad esser soccorso*》によってキケロ的・ストア的な共和主義を刷新したジェノヴェージに帰される (Ferrone 2003)。かくして、『商業講義』と並行して晩年の彼が心血を注いだ『正義論』(1766-71)の新校訂版 (Genovesi 2008b)も実現した。

端なくも輻輳した諸説はさしずめ、功利主義と啓蒙とは経済学において融合する (ロバートソン) / 分極する (ブルーニ) / 決別する (フェッローネ) とでも要約できようが、性急な断案は控えよう。《Economia Civile》はさしたる違和もなく《Civil Economy》として通用するのかもしれないが、そこで見逃されてしまうものはないか? 以下は、〈エコノミア・チヴィーレ〉という概念の来歴と、その外延と内包を明らかにする作業の仮報告である。

◆ 〈商業の歴史〉から〈市民の経済〉へ

ジェノヴェージの経済思想の初発の形姿を偲ばせるのは、1754年11月5日の開講の辞を敷衍したとも覚しい— ただし、実際の執筆時期は不明 (カンティロン『商業試論』に言及されているので1756年頃か?) — 「商業汎論」(奥田1992)だが、そこで彼が鼓吹する新しい学問の呼称とされているのは、端的に講座名どおりの「商業の科学 *scienza del commercio*」(4例)である。「商業および経済の科学 *scienza del commercio e dell'economia*」「経済の科学 *scienza dell'economia*」「経済科学 *scienza economica*」「経済哲学 *filosofia economica*」「商業の学 (技術) *arte del commercio*」といった言い回しも各1例ずつ用いられている。「商売の実践 *pratica della mercatura*」と峻別する際には「商業の政治科学 *scienza politica del commercio*」や「諸国家の経済科学 *scienza economica degli Stati*」とも表現されるが、「政治経済 *economia politica*」(6例)という用例が意味するのは、むしろこの学問の対象領域の側であって、学問分野そのものを明確に指示するのは1度だけである。

この原書にして102頁程の小冊子 (Genovesi 1984, pp.119-163) — 末尾に《第1冊の終わり》という不可解な文字が印刷されているため、抜刷的な先行出版の可能性も排除しきれぬのだが、現物は確認されていない— を解題的な序説として収録したケアリー原著・ビュートルーデュモン翻案の『イングランド商業の現状』のイタリア語版『大ブリテン商業史』は1757-58年に刊行されたが、同じ頃ジェノヴェージは『商業原論 *Elementi del commercio*』と総称される講義録の草稿を残している。タイトルから直ちに想起されるのはフォルボネ (1722-1800) の『商業要論 *Éléments du commerce*』(1754)であり、実際その影響は大きいのだが、2巻本全12章の『要論』に比べて『原論』の章立てはもっと細かく、しかも2部構成である。第1部は「商業の経済について *Dell'economia del commercio*」と題され、14章282頁で、末尾に《1757年6月6日終了》の日付がある。第2部は「商業の要論について、あるいは公共経済について *Degli elementi del commercio o sia della pubblica economia*」と題され、14章に加えて補論があり298頁、末尾の日付は《1758年6月10日終了》である。第1部冒頭の「序文」によれば、第1部は《あらゆる意味における公共経済 *la economia pubblica in tutta la sua estensione*》を論じ、第2部は《商業と経済に属する些か抽象的な事柄 *le cose un po' più astratte appartenenti al commerce e all'economia*》を論じる。すなわち、第1部がまず商業の本質と重要性から説き起こして、その歴史とナポリ王国における現状を検討した後、外国貿易の振興策— フォルボネを下敷きにしており『商業汎論』の最終節とほぼ同文— を示し、さらに人口・勤労・奢侈といった対象を取り扱って、農業改良の新技术の紹介で終わるのに対し、第2部で取り上げられるのは、価値と価格・貨幣・信用などに関連した諸問題である。

こうした2部構成は刊本 (初版1765-67; 第2版1768-70) の『商業講義』全2巻にも引き継がれるが、第2巻が全13章プラス補論と結語で— 後述する重大な一点を除いては— ほとんど章立ても変わらず本文361頁 (第2版) であるのに対し、第1巻は大幅に増補されて全22章となり543頁にも達しただけでなく、面目を一新させるほどに改編された。つまり、商業から技芸へという『商業原論』の展開が逆転して、ナポリ王国の現状認識で締め括られることによって、「勤労 *industria*」を軸とした〈国民経済〉形成論という構造

が明確になったのである。だが何よりも重視すべきは、「政治体 *corpo politico*」（≒国家）ないし「市民体 *corpo civile*」（≒社会）の成り立ちを論じた4つの章が冒頭に据えられたことであろう。言うまでもなく、そこでは同時期の『正義論』と重なり合う議論が繰り広げられるのだが、『正義論』の出発点が「人間の本質（自然）*natura dell'uomo*、世界の法則 *legge del mondo*、普遍的な義務 *doveri generali*」（第1巻第1章）であったことを思い合わせるなら、ジェノヴェージは並列的に〈人間的生活 *vita umana*〉と〈市民的生活 *vita civile*〉のあるべき姿を問おうとする双副対の書を著そうとしたとも言えそうである。もちろん、この場合の〈市民〉とは、かつて活躍したような、あるいはやがて再び登場するような〈政治人〉としての「公民」ではなく、あくまでも〈文明 *civiltà*〉の現段階としての「商業」の担い手たる〈経済人〉に過ぎない。しかし、このように考えたとき初めて、ジェノヴェージが《商業あるいはエコノミーア・チヴィーレ》と言い換えた含意もすんなりと(?) 了解できるように思われるのだが、いかがであろうか。

いずれにせよ、かつてジェノヴェージは『大ブリテン商業史』を世に問うにあたり、劈頭の「総序」で、歴史の研究が目標とするのは《社会にとって最も必要な市民の哲学 *filosofia civile*》にほかならないと読者に訴えた— 『商業講義』がその自らの実践であることは間違いない。彼なりに「商業の科学」の体系化を成し遂げたとき、ジェノヴェージはそれ〈市民の経済〉という名を与えたのである。

◆ 〈調整者としての君主〉

では、〈エコノミーア・チヴィーレ〉という呼称は実際どのように用いられているのか。まずは『商業講義』（第2版）第1巻の「序文」の冒頭段落の全文を掲げておこう。

全ての「学問 *Scienze*」は有用であり、熱心に育成されるに値する。いずれも、人間の生活 *vita umana* とそのあらゆる善 *bene* の最初にして主要な道具であるところの理性 *ragione* の蓄積を増進かつ洗練させるべく秩序づけられたものであるから。だが、最初の「原因 *Cagione*」を観想して永遠の幸福 *eterna felicità* を明らかにする神聖なる諸学 *le divine [scienze]* の次には、わたくしが思うに、我々の現在の便宜 *comodità* と平安 *tranquillità* に最も密接に関わり、それらを目的とするような諸学こそが、何よりも推奨・従事・育成されるべきである。それらのうちで、「賢者 *Savj*」たちの共通した意見によれば、第一の重要な位置を占めるものが、ギリシア人が倫理学 *Etiche* と呼び、我々が道徳科学 *Scienze morali* と呼んでいるものであって、それは他のいかなる学にもまして、我々の品行 *costumi* と必要 *bisogni* とを間近に注視し配慮するからである。そして実際、これらの「学問」はあらゆる点で人間の改善を目指している。つまり、厳密に言われるところの倫理学 *Etica* は、人間を一般的に考察するものであって、我々の諸々の本能・感情・力の本性を明らかにすることによって、それらの錬成を促し、我々を善き生 *ben bibere* へと向けて形成すべく努めるからである。「経済学 *Economia*」は、家族の「長 *Capo*」あるいは「君主 *Principe*」としての人間に関連するものであって、家族をよく治め、家族のために徳 *virtù* や富 *ricchezze* や榮譽 *gloria* を獲得できるように人間を教育する。最後に、「政治学 *Politica*」は、人民の大いなる「父 *Padre*」あるいは「主権者 *Sovrano*」としての人間に関連するものであって、知恵 *iscienza* と慎慮 *prudenza* と人間性 *umanità* をもって統治にあたることを彼に教える。そのなかでも、支配下の国民 *nazione* をして、人口を増大 *popolata* させ、富裕 *ricca* で、勢力 *potente* あり、賢明 *saggia* にして、優雅 *polita* たらしめる諸規則を包括する分野が、「市民経済学 *Economia civile*」と称されよう。そして、立法の技術や、国家や帝国の保持の技術を含む部分は、単なる政略論 *assolutamente Tattica Politica* である。（Genovesi 2005, pp.261–263）

真っ先に「神聖な学」— 複数形だから形而上学も含むか?— が挙げられるのには当惑の向きもあろう。神学教授への道を阻まれたおかげで経済学へと転じたという経歴の持ち主のことであるから、神学は別格扱いということか、あるいは棚上げにする心算なのか真意は測りがたい。ただ、『正義論』では当然としても、『商業講義』の初版から第2版への改訂の過程においてもまた、「宗教 *religione*」の強調が目立つのは確かである。

倫理学・経済（家政）・政治の古典的な3区分が踏襲され、「政治学」の描かれ方には伝統的な「君主の鑑 *speculum principis*」の趣きさえ漂っているのだから、その主要部分を「市民経済学」と訳すのは幾分そぐわない感じもするが、暫定的にお許し願いたい。それ以外の「単なる政略論」と訳した箇所の下線部は初版にはなく「単なる政治学」であった。ちなみに、草稿『商業原論』の時点では、「国民を巨大な家族、君主を共通の父ととらえ、人口を増大させ、国民を富裕で勢力あり賢明にして優雅たらしめるように君主に教える」のが「国家の経済 *economia dello Stato*」、《君主を、その人民の間に正義を維持するため

に生みだされた、支配者 *signore* や立法者 *lageslatore* や裁判官 *giudice* として考える》のが《経済と法術 *economica e dicastica*》と呼ばれていた (*Id.*, pp.3-4)。

ともあれ、《わたくしが先ず言っておきたいことは、政治経済 *economia politica* の目的は2つしかないということである。すなわち、1. 人口 *popolazione*、2. 便宜 *comodi*・富裕 *ricchezza*・勢力 *potenza*、である。したがって、商業の政治科学にも2種類ある》(Genovesi 1984, p.127) という「商業汎論」以来の認識は、『商業講義』第1部の導入節でも改めて〈市民の経済〉の2つの主要目的として確認される。だが、《ここから主権者 *sovrano* の最大限可能な富裕と勢力が生じるのである》(*Ibid.*) といった文言は消え、《「国家」を偉大と完成へともたらす》主権者の役割の方が強調される (Genovesi 2005, p.271)。

こうして、続く第1章「政治体について」では、《より小さな部分 *parti* から構成された機械 *macchina* をよく知るためには、[……]そのあらゆる部分と[……]それらの主要な動因 *motore* を知らねばならない》として、次のように述べられる。

あらゆる市民体 *corpi civili* は家族から構成され、家族は個人 *persone singolari* から構成される。個人は家族の要素であり、家族は市民体の要素である。したがって、政治体 *corpi politici* の性質や最初の方や活動は、家族の性質や力、そして個人の性質や活動から生じる。さらに、個人は、自然そのものから与えられた、生まれながらの諸権利をもっている。家族の諸権利は個人の諸権利から、その結集によって生じる。そして、政治体の諸権利、言うところの「公法 *jus publicum*」は、家族の権利から、分散状態にあった諸家族の最初の原始協約 *primo patto originale* によって生じる。個人は本性的にいくつかの責務 *obbligazioni* を負っており、それらは原初的な諸権利 *diritti primitivi* と不可分のものである。これらの責務は個人から家族へと移り、原始協約によって家族から政治体へと移る。全ての家族の長であり、したがって全ての個人の長でもある「主権者 *Sovrano*」は、ただ彼一人のうちに、これらの全ての力を集積し、これら全ての権利と責務の監督 *tutela* となる。これらの力や権利や責務の、彼は最高の独立した「調整者 *Moderatore*」であり、それは公共の福祉 *pubblica felicità*、すなわち組織 *corpo* 全体の各構成員とその長との幸福 *felicità* のためである。このようにして、「国家 *Repubblica*」の真の力と活動が形成される。 (*Id.*, pp.272-273)

下線部は第2版での加筆であり、また波線部は初版では単に「責務の監視人 *custodia*」だが、要するに「君主」とは「公共の福祉」のための「調整者」なのだ。では、その対象となる諸個人の原初的な権利や責務とは何か？

ジェノヴェージによれば、「権利」とは《我々に固有に *in proprietà* 属するところのものを自由に使用する道徳的能力 *facoltà morale*》であるから、《わたくしの本性 *natura* に属し、わたくしから分離できないものは全て、本来的にわたくしのものであって、二人の人間が同一人物とならぬかぎり、他人のものではありえない。したがってわたくしの自然的権利 *diritto naturale* に属する》ことになる。したがって全ての個人はまず何よりも「存在する権利 *diritto di esistere*」(生存権)を持ち、さらには「自らの幸福のために *per la sua felicità*」自信の能力を使用することもできる (*Id.*, pp.278-279)。だが、幸福の追求は往々にして逸脱を招く— 『正義論』ではスミスの『道徳感情論』のフェア・プレイ原則を想起させる議論も見られる (cf.奥田 2004)—、《……したがって、他人が自らの権利について行う濫用に反対できるということは、他と同様に一つの権利である。そしてここに政府 *governo* の自然的な基礎がある》(*Id.*, p.282) わけだが、むしろ積極的に「扶助の権利 *il diritto del soccorso*」までも自然権のうちに数えるあたりこそ、ジェノヴェージの本領発揮といえよう。

◆ 〈相互的扶助〉と〈公共の信義〉

アリストテレス以来の《人間は本性的に社会的 (社会的) な *socievole* 動物である》という「ありふれた文言」にジェノヴェージは疑問を投げかける— 《動物と言えれば必然的に、感覚と知覚があり仲間のある存在 *essere sensitivo, cognoscente, compansole* のことを言うのである。第一に、どんな動物も両性の結合なしでは生まれないからである》云々と。だから、人間が優れて「社会的」であるとしたら、それが動物のように「本能 *istinto*」によるものではなく、「反省 *riflessione*」の結果だからである。「敬愛 *PIETÀ*」という《教育によっても損なわれない人間の心の本来の基盤》と、《我々の人生の目的に関わる無数の事柄の計算機 *calcolatrice*》である「理性 *RAGIONE*」のおかげで、人間はより強い絆を結ぶことができる。「自然」が《なんびとも自足しない *niuno basti a se stesso*》ようにさせたために「社会」が我々の幸福の最大の手段となったという次第もまた、理性によって認識される。

わたくしが言いたいのは、この理性こそが我々に、相互に扶助される権利 *reciproco diritto di esser soccorsi* というものを、したがってまた、必要な際に扶助し合うという相互的な責務 *reciproca obbligazione di soccorrerci ne' nostri bisogni* を明らかにするということであり、それゆえ、自然の動きを抑えて、お互いに必要であるのに扶助し合う用意や傾向のない者たちの間では、社会 *società* はありえないということなのである。(Id., pp.282-284)

〈相互扶助の義務〉の延長線上には、やがてフランチェスコ・マリオ・パガーノ (1748-99) の 1799 年の『ナポリ共和国憲法草案』の「人権宣言」第 20 条の「人間の義務」— 《万人は他人を啓蒙し *illuminare* 教育しなければならない》— が出現するであろう (奥田 2003c, p.9)。その予兆は既にジェノヴェージにもあった。《我々は研究しようではないか。学術的な虚栄のためではなく、無知な者たちを威圧しようという倨傲や、彼らを翻弄しようとする悪意のためでもない。我々に、互いに役立つ *utili* ように努めよと命じている、世界の「調整者 *Moderatore*」の法に従うために》(Id., p.890) — これが『商業講義』の最終句である。

ところで、その 2-3 頁前のところでは、「政治体」における「交通 *comunicazione*」の重要性が、改めて次のような比喻で強調されていた。

政治体というものは、連結管で結ばれた物体 *corpo di tubi comunicanti* のようなものである。交通のないところに社会はない。諸家族は交互にお互いを支え合い、全てが一緒になって、まさにこの交通によって主権 *sovranità* を支えている。交通の回路 *canali* を断ち切ってみたまえ。そこにあるのは連帯した組織 *corpo associato* ではなく、法もなければ長もおらず、お互いを貪り合う、分散して彷徨う未開人の群である。それは微塵に砕けた宮殿の廢墟である。(Id., p.890)

「交通の回路」には、道路や運河・港湾施設といった「物理的回路 *canali fisici*」だけでなく、「精神的回路 *canali morali*」も含まれる。どんなに立派な広い街道があっても、「恐怖 *PAURA*」「隷従 *SCHIAVITÙ*」「貪欲 *RABBIA*」「横暴 *AVANIA*」「後悔 *PENITENZA*」「貧窮 *MISERIA*」などが蔓延っては何にもならない。ナポリ王国の現在はまだにそうではないかと問いたげなジェノヴェージであるが (cf. Pagden 1990)、問題はもっと根深い— 《公共の信義を侵犯するあらゆる財、あらゆる取引、あらゆる輸送は、国民を滅亡させる》(Id., p.890)。

だが、広汎で迅速な流通とあらゆる種類の有用な勤労 *industria* の復活にとって何にもまして必要なのは公共の信義 *FEDE PUBBLICA* である*。わたくしの信じるところでは、<ハリカルナツスのディオニュシウスが『ローマ古代誌』第 2 巻で伝えているように> 古代ローマ人たちの「法律 *Leggi*」と「宗教 *Religione*」の最初の制定者であったヌマ・ポンピリウスが「信義 *FEDE*」の女神に神殿を献げたことにもまして、市民的英知にふさわしい事績はない。キケロは慧眼にも<— 重々しく『義務論』第 2 巻で> 言っている。「国家を束ねるのに信義より強力なものはない *Nulla res vehementius Rempublicam continent, quam fides.*」と。誰が疑えようか? ある「市民たち *Cittadini*」と別の「市民たち」との相互の信頼 *confidenza* を形づくる事柄においても、また取引の確実さや法律の効力や「行政官」たちの識見と廉直さや「宗教」の神聖さについても、<実際、> 信義 *fede* が全く置けないようなところでは、市民的な社会 *civile società* や生活の最初の 2 つの基礎、すなわち正義 *GIUSTIZIA* と人間性 *UMANITÀ* は決して見いだすことができないだろう。なぜなら、信義のないところでは、取引の確実さもなく、法律の効力もなく、人間同士の信頼もないからである。(Id., pp.751-752)

これは『商業講義』第 2 巻第 9 章「公共の信義について」の冒頭部であるが、実はこの章は『商業原論』の草稿では「公共の信義についての論考」として第 2 部の最後を締め括る位置に置かれており、『大ブリテン商業史』の第 3 巻にも収録されていた。下線部は刊本『商業講義』初版で第 2 巻の中程の位置に移されるに際し加筆された部分であり、二重下線部はさらに第 2 版で追加された語句である。<>で囲んだ語句は「論考」にはあったが、『商業講義』刊本では削除された。なお、刊本では*の箇所には次の「注」が加えられている。

*このラテン語の《*fides*》という言葉は、ギリシア語の《*sphidis*》、「弦 (*corda*)」、「絆 (*legame*)」であり、ここから《*sphigno*》「結ぶ (*allacciare*)」が生じ、楽器の弦を絞って演奏する者はラテン語で《*fidicen*》、女性ならば《*ficicina*》となった。したがって、公共の信義とは、一国の個人や諸家族をお互いにきつく結びつけたり、彼らを君主と、また交易する全ての国民ときつく結びつける弦である。

この〈公共の信義〉論は、『商業原論』草稿での全 20 節が『大ブリテン商業史』で全 22 節となり、『商業講義』では最終的に全 33 節 (初版では 32 節) に増補されるが、そこには— やはりパガーノの物理的社会観を先取りするような (奥田 2003c) — 次の一節もある。

孤独 soli であること、すなわち我々の同類 simli とのあらゆる交渉 commercio から隔離されていることにもまして、不幸と思われる人間の状態は他にない。アリストテレスの美しく真実な言葉にあるように、孤独で自分一人で満足する人間は、神か、さもなければ野獣にちがいない。生命と幸福を与えてくれる同類の息遣いなしで何ができようか？[……]この理性的な社会は、それを形づくる構成員たちが相互に真実の友人同士でなければ、存在できない。政治体における人々の間の相互的な友情 reciproca amicitia は、物体を構成する微粒子の間の相互的な引力 attrazione のようなものである。自然界の大きな物体はこうした相互の引力なしには存在しえない。友情なしにはいかなる政治体も存在しえない。 (Id., pp.762-763)

他人との「交渉 commercio」とりわけ「友情」がなくては、人間は生きていけない。そして今や「商業」がなくては〈文明=市民生活〉は立ちゆかない。そのとき「友情」に相応するものが〈公共の信義〉であろう。

だが、現実の商業世界の進展は、それをまさに踏みにじりつつあるのではないか？「商業汎論」以来、「奢侈」を基本的に容認し（奥田 1986-87）、「商業の自由」を擁護してきた（奥田 1987）ジェノヴェージも、懸念を深めていたはずである。第 1 巻冒頭の〈市民体〉論に呼応するかのようによ石として据え直された〈公共の信義〉論の拡充が、まさにそのことを語っているように思われる。

それでは『商業講義』の掉尾を飾る(?)「人間の幸福のための巨富の用途に関する論考」の場合はどうか。『大ブリテン商業史』第 2 巻の初出時には全 42 節であったが、『商業原論』草稿（第 2 部第 14 章）では全 53 節となり、最後は全 85 節に膨れあがっているのだが、その複雑な改稿過程から何が読み取れるかは次の課題としたい。

Bibliografia (抄録) *全文は当日配布いたします。

- Bruni, Luigino (2006) *Civil Happiness: Economics and human flourishing in historical perspectives*, London: Routledge. 【『経済学史研究』49 巻 1 号に川俣雅弘会員の書評】
- Ferrone, Vincenzo (2003) *La società giusta ed equa. Republicanesimo e diritti dell'uomo in Gaetano Filangieri*, Bari: Laterza. 【『日本 18 世紀学会年報』第 22 号に報告者の書評】
- Pagden, Anthony (1988) *The Destruction of Trust and Its Economic Consequences in the Case of Eighteenth-century Naples.*, in *Trust: making and breaking cooperative relations*, edited by Diego Gambetta, Oxford: Blackwell, pp.127-141.
- Robertson, John (2005) *The Case for the Enlightenment: Scotland and Naples 1680-1760*, Cambridge University Press. 【『日本 18 世紀学会年報』第 22 号に村松茂美会員の書評。『経済学史研究』49 巻 2 号に報告者の書評】
- 奥田敬 (1986-87) 18 世紀ナポリ王国における「政治経済学」の形成— アントニオ・ジェノヴェージ「商業汎論」とその周辺, 『三田学会雑誌』79-5, pp.58-72; 79-6, pp.89-102.
- (1987) 《商業の自由》の理念と現実— アントニオ・ジェノヴェージと 1764 年「大飢饉」, 『イタリア学会誌』37, pp.17-41.
- (1992) 【訳・解題】『アントニオ・ジェノヴェージ「商業汎論」— 商業についての一般的な論考 (1757 年)』, 一橋大学社会科学古典資料センター (Study Series 27).
- (2003a) 〈市民〉と〈文明〉のあいだで— “Economia civile”の訳語をめぐって, 『一橋大学社会科学古典資料センター年報』23, pp.11-20.
- (2003b) イタリア経済思想史における啓蒙と改革— ナポリからの視点, 『経済学史学会年報』43, pp.87-101.
- (2003c) 賢者の革命— フランチェスコ・マリオ・パガーノ評注, 『甲南経済学論集』44-3, pp.1-34.
- (2004) 高貴な実学— アントニオ・ジェノヴェージにおける〈経済学〉の初心, 『甲南経済学論集』45-1, pp.77-107; 45-2, pp.59-109.
- (2006) 近代南イタリアにおける共和主義の運命— V.クオーコと 1799 年ナポリ革命, 田中秀夫・山脇直司編『共和主義の思想空間— シヴィック・ヒューマニズムの可能性』, 名古屋大学出版会, pp.383-417.

ボワギルベールの自由主義経済学とその思想的源泉

—ジャンセニズムとの関連をめぐって—

米田 昇平（下関市立大学）

はじめに

ボワギルベール（Pierre le Pesant de Boisguilbert, 1646–1714）は、功利主義的な人間観に立って、社会を、交換を通じて相互的効用が実現される「欲求の体系」ととらえ、しかも欲求充足を求める人々の自由な活動は経済世界に内在する自律的メカニズムに導かれて、一定の秩序をもたらしようと考えた。17世紀末の時点で、すなわちケネーやスミスよりも半世紀以上も早く、「レセ・フェール」の秩序原理に基づく自由主義経済学の骨格を示してみせたのである。このような「レセ・フェール」の経済学の構想は一体どのような思想的源泉から生まれたのか。この解明によって、経済学の生成過程の研究においてこれまで（とくに日本では）あまり注目されてこなかったラインが浮き彫りにされる。

ボワギルベールの思想的源泉の一つは、17世紀後半のフランスの新思潮、すなわち人間の行動原理を利益に見だし、人間の行動を導く心理的動機に遡って自己愛という利己的情念の社会的効用に着目するジャンセニストやモラリストの功利的人間観や社会観にある。世俗の生活を生きる人々の集合的精神にみられる一定の普遍的な傾向性（エピクロス主義）への着目から功利主義の新思潮が出現し、それに倣う形でボワギルベールの経済認識が形成されていったとも言える。原罪を背負った人間の墮落（邪悪さ）と無力さを徹底的に暴こうとするジャンセニストにあって、ピエール・ニコルやジャン・ドマは、そのように墮落した利己的情念（自己愛）に導かれる人間の社会に秩序をもたらしようのものは何かを問う。さらに、ジャンセニズムに共鳴するラ・ロシュフコーなどのモラリストもまた人間心理を徹底的に解剖し、文学的筆致で人間本性における自己愛の優勢をえぐり出す¹。

この時代は「ヨーロッパ精神の危機（1680～1715年）」（ポール・アザール）の時代と呼ばれ、18世紀啓蒙における「神経の回復」（ピーター・ゲイ）を準備した時代と目されるが、世紀の転換点を彩るフランスの新たな知的潮流は、ヨーロッパ啓蒙の共通因子となって18世紀啓蒙の展開に大きな影響を及ぼしたように思える。それはまた経済学の生成・発展との関連でも重要である。啓蒙の共通の知的関心が文明化の進展による人間の生活状態の改善にあったとすれば、おのずから経済学は啓蒙の中核に位置することになるが（ジョン・ロバートソン）、この意味で、この啓蒙の共通因子は他方で経済学の共通の母胎でもあったからである²。例えば、この新思潮はボワギルベールの想源であっただけでなく、ヒュームやスミスに連なるマンデヴィルの想源でもあったことに注目すべきであろう。

¹ ラ・ロシュフコーの『箴言集』（初版1665年）冒頭の「われわれの美德は、ほとんどの場合、偽装した悪徳にすぎない」というマキシムは有名である。

² ジャン・ラフォンは「パスカル、ニコル、ラ・ロシュフコーといったジャンセニストのアウグスティヌス主義からベールやマンデヴィルのカルヴィニストのアウグスティヌス主義を経て、スミスの経済学に至る興味深い連続性が存在する」ことを指摘している。そして人間と人間との関係に関する倫理的考察からどのようにして自立的な経済学が生まれたのかを問い、「罪それ自体を普遍的善に転換するアウグスティヌス主義の不可思議な錬金術」にその解答を求めている（Lafond [1996] p.187）。ではこの「錬金術」とは一体何か。ラフォンの論文では、その秘密は結局不分明なままである。

ただし、経済学の（より限定的に言えば、ボワギルベールとマンデヴィルの経済学の）共通のこの母胎の内実はいまだ十分には明らかにされていない。本報告では、その解明への第一歩として、ピエール・ニコル（Pierre Nicole, 1625–1695）をとりあげ、ニコルの「情念と秩序の哲学」の延長上で、ボワギルベールがどのような飛躍によって「レセ・フェール」の経済学の構想に至ったのか、その一端を明らかにしたい。

1. ピエール・ニコル—自己愛による秩序の可能性—

ニコルは、アダムの墮罪によって原罪を背負うことになった人間を徹底的に墮落した存在であると考えた。「墮落した人間はただ自分を愛するだけでなく、限度も節度もなく自分を愛する。…彼はあらゆる種類の財、名誉、享楽を欲し、自分のためにしか、あるいは自分とのかかわりでしかそれらを望まない。彼がすべての中心である」（1675, p.382）。自己愛（*amour-propre*）に発する暴君的な性質が人間だれもの心底に刻み込まれており、そこに「人間のあらゆる犯罪や乱脈の種が宿っている」（*ibid.*）。人間は自分を愛するのと同じ程度に他人の自己愛を憎むから、自己愛と自己愛の対立は必然である。ニコルは「人間は戦争状態で生まれ、各人はおのずからあらゆる他人の敵である」と述べたホッブズの言説は真理や経験に合致していることを認める（ただし自然権の議論は否定する）（1675,p.383）³。

しかし一方では、人間は無数の必要によってお互いに結ばれており、必然的に社会のなかで生きていかざるをえない。そしてこの必要を満たすため、墮罪以後に神がすべての人間に課した「苦役」としての労働を強いられる。しかも人間は欠乏を満たそうとして「ひたすらみずからの欲求や必要を増大させる」（1671a, p.62）から、社会的結合の必然性はますます高まり、労働に基づく人間同士の相互依存の関係が拡大していく（「あらゆる技芸は鎖で結びつけられており、お互いに必要とし合っている」1671c, p.215）。ところで、ニコルにとって、自己愛をほとんど唯一の行動原理とする人間はいわば欲求の存在であり、したがってそのような人間が織りなす社会は一面では欲求の社会として特徴づけられる。「世界全体はわれわれの都市」であり、この世界の住民は「皆、お互いに有する相互的な諸欲求（*les besoins reciproques*）を通じてすべての人々をお互いに結びつける連鎖の一部となる」（1671b, p.110）。こうして、労働に基づく相互依存の関係を拡大していく動因は、人間の自己愛に発する諸欲求であった。ここに功利主義の人間観と社会観の先駆けをみることができよう。また、ここにみられる苦役としての労働が欲求の社会を支えるという構図は、ヨーロッパ出自の（とくに効用理論に立脚した）経済学の重要な特徴をなすものであることは言うまでもない。快樂の享受を求めて苦痛に耐えるという逆説的な人間のあり方が、いち早くジャンセニストによって確認されたのである。

このように一方で対立し合いながら、他方で相互依存を深めていく。そのようなあり方が一体どのようにして可能なのか、言い換えれば、自己愛を秩序へと向かわせるための抑

³ ニコルへのホッブズの影響は明らかである。一方、ジョン・ロックは、ニコルの『道徳論集』のいくつかの論説を英訳し紹介している（Yolton [2000] を参照）。またマンデヴィルは『蜂の寓話』に先駆けて、モラリストであるラ・フォンテーヌの『寓話』の一部を英訳・出版（1703年）した。マンデヴィルに多大な影響を与えたピエール・ベールを含めて、この「ヨーロッパ精神の危機」の時代におけるインターナショナルな「学問共和国」の思想的カオスに、経済学の生成という新たな視点から光を当てる必要がある。

制装置とは何か、これこそがニコル道德論の最大の問題であった。抑制要因の一つは「利益への配慮」である。「相互的な諸欲求を通じて」人々が関係を結ぶこの世界において、自己愛を満たすためには、他人の自己愛を抑圧するのではなく、それを満たしてやるのが最良の方法であると彼は言う。「人は得るために与える」、それが、人間同士が行うあらゆる交際・交流 (commerce) の基本であり、これによって愛徳 (charité) が関与しなくてもあらゆる必需品が満たされ、聖人君子ばかりの国と同じように安全かつ快適に暮らすことができる (1675, p.384)。このように利益への配慮が自己愛に歯止めをかける。言い換えれば、愛徳に代わって貪欲が「あまり誉められない仕方」で相互依存関係を維持するのである。ニコルはスミスを思わせる言い方で次のように述べている。「田舎に行けばほとんどどこでも喜んで旅人の面倒をみる者や、また旅人を迎えるための宿舎を準備万端整えている者たちをみかけることができる。旅人は好きなようにそれを使うことができるし、彼らは注文通りに従う、…愛徳の精神によって動かされているのだとすれば、これほど素晴らしい人々がほかにいようか。しかし、彼らを動かしているのは貪欲 (la cupidité) である」 (1671c, p.213)。ニコルはまた「貪欲によって形成されるこの精神世界」における自己拡張の情念の機能に関して、デカルト力学の渦巻き理論を応用し、自然的諸力がその相互の圧力によって安定状態に達するように、諸情念はその競合関係ないし相互牽制を通じて一定の秩序を維持しようと述べている (1675, p.386)。このように「利益による秩序」の構想は他方で機械論的世界観によって支えられていた。

ニコルはさらに、人々の愛や称賛や敬意を得たいという自己愛に発する情念が、他人の反感や憎悪を引き起こしかねないような自己愛の強い発露を抑制しうること注目する。すなわち自己愛はみずからに向けられた悪意、悪感情、憎悪によって苦痛を感じるのを避けようとし (自己愛の剥きだしの行動が「他人の心に与えるはずの結果を考えるに至ったとき、人はただちにそれらを隠すという結論を下す」 1675, p.402)、むしろ人々の敬意や友情を獲得しようとして、愛徳を模倣する。このような自己愛の隠蔽・抑制装置が「礼節 (honnêteté)」であり、自己愛は「礼節」を通じて愛徳を偽装し、人々の愛や敬意を獲得しようとする。他者の眼差しへの意識が、愛徳を思わせる礼節を人々に強い、剥きだしの自己愛にブレーキをかけるのである。こうして自己愛と愛徳は外見上、一致する、あるいは見分けがつかない (「愛徳と自己愛は結果において同じである」 1675, p.381)。

以上のように、「利益への配慮」と「愛されたいという願望」はいずれも自己愛に発する情念であるが、これらが他の暴君的な自己愛の発露を抑制し、欲求の社会に一定の秩序をもたらす。ただし、そうであるためには、その自己愛は真の利益がどこにあるかを見抜き、理性によってそれを実現することのできる「開明的な自己愛 (amour-propre éclairé)」 (1675, p.408) でなければならない (情念による理性の利用)。したがって、「規律正しい社会」を作るためには誰もが開明的な自己愛を身につける必要があるが、しかしこのことは何ら保証されていない。例えば、他人の眼差しなど一切気にしない人々にはその振る舞いを押しとどめるブレーキが存在しないから、彼らはあらゆる気まぐれや奇行を繰り返すが、これほど危険な人々はいない。それゆえ、結局、上記の二つの歯止めでは十分ではない。そこでニコルは、「苦痛の恐れによって貪欲を抑止し、社会に有用な事物に貪欲を向かわせる政治的秩序」 (1671c, p.214) が必要であると明言する。法を定め、その違反者を「車刑や絞首刑」で罰することのできる政治的秩序である。したがって、結局、「死の恐怖が市民社会

の第一の絆であり、自己愛の第一の歯止めである」(1675, p.384) ことになる。この歯止めは力づくのものであり、しかも政治的秩序の担い手である高位高官たちは神の意志をそこに反映させることを求められるから、この意味で政治的秩序は神の意志に直接、結びついている(神から受け取るこれほどの財について「人々は神に感謝すべきであり、その感謝のなかに、彼らにそれらの財をもたらすために神が利用する人々や神の權威の受託者である人々を含めなければならない」1671c, p.217)。

このようにニコルは、自己愛の自己規制の原理を探求し、「利益による秩序」の可能性を見いだしたが、しかし罪深い人間の心底に刻まれた自己愛という悪が公共善へ転化するのを最終的に保証しうるものは、彼にとっては、為政者が神慮に基づいて案出し維持する力づくの政治的秩序のほかにはない。こうして、ここでは便宜を求めてやまない人間の功利的行動は、宗教・政治の規範にしっかりと繋ぎとめられていたのである。

2. ボワギルベール—レセ・フェールの経済学—

ボワギルベールが立脚する地点も功利主義の人間観と社会観である。「だれでも豊かになりたいと思う。大部分の人が昼夜を問わず働くのは、ひたすら豊かになりたいがためである。…富の獲得については過度によって罪を犯すことなどありえず、…他人の利益への配慮などまったくの幻想であるか、空論の域を出ない宗教の考えることである」(1707b, p.973)。では富とは何か。貨幣を富とみなす俗論を厳しく批判しつつ、彼は、人間の欲求を満たし快楽を増大しうるものは何であれ富であり、喜劇役者が提供する娯楽でさえ生活を彩る富である、としている。人間は欲求の存在であり、その織りなす社会は人間同士が利益によって結ばれた欲求の社会であるほかない。彼は明らかにニコルの言説を踏まえ、「世の中のあらゆる取引は…もっぱら企業家の私欲 (*l'intérêt*) によって支配されている。…旅人におどろ酒を売る居酒屋は、だれであれ旅人の役に立とうとしたのでは決してなかった、自分の蓄えがなくなりほしくないかと心配しながら旅の足をそこにとどめる旅人にしても事情は同じである。世界の調和をもたらす国家を維持するのは、このような相互的効用 (*cette utilité réciproque*) である。各人は自分の個人的利益をできるだけ多く、そしてできるだけ容易に手に入れようとする」(1705, p.748-9) と述べている⁴。

このように、ボワギルベールは宗教の羈絆を逃れ、ニコル(やジャン・ドマ)の功利主義的な社会認識をいっそう徹底して、文明社会を、交換を通じて相互的効用が実現される「欲求の体系」と捉えた。もっとも、その人間観にはジャンセニスムのリゴリズム(あるいは原罪の思想)が投影している。彼は人間の欲求が次第に高いレベルで充足されていく文明化の過程を、一方では人間の墮落が深化する過程と捉えるからである。人々が必需品に続いて華美で余分なものを欲するようになったのは、「腐敗、暴力、逸楽」が現れてからのことであり(1707a, p.888)、富の種類を増やし文明化を進めるものは、「精神の墮落」にほかならない。いうまでもなく、この見方はマンデヴィルの逆説的議論(私悪は公益)と類似している。そして一方では、それは、しばらくのちの「商業の精神」を手放して称揚

⁴ ペローは、スミスの「われわれが自分たちの食事をとるのは、…」という有名なフレーズの源泉を上述のニコルの一文に見いだしている。すなわち、社会的な結合原理を利益にみる見方に関して、スミスとボワギルベールの想源は同じであると考えている(Perrot [1984] pp.333-354)。

するムロンなどとは大いに異なるところである⁵。

「精神の墮落」に導かれて、人は次第に必要な性の低い財を求めるようになるから、職業についても、パン屋や仕立屋のようなもっとも必要な職業から、奢侈の最後の産物であり過度の余剰の存在を示す喜劇役者に至るまで、順次、世の中に登場することになる。この意味で文明社会はより高次の欲求充足に向けて、いわば序列化された「欲求の体系」として形成されていく。この体系は生産の部面でみれば相互依存関係によって特徴づけられる。ニコルは「あらゆる技芸は鎖で結びつけられており、お互いに必要とし合っている」と述べたが、ボワギルベールは「あらゆる職業は全体として数々の輪によって構成される富裕の連鎖 (une chaîne d'opulence) をなしており、一つでも輪がはずれてしまえば全体が無効になる」(1704,p.830) と述べている。「富裕の連鎖」は生産者同士の相互依存を意味するが、他方で地主などの有閑者と生産者も相互に依存し合っている。そしてこれらの相互依存を維持する条件は、お互いの過不足を調整するあらゆるレベルの交換関係 (commerce) の円滑な機能である。自然的秩序の観念と結び合って彼をレセ・フェールの主張へと導いたのも、このような認識であった (commerce の自由)。彼が多用する「釣合」や「均衡」の概念もまた過不足を調整するための持続的な交換という不断の運動状態を意味しており (デカルトの渦巻き)、富や「一般的富裕」はこのようなダイナミックな調整過程を通じて実現されていく。

彼はこの相互依存を貨幣循環ないし消費購買力の循環 (所得の循環) の側面から分析し、それが基本的に循環的・因果的な関係であることを明らかにしつつ、その関係の拡大と縮小の条件を示している。例えば、縮小をもたらす要因は地主が手にする土地所得の減少である。その影響は波及的に全体に及び、土地所得の減少を契機として経済は螺旋的な収縮過程をたどって「もときた道を逆行していく」(1704, p.838)。この相互依存の拡大をもたらした動因は「精神の墮落」あるいは「快樂 (la volupté)」(1707b, p.986) であったが、そのプロセスを主導した地主の所得が減少すれば消費循環は波及的に縮小を余儀なくされる。ニコルのいう「相互的な諸欲求を通じて」お互いに結びついた連鎖は、消費欲求の収縮とともに縮小していくのである。ところで、土地所得の減少をもたらすのは穀物価格の低落である。言い換えれば、釣合や均衡を維持する条件は何より穀物価格を安定的に維持すること、すなわち穀物価格が生産費との関係で、また他の財価格との関係で「比例価格 (un prix de proportion)」を維持することであった。

しかしこの「比例価格」の実現は容易ではない。なぜなら、この経済世界では「みずからの幸福をこうした調和の維持に期待するほかないのに、恐るべき魂の墮落によって朝から晩までそれを破壊しようとして全力を尽くさない者などだれもない」(1707a, p.891) からである。では、これほど強く自己愛に支配されたこの世界で、その実現を保証しうるものは何か。彼はいう、「これらの場合に正義が維持されるのは剣の切っ先によるほかない。自然や神慮 (Providence) が引き受けるのもその役割である。…自然の働きに任せる (on laisse faire la nature) かぎり、…このような秩序が維持される」(1707a, pp.891-2)。「自

⁵ 人間の悪が結果的に公共善をもたらすという逆説に含まれていた彼らのシニシズムは、ムロンやフォルボネなどの経済論説では、文明の晴れやかな展望を前にしてすっかり影を潜める。そこでは個人的利益の追求は人間の悪に根ざすどころか、世俗的幸福を目指す功利的人間の、自己実現へのまっとうな願望に基づくものとみなされることになる。

然の働き」とは、市場において人々の「利益の願望」がおのずから均衡やバランス（比例価格）をもたらすことである（1707b,p.992）。彼は需要の価格弾力性の観点から小麦市場と小麦以外の財市場とを区別し、さらに需要や供給の強度（「買う必要」と「売る必要」）に着目しつつ売り手と買い手の両面的競争が均衡を導くことを示すなど、興味深い価格理論を展開したが、価格形成のメカニズムそれ自体は詳細には論じなかった。しかし彼が、自然あるいは神慮という名の市場の強制力によって、利益を求める個々人の利己的情念が相互に調整され、比例価格の成立に至る何らかの自己調整作用の存在を想定していたことは間違いない。人為を排除し「自然だけが設けることのできる必然的な秩序」に任せておけば、交換における「正義のルール」が遵守される。そしてこのような秩序形成の原動力は人々の「豊かさ」や「利益」の願望であり、利己的情念の自由な運動にほかならない。彼はいう、「だれでも日夜、個人的利益によってみずからを維持する。そしてだれもほとんど考え及ばぬことだが、そうすると同時に一般的利益を形成する」（1707b, p.991）。このように彼の自由主義の主張は、彼なりの「自然的自由の体系」の構想によって根拠づけられていたのである⁶。

自己愛という罪を（公共）善に転換する不可思議な「錬金術」（ジャン・ラフォン）を施すのは神慮にほかならないが、ボワギルベールにとってこの超越的な神慮は、しかし不可知ではない。その内実は、社会的結合システムとしての循環的相互依存のシステムに内在する、市場の強制力という利己的情念（自己愛）の対立を調整しうる安定化装置のことであり、分析可能な対象であった。こうして、自己愛が紡ぎ出す自律的な経済秩序への着目によって、彼は（自由主義）経済学の形成に向けて前例のない大きな一歩を印したのである⁷。

（引用文献一覧などの資料は当日配布）

⁶ このような自律的な経済秩序への着目は、封建的な政治的、社会的諸制度の存在理由を奪うばかりか、政治それ自体の領域をも大幅に縮小してしまう。ファッカレロはいう、「…国王および国王がその頂点に位置するヒエラルキーが社会的紐帯を形成することはもはやない。…ニコルにおなじみの『政治的秩序』や『こまごまとしたあらゆる人間的絆』も、絶えず必要であっても遠くにぼやけている。経済秩序こそ何より重要であった」（Faccarello [1986] p.158）。コーヘンもまた「ボワギルベールは、もっとも慈愛に満ちた全知の権力者の力をもってしても、普通の人間が利己的かつ盲目的に自己利益を追求することでみずからのためになしうることを、彼らのためになしえないと主張することで、絶対主義の基礎を掘り崩した」（Keohane [1980] pp.356-7）と述べている。ただし、このような観念的な自由主義の主張は、絶対王政の基盤がいまだ強固な状況において、現実の社会的・政治的諸制度に由来する様々な攪乱要因との矛盾に直面せざるをえない（詳しくは米田 [2005] の第1章「ボワギルベールの自由主義経済学—欲求と秩序—を参照）。

⁷ 以上にみてきたニコルからボワギルベールへと至るラインは、功利主義に立脚した経済学、言い換えれば、「効用」や消費欲求への着目を特徴とする経済学の形成を典型的に示すものである。フランスでは、その特徴はこれ以降もムロンやフォルボネなどによって受け継がれていく。マンデヴィル以降のイギリスの展開はどうであったか。マンデヴィルが問題提起して始まった奢侈論争の成り行きを含めて、英仏の対照はおおいに興味深い。ところで、自己愛という悪が公共善に転化するとは、自己愛が社会的に有用な結果をもたらす社会の繁栄に結びつくことである。この転化を可能にするのがベールに包まれたままの神慮であれ、あるいは事実上の市場機構のことであれ、いずれにせよ、そのような認識の前提は、人々の集合的精神として、「効用」の増大や経済的繁栄を善とする価値観が醸成されていることである。上記のラインの歴史的意義をいっそう明確にするためには、功利主義を育んだ、このような価値規範の世俗化の有り様を同時に検討する必要がある。今後の課題である。

ユストゥス・メーザーの国家・経済思想

経済学史学会第73回大会（慶応義塾大学）2009年5/30-31「啓蒙と経済学」セッション

四日市大学 原田 哲史

I

フリードリヒ・リスト（1789～1846年）は、論稿「農地制度、零細経営、国外移住」（1842年。以下「農地制度」論と略）で、独立自営の農民は精神的にも自立しているので国家成員として望ましいとしているように、近代的な自立した個人による社会・国家形成を説く啓蒙思想家ないしその「一ヴァリエーション」である、とすることができる。ただし、そうだとでも事が単純ではないのは、ドイツ統一と保護関税政策の主張に見られるように彼が19世紀的なナショナリズムを体現しているからであり、また彼が独立自営の農民による国家形成を言うときスミスその他のスコットランド啓蒙などにはなく、主に18世紀ドイツの小領邦オスナブリュックの政治家にして政論家・歴史家のユストゥス・メーザー（1720～94年）に依拠しているからである。

リストは、「ユストゥス・メーザーは土地所有を国家株式(Staatsaktie)と称する」¹で書き出す「農地制度」論において、「国家市民(Staatsbürger)」にふさわしい特性として次の3点を挙げている。第1に、経済的な独立に基づいて「平時には自分の持つものを、法律によりまた自由意志で、公共の福祉や秩序の維持に貢献すべく差し出すのみならず、また有事にあっても国内での法状態の維持と国民の独立の擁護のために多大な尽力をなす」²こと。第2に、精神的に有能であり、行政に活発に参加すること。第3に、子供たちを、経済的・精神的に独立させて国家市民の義務を果たすことができる成人にまで育て上げること。以上である。これを担いうる中程度の農場（零細農場でもなく大規模農場でもない）の所有者こそ政治的にも経済的にも——そして軍事的にも——国家の真の成員たるふさわしい、とリストは言うのである。零細農は第1の貢献ができるほど経済的に安定していないし、大規模農場は貧しい農業労働者を多数生み出すから望ましくない、と。このような主張は、適切な規模の土地を「国家株式」として所有する者のみが国家の正しい成員となるとするメーザーの思想に由来する、と彼自らそこで吐露しているのである。

¹ F. List: Die Ackerverfassung, die Zwergwirtschaft und die Auswanderung, In: *Friedrich List, Schriften/Reden/Briefe*, Bd. V, hrsg. v. E. Salin, A. Sommer u.a., Berlin 1928, S. 418, 小林昇訳『農地制度論』岩波文庫、1974年、p. 11.

² Ibid., S. 449, 訳、p. 61.

「国家市民(*Staatsbürger*)」にふさわしいそうした特性は、シヴィックな（またその意味で啓蒙的な）徳性を表わしていると思われる。市民が直接的な労働から解放されていることが古典古代の市民の典型的なあり方だとすればそれは妥当しいけれども、独立した市民の政治と防衛（軍事）への積極的・献身的な参加という点においてはそうであるし、シヴィック的伝統が後に経済的な要素とも絡み合っていくのだとすれば³、モディファイされたそれがリストにあると言える。

II

では、リストが依拠したメーザーの国家・社会思想それ自体は、どのような特徴をもっていたのであろうか。以下、5点にわたって見てみよう。

第1に、メーザーは『郷土愛の夢』(1774～86年)所収の論稿「小さな都市ひとつひとつにも異なった政治体制を与えるべきではないのか」(1777年)において、古代ギリシアの「ひとつひとつ [の小さな都市] が独自の宗教的・政治的な体制を作り上げ、その体制によって自分たちの諸力をたぐいまれなる偉大さにまで高めた。…彼らは彼らの計画において自然が与えたものすべてを最大限に活用し、まるで人間ひとりひとりの腱を撚り合わせて錨綱を作りあげたかのようだ」⁴として、古代ギリシアの市民自治を賞賛するとともに、そこでは子供たちを訓練して「全体の福利」のために戦う「勇敢で強健な精神」をもつ「戦士」⁵へと教育することが市民の大きな関心事であった、と述べる。ただし、メーザーはその意義を認めたくて、彼自身の時代にはむしろ「技量をもち勤勉で儉約を好む人たち、すなわち常に多くを獲得し少なく費消する人たちのみ」⁶が必要であるとして、育成すべき市民のあり方もはや違ってきている、と指摘する。つまり、シヴィック的・市民的自治の伝統を賞賛するとともに、今や主体としての市民の内実を勤勉で生産的な市民でもって置き換えていくことが必要である、と説くのである。

第2に、この「小さな都市ひとつひとつにも」論稿で「我々の時代における画一的で哲学的な諸理論が今日の立法に及ぼす悪影響について、我々は別の機会に考察した」とされているように、彼の自治論・政治論の重点のひとつは画一的な法に反対し多様性を承認することであり、

³ Cf. R. Robertson: *The Scottish Enlightenment at the limits of the civic tradition*, In: I. Hont, M. Ignatieff (Ed.): *Wealth & Virtue*, Cambridge 1983, p. 138, 177, 水田洋・杉山忠平監訳『富と徳』未来社、1990年、p. 228-229, 282-283.

⁴ J. Möser: *Sollte man nicht jedem Städtgen seine besondere politische Verfassung geben?*, In: *Justus Möser's Sämtliche Werke* (以下 *SW* と略), Bd. 6, Osnabrück, o. J., S. 65.

⁵ *Ibid.*, S. 66.

⁶ *Ibid.*, S. 66.

「別の機会」とは論稿「普遍的な法律や法令を求める現今の傾向は民衆の自由にとって危険である」(1772年)を指している。メーザーはそこで、「総務省のお偉方」の「あらゆる事柄を単純な諸原理に還元したくてたまらない」⁷傾向——プロイセンに見られたそれ——を批判するとともに、画一化志向をもつヴォルテールをも批判する。メーザーによれば画一的であってもよいのは「訴訟・遺言・後見といった形式的な手続き」や「度量衡・铸貨」などしかなく、「この限りでは大司法長官フォン・コクツェーイも仕事をやってきた」が、「そうした普遍的なポリツァイ規則、普遍的な森林法規、普遍的な法律は大方の場合人間理性への尊大な介入、私的所有の破壊、自由の侵害なのである」⁸。メーザーは逆に、モンテスキューがまさに「法律が単純になり規則が普遍的になるほど、国家はますます専制的に・無味乾燥に・貧弱になる」⁹と言っているとして、モンテスキューを賞賛する。彼はフランス啓蒙の思想家たちを区別して、その多様性志向の側面については支持しているのである。

第3に、ドイツ啓蒙との関係はどうか。研究者ヴェルカーは、メーザーが「分類や意義において今日に至るまで議論の尽きぬドイツ啓蒙の人士たちに属する」¹⁰と言っている。我々は、カントへの言及の見られるメーザーの論稿「理論と実践について」(1798年)と、同時期の論稿「人間の権利、すなわち隷属について」(1770年代末)とを見て、それを考えよう。メーザーは、支配身分の「世襲的」な付与を批判するカントの議論が農奴制の普及という現実にもかかわらず軽はずみに支持される事態に対して苦言を呈し、農奴制ないし隷属一般にはそれなりの理由があると言う¹¹。人は経済的に自立・自営できればよいが、自立できない多くの者は富裕な「主人」の「下僕」として主人の名において(主人のために)働いて一定の報酬を得る必要があり、この必要を満たす役割を農奴制や隷属制度一般が果たしている。つまり、それが農奴制・隷属の目的なのである¹²。問題は「目的」を「より少ない犠牲でもって達成する」ための「手段」¹³を探ることである、と彼は述べる。そこで引き合いに出されるのがポーランドの選挙王制、すなわち「ポーランド王の財産を相続するのは王室なるものであり、しかもこの王室

⁷ J. Möser: Der jetzige Hang zu allgemeinen Gesetzen und Verordnungen ist der gemeinen Freiheit gefährlich, In: *SW*, Bd. 5, S. 22.

⁸ *Ibid.*, S. 24.

⁹ *Ibid.*, S. 23.

¹⁰ K.H.L. Welker: [Art.] Möser, Justus, In: *Reallexikon der Germanischen Altertumskunde*, Bd. 20, Berlin 2002, S. 140, vgl. auch ders.: *Warum Möser*, Göttingen 2007, S. 24-25.

¹¹ Vgl. J. Möser: Über Theorie und Praxis, In: *SW*, Bd. 10, S. 141-142.

¹² Vgl. J. Möser: Das Recht der Menschheit: Leibeigenschaft, In: *SW*, Bd. 10, S. 133-134.

¹³ Möser: Über Theorie und Praxis, S. 153.

の王は自然的相続者たち〔自分の子供たち〕を排除する¹⁴という非世襲の国制である。メーザーは、農奴制や隷属一般は一定の根拠に基づいているので無視してはならないが、その必要性を満たすためには「主人」や「国王」の世襲が必要なわけではなく、制度としての「主人」や「国王」（すなわち「王室」）があればよい、と主張している。彼はカントの反世襲制の志向それ自体は否定しているどころかほぼ肯定しており、それを現実を無視して声高に叫ぶ者たち（フランス革命とその支持者たち）を批判しているのである。彼はこうした自らの立場を一カントの「実践理性」になぞらえて——「実践的な人間知性」¹⁵と称している。

第4に、しかしメーザーを分権主義的な啓蒙思想家と見なすとしても、彼の思想がドイツの過去を理想とするある種のロマン主義的側面を有することは否定できない。それは、彼の『オスナブリュック史』（1768～1824年）を読むと彼の社会・国家観の原像が古代ギリシアよりもむしろ古代ゲルマンの（理想化された）共同体によって強く刻印されていることが分かるからであり、また彼の同時代の悪しき商業活動への批判も——共同の利益を阻害する「小商人（Krämer）」¹⁶への批判も——とどのつまりはその理想からの逸脱として論じられていると考えられるからである。メーザーによれば、ドイツ史において「最初の黄金時代」はカール大帝（742～814年）の治世までであり、そこでは「まだ大部分においてドイツの農場はそれぞれ一人の所有者、言い換えればヴェーレ（Wehre）によって占有されていた」。土地所有者「ヴェーレ」たちはそれぞれ一定の規模の土地を農場として所有していた。彼らはその所有とともに納税と軍役の義務を負ったが、農場を基盤とした経済的な独立とともに精神的にも自立しており、国政に参加し投票する権利を有していた。ヴェーレたちからなる「国民においては、高貴な、しかも共同体的な名誉(Ehre)以外は知られていなかった」¹⁷として、メーザーは彼らの高潔さを賞揚している。ヴェーレの所有する農場は「ヴェーアグート（Wehrgut）」と呼ばれ、さらに「国家株式」¹⁸とも言い換えられており、リストが「農地制度」論の冒頭で自ら注を付して示したのは、まさにメーザー『オスナブリュック史』のこうした箇所なのである¹⁹。

¹⁴ Ibid., S. 153-154.

¹⁵ Ibid., S. 153.

¹⁶ Vgl. J. Möser: Der notwendige Unterschied zwischen dem Kaufmann und Krämer, In: *SW*, Bd. 5, S. 150-154.

¹⁷ J. Möser: *Osnabrückische Geschichte: Allgemeine Einleitung*, In: *SW*, Bd. 12, 1, S. 35, 坂井栄八郎（訳と解説）『ユストゥス・メーザーの世界』刀水書房、2004年、p. 156.

¹⁸ J. Möser: *Osnabrückische Geschichte: Erster Teil*, In: *SW*, Bd. 12, 2, S. 91.

¹⁹ 原田哲史「F・リスト——温帯の大国民のための保護貿易論」、八木紀一郎編『経済思想のドイツ的伝統』（『経済思想』第7巻）日本経済評論社、2006年、p. 40-53参照。

第5に、彼の身分論も見ておく必要がある。メーザーは中世ドイツの法書『ザクセンシュピエーゲル』に由来する1. 国王、2. 司教、修道院長、3. 諸侯、4. フライエ・ヘレン、5. 参審自由人とフライエ・ヘレンの封臣、6. 第5身分の封臣、7. 新しい身分、という7つの（7段階の）「名誉」ある身分と、8. 不名誉な身分とを、身分的区分の基本としている。それぞれの身分がその位置に応じてそれなりの名誉を有する（あるいは第8身分のように名誉を有しない）のであり、身分の高低はおおむね独立性の度合いによって決まる。すなわち、古代ゲルマンの「ヴェーレ」に見られた、農場の所有、精神的な自立、国家への（経済的・政治的・軍事的な）貢献といった諸要件をどれだけ満たしているか——あるいはそれをどれだけ超えているか——が基準となる。メーザーは貴族の存在などを（当時の常識にしたがって）否定しないけれども、上に述べたように王室の世襲には懐疑的であるし、また不名誉な第8身分（皮はぎ職人、羊飼いやその他）についても職種そのものを汚名を負わされた仕事とするわけではなく、納税や軍役などの点で国家に貢献していないから「不名誉」であるとしている²⁰。

III

以上のようなメーザーの国家・社会思想についての認識を基礎に、彼の経済思想を見ていきたいが、さしあたり次の2点を指摘するにとどめざるをえない。

1. 「技量をもち勤勉で儉約を好む人たちがすなわち常に多くを獲得し少なく費消する人たちのみ」が望まれるとしている論稿「小さな都市ひとつひとつ」では、それに続く叙述で、彼の理想像である「糸を紡ぎ布を織ることで生計を立てているペンシルヴァニアの小さな入植地」について展開されている。青少年には年齢に応じて糸紡ぎ・靴下編み・機織りを習得することが義務付けられ、成人は粗食・粗衣で勤勉に生産に励むといった厳格な協働社会がそれである（ただし土曜日の「お祭り」で彼らは共に癒される）。完成品を「怠惰な経営者たちとその女房連中およびゲジンデたちが小商人に小売りし」²¹で外国製品を安易に購入することがその協働社会で禁止されていることを、メーザーは——オスナブリュックでもそうであるとして——強調する。小商人は「国内のあらゆる勤労を抑圧して外国の産物でもって儲けることしか考えていない」²²からである。完成品の輸入を慎み、協働社会の生産力を高め、その社会全体の富を増やすことが望ましいのである。『郷土愛の夢(Patriotische Phantasien)』の„patriotisch“を

²⁰ Vgl. Vgl. J. Möser: Haben die Verfasser des Reichsabschiedes von 1731 wohl getagt, daß sie viele Leute ehrlich gemacht haben, die es nicht waren?, In: *SW*, Bd. IV, S. 240-244; 藤田幸一郎『手工業の名誉と遍歴職人——近代ドイツの職人世界』未来社、1994年、p. 38-41。

²¹ Möser: Sollte man nicht jedem Städtgen seine besondere politische Verfassung geben?, S. 66, 68.

²² Möser: Die notwendige Unterschied zwischen dem Kaufmann und Krämer, S. 151.

「愛国的」よりも、郷土の経済力の増進への志向といった意味²³を込めて「郷土愛の」と訳すべきことの根拠はここにある。

2. 穀物不足に際してヴェストファーレン・クライスの諸領邦（オスナブリュックもそのひとつ）が火酒蒸留を禁止するため「親密で確実な相互通信」をとり合って「クライス全体に同一形式の火酒消費税」を導入することをはじめ、その他様々な共同の経済的利益のための諸施策を協調して実施する提案が、論稿「由々しき穀物不足の際に火酒蒸留を停止するための、クライス連合の構想」（1770年）でなされている。それは隣接のニーダーザクセン・クライスも含めるべきであるとされるが、神聖ローマ帝国（ドイツ語圏）全体とは言われていない。ただし、ロッシャーはそれと「今日の関税同盟」²⁴との関連を言っており、メーザーを熟知したリストがメーザーのこの議論を継承した可能性も推測できる。

²³ Vgl. O. Brunner: *Neue Wege der Verfassungs- und Sozialgeschichte*, 3. Aufl., Göttingen 1980, S. 335-345.

²⁴ W. Roscher: Justus Möser als Nationalökonom, In: *Zeitschrift für die gesammte Staatswissenschaft*, 21. Bd., Jg. 1865, S. 571.

初期ピグーの保護関税批判と厚生経済学の三命題

山本 崇史（北海道大学大学院経済学研究科博士後期課程）

I はじめに

本報告で考察するのは、ピグーの経済政策論においても十分に研究されてきたとはいえない貿易政策論、その中でも初期ピグーの保護関税批判論である。特に初期の保護関税批判論に注目するのは、この保護関税批判論において既に、ピグーは「厚生」を経済理論や政策に取り入れようと試みていたからである。したがって本報告は、ピグー厚生経済学の形成過程において、保護関税批判論が果たした意義を具体的に明らかにすることを目的とする。その意義とは、以下の三点である。(i) 厚生を増加させるという考えを念頭に置きつつ、国民分配分の大きさ・分配・安定性を論ずるという発想がこの時期に既にあったこと。(ii) 国民分配分と厚生が、その方向において等しく増減するという発想も既にあったこと。(iii) この両者を保護関税批判の根拠として用いた独自性に加えて、萌芽的な厚生経済学も既にあったこと、これらである。

さらに初期ピグーに関して、以下の三点は研究されてきたが、いずれもさらに立ち入って検討すべき重要な問題が残されている。(i) シジウィックやマーシャルからピグーへという一般的な影響は、従来から指摘されてきた。しかし理論面・政策面における具体的な継承関係についてはそれほど明らかにされてこなかった。(ii) McBriar (1987) 及びその主張の追随者は、ピグーが安定性（産業変動）に関する研究を 1907 年以降に始めたと指摘している。本論ではこの見解に反論を加える。(iii) ピグーの保護関税批判論は、その存在だけが知られるに止まり、表面的にしか研究されてこなかった。その上、本論で展開する厚生経済学の形成という観点からの研究は欠如していたのである。

ピグー厚生経済学の源泉に関する研究は以前から存在する。代表的な先行研究としては、Schumpeter ([1954]1994)、O'Donnel (1979)、本郷 (2007) が挙げられる。これらの研究は、厚生経済学の形成において、ピグーがマーシャル及びシジウィックから、理論的・思想的な影響を受けたと捉えている。保護関税批判論も、両者の影響、特にマーシャルの影響を受けたと考えられる。この点について斧田 (1990) は、マーシャルが、保護関税が社会の弱い人々、貧しい階級により重くのしかかると主張した、と指摘している。この点を考慮すると、ピグーが主張する貧者への分配改善が望ましいという思想は、彼独自の考えではなくシジウィックやマーシャルから受け継いだ考えと見るのが妥当である。加えてピグーが、J.S.ミルやマーシャルのように体系的・理論的な貿易理論を打ち立てたと考えることは難しい。つまりピグーは伝統を継承し、さらに踏み込んで貿易と国民分配分・厚生との関わりという点に重きを置いたと考えられる。ピグーの厚生経済学や思想の源泉に関する以上の研究は、ピグーがシジウィックやマーシャルから思想的・理論的影響を受けたことを明らかにした点で意義がある。ただピグー側から見た具体的な継承関係については、

また特に初期ピグーを理解する上で必要となる貿易理論・政策の継承関係については、十分に研究されてこなかった。

McBriar (1987)、小峯 (2007)、本郷 (2007) は、1907年の‘Memorandum on Some Economic Aspects and Effects of Poor Law Relief’ (以下、「覚書」と略) を初期ピグーの経済学を知る上で重要なテキストと位置づけている。これらの研究の意義は、1907年の「覚書」が厚生経済学の形成において重要な位置を占めていたことを明らかにした点にある。しかし、「覚書」以前に執筆された保護関税批判論の内容に触れておらず、しかも第三命題に関する議論の始まりを1907年以降と見ている点には、さらなる研究の余地が残されているように思われる。

ピグー厚生経済学の形成に関しては、このように着実に研究が進められてきた。しかしその一方で、保護関税批判論は従来ごくわずかししか研究されてこなかった (服部 (1994)、Gomes (2003) など) ことも事実である。

さらにピグーの経済学において、保護関税批判論がいかに重要であったかを仔細に検討した研究は少ない (Johnson (1960)、Robinson (1968)、Collard (1999;2002))。これらの研究は、ピグーの貿易論の存在を明らかにする点では意義があるといえるが、彼の保護関税批判論を十分に研究し、その意義を十分に確かめたとはいえない。このような研究状況において、ピグーの初期保護関税批判論を彼の厚生経済学の形成・展開の観点から捉え直そうとすることは、決して無意味だと思われない。

II 用語と予備的考察

1. 保護関税批判論における各用語の定義

保護関税批判論においてピグーが用いた「厚生」概念の特徴は、以下のようになる。第一に、厚生は望ましい満足における望ましき、及びこれらの満足が刺激となって生まれる欲望の望ましきに依存する。そして保護関税批判論における「厚生」には、ピグーの価値判断が入っていた。第二に、厚生の増大が経済的厚生と非経済的厚生の両方を含んでいるものであると推定される。ただこの時点での「厚生」の定義づけは、『厚生経済学』初版に比べると曖昧である。この曖昧さは、1907年の「覚書」においては払拭され、「厚生」概念は明確になっていたと考えられる。

ピグーが保護関税批判論で用いた「国民分配分」の定義はマーシャルと同一のものであった。すなわち、任意の年の国民分配分とは、国内の消費のために利用できる、「あらゆる種類のサービスを含めた物質的並びに非物質的な商品の純総額」(Pigou[1906a]1996,7) であり、国の自然資源に働きかける人々の労働及び資本の産物である。さらに、国内で生産された財も国際貿易で得られた財も、同様に国民分配分の要素となる。

ピグーは保護関税批判論において、「産業変動」という言葉を景気循環という意味で用いている。従来から、ケンブリッジ学派で用いられた「産業変動」は、短期的かつ循環的な労働需要の変動のことであり、今でいう「景気循環」と同義であると考えられている (本郷

2007,97)。

2. 完成された厚生経済学三命題及び限界効用逓減の法則

完成された厚生経済学の三命題は『厚生経済学』初版で提示されたが、その原型は既に1912年の『富と厚生』において示されている。だが、保護関税批判論において、既にピグーが三命題の萌芽的形態を示したと解釈することができる。

『富と厚生』及び『厚生経済学』における「限界効用逓減の法則」は、ほぼ同様の内容である。ピグーは、完成された三命題では、所得再分配の必要性の根拠として、限界効用逓減の法則を置いた。それに対して、保護関税批判論においてピグーは、限界効用逓減の法則に類似した限界満足逓減の法則を、所得再分配の必要性の主な根拠として措定している。

III 国民分配分の大きさ・分配・安定性と厚生

保護関税批判論において、ピグーが三命題の萌芽的形態を示したと考えることができる。なぜなら、ピグーが既にこの時期に、貿易と国民分配分との関係、及び国民分配分と厚生との関係に言及しているからである。彼はこれらの関係について以下のように述べている。

第一に、チェンバレン氏の提案する一般関税は、ほとんど必然的に総国民分配分を減少させるだろう。第二に、一般関税は、労働者階級を絶対的な損失から守ることができるような方向性で、労働者階級に帰属する国民分配分の割合を増加させないだろう。第三に、失業者の数や雇用の変動を減らすことで貧者への付随的な補償をもたらすどころか、一般関税はこうした災難[失業や雇用変動]を現在よりもさらに悪くする傾向にあるだろう (Pigou[1906b]2002,125,[]は引用者による補足を示す)。

保護貿易が[国民]分配分の量を減らすだろうから、厚生をも減らすだろう (Pigou[1906a]1996,79)。

1. 国民分配分の大きさと厚生との関係

ここでは、第一命題に関係するピグーの議論に焦点を当てる。結論を先取りすると、ピグーは国民分配分と厚生がその方向において等しく増減するので、保護関税が国民分配分を減らす以上、厚生も減らすことになる、と考えた。

ピグーは次のような保護貿易論者の主張、すなわち、イングランドへ製造品を輸出しようとする国がイングランドに対してさらに多くの製造品を輸出できるようになると、その結果としてイングランドの労働者階級は損害を被る、という主張に反論した。その理由として、ピグーは、保護貿易によって国民経済にもたらされる直接的利益よりも間接的不利益のほうが大きいことを挙げている。

またピグーは、保護関税が国民分配分を差し当たり減少させるが、長期的には増加させ

るかもしれないという点も考察している。ピグーは、保護貿易論自体を完全に否定したわけではなかったが、リストの考えが母国に適用できるかどうかについては疑問を持っていた。彼は世紀転換期のイングランドが、産業発展途上国ではないと見ており、リストの考えに基づく保護関税擁護論をそのまま母国に適用することはできないと考えたのである (Pigou [1906b]2002, 104-105,112-113)。

こうしたピグーの主張に対抗し、リストの議論は現在のイングランドでも依然として適用できると主張する者がいた。ピグーによると、彼らの主張の根拠は、保護貿易が、第一に自国製品に対して市場を拡大し、第二に外国の独占者による自国産業への不公正な攻撃を未然に防ぐから、最終的に国民分配分を増加させるというものであった。これら二点に対してピグーは、当時のイングランドにおいては、さらなる生産規模の増大には限界があり、またダンピング攻撃も存在していない、という判断に基づいて、イングランドへの保護関税導入に反対している (Pigou [1906a]1996,17; [1906b]2002,113)。

ピグーは国民分配分に関して、保護貿易の導入がイングランドにとって利益にはならないことを明らかにすることを通して、保護貿易を批判した。そして国民分配分の大きさを増加させない保護貿易は、厚生が大きさを増加させるはずはないと主張したのである。

2. 国民分配分の分配と厚生との関係

ここでは、厚生経済学の第二命題に関係するピグーの議論を取り上げよう。彼は『富と厚生』では、限界効用逓減の法則を根拠として、貧者への所得再分配の必要性を説いた。他方、保護関税批判論では、限界効用逓減の法則に類似した限界満足逓減の法則を主な根拠として所得再分配の必要性を主張している。したがって、まず限界満足逓減の法則の内容を明らかにする必要がある。

この時期に書かれた二論文では、1 シリングが富裕者より貧困層に、より多くの満足を与えること、満足を感じる度合いが総所得の大きさによって異なること、及び、国民分配分のうち、貧困層にもたらされる割合が大きければ大きいほど社会全体の満足が増大することが論ぜられている。こうしたピグーの見解を、本報告では、限界効用逓減の法則に類似した「限界満足逓減の法則」と呼んでいるが、この法則を根拠にしてピグーは、貧者に対する分配の必要性を主張したのである。保護関税を批判する際に、限界満足逓減の法則を利用したことも、ピグーの独自性である。

ピグーは、国民分配分の分配という観点からも、保護関税に反対した。その理由は次の二点である。第一に移動性が完全に保証されている集団を想定した場合、保護関税が集団の全分配分を減らす時は、必然的に集団内の各部分の分配分を減らす。第二に保護関税の導入は産業間の相対的効率を変更させ、農業の限界効率が上昇し、その結果、産業間の資本と労働の移動性は完全に保証されているので、農業地主の利得が結果として増加する。結果として、保護関税が貧困層に有利な国民分配分の分配を実現することはない (Pigou[1906b]2002,115-118)。このように貧困層に対して有利な国民分配分の分配が実現

されない以上、彼らの厚生を増加させることはない。このようにしてピグーは、国民分配分の分配と厚生との観点からも、保護関税に反対したのである。

3. 国民分配分の安定性と厚生との関係

ここでは、厚生経済学第三命題に関係するピグーの議論を取り上げる。先行諸研究は、ピグーが1907年の「覚書」以前の初期保護関税批判論において貿易政策と産業変動の安定性との関係を考察対象としていたことを見逃してきた。実際には彼は、この保護関税批判論において、産業変動の安定の結果として所得が安定するので、産業の変動を小さくすると、イギリス経済にとってメリットが生じるという捉え方を暗に提起していた。この提起を彼は、貿易政策として自由貿易と保護貿易のうち、どちらが大幅な産業の変動を引き起こし、失業（失業率及び失業量）をもたらし、結果として生じる所得の減少によって厚生を減少させるか、という問題としてこの時期に考察していた。

ピグーは、貿易政策と雇用との関係について以下の点を指摘した。第一に、急速に規模が拡大している産業は多岐にわたっており、主要産業に比べれば良好な条件の下に置かれている。ゆえに、たとえ主要産業を保護したとしても、労働者の置かれている状況がさらに向上する保証はない。第二に、産業における移動及びそれに伴う劣悪な結果は、外国との競争が重要な役割を演じる産業だけに決して制限されない。また、輸入の増加によって惹起されるあらゆる移動に伴う害悪の程度は、通俗的な意見によって過大視されている。むしろ職業の変更によって生じる新たな全体的な経済効果が増加する（Pigou[1906a]1996,62-68）。

ピグーは、保護貿易が市場の攪乱、つまり景気の変動幅が大きくなるという結果をもたらすと考えた。このような産業変動の傾向を指摘した上で、ピグーは保護貿易のもとで好況が生ずるならば、その変動幅は自由貿易におけるものよりも大きいし、また逆にいったん不況が生じると、その程度は増幅されると論じた。このように保護貿易によって、産業変動の振幅が自由貿易のもとでよりも増幅されるとすれば、「雇用の規則性」が確保され、さらには失業率が低下し、労働者への分配分が増加し、彼らの生活が安定し、「厚生」が高まるわけでは決してない（Pigou[1906b]2002,125）。

4. 保護関税批判論と完成された「厚生経済学」との相違点

ピグーの初期保護関税批判論には後の彼の厚生経済学へと繋がる論点・思考が含まれている。しかし完成された「厚生経済学」とそれを比較した時、いくつかの相違点や前者における不十分な点が明らかになる。第一に、初期保護関税批判論と異なり、『厚生経済学』（『富と厚生』においても見られるが）では、いわゆる三命題に経済的厚生という概念が導入された。初期保護関税批判論では確かに三命題の萌芽形態が存在するが、厚生あるいは国民的厚生という概念に止まっている。第二に、初期の保護関税批判論では、「厚生」概念に「満足の望ましき」という倫理的な価値判断が込められていたが、『厚生経済学』に至ってはそれが払拭されている。第三に、厚生経済学第三命題に関して、ピグーは『厚生経済

学』では産業変動に規定される年々の所得及び貧者のその安定化との関連で「厚生」の問題を論じている。他方、初期の保護関税批判論においては、保護貿易論者の主張に反論する形で「雇用の不規則性」・雇用・失業問題を正面に据え、この問題は産業変動の安定化に依存するという認識のもと、保護貿易がいかに産業変動の振幅を拡大するかを論じている。この限りで、産業変動の安定化及びそれ如何に依存する労働者の所得の安定と「厚生」との関連が問題にされているに過ぎない。すなわち、産業変動の安定化によって「雇用の不規則性」や失業問題が緩和され、こうして労働者の分配分がより安定的になると、所得の限界満足逡減の法則に従い、「国民的厚生」は増加するというわけである。

IV 終わりに

ピグーの保護関税批判論は、ピグーの経済学を理解する上で、以下のような意義を持つといえる。第一に、ピグーは保護関税批判を展開するにあたって既に、国民分配分と厚生との関係に関心を持っており、この両者が同じ方向に増減すると認識していた。そのうえで、保護関税の導入が国民分配分の増減にどのように作用するかを吟味することによって、保護関税の導入に反対したのである。この限りにおいてはあるが、既にこの時期にピグーは、後に自ら「厚生経済学」として完成することになる理論的な方向性を密かに温めていたと理解しても的外れではないであろう。第二に、特に保護関税の導入が労働・雇用・失業問題に及ぼす影響についてピグーが論じた内容には、産業変動とそれに規定される年々の所得及び貧者のその安定問題、言い換えると、「厚生経済学の第三命題」に関係する認識が含まれているし、さらには、このピグーの認識には、彼の後の失業論や景気循環論の素地を認めることができるようにも思われる。第三に、ピグーが保護関税・保護貿易に対して一般的に反対したわけではないことにも注目すべきであろう。彼は、いわば経済社会の発展段階に照らしてこの問題に接近しようとしたのである。

※文献一覧及び詳細な内容は、『経済学史研究』50巻2号56~73頁を参照願います。

初期ピグーの慈善論と救貧法改革論¹

本郷 亮（弘前学院大学）

1 はじめに

貧窮問題において民間部門および公共部門が果たすべき役割、またはその相互依存関係を、（第一次大戦以前の）初期ピグーはどのように考えていたのか。本報告では、慈善、救貧法、保険に関する彼の議論を検討し、その自由主義的な多元的福祉供給論の若干の側面を明らかにする。ただしインターナショナル・ミニマム論に関しては、第一次大戦後の議論にも少し言及する。

主な考察対象となる文献は次の2つ、すなわち①「慈善問題の諸側面」（Pigou 1901）、②「救貧法による救済がもたらす若干の経済側面および結果に関するメモランダム」（Pigou 1907, 以下「救貧法メモランダム」と略す）である。前者は社会科学分野におけるピグーの初めての公刊論文であり、後者は王立救貧法委員会に提出された意見書である。

2 慈善論

主に「慈善問題の諸側面」に依りつつ、ピグーの慈善論を考察しよう。同論文のテーマは、素人の博愛行為とは区別された専門的「慈善 charity」—今日「ソーシャル・ワーク」と呼ばれる活動とかなり共通する—の確立である。

ブースの貧困調査 ピグーは同論文でブースの有名な貧困調査を紹介した。「ブース氏は、ロンドンの人口の30%が、『貧困 poor』または『赤貧 very poor』にあると推定した。『貧困』者とは、週18〜21シリングといった、普通規模〔夫婦と子ども3人〕の家庭にとってぎりぎりの所得とはいえ、ほぼ規則的に所得がある人であり、『赤貧』者とは、何らかの原因でこの標準をかなり下回る人である」。この調査結果は、救貧法統計に基づくそれまでの貧困認識とは異なるものであったので、多くの知識人を驚かせたと言われているが、この時期にピグーが経済学に転向した1つの理由—経済学者ピグーの原点—として、この新たな社会認識を指摘できるだろう。

慈善の目的 慈善のあり方（原則）を論じるには、まずその目的を定めねばなるまい。そこでのピグーの議論には、シジウィックらの功利主義哲学とグリーンらの理想主義哲学との対立を調和させようとする意図が見られる。「…慈善の実践活動に従事

¹ この報告要旨は、本郷亮「初期ピグーの慈善論と救貧法改革論」（『弘前学院大学社会福祉学部研究紀要』第9号、2009年3月）を元に作成したものです。もしその抜刷りが必要でしたらご送付しますので、ご連絡下さい。hongo@mtf.biglobe.ne.jp

する者にとって、この 2 つの見解のどちらかを選ぶ必要はない。なぜなら彼の行動のあり方は、どちらを採ってもほぼ同じものでなければならないから」。

そのうえで慈善の目的は、「… 人格を害することなく、しかも可能であると分かればその過程で人格を高めるという希望さえも抱きつつ、貧窮を和らげること…」と定められた。だから単なる施しは慈善ではない。この論文の最大の特徴は、慈善と「一般的博愛」が明確に区別され、前者の専門性が重視されつつ、後者 — 「多くのアマチュア博愛家の実践」すなわち「愚かな慈愛」「方向を誤った親切」 — が厳しく批判される点にある。

慈善の基本原則 「ソーシャル・ワーカー」（この用語はピグー自身のもの）にとって、対等な「友愛」関係と「共感」とがもたらす個人的信頼関係を土台にした、原因調査と相談援助（助言など）は、最も基本的な原則である。

また物的援助（金銭を含む）を行うさいには、一層慎重な調査が求められ、人格の墮落を伴う慢性的貧困と、病気や失業による一時的貧困を区別せねばならず、解決が難しいのは後者である。

慢性的貧困 慢性的貧民すなわち「永続的依存階級」は主に 2 集団 — 老齢貧民と最下層貧民 — からなる（老齢貧民については年金との関わりで第 4 節で扱う）。

ブースの推計では、最下層貧民はロンドンの人口の 7.5% に達した。この問題の独自の難しさは、彼らの多くが何らかの障害 — 「体力・知力・精神力のいずれか、またはこの 3 つすべての欠如」 — をもつ点にあった。それらの原因は「環境」と「遺伝」に大別される。ピグーは「環境」の改善については、キリスト教系の授産更生施設での自立支援をかなり評価している。しかし「遺伝」の問題については、もっぱら貧窮の世代的連鎖を断つための子どもの救済が重視されたに留まる。彼は優生学に基づく方策を示唆しながらも、「個人の自由への著しい介入」を懸念し、それを直ちには認めなかった。

一時的貧困 一時的貧困は、物的資源の突然の減少（失業など）またはニーズの突然の増加（疾病など）から起こる。アマチュア博愛家は無差別な物的援助によって、「自立した人に、自立を保つのに欠かせない努力を諦めるように、考えられるうちで最も強い誘因を与える」。こうした「慈善の名によってなされる奇妙で残酷な活動」は、一時的貧困を慢性的貧困に変えてしまいやすい。同じ理由で、スピーナムランド体制（1795-1834 年）も厳しく批判されている。それもまた当時の「愚かで感傷的な人々」ないし「金持ちの無思慮な市民」による無差別な物的援助であり、「この種の一般的方法で貧窮を救おうとする個人ないし団体にこそ… 貧窮の大部分の存在それ自体の、十のうち九まで責任がある」。

むしろ一時的貧困の多くは保険加入により避けられるので、慈善の第1の役割は、その加入を促す相談援助にある。慈善の第2の役割は、低所得などの理由でそれに入れなかったケースにたいする物的援助であり、その援助の仕方は失業原因によって異なる。

慈善の発達と保険の発達によって、一時的貧困の大部分を救済できるとピグーは考えているように思われる。

3 慈善と救貧法の関係

慈善と救貧法 —民間部門と公的部門— の連携の問題は、1901年の「慈善問題の諸側面」でも1907年の「救貧法メモランダム」でも扱われた。「確かに、国家、自発的団体、私的個人の活動範囲は緊密に結合しているので、そのどれか1つが何をすべきかを述べるには、他の2つが何をしているかを正しく知ることが不可欠」であり、「さまざまな救済団体が完全に連携すればするほど、その活動が効率化するのは明白」だからである。

役割分担 当時イギリスの大都市では、地域福祉を担う2大主体として、「地域慈善組織委員会」と「救貧委員会」が共に活動していた。しかし多くの地方では前者が存在しなかった。この地域間の違いもふまえ、ピグーはこの2つの役割分担を次のように述べた。

それは「どちらか一方にすべてを委ねられるような問題ではない」。救貧法は1つのテスト（資力調査）で済むような単純なケースを扱うのによく適する。しかし「院外救済の運営や、救済資格をもつ高齢者の世話など、慎重な見極めを要する仕事」にはあまり適さない。「地方では、民間の慈善はおそらくよく組織されておらず、強制的地方税〔救貧税〕以外は必要資金もほとんど集められないので、救貧委員会に大きな裁量を与えるべきだという主張にはかなりの説得力がある。しかし大都市ではその問題は違った様相を帯びる。…〔そこでは慈善はよく組織されており〕…もしこれらの団体が完全に組織され、しかも十分な資金を受けとるならば、救貧委員による院外救済の運営は廃止するのが有益だろう」。大都市での院外救済における慈善の役割の一層の拡大に、ピグーが期待したことは明らかである。

専門的慈善の確立のためにも 慈善を確立するためには、実は救貧法改革も必要である。なぜなら「もし公衆が救貧法に疑いを懐き、それを不当に厳しいものだと信じていれば、彼ら〔博愛家〕はよく調べもせず、もっともらしい苦労話を訴えつつ自分のところにやって来るすべての者を、救貧法から救い出そうと尽力するだろう」からである。例えば、仕事を探して町をうろうろした真面目な人が浮浪者収容所で厳しく扱われると、それに同情した人々は、1人の真面目な貧民を救うために99人のそ

の他の貧民も救うような施しをおこない、こうして誤った慈善が生まれるのである。今日の救貧法ではこの2種類の貧民は区別されず、このことが今日の誤った慈善の存在理由にもなっている。だから「…もし救貧法が世論と一致するならば、大きな害悪をもたらす私的慈善側の活動を緩和できる」。このように、救貧法改革は慈善のあり方を改善するための前提でもあった。

4 救貧法改革論

ピグーは用語を定義しつつ、救貧法の守備範囲を次のように定めた。すなわち「貧窮 *destitution* とは…、現に生じている、またはすぐに生じるだろう肉体的ニーズを満たすのに十分な物的資源を、当面の間、彼がもたないことを意味する」。ここで言われる「肉体的ニーズ *physical needs*」とは、生存・健康・自立生活に必要な身体能力を損ねたりするような諸要因を緩和ないし除去するために満たされねばならないニーズである。「もっと簡単に言えば、貧窮者とは、その時代の基準 *standard* に見合った、少なくとも生存上の、または健康上の必需品の幾つかを欠く人」であり、「これらの人を救済するのが救貧法の担当者の義務であり、それ以外の人を彼らが救済するのは違法である。現行制度でやっているのは、これだけである」。

労働可能者のミニマム 救貧法改革における1つの基本問題は、その救済水準（ミニマム）をどれほどにするかという問題であった。ピグーは被救済民を、労働可能者とそうでない者に分け、「異なる範疇に保証されるミニマムは異なるものでなければならない」とした。そして彼は、労働可能者についてはいわゆる劣等処遇原則を維持しながらも、経済成長に見合ったミニマムの引き上げを「公的義務」として提言し、他方では「1834年の〔劣等処遇〕原則は労働可能者以外の範疇にも無条件に拡張できる」という考えを否定した。「…その原則自体の重要性は当時以来減少した。経済進歩はより熟練した高報酬の職業の人口比率を高め、非熟練労働者は当時より比較的減っている。それゆえこれらの〔非熟練〕労働者が享受していた状態より高いミニマムを保証しても、それによる国民分配分への悪影響の度合いは、今では70年前ほど大きくない。しかしながら…労働可能者についてはその原則は今でもかなり重要であり、犯されるべきではない」。

インターナショナル・ミニマム 『厚生経済学』初版（1920年）には、彼のミニマム論の大きな展開—インターナショナル・ミニマム論—が見られる。というのも、豊かな国が単独でミニマムを引き上げることには弊害もあるからである。第1に、外国からの移民流入が増える。「それゆえ…公的基金からの援助なしではこのミニマムに達しそうにないと見られる人々の移住を禁じることが国益である」。第2に、国外への資本流出がおき、イギリスの国際競争力を低下させる。その対策としての保護関

税は、国内の資源配分を歪め、経済的厚生をさらに悪化させるので得策ではない。むしろミニマムを「国際労働立法によって拡げること」が得策である。それはまたイギリスおよび諸外国の、劣悪な労働環境を改善する運動を支援することにもなる。「国際交渉はしばしばそうした刺激を与え、社会運動が遅れている、または既得権益の力が強い国の改革家たちを力づけるだろう」。

賃金基金説批判 貧窮原因によって貧窮者を分類し、彼らをより専門に扱うことの必要性については、当時の救貧法改革論者たちの間でかなりの合意があった。1907年の「救貧法メモランダム」でも、①失業、②軽度の傷病、③重度の傷病、④障害ないし老齢による無力、⑤幼年期の無力、という5範疇が示された。特に①の失業は、当時新たに重視され始めた原因であったが、1907年時点ではピグーの雇用論は確立しておらず、その萌芽—賃金基金説批判—が議論されたにすぎない。おそらく救貧法改革論を契機に、彼は雇用論の本格的な研究を始めたように思われる。「私の見解では、救貧法政策が間接に分配に何らかの大きな影響を与えうるとすれば、それは雇用を求めるさまざまな生産要素の量に及ぼすその作用を通じてである」。そして、労働可能者の救済、老齢年金の支給については賃金基金説に基づく慎重論が強かったが、ピグーはこれに反論した。

民間保険の重視 1912年の『富と厚生』第4編第2章「保険」では、保険がうまく機能するための一定の条件が示されている。だからこれらを満たす分野では保険が有益だろう。

しかしピグーは、政府による老齢年金制度に疑いを懐いていた。「国庫負担を伴う老齢年金という有名な計画も含めて、それ[老齢貧窮]に対処するための多くの計画が唱えられてきたが…私自身の意見では、中央集権的に組織されたどんな一般計画も費用がかかるうえに危険であり、その問題にたいする最善の方法は、個々のケースの実態とニーズとを地元で慎重に調査することによる」。むしろ彼は、友愛組合などが主体となって保険を「より魅力的なもの」にすることを主張した。具体案としては、①老齢・疾病・生命などの各保険を結合する工夫、②（金額を調整したうえで）被保険者が望めばいつでも年金支給を始める工夫、などである。

さらに、1908年の「老齢年金法」制定にむけて議論が高まるなかで、ピグーは『タイムズ』紙上で2つの見解を表明した。1つは、年金と賃金基金説との関係、もう1つは、いわゆる在職老齢年金の減額調整の仕組みについてである。

人的資本論 貧困救済の問題は、人的資本の問題とも関連するだろう。例えば、①寡婦に賃金を補助するさい、「…彼女が稼ぐ追加の賃金は、そのごく一部しか分配分への貢献とはみなせない。…その仕事の大部分は、彼女の子どもを世話するという賃

金を生まない仕事からの転換にすぎない…。また②「…ある年金制度のもとで、老後のための貯蓄が促される場合、この種の追加貯蓄の一部は、ある種類の投資（子どもの訓練）から別の種類のそれへの移転を示すにすぎない」。すなわち、生涯所得の多くを老後の備えに充てれば、子育てに使える所得はそれだけ減ることになる。強制的に徴収される公的保険料の増大の問題は、現代的問題でもある。

5 まとめ

社会科学分野でのピグーの初めての公刊論文「慈善問題の諸側面」が示すように、社会学者ピグーの原点が専門的慈善（ソーシャル・ワーク）の確立という狭義の社会福祉論に見いだされることは、興味深い。その問題意識はブースの貧困調査に触発されたものと考えられ、またここで認識された「貧困」こそが、経済学者ピグーの原点でもあると考えられる。貧窮問題に関する初期ピグーの主な主張は以下の通りである。

- (1) 信頼関係および原因調査を基本原則とする、「慈善」の確立が重要である。
- (2) 慈善の確立のためにも、救貧法改革は必要である。
- (3) 救貧法の院外救済を縮小ないし廃止し、（一定の条件つきで）それを慈善に委ねるべきである。
- (4) 労働可能者については、従来の劣等処遇原則を守りながらもミニマム水準の引き上げが可能であり、これは「公的義務」でもある。
- (5) 国家による公的保険よりも、むしろ友愛組合などによる民間保険の発達が得策である。
- (6) 慈善の発達と保険の発達によって、一時的貧困の大部分は解決できる。

以上のことから、初期ピグーが自助努力を基本とするかなり強固な自由主義的福祉観をもっていたことは明らかである。彼がめざしたのは、民間部門（慈善と保険）と公的部門（救貧法）をミックスした、多元主義的福祉社会であった。

Outlines of The sources of monopoly power before Bain

Manuela Mosca

Market power is “the ability of firms to influence the price of the product or products they sell” (Martin 1989: 16). This is our contemporary definition. But what do we know about the history of this notion? What do we know about when it was defined and how it was explained in the history of economic thought? And what role did it play in characterizing the areas of public intervention?

For Industrial Organization the sources of monopoly power are due to “barriers to entry”, a concept first formulated by Joe Bain (1956). On the basis of this category, Industrial Organization defined the sources of monopoly power following two different approaches: for the structure-conduct-performance approach (1950s), monopoly power depends on concentration (it considers only exogenous barriers to entry), while for the New Industrial Organization (1980s) monopoly power depends on potential competition (it considers exogenous and endogenous barriers to entry).

No historical analysis focusing on the problem of entry before the 1930s has been written yet. We therefore look at the historiography that focuses on similar topics to find out what kind of limitation to entry economists took into account before Bain, the role they attributed to the number of firms present in the market, and their ideas on potential competition. We look at the histories of: 1. models of profit maximization in non-competitive markets, 2. antitrust, 3. the theory of competition, 4. Industrial Organization.

1. A good many scholars have traced the history of the **models of profit maximization** in non-competitive markets¹, and they all agree that it began with Cournot (1838), followed by Dupuit (1844), Bertrand (1883), Launhardt (1885), Auspitz and Lieben (1889), Edgeworth (1897), Hotelling (1929), Chamberlin (1933) and J. Robinson (1933). However, these models do not examine the entry of new firms, so they take little notice of the causes of market power, often considering them as given². This is why the history of the models of profit maximization in non-competitive markets has little to say about the causes of monopoly power in economic thought.
2. **The history of antitrust** from its very beginnings has been the subject of a good many studies: some argue that in the first decades of its activities antitrust was more sensitive to social and political considerations rather than economic ones³, whereas others detect the strong influence of economic theory right from the start⁴. The most extreme version of this latter position⁵ would involve the possibility of reconstructing the development of the ideas on the causes of market power by reviewing the theories behind antitrust legislation. However, we still wouldn't find here a general history of the causes of market power, because antitrust's range of activities is limited only to those kinds of behavior that generate monopoly power by *unreasonably restraining competition*. In

¹ See, among others, Schumpeter (1954), Stigler (1982), Niehans (1990), Ekelud and Hébert (1999), Puu (2002, pp. 1-5).

² Modigliani writes for example that “the impossibility of entry is frequently at least implicitly assumed in the analysis of oligopoly, following the venerable example of Cournot, with his owners of mineral wells” (1958, p. 216). And according to Ekelud and Hébert, among all the “pioneers” they cite: “Dupuit *alone* examined in detail the sources of monopoly” (1999, p. 19, our italics); we mentioned this in the introduction. Of course, in the models of imperfect and monopolistic competition the cause of market power is explicitly indicated (product differentiation) (Hicks 1935).

³ Peritz (1990) cit. in Giocoli (2009). Stigler in 1982 was still skeptical about the influence of the economists on the decisions of antitrust (Stigler 1982).

⁴ See, for example, Kovacic (1992) and Meese (2003).

⁵ For example, such as that of Hovenkamp (1989b): “Antitrust policy has been forged by economic ideology since its inception” ([1991], p. 136); or “The antitrust laws are ... eternally wedded to prevailing economic doctrine” (p. 157).

addition the only economists who, it is argued, influenced antitrust in its early years were Americans; this entirely cuts out those economists in the rest of the world, in the decades around the turn of the century, who developed their thinking on the subject of the sources of market power.

3. On seeking in the **literature on competition** the causes of monopoly power we should be careful to distinguish two cases: one in which the obstacles to *perfect* competition are considered, which do actually coincide with the causes of market power; the other, in which the behavior adopted by firms to obtain market power through competition is examined. In the light of the following literature (Schumpeter 1954, Peterson 1957, Stigler 1957, Dennis 1977, Di Lorenzo and Hight 1988, Backhouse 1990, Morgan 1993, Machovec 1995, Blaug 1997, Bradley 2008), we may state that:
 - a. The Classics had found a series of causes, not just institutional, which they believed could give rise to monopoly power: lack of knowledge, collusion, inelastic input supply, number of firms, or customs. Some of them (lack of knowledge, or collusion) are to be considered strategies to *compete*⁶, whereas others (inelastic input supply, or customs), were seen as real obstacles to the competitive process⁷; the latter, however were considered temporary, though we shall be coming back to this.
 - b. For the Marginalists the causes of market power are: the non homogeneity of goods, lack of knowledge, agreements among firms, indivisibility of commodities, customs, scale economies, strategies, and all the requirements of *perfect* competition; moreover, for some of the Marginalists concentration does not generate monopoly power. For the marginalist period, too, we can divide the causes of market power into two categories: on the one hand endogenous, due to strategic behavior (agreements, lack of knowledge, non homogeneity of the product), on the other, it can be put down to exogenous factors (technology, indivisibility, inelastic input supply, customs). We should also notice that as further definition of the conditions for *perfect* competition proceeds, it is denied that they are realizable⁸.
4. On the **pre-history of Industrial Organization**, the existent literature provides us with very few hints, in a variety of contexts (Chamberlin 1933, Sylos Labini 1957, Stigler 1982, Hovenkamp 1989, De Jong and Shepherd 2007). From this literature we find the following information:
 - a. For the Classics the sources of market power are: number of firms, collusion, custom, scale economies, capital requirements.
 - b. For the Marginalists the sources of market power are: strategies, scale economies, absolute cost advantages, product differentiation, demand conditions (elasticity and market size). Concentration may or may not generate monopoly power. For some of them there are no entry barriers at all, even in the long run.

As will be seen, the list is not a short one, and the causes of monopoly power are all present, both exogenous and endogenous.

From this analysis of the literature we found useful pointers, giving us plenty of reasons to pursue this research further. However, in the literature there are hints only; the things that are said about the authors of the past about finding the causes of monopoly power are only vague and isolated fragments, without systematic analyses, without interpretation, because as mentioned above, the theory prior to the 1930s, focusing on the causes of market power, has never been examined. We ask ourselves at this point where research should begin.

⁶ Hart (2001), for example, recalls that for the classicals “technological change was the natural result of economic competition” (p. 3).

⁷ We do not share the idea that in the thinking of the classicals the non-institutional obstacles to competition were entirely absent. For example Hovenkamp (1989b) is too categorical when he sees in the classical “the absence of any notion of barrier to entry” ([1991] p. 148).

⁸ This is certainly true for the short run, as Morgan (1993) points out: “imperfections in the market *delay* the effects of the working of the static laws” (p. 589, italics added).

1. **Why not the Classical?** If the market power obtained by firms through strategic behavior did not worry the Classical, and if that due to exogenous obstacles did not show over the horizon of a short run that they judged to be unimportant, then it is clear that a detailed examination of the causes of monopoly power cannot be found in their thinking, so there is no classical theory of (non institutional) barriers to entry. The confirmation of this lies in the fact that in the writings of the Classical there is little room for the theory of monopoly.
2. **Why the Marginalist period?** The main reason is that the idea that market power was not the result either of natural or institutional causes was fully realized precisely in this era. But, again, why?
 - a. One reason can be found in the economic history: in the marginalist period trusts, combinations, mergers, vertical integrations, public utilities, and railways were being set up (Hovenkamp 1989). The economists realized that obstacles to competition lasted for a long time, so they tried to understand why, whether it was a good thing, and if the rivalry among firms was enough.
 - b. These years saw a mixture of methods: Classical, the historical school, and marginalism were all used, and from this cross-fertilization fruitful methodological contaminations were born.
 - c. New analytical tools were available, e.g. demand functions, cost curves, and equilibrium conditions; so some of the new theoretical developments were due to the use of these tools.

All this leads us to conclude that focus on the problem of monopoly and its causes grew enormously precisely in this age for two different kinds of reason. The first, linked to the theory, is that with the emergence of the notion of *perfect* competition every instance of the strategic behavior of firms becomes an index of monopoly and as such gave rise to worry. The second, on the other hand, concerns the new economic situation in which market power, whether generated by strategies or obstacles, showed itself to be lasting and hence worrying, but for different reasons to the previous case. The difference between the cases should not be lost sight of: in the first case the identification of monopoly power is due to a *change in theory*⁹, in the second it is due to a *change in reality*.

3. **Why the Italian Marginalists?** In particular we examine the thought of the Italian Marginalists, for the following reasons:
 - a. Schumpeter (1954) writes that Italian economics “was second to none” in the marginalist period. If Italian economic thought was of prime significance in the period which is relevant to our research, we cannot leave it out of consideration.
 - b. In Italy there have been many contributions on the subject (Parisi 1992, Augello and Guidi 2009); in fact the subjects concerning market power were not dealt with only in the USA, as is often believed. These contributions were stimulated both by international events, and by the Italian industrial situation (holdings, combinations, interlocking directories, and local concentration of firms) (Ciocca 2008)
 - c. The secondary literature tells us of interesting lines of thought: on the one hand Sraffa, the father of the theory of imperfect competition, and on the other Sylos Labini and Modigliani, who introduced the new oligopoly theory, are Italians. It is therefore possible that there is an Italian matrix for their ideas. The Italian contribution to U shaped cost curves, which is a very important tool for the analysis of market power, was decisive (Keppler and Lallement 2006). Moreover there are important Italian contributions on the theory of natural monopoly (Mosca 2008). All this leads us to believe that in

⁹ This is the opinion of Edgeworth, according to Machovec (1995): “Edgeworth’s dissatisfaction with the concept of zero profit ... was rooted in his realization that the new package of semantics *and ideas* attending the model of perfect competition were affecting how leading economists were reasoning about the market process” (p. 288, author’s italics).

the writings of the Italian Marginalists there are interesting elements for a history of the theory of monopoly power.

The **economists chosen** are Vilfredo Pareto, Maffeo Pantaleoni, Antonio De Viti de Marco, and Enrico Barone. They were linked by very close personal and intellectual relationships (Einaudi 1934). As they were free market oriented and very much politically involved, they had to react to the problem of monopoly power. Moreover, there are valid pointers in the literature: Pareto is mentioned for his theory of competition and of monopoly (Schumpeter 1954, Chamberlin 1933, Dennis 1977, Backhouse 1990, Machovec 1995; Pantaleoni is remembered for his ideas on industrial combinations (Schumpeter 1954); Barone for his contribution on costs (Schumpeter 1954, Keppler and Lallement 2006, Mosca 2008); De Viti de Marco for his article on the telephone industry (Mosca 2008). Another important reason why these four Italian Marginalists were chosen is that they were leading figures on the international scene, making Italy a driving force in economic debate. For personal reasons they were cosmopolitan, participating in the cross-fertilization of ideas (Asso 2001): they received and wrote reviews, and their books were translated into many languages, so there are good reasons for asking whether their thinking on the specific subject of monopoly power was also known about outside Italy. Also their influence at the international level on later generations with reference to this subject would seem to have been fruitful, because some encouraging traces of it are available to us. For example, it seems that Knight took the notion of equilibrium precisely from Pareto and Barone (Marchionatti 2003); then there is the influence of Pantaleoni's theory of overhead costs on J.M. Clark, and through him on the later theories of competition (Sylos Labini 1957, Asso and Fiorito 2001). De Viti de Marco inspired entire research projects¹⁰; for our subject in particular there is evidence of possible links between his ideas and the most recent theories of regulation of public utilities¹¹. There is also a line of thought running from Pareto to Lerner via Amoroso, to Lerner's famous measurement of market power, even if there is no proof of direct influence¹². To sum up, there are very valid indications from the literature!

Why is it important to reconstruct the history of entry barriers before Bain? We have already mentioned the fact that through this category it is possible to find new connections, new lines of thought. We may add that, although the history of models says that there is nothing on entry barriers before Bain, nevertheless before the Bain - Modigliani - Sylos Labini oligopoly model there is a lot on this notion (as the literature suggests). In fact entry is not considered only in analytical models. So our research serves in the first place to avoid erasing from historical memory an entire slice of *theoretical* thinking that does not appear in the histories of the models, only because the theories were not formalized. Moreover this category allows us to clearly and definitively reject the widely held belief that in economic theory before the 30s only the two extreme situations of perfect competition and monopoly were taken into consideration¹³: economists were perfectly aware of all the situations between perfect competition and monopoly, and worked out theories to explain them, also before the 1930s.

¹⁰ Buchanan (2003, p. 283) has recognized the importance of De Viti de Marco as the "entry point" in the research project which led him to the Nobel Prize.

¹¹ Petretto (2002) does not indicate the actual links, but offers useful suggestions to look for them.

¹² Keppler (1994) ascribes to Amoroso, a follower of Pareto, the formulation in 1930 of an index similar to the one developed by Lerner four years later (p. 597).

¹³ Joan Robinson stated this (1933[1972], p. 7): "In less recent textbooks the analysis of value generally began with perfect competition ... However, in an isolated chapter, it was necessary to introduce the analysis of monopoly"; and she adds ... "the institutional texts never contained a clear guide as to how these intermediate cases should be dealt with". Martin (2007) is also of this opinion: "The mainstream price theory of the early twentieth century consisted of a theory of competitive markets and a theory of monopoly, with a vast wasteland in between" (p. 27). Myatt and Hill (2003), on the other hand, argue that in the 40s the textbooks were still much less focused on perfect competition than they are now.

What were these theories? Italian Marginalists used a kind of theory of strategic competition, which was an adaptation of the classical competition theory to the new situation. For them competition was still a behaviour, but limited by more and stronger barriers to entry. Therefore their interest in monopoly was due to a change in reality, not in theory. We also think that their theory was very similar to the theory of strategic competition, even if they did not use formalized models for entry. These two theories are both very different from the neoclassical theory of perfect competition.

Barriers to entry are also important for economic policy: they are a rationale for public intervention, and they were so also before Bain! The ideas of our economists were intended to be applied, they called for reforms. The marginalist period may have been the first one in which competition policies based on a theory were required, not only in the USA.

References

- Asso P.F. (ed.) 2001 *From Economists to Economists*, Firenze, Polistampa.
- Asso P. F. and L. Fiorito 2001 *Dalla periferia al nuovo mondo*, Ente Einaudi, Roma.
- Augello M. M. and M.E.L. Guidi 2009, Riccardo Dalla Volta (1862-1944). In R. Dalla Volta, *La crisi della concorrenza. Concentrazioni industriali e imperialismo all'alba del Novecento*, Firenze, Le Monnier.
- Auspitz R. and R. Lieben 1889, *Untersuchungen über die Theorie des Preises*. Leipzig: Verlag von Duncker & Humblot.
- Backhouse R. E. 1990 Competition. In Creedy J. (ed.) *Foundations of Economic Thought* Oxford: Blackwell: 58-86.
- Bain J. S. 1956, *Barriers to New Competition*, Cambridge MA: Harvard University Press.
- Bertrand J. L. F. 1883, Review. *Journal des Savants*. 68: 499-508.
- Blaug M. 1997, Competition as an end-state and competition as a process. In *Not Only an Economist*. Brookfield, Elgar: 66-86.
- Bradley M. E. 2008, Adam Smith's System of Natural Liberty, *Journal of the History of Economic Thought*, forthcoming.
- Buchanan J.M. 2003, *Endnote*, in Fausto and De Bonis (2003: 283-284).
- Chamberlin E.H. 1933, *The Theory of Monopolistic Competition*, Cambridge, MA, Harvard University Press.
- Ciocca P. 2008, *Ricchi per sempre?*, Torino, Bollati Boringhieri.
- Cournot A.A. 1838, *Researches into the Mathematical Principles of the Theory of Wealth*. New York, Macmillan, 1897.
- De Jong H. W. and Shepherd W. G. 2007, *Pioneers of Industrial Organization*, Cheltenham, UK – Northampton, MA, USA.
- Dennis K. G. 1977, *Competition in the History of Economic Thought*, Arno Press, New York.
- Di Lorenzo T.J. and Hight J.C. 1988, Antitrust and competition, historically considered, *Economic Inquiry*, 26: 423-435.
- Dupuit J. 1844, On the Measurement of the Utility of Public Works. In *International Economic Papers*, vol. 2, London, Macmillan, 1952.
- Edgeworth F.Y. 1897, The Pure Theory of Monopoly. In *Papers Relating to Political Economy*, vol. I, London: Macmillan 1925: 111-142.
- Einaudi L. 1934, Prefazione a A. de Viti de Marco, *Principi di economia finanziaria*, Torino, Einaudi, 1953.
- Ekelund R. B. and R. S. Hébert 1999, *Secret Origins of Modern Microeconomics*, Chicago: University of Chicago Press
- Fausto D. and De Bonis (eds.) 2003 *The Theory of Public Finance in Italy*, special issue of *Il pensiero economico italiano*, 11 (1).
- Giocoli N. 2009, Competition versus property rights: American antitrust law, the Freiburg School, and the early years of European competition policy, *Journal of competition law and economics*; doi: 10.1093/joclec/nhp003: 1-40.
- Ghosal, V. and J. Stennek (eds.) 2007, *The Political Economy of Antitrust*, Amsterdam, Elsevier.
- Hicks J. R. 1935, The Theory of Monopoly, *Econometrica*, vol. 3, pp. 1-20.
- Hotelling H. 1929, Stability in competition, in *Economic Journal*, 39 (153): 41-57

- Hovenkamp H. 1989, The Antitrust Movement and the Rise of Industrial Organization, *Texas Law Review*, 68 (1): 105-168.
- Keppler J. H. 1994, Luigi Amoroso (1886-1965), *History of Political Economy*, 26 (4): 589-611.
- Keppler J. H. and J. Lallement 2006, The origins of the U-shaped average cost curve, *History of Political Economy*. 38 (4): 733-774.
- Kovacic W. 1992, The Influence of Economics on Antitrust Law, in *Economic Inquiry*, 30 (2): 294-306.
- Launhardt W. 1885, *Mathematical Principles of Economics*, Brookfield, Elgar.
- Machovec F. M. 1995, *Perfect Competition and the Transformation of Economics*, London, Routledge.
- Marchionatti R. 2003, On the Methodological Foundations of Modern Microeconomics, *HOPE*, 35 (1): 49-75.
- Martin S. 1989, *Industrial Economics*. New York-London: Macmillan.
- Martin S. 2007, *Remembrance of Things Past*, in Ghosal e Stennek (2007: 25-57).
- Meese A. 2003, Price Theory, Competition, and the Rule of Reason, *Illinois Law Review*, 77.
- Modigliani F. 1958, New developments on the oligopoly front, *Journal of Political Economy*, 66: 215 - 232.
- Morgan M. 1993, Competing Notions of "Competition", *History of political economy* 25 (4): 563-604.
- Mosca M. 2008, On the origins of the concept of natural monopoly, *Euro. J. History of Economic Thought*, 15 (2): 317-353.
- Myatt T. and Hill R. 2003, *The Emphasis on Competitive Markets in Introductory Microeconomics Courses*, mimeo.
- Niehans J. 1990, *A history of economic theory*, Baltimore, Johns Hopkins University Press.
- Parisi D. 1992, Tecnologia e dinamica del sistema, in *Storia del pensiero economic*, 26: 59 -
- Peritz R.J.R. 1990, A counter-history of antitrust law", *Duke Law Journal*, 2, 263-320.
- Peterson S. 1957, Antitrust and the Classical Model. *The American Economic Review*, 47 (1): 60-78.
- Petretto (2002) *La moderna teoria della regolamentazione e la nozione di Stato cooperativo di De Viti de Marco*, mimeo.
- Puu T. 2002, A century of oligopoly theory. In T. Puu and I. Sushko (eds.) *Oligopoly dynamics*, Berlin, Springer-Verlag.
- Robinson J. 1933, *The Economics of Imperfect Competition*, London, Macmillan.
- Schumpeter J. A. 1954, *History of economic analysis*, New York, Oxford University Press.
- Stigler G. J. 1957, Perfect competition historically contemplated. *Journal of political economy*. LXV: 1-17.
- Stigler 1982 The Economists and the Problem of Monopoly, *AEA papers and proceedings*, 72(2): 1-11.
- Sylos Labini P. 1957, *Oligopolio e progresso tecnico*, Milano, Giuffrè.

[会場案内]

1) 日時 2009年5月30日(土)、31日(日)

2) 場所 慶應義塾大学三田キャンパス

〒108-8345 東京都港区三田2-15-45

□JR 山手線・JR 京浜東北線 田町駅下車、徒歩8分

□都営地下鉄浅草線・都営地下鉄三田線 三田駅下車、徒歩7分

□都営地下鉄大江戸線 赤羽橋駅下車、徒歩8分

大会事務局 電話番号 03-5427-1282 (池田幸弘研究室)

メールアドレス: ikeda@econ.keio.ac.jp

3) 会場 (西校舎2階)

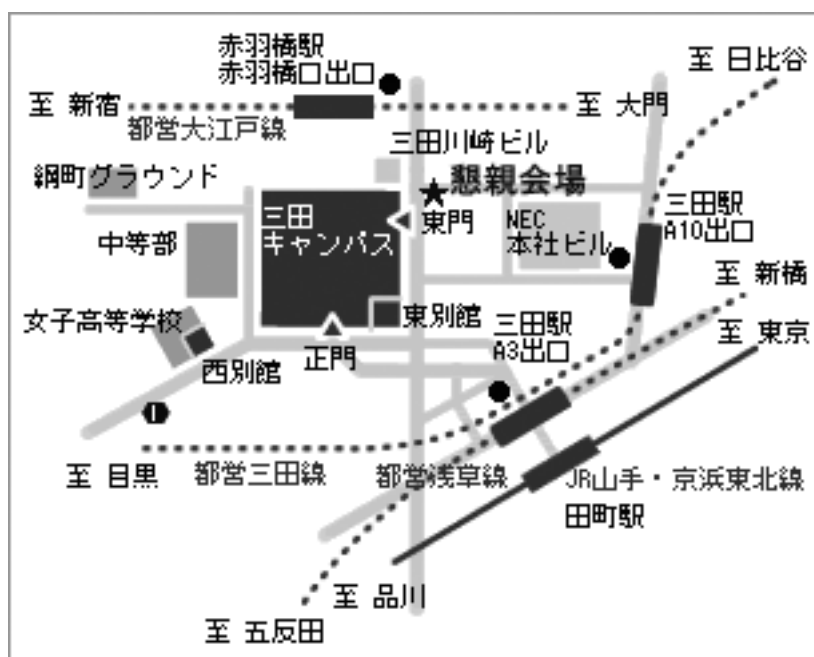
第1会場 西校舎 526教室

第2会場 西校舎 527教室

第3会場 西校舎 528教室

会員控え室 西校舎 522教室

大会運営事務局 (大会開催日のみ) 西校舎 525C教室



慶応義塾大学三田キャンパス交通アクセス

■住所・電話番号 〒108-8345 東京都港区三田 2-15-45 TEL:03-3453-4511

■交通アクセス

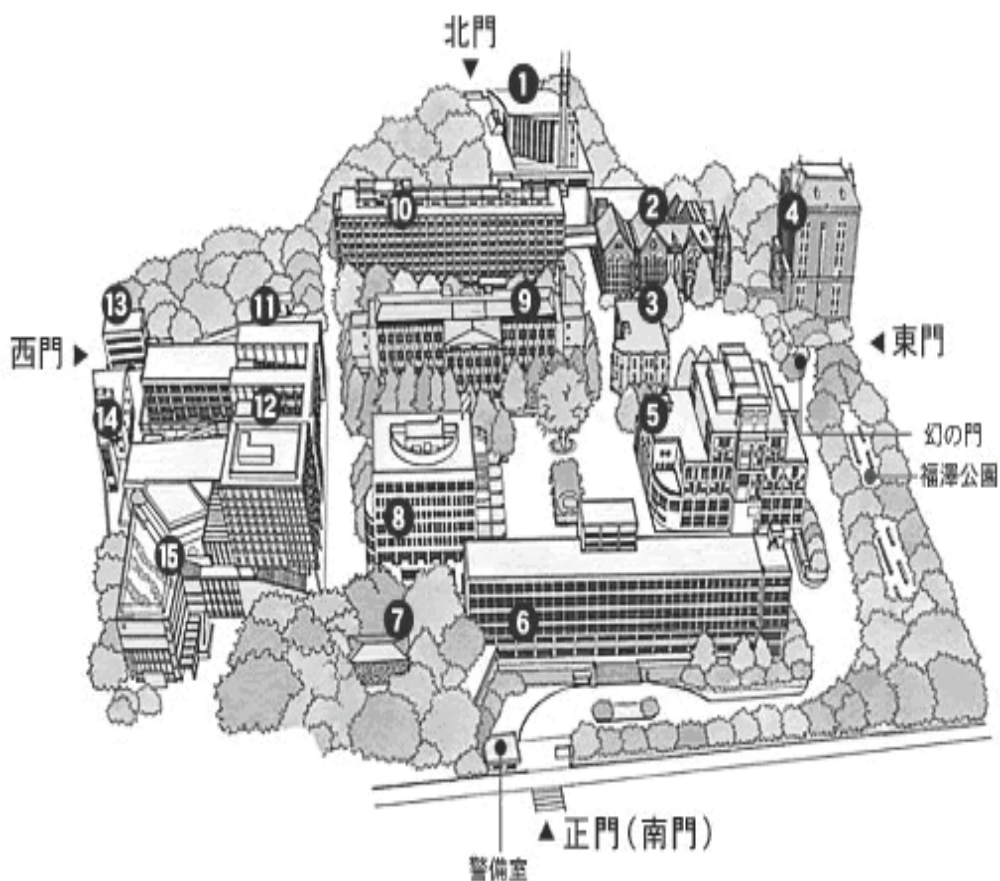
□JR 山手線 ・JR 京浜東北線 田町駅下車、徒歩 8 分

□都営地下鉄浅草線 ・都営地下鉄三田線 三田駅下車、徒歩 7 分

□都営地下鉄大江戸線 赤羽橋駅下車、徒歩 8 分

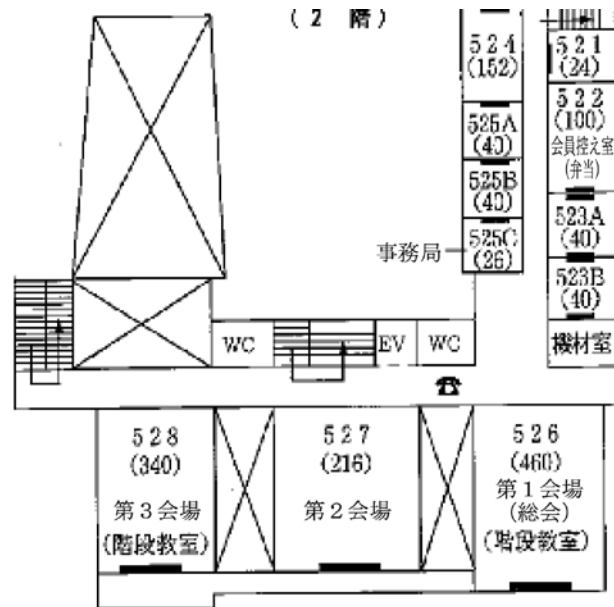
※東京～田町:約 10 分 ※渋谷～田町 約 15 分

□羽田空港から 羽田空港(京浜急行 エアポート快速)～泉岳寺駅経由～都営地下鉄三田駅 三田駅下車、徒歩 7 分 約25分 運賃 550 円



大会会場 ⑫ 西校舎 2 階

西校舎2階：522，525C，526，527，528



○出欠の葉書[3月に郵送済み]は、**5月8日(金)まで**にご投函下さるようお願いいたします。

○ 31日(日)は、会場の付近では昼食をとれる店が限られております。ご希望の方には弁当【代金1,000円】の手配をさせていただきますので、出欠の葉書でお申し込み下さい。

○ 弁当代、懇親会費は、**5月8日(金)まで**に下記口座にお振込みください。

振込額 弁当のみ →1,000円

懇親会のみ →5,000円

弁当と懇親会→6,000円

振込先 三井住友銀行 三田通支店 普通預金口座 8156190

池田幸弘 (イケダユキヒロ)

○報告者の方で、パワーポイントのご利用を予定されている方は、出欠の葉書の通信欄でお知らせ下さい。パソコンは教室備え付けのものがございます。

経済学史学会 第73回 全国大会 プログラム

5/30 土 (1日目)	第1会場 (526教室)	第2会場 (527教室)	第3会場 (528教室)
10:00	土田和長(富士大学) 「甦るチューネン—『自然労賃』の真意—」 討論者:八木紀一郎(京都大学) 司会者:的場昭弘(神奈川大学)	前原直子(法政大学・院) 「J.Sミルの労働費用・利潤相反論と株式会社論—ミル『経済学原理』における編別構成との関連で—」 討論者:音無通宏(中央大学) 司会者:千賀重義(横浜市立大学・特)	杉本昌俊 「ナッシュ均衡の再検討」 討論者:塘茂樹(京都産業大学) 司会者:岡敏弘(福井県立大学)
11:00	中澤信彦(関西大学) 「エドモンド・バークのポリテイカル・エコノミー」 討論者:関源太郎(九州大学) 司会者:姫野順一(長崎大学)	船木惠子(武蔵大学) 「J.Sミルと女子高等教育—フェミニズムの理論と実践—」 討論者:水田珠枝(名古屋経済大学・名) 司会者:諸泉俊介(佐賀大学)	平井俊顕(上智大学) 「未売の著『正しい政策』—ホートリーの社会哲学をめぐって—」 討論者:橋本努(北海道大学) 司会者:山脇直司(東京大学)
12:10 13:10	昼食[522教室]		
13:10 14:10	総会(開催校挨拶)[526教室]		
14:10	渡辺恵一(京都学園大学) 「スミス労働価値論の再読—商品価値の認識と実在—」 討論者:飯塚正朝(佐賀大学) 司会者:竹永進(大東文化大学)	村田和博(埼玉学園大学) 「19世紀中葉期イギリスにおける経営管理の理論化の試み—C.ハベッジとJ.モンゴメリーの所説を手がかりに—」 討論者:松井名津(松山大学) 司会者:音無通宏(中央大学)	田中啓太(名古屋大学・院) 「近代的パラダイムにおけるL.ロビンズの方 法論の再考」 討論者:井上琢智(関西学院大学) 司会者:井上義朗(中央大学)
15:10	星野彰男(関東学院大学・名) 「A.スミス生産的労働論の検証」 討論者:稲村勲 司会者:竹本洋(関西学院大学)	安藤金男(名古屋市立大学・名) 「レオン・ワルラスは父親の経済思想をどのように受け継いだか—フラン ス民法典とワルラス父子の経済思想」 討論者:中久保邦夫(姫路獨協大学) 司会者:栗田啓子(東京女子大学)	小峯敦(龍谷大学) 「日本におけるロビンズの導入過程—1930年 代と1950年代—」 討論者:木村雄一(埼玉大学) 司会者:赤間道夫(愛媛大学)
16:20	新村聡(岡山大学) 「アダム・スミスの共感論と公平な観察者論」 討論者:堂目卓生(大阪大学) 司会者:篠原久(関西学院大学)	南森茂太(関西学院大学・研究員) 「明治初期における神田孝平の税制改革案」 討論者:小室正紀(慶應義塾大学) 司会者:松野尾裕(愛媛大学)	片岡剛士(三菱UFJリサーチ&コンサルティング) 若田部昌澄(早稲田大学) 「経済危機と経済 学—70年代大インフレ期の日本のマクロ経 済政策をめぐって—」 討論者:山崎好裕(福岡大学) 司会者:高哲男(九州産業大学)
17:30			
18:00 20:00	懇親会[中国飯店・三田店]		

5/31 日 (2日目)	第1会場 (526教室)	第2会場 (527教室)	第3会場 (528教室)
9:30	神武庸四郎(一橋大学) 「経済学史研究に社会科学的な意義はあるだろうか?—「経済学組織」の分析例によるその評価—」 討論者:浅井良夫(名城大学) 司会者:山田航夫(九州産業大学)	古家弘幸(徳島文理大学) 「トーマス・ヘップバーンと18世紀オークニー諸島」 討論者:竹澤祐丈(京都大学) 司会者:小林純(立教大学)	山本崇史(北海道大学・院) 「初期ピグーの保護関税批判論と厚生経済学の三命題」 討論者:小島專孝(京都大学) 司会者:服部正治(立教大学)
10:30	西本和見(名古屋大学・院) 「現代経済学の方法論的影響—戦後政治学における選択理論の展開—」 討論者:廣瀬弘毅(福井県立大学) 司会者:荒川章義(九州大学)	久保真(嘉悦大学) 「エディンバラからケンブリッジへ—経済学の知られざる伝播の経路—」 討論者:只腰親和(横浜市立大学) 司会者:佐藤有史(湘南工科大学)	本郷亮(弘前学院大学) 「初期ピグーの慈善論と救貧法改革論」 討論者:渡会勝義(早稲田大学) 司会者:江里口拓(愛知県立大学)
11:40 12:40	昼食[522教室]		
12:40 (13:40)	セッション「マルサス主義の国際的普及」 組織者:永井義雄 報告者:	セッション「啓蒙と経済学の形成—フランス、イタリア、ドイツの事例」 組織者:田中秀夫(京都大学) 報告者:	Manuel Mosca(Univ. of Salento, Italy) "The Sources of Monopoly Power before Bain" 討論者:御崎加代子(滋賀大学) 司会者:深貝保則(横浜国立大学)
15:40	喜多見洋(大阪産業大学)「フランス語圏におけるマルサス人口論の普及過程」 堀田誠三(福山市立女子短期大学)「イタリアにおけるマルサス受容の一断面」 栗田啓子(東京女子大学)「19世紀末フランスにおけるマルサス主義、新マルサス主義、反マルサス主義」 討論者:出雲雅志(神奈川大学) 司会者:水田健(東日本国際大学)	奥田敬(甲南大学)「ジェノヴェージ(エコノミー・チヴィーレ)の生成」 米田昇平(下関市立大学)「ボワギルベールの自由主義経済学とその思想的源泉—ジャンセンスムとの関連をめぐって—」 原田哲史(四日市大学)「ユストゥス・メーザーの国家・経済思想」 討論者:大田一廣(阪南大学) 司会者:田村信一(北星学園大学)	2009.3.29版 於・慶應義塾大学 三田キャンパス
閉会挨拶(代表幹事)			
標準:30分発表、7分討論者コメント、3分返答、20分議論			

[懇親会]

中国飯店 三田店 03-3798-1381

108-0014 東京都港区芝 5-13-18 MTCビル 1F

○ 30日(土) 18時~20時に、中国飯店(大学から徒歩2分)にて懇親会【会費5,000円】を行います。出席の方は出欠の葉書でお申し込み下さい。

お詫び

先日、大会準備委員会から送付しましたプログラムの一部に誤記、脱落がありました。討論者・司会者の数名が脱落しているほか、古家弘幸会員のお名前に誤りがありました。題名の改訂などを含む最新版の内容は、本報告集を参照してください。謹んでお詫び申し上げます。

大会組織委員会 栗田啓子
大会準備委員会 池田幸弘

経済学史学会・大会報告集 第73回全国大会

2009年5月1日発行

編集：経済学史学会・大会組織委員会

[2008年度委員：池田幸弘（会場）、音無通宏、栗田啓子（委員長）、
小峯敦（報告集）、新村聡、松野尾裕、御崎加代子、水田健]

発行：経済学史学会（代表幹事 服部正治）

学会事務局：〒171-8501 東京都豊島区西池袋 3-34-1

立教大学経済学部 服部正治研究室

TEL: 03-3985-2287

FAX: 03-3985-4096

E-mail: hattorim@rikkyo.ac.jp

印刷：和泉出版印刷株式会社

〒594-0083 大阪府和泉市池上町4丁目2番-2 1

TEL : 0725-45-2360